

地 研 年 報

第17号

論 説

伊賀市農村地域の景観形成基準

ー農村地域における景観計画に関する基礎的研究ー

..... 岩田 俊二・中井 加代子 (1)

変化する韓国の労働市場

ーワーキングプア (Working Poor) の現状と法政策ー

..... 文 普玄 (123)

研究ノート

「生活科学」の対象および存在意義についての覚書

..... 南 有哲 (133)

近代マビキ慣行研究の方法的検討

ー三重県と茨城県・島根県の比較分析ー

..... 茂木 陽一 (141)

調 査

新入短大生の食生活に対する意識と行動について

..... 梅澤 真樹子 (159)

自動車リサイクル企業の現状と課題 (3)

ー埼玉県下2社に対する訪問調査記録ー 島内 高太 (177)

2011年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

2012年9月

三重短期大学地域問題研究所

伊賀市農村地域の景観形成基準

— 農村地域における景観計画に関する基礎的研究 —

岩田 俊二・中井 加代子

1 研究目的

景観法による景観計画は中心市街地のみならず周辺農村地域も対象としている。農村地域についての景観計画の先進的事例としては、滋賀県近江八幡市丸山地区が挙げられる。これは湖や集落の環境と漁業や葦栽培の生業による文化的景観地区として特筆できる地区の事例である。「文化的景観の定義」は文化財保護法第2条に「地域における人々の生活又は生業及び当該風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と定義されてる。この「地域における」という部分が重要で、名勝地のように国のレベルで高い評価を得ているということだけではなく、地域に残された固有のものを積極的に保護対象にしていこうということだが、実際は有名な所が指定されているようである。

しかし、一般的な農村地域の景観の特徴は何か、景観計画の計画課題は何かについて、周知されているとは言い難い。そこで、本研究は一般的な農村地域の景観計画を作成するための基礎的な計画資料を蓄積することを目的にしている。農村地域の景観の特徴は何か、景観形成のための課題は何かを伊賀市農村地域を対象に具体的に検討した。伊賀市は、合併前の上野市当時から景観条例を制定し、主に上野城下町の町並み保全を図ってきた。合併し伊賀市になるにともない、景観法による景観形成団体として認められ、景観計画を策定し全市的な景観形成計画を作成し、景観形成施策を講じようとしている。しかし、その施策の中心は上野市街地であり、周辺農村地域については景観形成基本方針の作成を行ったものの、具体的な新規の施策は講じられていない。農村地域の景観について、具体的、詳細な研究が立ち後れ、景観計画の必要性について認識されていないこともその原因であろう。

2 研究方法

(1) 対象地域

調査対象地域は研究室が伊賀市景観条例や伊賀市景観計画について調査していた経緯もあり、また、伊賀市上野城下町の景観計画に関する市民意向の調査研究をしたことがある伊賀市を選定し、その農村地域とした。対象の農村集落は伊賀市都市計画課と協議し、伊賀市内の次の3つの行政区（昭和30年合併以前の旧村）とした（図2-1）。

- ①種生地区 木津川の川上ダム予定地の川上流にあり、地区の変化に対応して種生区活性化計画推進委員会を作り住民による村づくり活動が活発な山間集落である（図2-2）。
- ②比自岐地区 盆地状の平坦地集落で稲作を中心に集落営農が盛んで、集团的土地利用による

集落営農の優秀地として表彰もされた（図 2-3）。

- ③古山地区 名張上野街道沿いの山裾集落で耕地は狭小で傾斜地に住居が位置するが、青蓮寺湖農業用水の通水により、台地の上を广大に畑地開墾した。名張街道沿いで住民による地産物市場を開設するなど住民自治協議会活動が盛んである（図 2-4）。

表 2-1 対象地区の人口等の状況

	総人口 ① 2012. 4. 30	65 歳以上 人口② 2012. 3. 31	総世帯数 2012. 3. 31	農家数 ③ 2010. 10	販売農家数 ④ 2010. 10	地区面積
種生地区	238	111 (0. 47)	86	44	25 (0. 57)	1350ha
比自岐地区	570	227 (0. 40)	189	158	83 (0. 53)	814ha
古山地区	871	317 (0. 36)	136	136	84 (0. 62)	1025ha

注 1：古山地区の 65 才以上人口、総世帯数は 2012.04.30 現在のデータ

注 2：（ ）内は②÷①及び④÷③

（2）研究方法

1）景観構成要素の分析

ア．景観構成要素の大分類

3 地区別に農村景観の構成要素を分析した。景観構成要素の大分類は次のように設定し、この大分類に基づき現地で写真撮影を行い（図 2-5）、撮影した写真から景観構成要素図（図 2-6）を起こし景観構成要素を分析した。

①農地・農業施設

②宅地

③生活環境施設

④道

⑤水・自然

⑥緑

⑦歴史

⑧人文

イ．遠近別景観シーン

上記の景観大分類に基づき撮影した写真（景観シーン）を次の 3 分類にした。ただし、この区分は撮影対象と撮影地点との距離により区分したが、厳格な基準はない。

①遠景（大景観）

②中景（中景観）

③近景（小景観）

ウ．1 シーンを前景、主景、背景に分解した景観構成要素

景観構成要素の組み合わせを分析するために 1 つのシーンを前景、主景、背景に分解し、そ

それぞれの景での景観構成要素を抽出し、対象地区における景観構成要素の組み合わせの特徴を
探った。この分析は住民アンケートに採用した景観シーンについてのみ行った。種生地区 29
シーン、比自岐地区 27 シーン、古山地区 18 シーン。

①前景における景観構成要素

②主景における景観構成要素

③背景における景観構成要素

2) 地区別の景観についての住民アンケート

景観構成要素の分析結果及び地区の区長さん等代表者との協議に基づき地区の特徴的で代表的な景観を設定し（種生地区 29 シーン、比自岐地区 27 シーン、古山地区 18 シーン）、その景観について 15 歳以上の住民の意向をアンケート調査した。設問は各々の景観シーンが地区の特徴を示しているかどうかについて判定する形式である。地区別に調査し、各地区 100 名程度の回答者を目標としたが、実際の回答者は種生地区 73 名、比自岐地区 85 名、古山地区 95 名であった。特徴的で代表的と思われる景観の設定は上記アの大分類を基本とした。

回答者の属性は次の通り。

①全体

②男女

③年齢・・・10 歳代～20 歳代，30 歳代～50 歳代，60 歳代～

④職業・・・農業，会社員，学生，その他

3) 地区別の景観について三重短大学生アンケート

上記住民アンケートと同じ景観について都市在住者の意向を探るため、三重短期大学生の意向をアンケート調査した。設問は各々の景観シーンが自分が考える農村景観のイメージと合っているかどうかについて判定する形式である。各地区重複せず 50 名程度の回答者を目標としたが、実際の回答者は種生地区 67 名、比自岐地区 48 名、古山地区 61 名であった。回答者の属性は次の通り。

①全体

②学生の実家の地理的な位置による属性

都市出身者・・・実家が市街地内にある

農村出身者・・・実家が市街地周辺以遠の農村地域にある

三重短大生の回答者の出身地は種生地区：農村出身 37 名，市街地出身 30 名，比自岐地区：農村出身 26 名，市街地出身 22 名，古山地区：農村出身 36 名，市街地出身 25 名であった。

4) パタンランゲージによる景観形成基準の作成

クリストファー・アレグサンダーが考案した「パタンランゲージによる環境計画指針」を応用し、各地区の景観形成基準を作成した。各地区の景観構成要素の分析結果，住民アンケート結果，三重短大生アンケート結果を総合的に検証し，各地区の景観パターンを設定し，各地区の住民代表者等との協議を経て，景観パターンキーワードを決定した。景観パターンキーワードにつ

いて、景観形成の課題と解決方法を検討した。概略の「景観形成のためのパタンランゲージ」が出来たところで、地元住民代表者等と内容を吟味し、修正の後、地区別の景観形成基準として、「景観形成のためのパタンランゲージ」を作成した。さらに3地区全体を統合調整し、「伊賀市農村景観形成のためのパタンランゲージ」の作成を試みた。

3 研究結果

(1) 景観構成要素

各地区ともに出現率の高い景観構成要素は、木、草、山の自然的要素である。これらの景観構成要素は農村地域では一般的、共通的な要素である。こうした一般的、共通的な要素の中に住宅、生活環境施設、道、水路等の人工的要素が埋没するようになっている。人工的要素の出現率は自然的要素に比較して多いとは言えない。

地区別に見ると、種生地区（表3-1）は山間地域なので、集落を囲む山、棚田の大きな法面の草、道が三大構成要素であり、遠景から中景、近景になるにつれて法面の草や棚田周囲の木々が細かく見えてくる。前景、主景、背景別の分析（表3-4）では、種生地区が山奥集落であるため、背景には必ず比較的標高の高い山が見えている。農地（水田）や住居がある居住地の周りは山で囲まれている。

比自岐地区（表3-2）は集居状の集落居住地（家）を中心に周囲の大面积の水田とさらに平坦部を取り囲む山が三大構成要素である。それらの構成要素が遠景、中景、近景により出現の仕方が変化する。前景、主景、背景別の分析（表3-5）では、ほとんどの景観大分類について、それらの背景には木（里山）が見えている。遠景、中景の背景は木（里山）であり、前景及び主景には必ず田が見える。比自岐の支配的な景観構成要素は木（里山）と田であると言える。

古山地区（表3-3）は谷筋の傾斜地にある集落なので、木々、道、家又は水田の四大景観構成要素となっている。遠景では木々、立地点の道、遠望できる家々のような景観であり、水田は小規模なためその他の景観構成要素に埋没し近景になるまで見えてこない。古山地区は山裾集落であるため、傾斜地に住居等建物と森が混在して位置している。そのため、主景と背景では景観構成要素が混在し、主景や背景別に景観構成要素の特徴が際立たない（表3-6）。背景は建物と森が混在して見える。山裾に住居と森が混在して位置し、谷間の比較的標高の低いところに水田が位置している。

(2) 景観アンケート

①種生地区

表3-7、資料4に示すように、ほぼ全員の住民が種生の景観として特徴のあるとしたものは、「里山の木が迫る宅地」、「ホタル水路（自然水路）」、「兼好塚（吉田兼好の庵の跡）」、「種生神社」、「常楽寺」、「兼好塚マップ」、「種生マップ（手作り農村公園にある）」、「旧博要小学校（現在は宿泊施設等の社会教育施設になっている）」、「ハーモニーフォレスト（ダム関連地域活性

化施設)」であり、設定し提示した景観シーンの中で多くある。一方、種生の景観として特徴があるとは挙げられなかったのは、「圃場整備田」、「農村公園」、「避難場所」、「桜の植林」、「アジサイ」、「手入れされている森林」、「道路関係の景観」等であり、農村景観を大きく変えたり、従来の農村にない新規施設であり有効利用されていないと思われるもの、現在の環境実態と異なるものなどである。「ハーモニーフォレスト」を除いて、農村に付加した様な施設や環境には否定的な意見となっている。

年代別には、60才以上が他の年代よりも「地区の特徴を示している」とする景観が多く、現状肯定的な景観認識である。30～50才台は60才以上の層とほぼ同じ景観認識であるが、「道」の景観の中で「地区の特徴を示している」と認識しているものは、「ダムの付け替え道路」のみ挙げていることが60才以上と異なる点である。10～20才台は「地区の特徴を示す景観」として、「歴史」、「人文」、「活性化施設」についての景観を挙げているが、農地、森林、居住地の景観には関心がない。

男女別の景観認識には大きな差異はない。職業別では、農業者は60才以上の層よりも多くの景観を「地区の特徴を示している」として挙げていて、景観認識では非常に現状肯定的である。会社員は30～50才台とほぼ同じ回答結果である。

三重短大生では、農村出身者と都市出身者とは大きく違わないが、都市出身者だけが「農村公園」、「窮屈そうな道」、「中山間地域整備事業石碑」を挙げた。都市出身者の農村地域に対する既成観念があるのではないかとと思われる。

②比自岐地区

表3-8、資料5に示すように、ほぼ全員の住民が特徴のある景観として挙げたのは、「集落前に広がる田んぼ」、「集落のまわりに広がる山地」、「比自岐神社」、「弘法大師の柿の木」、「清厳寺の看板」、「酒屋の蒸溜塔」であり、この地区が集落を囲む大面積の水田と平坦部を囲む山地が景観上の特徴であることを認識している。しかし、集落居住地（家）内の景観については、ほとんど無関心であると言える。

60才以上は「水田」、「水田に囲まれた集落」、農村整備による「集落排水センター」、「集落から伸びる農道」の他、「水」、「緑」、「歴史」、「人文」の景観等ほぼ全部の景観について、「地区の特徴を示している」と回答している。30～50才台は「道」と「緑」の景観について、「地区の特徴を示している」として多く挙げている。10～20才台は「農地（水田）」、「歴史」、「人文」の景観についてだけ、「地区の特徴を示している」景観として挙げており、他の年代よりも特徴を示しているとする景観の数が少ない。

男女別の回答パターンは同じである。職業別には、農業者と会社員とは同じような回答パターンであるが、会社員が「道路－幹線道路」、「集落から伸びる農道」、「集落排水センター」について、「地区の特徴を示す景観」として挙げなかったことが農業者とは異なる。これらの景観に示される施設は農業・農村整備事業で整備されたので、農業者には思いの深いものであるが、会社員にとってはそうではないことが分かる。「その他の職業」には主婦が多く含まれると思

われるが、この属性は山林等の緑の景観を「地区の特徴を示している」として挙げているのが他の職業別の属性と異なる点である。

三重短大生については、農村出身者と都市出身者とはほぼ同じ結果となったが、農村出身者だけが挙げた「農村景観のイメージにあっている景観」は、「公民館（特に変哲のない建物）」、「溜め池」であり、都市出身者よりもこれらの施設の生活的又は生産的な意味を知っていることの結果ではないかと思われる。

③古山地区

表 3-9、資料 6 に示すように、ほぼ全員の住民が挙げた地区の特徴を示す景観は、「小学校」、「山林に囲まれた集落」、「田守神社」、「吉田寺」であり、水田等の農地が挙がってこないのは谷筋の傾斜地に位置する集落の環境を示している。その他では、「山と田んぼとのせめぎ合いを示す景観」、「傾斜地の狭い道路に並ぶ家の景観」に共感が示されている。

10～20 才台と 60 才以上の層の回答パターンは同じで、両者の景観認識はほぼ同じである。すなわち、「農業・農業施設」、「生活環境施設」、「宅地・道」、「緑」、「歴史」、「人文」の景観について全般的に、「地区の特徴を示している」景観として挙げた。しかし、30～50 才台層は「宅地・道」の景観については、「地区の特徴を示す景観」として挙げていない。壮年層にとっては、狭く坂の集落道路や密集した宅地は交通上の問題として考えても、集落の特徴的な景観としては考えられないということではなかろうか。男女別の女性では、「狭い水田」、傾斜地にある「宅地・道」の景観を集落の特徴ある景観として挙げているのが特長である。女性は生活者として、現実の問題を直視しているのであろうか。

職業別には、農業者は「地区の特徴を示す景観」として挙げた景観は「農地」、「宅地・道」、「水環境」、「緑」の景観を中心に全般的であり、会社員やその他の属性よりも多く、現状肯定的な景観認識である。

三重短大生については、農村出身者と都市出身者とはかなり異なる結果が出た。農村出身者の意向は地元住民の意向とほぼ同じであり、回答者が現地に行かないのに同じ結果になったことは驚きである。都市出身者だけが挙げたのは、「集落」、「バス停（地元の手作り）」の景観、水環境関係の景観、「山や宅地が境界となっている狭い農地」の景観である。これらは農村出身者には取り立てて特別なものではなく、むしろ農村景観としては水準が高くないと映った一方で、都市出身者には農村のイメージを実感できるものと思われる。

④まとめ

地元住民や三重短大生のうち農村出身者は農村地域の実態を知っているので、農村の景観をかなり客観的に冷静に見ていることがわかる。すなわち、集落の地理的条件や支配的な土地利用を示す農村景観が地元住民から特徴ある景観として、また三重短大生のうち農村出身者から農村のイメージに合う景観として認識された。三重短大生のうち都市出身者は己の農村景観イメージに合う農村景観を制約無く幅広く挙げていている。前者をいわば「現実的な景観認識」とすると、後者をいわば「本質的な景観認識」と言えるかもしれない。

農村景観を問題にすると、「本質的な景観認識」が不適當であるとするのは容易には出来ないであろう。「現実的な景観認識」のみ取り上げるとすれば、景観形成の目標は低くなり景観保全や環境保全に留まりがちである。「本質的な景観認識」は農村地域の事情に疎く的確性にかけても新たな農村景観の形成への可能性を有している。今後、大変難しいが農村に期待される「本質的な景観認識」について吟味する研究も必要であり、その上で農村景観の形成は「現実的な景観認識」と「本質的な景観認識」をあわせて検討することから得られる新たな方針で臨む必要があるのではないか。

(3) パタンランゲージによる景観形成基準の検討

地区別に景観形成のキーワードを選択し、その前提条件、解決法、課題を検討したものが資料7、8、9である。3地区のキーワードを群としてまとめ、景観形成の基準として示したものが表3-10である。

表3-10からは次のように考察することが出来る。

大分類の「農地・農業施設」の景観形成のための課題は、減少・高齢化している農業者の確保が重要であり、獣害対策も大きな課題である。「宅地」の景観形成のためには農地景観を毀損しないような宅地景観の在り方が必要である。しかし、集落居住地内部の景観的統一性の確保のためには、土地利用や建築の自由が強く意識されている農村では強制力の弱い慣行としてのルールはあり得るが、新たなルールづくりが難しく個別の居住者の意志に委ねられるのが普通である。「生活環境施設」についての景観形成の課題は、施設の整備や維持管理について役所等公的部門と住民の協働、いわば中間セクターの強化が必要である。「道」についての景観形成の課題は、農村集落では広幅員の立派な道は望まれていないし、道が景観に及ぼす影響は大きいものの、施設としての道は所与のものとして受け止められ、能動的な景観形成方針を住民に求めるは難しい。「水」についての景観形成は水が景観としても、生産・生活のためにも無くてはならないものであるから、水環境の継続的な確保、水源としての山林等周辺環境の確保が課題である。「緑」の景観形成については、林地の維持管理が粗悪になっていることが恒常化し、そのような景観がいまや農村の緑の景観として一般化している。「緑」の景観形成のために林地等の維持管理の経済的、労力の困難の解決が課題である。「歴史」についての景観形成は、寺社を始めとする歴史的景観は農村の景観としては異論のないものであるが、そうした歴史的景観の維持のためには、神社仏閣など歴史遺産の維持管理を行う氏子檀家の人手不足が隘路になっている。歴史的景観の中でも木造建て旧小学校等公的施設の景観維持については博物館として再利用するなど公的部門の支援が特に重要である。「人文」についての景観維持は、個人的資産以外は住民の協働性によるところが大きい、祭りにしろ住民の減少が人文景観の維持に困難を来している。

総じて、農村地域の景観形成には、物的な基準づくりやルールづくりではなく、景観資源を維持あるいは形成するために人的資源の確保や人々の共同性の確保が大きな課題であることが

分かる。

謝辞

本研究は神奈川県真鶴町都市計画課，三重県県土整備部景観まちづくり課，三重県伊賀市建設部都市計画課，伊賀市青山支所産業振興課，伊賀市比自岐地区市民センター，伊賀市古山地区市民センター，種生・比自岐・古山地区の多くの地元の方々，三重短期大学学生に多大なご協力，ご参加を頂いて行いました。ここに，記して御礼申し上げます。

三重短期大学岩田ゼミ調査参加者

2008年度：佐脇静香・高橋容子・田中あさ美・中嶋里恵・布引 光・飯塚理沙・阪本有紀・

田中歩美・橋本真衣・脇山 茜・小川 愛・奥田晴香・小林 郁・林 歩美・

村田真希

2009年度：安藤紗輝・堤 愛理・常俊成治朗・山中勇人・太田紗稚・奥 由紀・川口尚子・

高橋美沙子・真弓枝理奈・福喜多友恵・古橋香里・山下三緒

2010年度：朝比奈里実・稲垣綾子・安藤小雪・徳田 唯・小川祐紀子・堀尾聡美

2011年度：井上恵理子・大東樹奈・高岡瑞季・西田文香・濱野季咲・川邊真里那・西 瞳

参考文献

- 1 『A VISION OF BRITAIN 英国の未来像 建築に関する考察』，プリンス・オブ・ウェールズ（チャールズ皇太子）著，出口保夫訳，東京書籍株式会社，1991年2月
- 2 『パタン・ランゲージ（環境設計の手引き）』，クリストファー・アレグサンダー著，平田翰那訳，鹿島出版会，1995年5月
- 3 『真鶴町まちづくり条例 美の基準 Design Code』，真鶴町，1998年5月
- 4 『農村における景観配慮の技術マニュアルーデザインコード活用手法ーー視点場設定手法ー』，農林水産省，2010年3月
- 5 『伊賀市景観計画』，伊賀市，2009年1月
- 6 『伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画』，伊賀市，2009年1月

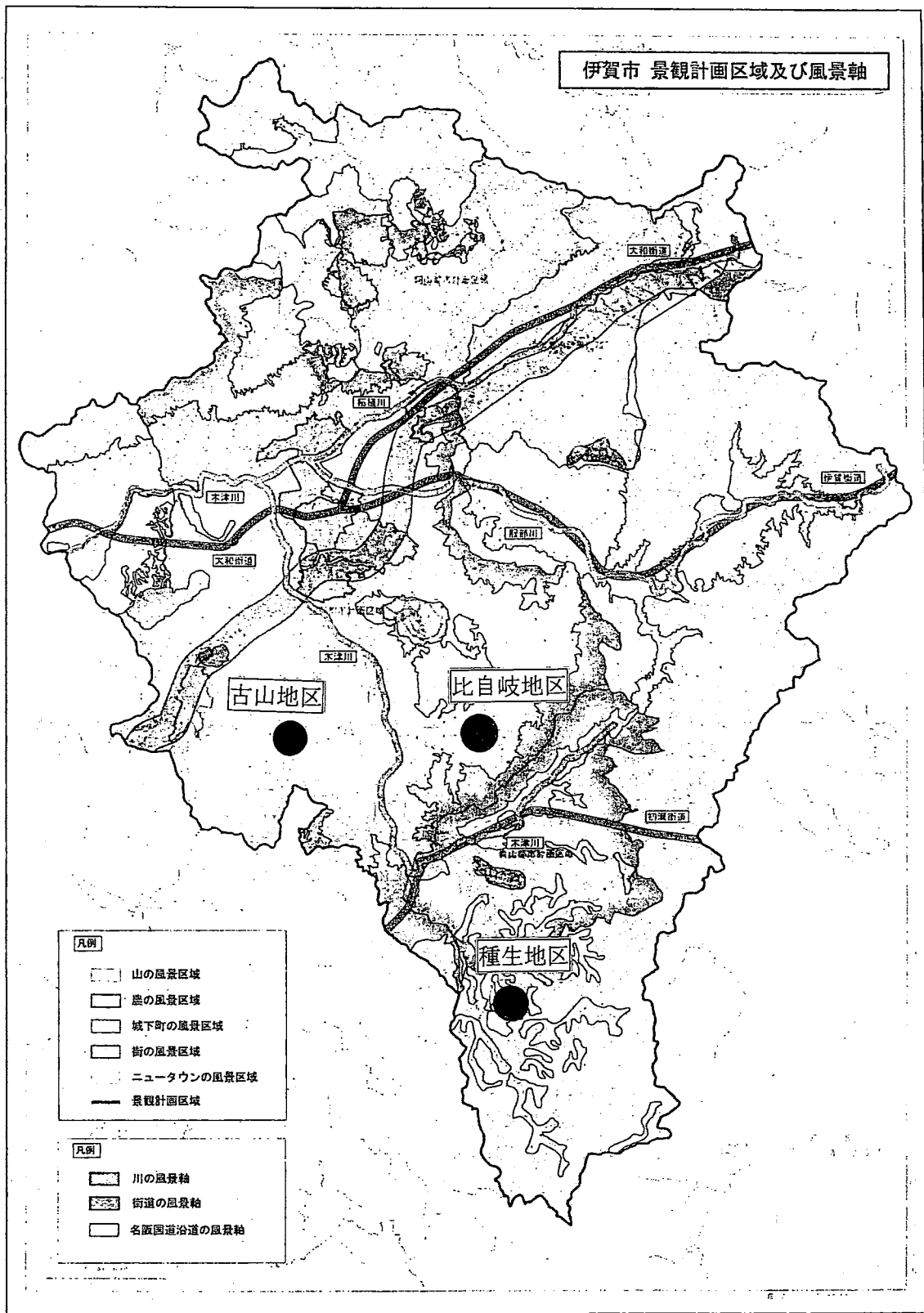


図 2-1 伊賀市における対象地区の位置

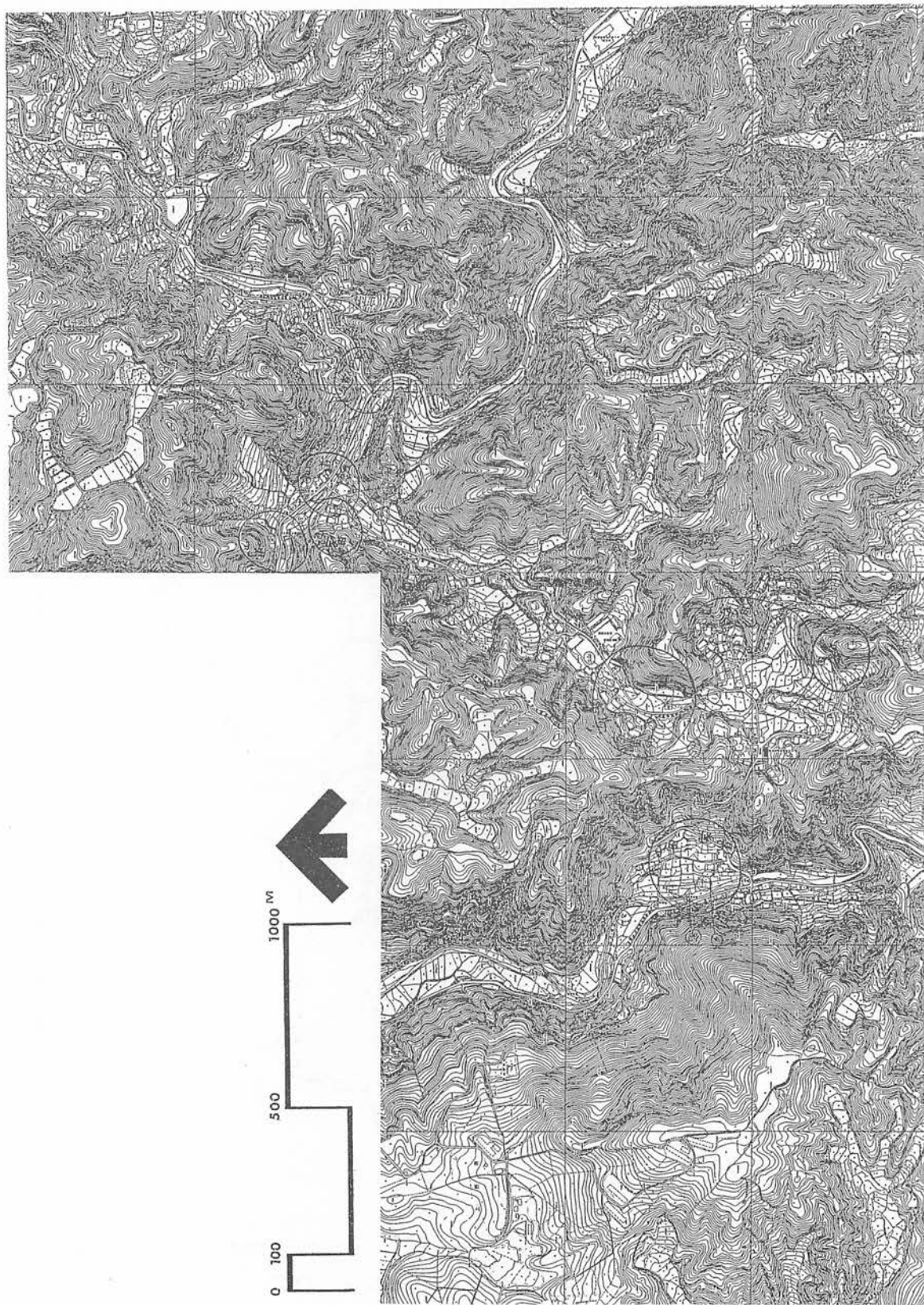
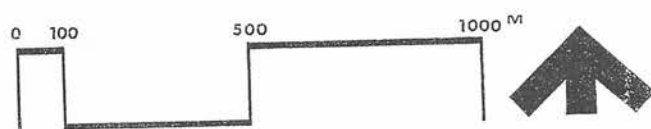


図 2-2 種生地区地形図



图 2-3 比自岐地区地形图



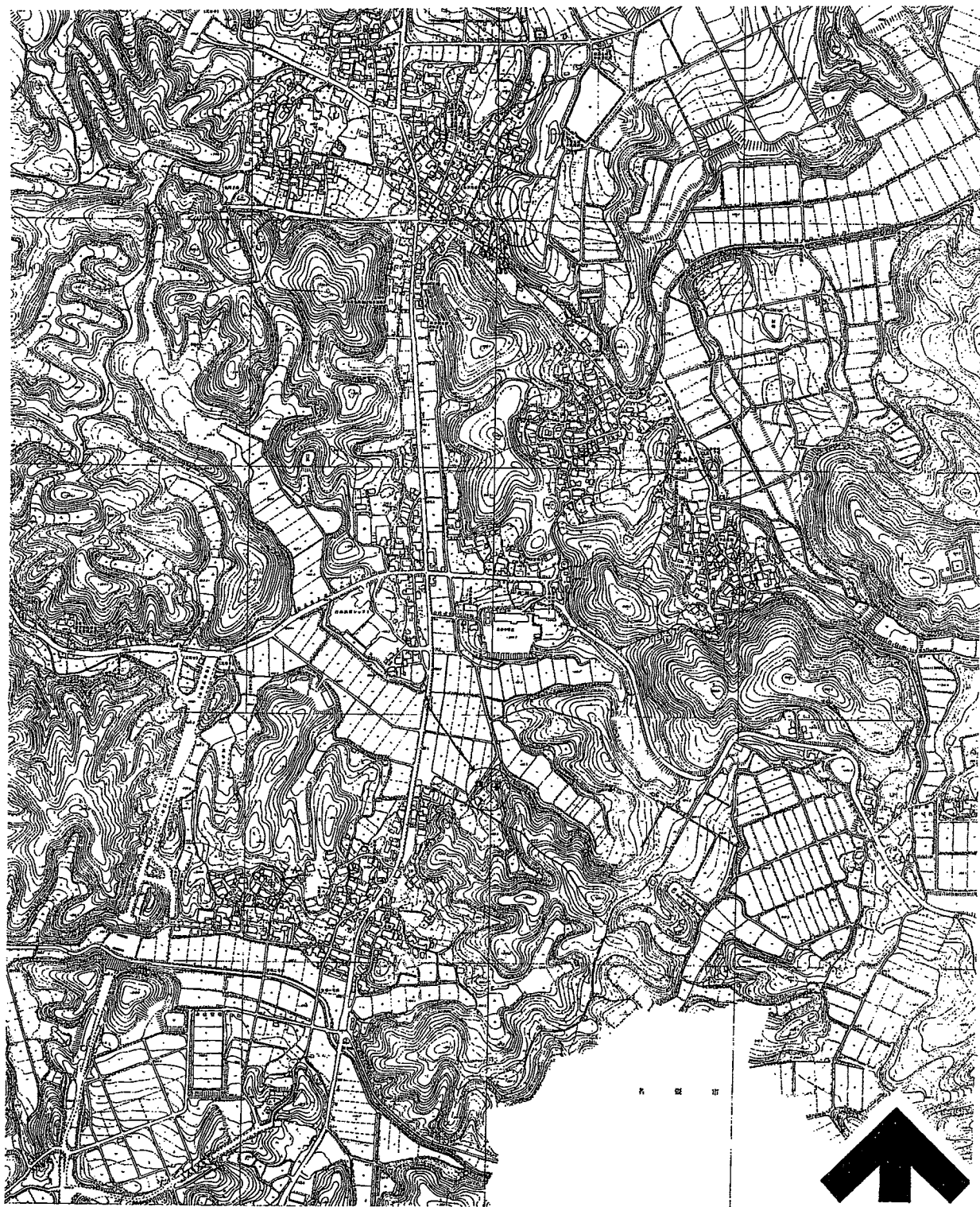
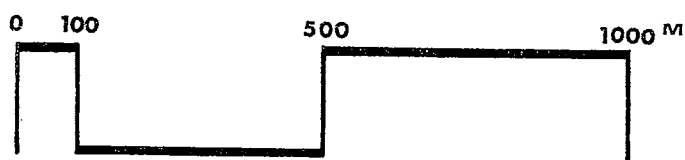


图 2-4 古山地区地形图



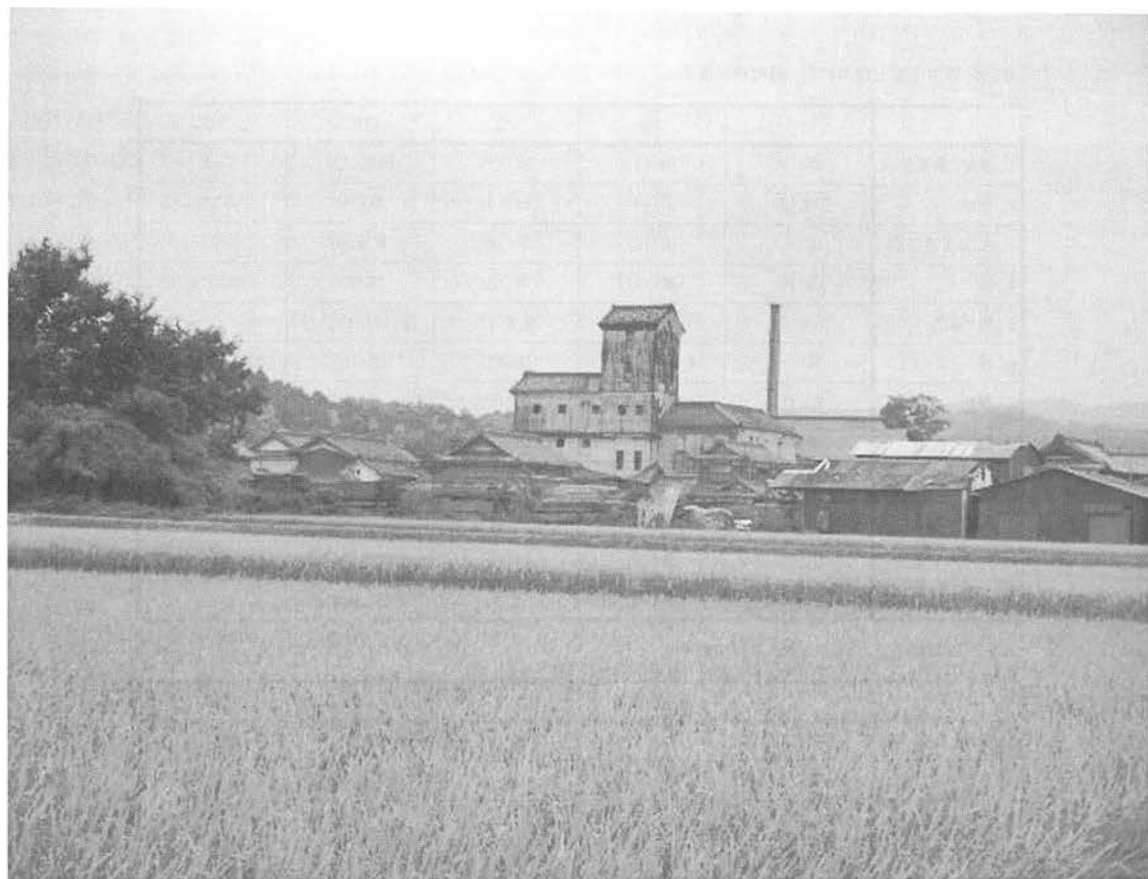


図 2-5 写真によるシーンの採取

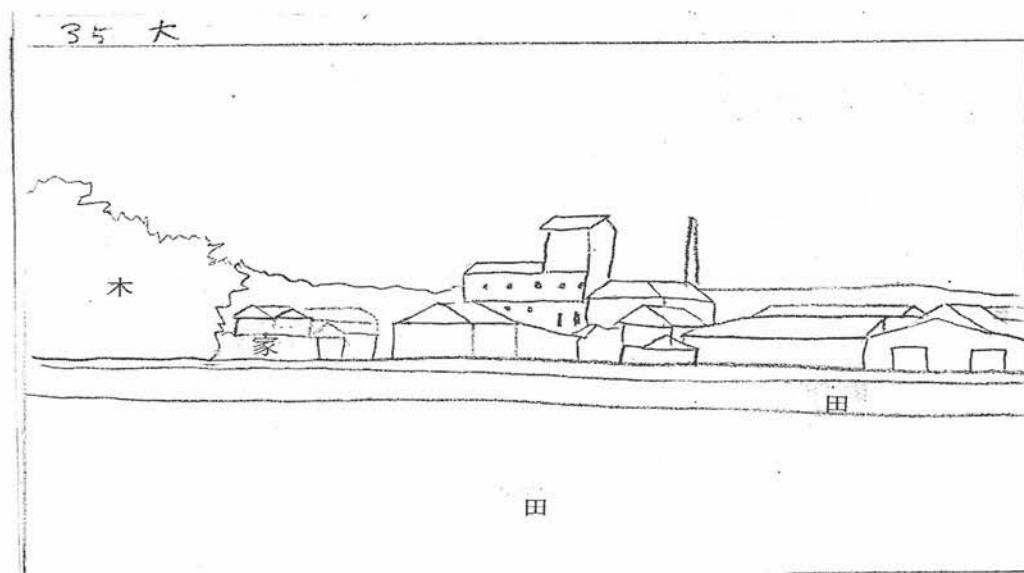


図 2-6 採取したシーンの景観構成要素の判定

表3-1 種生地区出現率の高い景観構成要素

	1位	2位	3位	4位	5位
1. 農地・農業施設	草(18)	山(17)	田(15)	住宅(12)	—
2. 宅地	住宅(29)	道(18)	山(15)	草(13)	木(11)
3. 生活環境施設	木(16)	山(12)	草(12)	看板(8)	住宅(6)
4. 道	山(20)	道(19)	草(19)	木(9)	擁壁(8)
5. 水・自然	川(20)	草(18)	擁壁(13)	道(11), 山(11)	
6. 緑	草(21)	あじさい(21)	道(15)	山(15)	住宅(12)
7. 歴史	木(22)	草(16)	神社(13)	道(6)	住宅(6)
8. 自然	草(20)	木(18)	山(16)	住宅(14)	ガードレール(11)
9. 人文	草(36)	看板(27)	道(9)木(9)山(9), 住宅(9)		
イ. 遠景(大景観)	山(21)	草(15)	道(14)	住宅(11), ガードレール(11)	
ロ. 中景(中景観)	山(20)	草(15)	道(13)	住宅(11)	木(10)
ハ. 近景(小景観)	草(21)	木(15)	道(9)	山(8), 住宅(8)	

表3-2 比叡地区出現率の高い景観構成要素

	1位	2位	3位	4位	5位
1. 農地・農業施設	木(18)	家(18)	田(15)	山(12)	畑(10)
2. 宅地	家(23)	木(22)	道(11)	恵比寿様(6), 蔵(6)	
3. 生活環境施設	山(13)	橋(13)	木(11)	学校(9)	—
4. 道	木(23)	家(16)	道(13)	山(6)	—
5. 水・自然	木(15)	草(15)	池(12)	田(9)	川(8)
6. 緑	木(24)	草(14)	畑(14)	看板(8), 家(8)	
7. 歴史	木(24)	家(9)	道(9)	石碑(5), 墓(5)	
8. 人文	家(14)	看板(11)	笑みの市(11)	小屋(11)	木(7)
イ. 遠景(大景観)	田(28)	山(15)	溝(12)	草(11)	家(9)
ロ. 中景(中景観)	木(24)	家(16)	田(3)	草(9)	山(8)
ハ. 近景(小景観)	木(20)	家(11)	道(7)	草(7)	池(6)

表3-3 古山地区出現率の高い景観構成要素

	1位	2位	3位	4位	5位
1. 農地・農業施設	田(19)	山(13)	草(13)	森(10)	木(8)
2. 宅地	木(34)	道(13)	草(8)	—	—
3. 生活環境施設	道(16)	草(16)	木(14)	家(5), 田(5)	
4. 道	木(30)	道(15)	草(9)	家(9)	—
5. 水	草(19)	ため池(15)	水(8)	山(8), 田(8)	
6. 緑	木(30)	森(15)	草(12)	水(9), 田(9)	
7. 歴史	木(35)	草(17)	山(7)	田(6), 道(6)	
8. 自然	木(27)	田(17)	草(13)	山(12)	森(7)
イ. 遠景(大景観)	木(27)	道(13)	家(7)	山(8), 草(8)	
ロ. 中景(中景観)	木(23)	草(16)	森(12)	田(11)	山(6)
ハ. 近景(小景観)	木(24)	道(12)	田(9)	草(9)	山(8)

表3-4 種生地区前景主景背景別出現率の高い景観構成要素

	前景	主景	背景
1. 農地・農業施設	草, ガードレール, 道	田, 草, 川	山, 住宅, 木
2. 宅地	道, 草, ガードレール	住宅, 道, 木	山
3. 生活環境施設	草, 道	草, 看板, 金網	山
4. 道	草, ガードレール	道	山
5. 水・自然	草, 石, 擁壁, 橋	川, 道	山, 住宅
6. 緑	草, 道	花, 草, 道	木
7. 歴史	道	神社, 草	木, 山, 擁壁
8. 自然	ガードレール, 道	木, ガードレール, 川, 草, 道	山, 田, 橋
9. 人文	草, 道	草, 看板	木, 山, 住宅, 電線
イ. 遠景(大景観)	ガードレール, 草, 道	田, 道, 川	山, 住宅
ロ. 中景(中景観)	草, 道	道, 草, 木, 住宅	山
ハ. 近景(小景観)	草	川, 道, 草, 住宅	

表3-5 比自岐地区前景主景背景別出現率の高い景観構成要素

	前景	主景	背景
1. 農地・農業施設	田, 畑, 草むら, 道	田, 畑, 民家	木(里山), 民家
2. 宅地	道	民家	木(里山)
3. 生活環境施設	橋, 道, 木	公共施設, 橋, 川	木(里山)
4. 道	—	道, 田, 草むら, 民家	木(里山)
5. 水	草むら	池, 川, 草むら	木(里山)
6. 緑	草むら, 看板	草むら, 木	木(里山)
7. 歴史	—	木, 草むら, 民家	寺・神社, 木
8. 自然	草むら	池, 川, 草むら	木(里山)
9. 人文	—	看板, 草むら	木, 民家
イ. 遠景(大景観)	道, 田,	田	木(里山)
ロ. 中景(中景観)	道, 草むら, 田	民家, 木, 田	木(里山), 民家
ハ. 近景(小景観)	道, 草むら	民家, 寺・神社, 看板	木(里山), 民家

表3-6 古山地区前景主景背景別出現率の高い景観構成要素

	前景	主景	背景
1. 農地・農業施設	草	田, ビニルハウス	森, 建物
2. 宅地	木, 建物	建物, 道	森, 建物, 木
3. 生活環境施設	道	建物	建物, 森, 木
4. 道	草	道, 建物	建物, 森, 木
5. 水	道, 草	ため池, 川, 田	建物, 林, 田, 森, 草
6. 緑	草, 木	建物, 草	森, 木, 建物, 草
7. 歴史	木, 道, 草	石碑, 建物	建物, 森, 林
8. 自然	草, 道, 木	田, 道, 草, 建物	山, 建物, 森, 林, 木
イ. 遠景(大景観)	草, 森	建物, 道	建物, 森
ロ. 中景(中景観)	草, 道	田, 建物	森, 建物
ハ. 近景(小景観)	草, 道	建物, 田	建物, 森, 田

表3-7 景観アンケートにおいて「地区の特徴を示している(地元住民向け)」及び「農村のイメージ」の回答率が全設問全選択肢の平均以上の設問

景観区分		地元住民(43%以上)								三重短大生(47%以上)				
		全体	10～20才台	30～50才台	60才以上	男	女	会社員	農業者	学生	その他職業	全体	農村出身	都市出身
1. 農業・農業施設	1-1 棚田	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○
	1-2 ほ場整備田											○	○	○
	1-3 ほ場整備田								○			○	○	○
2. 宅地	2-1 宅地	○		○	○	○		○	○		○			
	2-2 木が迫る宅地	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	2-3 竹藪が迫る宅地	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
3. 生活環境施設	3-1 集会所	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	3-2 農村公園								○			○		○
	3-3 遊楽所													
4. 水環境	4-1 木タム水路(整備済)	○	○		○	○		○			○	○	○	○
	4-2 ポタム水路(自然水路)	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	4-3 ため池	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
5. 緑	5-1 植林(桜)								○					
	5-2 あじさい											○	○	○
	5-3 手入れされている森林								○				○	
6. 歴史	5-4 手入れされていない森林	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○
	6-1 兼好塚	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	6-2 種生神社	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
7. 道	6-3 常楽寺	○	○	○	○	○	○	○	○					
	7-1 農道											○	○	○
	7-2 枝道				○				○					
8. 人文	7-3 本通り				○	○	○	○	○		○			
	7-4 窮屈そうな道				○				○					○
	7-5 ダムの付け替え道路			○	○	○	○	○	○					
9. 活性化施設	8-1 氏師兼好塚マップ	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	8-2 種生マップ	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	8-3 中山間地域整備事業石碑											○		
	9-1 ハーモニーファレスト	○	○	○	○		○	○	○		○			
	9-2 旧博愛小学校	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	

表3-8 景観アンケートにおいて「地区の特徴を示している(地元住民向け)」及び「農村のイメージにある(三重短大生向け)」の回答率が全設問全選択肢の平均以上の設問 比自岐地区

景観区分		地元住民(回答率40%以上)							三賢短大生(回答率50%以上)					
		全体	10～20才台	30～50才台	60才以上	男	女	金社員	農業者	学生	その他職業	全体	農村出身	都市出身
1. 農業・農業施設	1-1 集落前に広がる田んぼ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1-2 山裾間に広がる田んぼ	○		○			○	○		○		○	○	○
	1-3 畑									○		○	○	○
	2-1 畑のある宅地										○			
2. 宅地	2-2 集落													
	2-3 田んぼに囲まれる集落	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	3-1 小学校			○		○		○						
	3-2 公民館									○			○	
3. 生活環境施設	3-3 集落排水センター	○		○	○	○	○	○	○					
	4-1 幹線道路													
	4-2 集落から伸びる農道				○				○			○	○	○
	4-3 集落内の曲がりくねった道路											○	○	○
5. 水	5-1 浅川ダム	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	5-2 比自岐川とあいにく橋													
	5-3 酒め池			○	○			○	○			○	○	
	6-1 集落の周りに広がる山地	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 緑	6-2 平地からみた山林				○		○				○	○	○	○
	6-3 農道と山				○					○		○	○	○
	7-1 比自岐神社	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	7-2 石碑	○		○	○		○	○	○					
7. 歴史	7-3 台風で折れた御神木	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
	8-1 実みの市の看板			○		○		○			○			
	8-2 弘法大師の楠の木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	8-3 杉玉													
8. 人文	8-4 清蔵寺の石仏	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	8-5 清蔵寺の看板	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	8-6 酒屋の落雁塔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

表3-9 景観アンケートにおいて「地区の特徴を示している(地元住民向け)」及び「農村のイメージにある(三重短大生向け)」の回答率が全設問全選択肢の平均以上の設問 古山地区

景観区分	地元住民(回答率36%以上)						三重短大生(回答率40%以上)					
	全体	10～20才台	30～50才台	60才以上	男	女	全社員	農業者	その他職業	全体	農村出身	都市出身
1. 農業・農業施設	1-1 山や宅地が境界となっている狭い水田					○		○		○		○
	1-2 山が境界となっている水田	○	○	○		○	○		○	○	○	○
	1-3 ビニルハウスとダリア(關柏地区)			○	○							
2. 宅地・道	2-1 集落			○		○		○				○
	狭い道と住宅	○	○	○	○	○		○				
	2-3 傾斜の道と住宅	○	○	○	○	○		○		○		
3. 生活環境施設	3-1 公民館											
	3-2 小学校	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	3-3 バス停		○									○
4. 水環境	4-1 水環境(1)							○				○
	4-2 水環境(2)							○		○		○
	4-3 ため池							○				○
5. 緑	5-1 山林に囲まれた集落	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5-2 シンボルツリー											
	5-3 林							○				
6. 歴史・人文	6-1 田守神社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6-2 石垣のある寺	○	○	○	○	○	○			○	○	
	6-3 吉田寺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表3.10 3地区全体として見た場合の景観形成基準

大分類	景観形成	キーワード	前提条件	解決法	課題
農地・農業施設	地区のほとんどもとを占め、地区の景観を要する要素として重要である。人があるところ、地域住民の生活の中心となっている。	農業活動	昔から農業が盛んな地域。花や果物などの栽培をする。	市場拡大のために大型に作物を生産して特産物を作る。	この地域の気候に合った特産物を作る。
		畑・田んぼ ビニールハウス	農業活動が盛んな地域の特徴を表している。	これからの世代に代々受け継いでいく。	若い人手が不足している。
		棚田	現在ほど少ないが、棚田は産出地区の特徴。減少している。	事業で農業用機械の貸し出しを行う。	棚田に適した、高齢者でも使いやすい農業用機械の開発。
		遊林地・稲作放棄地	使われず遊んでいる土地。	将来的に活用できるようにする。	整備しても何に使うか問題。
		集落前 山地間に広がる田んぼ	農業が盛っている中、村では盛んに農業が行われ、この広い緑の中で様々な作物が育てられている。	地区内で協力して、農村の景観整備を保持すること。	まだ法人に所属していない住民に呼びかけ、できるだけ多くの住民が協力できるようにすること。
		桑山子・桐	集落のあちこちにある畑を、サルやイノシシ、シカなどから守る。	特にサルの被害が問題となっているため、サル対策をしっかりと行うこと。	柵の強化。
		狭い住宅地	自然とうまく共存する。	地形を把握しておく。	地盤対策。
		屋敷の石垣	傾斜が多いために必要。建物と道の境界線。	風化を防ぐ。	保護していく。
		蔵	昔ながらの蔵によく見られ、倉庫として蔵具などを収容してある。	お年寄りを使いやすくする。	バリアフリー化。壁で替える。
		屋根（赤褐色）	屋根が赤褐色でトタンが特徴。	修復する。	様式を残す。
宅地	古くからの家屋が多く、景観にまともまりがある。地域全体に、自然の景観を壊さないようにする。集約的に住宅が存在すること、人々と協力し合い生活を行う。	密居集落	田んぼに囲まれ、緑が多い。	景観を保つ。	家の景観を統一する。
		堀のある家	昔ながらの家で農村の景観になじんでいる。田んぼに囲まれ緑が多い。	住宅の維持・管理。	住民がそれを把握し建設時に立ち会うことで集落全体で景観をまもる。
		七福神	家によって景観が違い、表情によって家が変わるとされている。	貴重なもので、残していく。	このような日本特有のものをこれからも保全していくこと。
		行政センター	コミュニケーションを図る場所として使用する。	バリアフリー化を行う。地域の人々が気軽に訪れることができる場所にする。	住民参加型のイベントや行事を開催する。
		集会所	住民が集まるのに利便性がよく利用度も高い。	木々や室内の手入れ、清掃を行う。	利用度の維持や緑地の整備をする。
		小学校	地域の人も使っている。	コミュニケーションの充実を図る場として利用。	廃校になった後の維持管理。

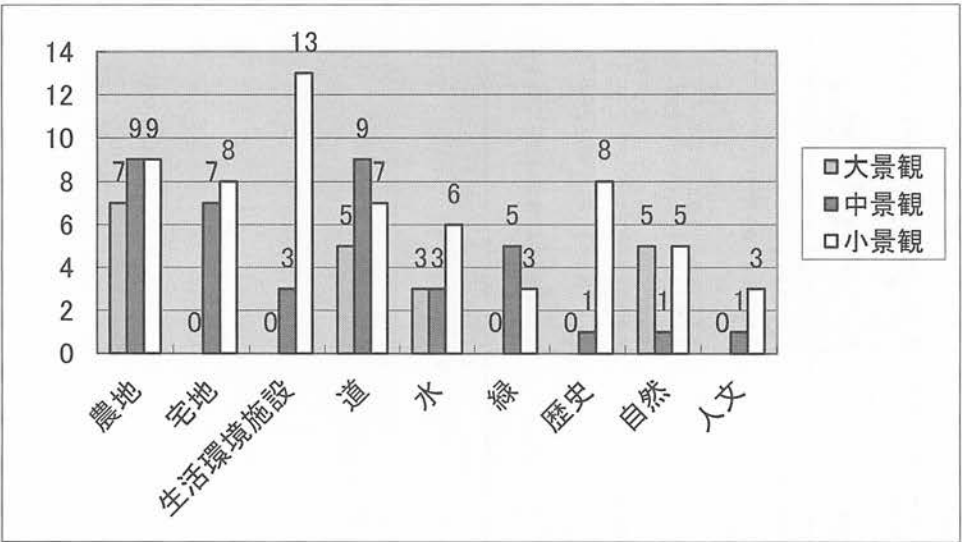
生活環境施設	住民の生活を支えるための施設。 人が多く集まり、地域の中心地であること。	バス停	高齢者の多い順生と青山駅とをつなぐ、住民にとって貴重な交通手段である。	順生の風景に合っている建築物の一つなので残していこうとすること。	必要であるならば、外観を加さない程度の補修。
		集落排水センター	集落の生活に直接関係付いた施設。	協力して維持・管理を行う。	溝掃・点検を続けていき、良い環境を保つ。
道	移動に必要。施設や住宅、集落同士を結んでいる。住宅間では狭い道が多い。通行しやすく、安全で最短距離で移動できることが好まれる。	滝川ダム	地区の大切な水資源として重要視されている。	現状維持し、大切に利用していくこと。	溝掃・点検を続けていき、良い環境を保つ。
		ハーモニープオレスト	活性化につながる手段としては使えるが、住民の意識がどこまで活性化するかにかかっている。	十分に活用されきっていないこと。	住民の意識の促進を図るためにイベントを増やす。
		狭い道	現在は舗装されているが、昔のままの道が多く残されている。	車の対向ができないので改良する必要がある。	住民にとっての生活は不便。
		傾斜の道	山なので、急な傾斜の道がよく見られる。	傾斜が多いので途中にベンチを設ける。	急な道なので、途中に休憩場所を設ける。
		農道	農作業をしやすくするための道。	農業用機械が通りやすいように現状維持を前提とした整備。	定期的な草刈。
		ガードレール	山間部では景観を損さないため茶色にするか考えがある。	白いガードレールは作らない。	ガードレールの整備
		橋	行楽センターの隣の橋でホテルを御着し、放流している。	川とそこに棲む生物の保全を行う。	生き物がすくしやすい環境を整える。
		幹線道路	街につながるための県道。 交通手段として必要である。	見通しを良くするための対策を講ずる。	安全な信号・標識を検討する。
		在所道	坂道、曲がりくねった道が多い。	狭い道の景観を保つ。	整備の必要性。
		ホテル水路	毎年他地域から観光客が来る。	村づくりの関心を高める。	水路の整備。
水	人、農業、生物などすべてのものにとって生活していくうえで必要不可欠。	ため池・ポンプ場・用水路	農業用水かつ防排水用として使用されている。	きれいな水を保つ。	現状維持しつつ、新たな水路を開発する。
		川	河川の傾に桜を植え、将来的に緑並木にしようとしている。	整備されているのは良いことであるが、地域の特徴のひとつであるあじさいなどが植えられていないこと。	定期的な川周りの整備。
緑	農村地域ではよく見られるが、市街地でも最近ではよくみられる。緑が多いと自然豊かな印象を受ける。農村景観には大切な要素である。	ダリア	キク属の多年生草本。休耕地に囲えて、畑をイモとして栽培している。	ダリア栽培を続けていく。	地区の特産として普及させる。
		里山の林	樹木の密集している林。	自然との共存が大切。	このまま維持していく。
		あじさい	あじさい畑は他地区でも取り組みを進めている。シシカがあじさいの新芽やツツジなどをエサとして食べてしまうのが問題。	人の目につく所にもあじさいを植えること。	現状維持・管理。 シシカせんべいなどでシシカの興味をあじさいから遠ざらす。
		神社	地域住民に大切にされていて、祭りなどの行事が定期的に開催されている。	地域が盛況で盛り返している。	住民が協力してたくさんの方が訪れたいと思うような祭りをする。
		寺	整備・修理・定期的な清掃が行われている。	これからも保つていく必要がある。	定期的な整備・修理・清掃を続ける。

歴史	古くから地域住民に大切にされてきたもの。地域の特徴でもある。景観としては、古風な雰囲気が出ています。	御神木	立派なシンボルで、多目的公園になっている。	森を復活させる。	住民が協力して維持・管理を行う。
		夕郎柿	真っ直ぐと伸び、存在感がある。	地域にとって重要な木である。	満開を怠らない。
		旧小中学校	古い校舎が残り地区の昔からの面影が浮かび、郷土の歴史であり特徴である。	これからも残していくべきである。	町並み建造を取り入れる。
		集好塚	他にはない郷土の史蹟であり、歴史の古い地区を表している。住民の関心も高い。	手入れを定期的にを行うこと。	定期的に地域の住民たちで草刈りなどの清掃活動を行う。
		自家用の畑	家の敷地で栽培しているもので、すぐに活用している。	続けていくことが大切。	廃さなくさないこと。
人文	住民がその地域で地域の活性化のために創り出し、住民同士で協力しながら続けていくもの。その地域の様子がうかがえる。	市場	農業の活性化に繋がっている。	他地域の人にも来てもらえるようにする。	人を集める。
		蒸留塔	集落内の建物の中で際立って高く、存在感があり遠くからでも目にとまる。	地域の美しい景観作りに貢献すること。	景観を崩さず、地蔵対策を考える。
		農村公園	子供がいないため当初考えていた緑な子供の遊び場にならなかった。	生い茂っている草や芝生の手入れを定期的にを行い利用しやすい公園を目指す。	ハーゴラと芝生の定期的な整備。
		祭り	美しい景観を守るために地域の人々が協力して開催。	訪問者を増やす。	地区の宣伝をし、住民が協力して制作を行っていく。
		マップ	集会所の近くにあり郷土の地区やスポットを記している。	マスコミや観光客の目につく。	マスコミや観光客の目につくように制作を一緒に考えてもらう。

資料1 種生地区景観構成要素分析

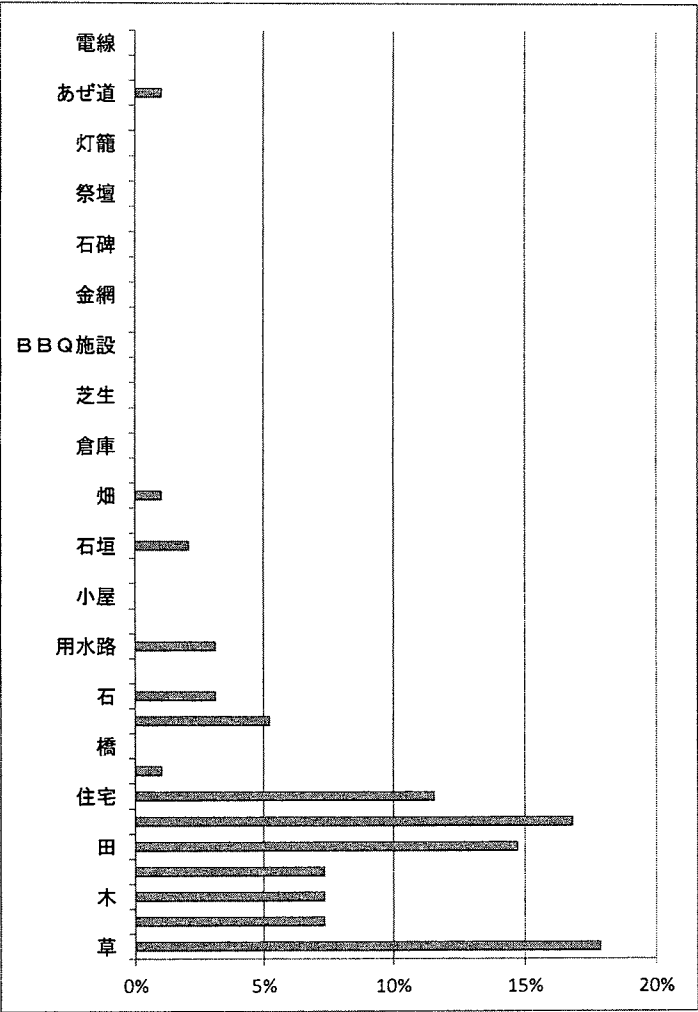
1.景観シーン数

種生地区	大景観	中景観	小景観	合計
農地	7	9	9	25
宅地	0	7	8	15
生活環境施設	0	3	13	16
道	5	9	7	21
水	3	3	6	12
緑	0	5	3	8
歴史	0	1	8	9
自然	5	1	5	11
人文	0	1	3	4
合計	20	39	62	121



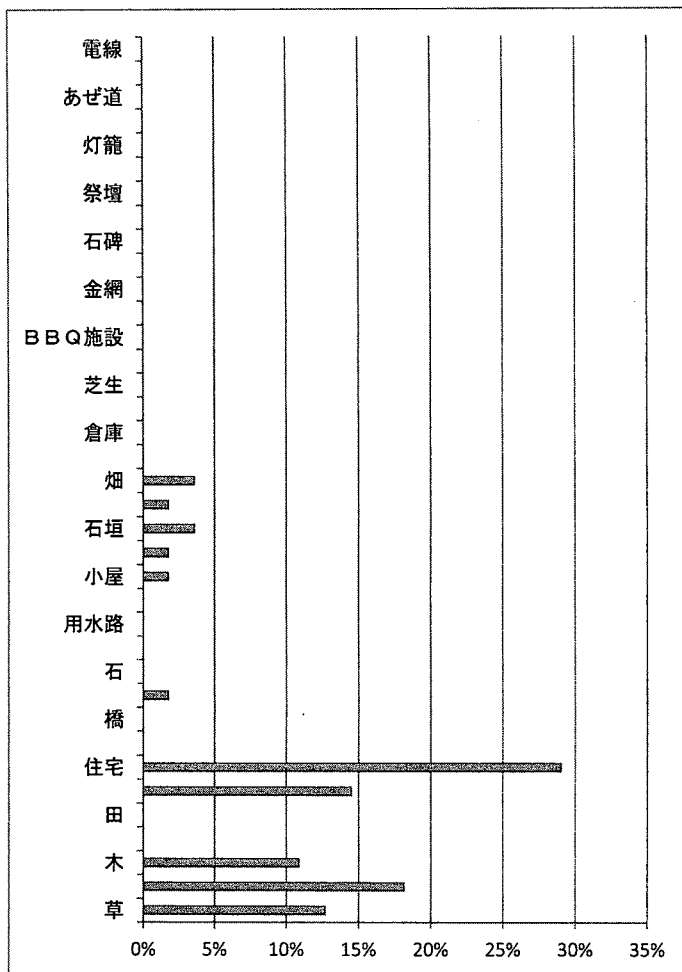
2.「農地・農業施設」の景観構成要素

	合計	割合
草	17	18%
道	7	7%
木	7	7%
川	7	7%
田	14	15%
山	16	17%
住宅	11	12%
擁壁	1	1%
橋	0	0%
ガードレール	5	5%
石	3	3%
階段	0	0%
用水路	3	3%
看板	0	0%
小屋	0	0%
あじさい	0	0%
石垣	2	2%
駐車場	0	0%
畑	1	1%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	1	1%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	95	100%



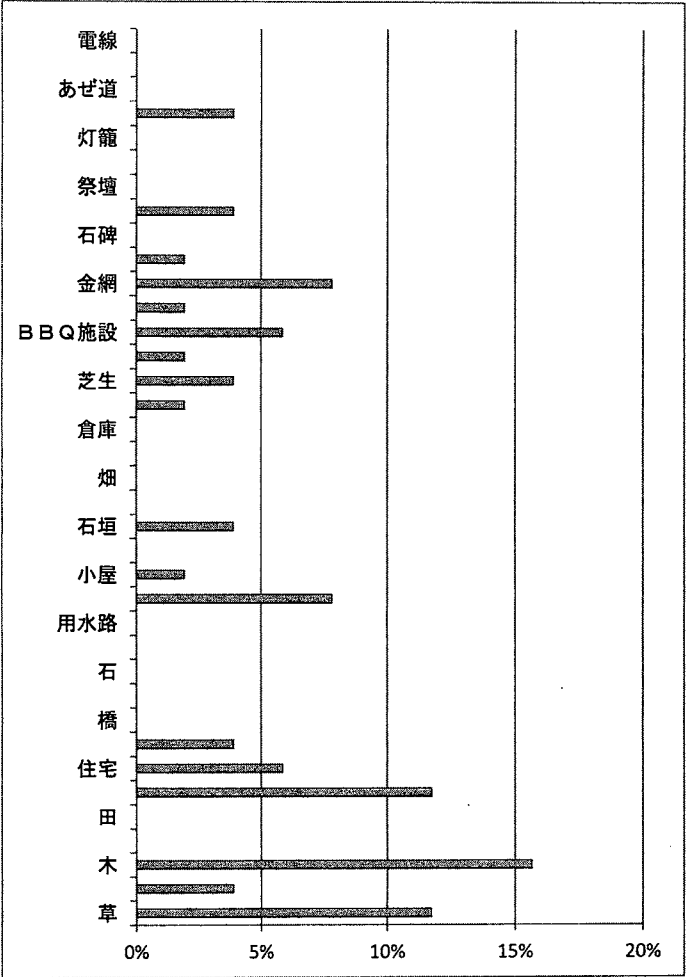
3.「宅地」の景観構成要素

	合計	割合
草	7	13%
道	10	18%
木	6	11%
川	0	0%
田	0	0%
山	8	15%
住宅	16	29%
擁壁	0	0%
橋	0	0%
ガートレール	1	2%
石	0	0%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	0	0%
小屋	1	2%
あじさい	1	2%
石垣	2	4%
駐車場	1	2%
畑	2	4%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	55	100%



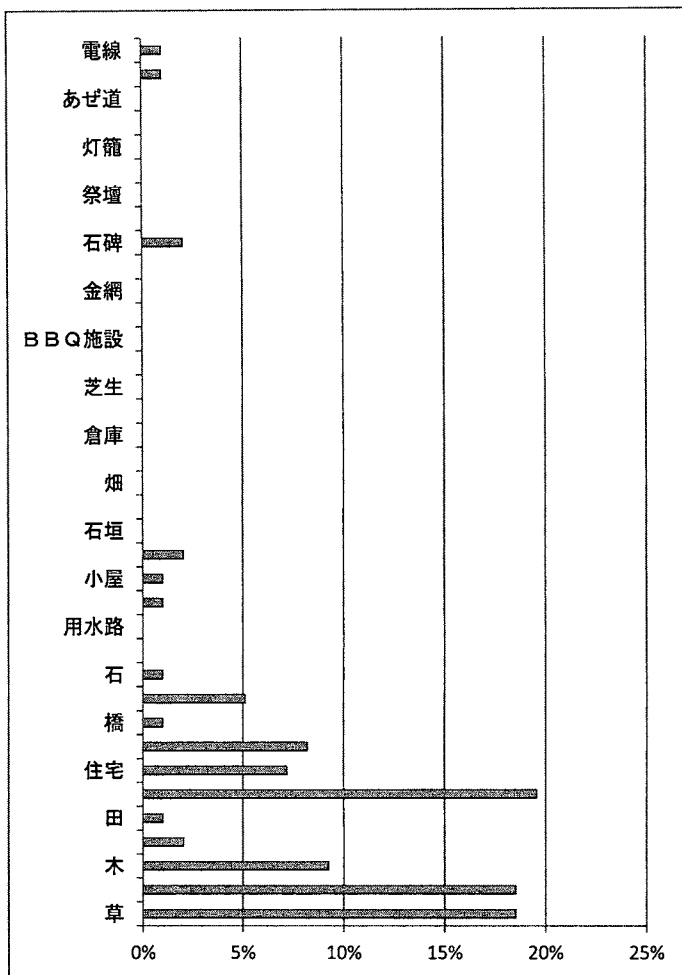
4. 「生活環境施設」の景観構成要素

	合計	割合
草	6	12%
道	2	4%
木	8	16%
川	0	0%
田	0	0%
山	6	12%
住宅	3	6%
擁壁	2	4%
橋	0	0%
ガードレール	0	0%
石	0	0%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	4	8%
小屋	1	2%
あじさい	0	0%
石垣	2	4%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	1	2%
芝生	2	4%
運動場	1	2%
BBQ施設	3	6%
砂利	1	2%
金網	4	8%
コンクリート	1	2%
石碑	0	0%
バス停	2	4%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	2	4%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	51	100%



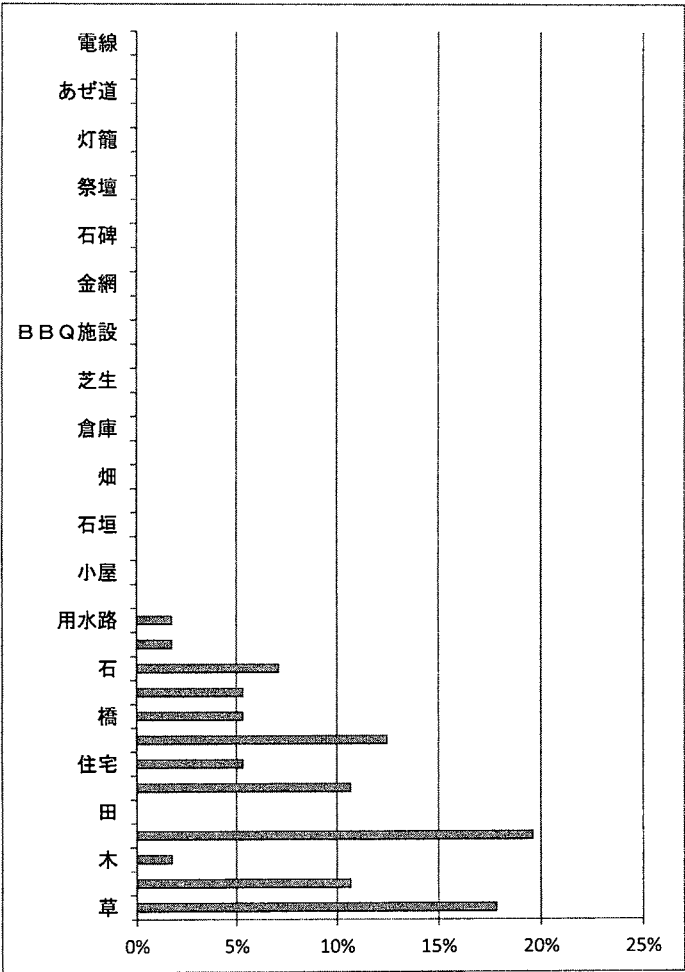
5.「道」の景観構成要素

	合計	割合
草	18	19%
道	18	19%
木	9	9%
川	2	2%
田	1	1%
山	19	20%
住宅	7	7%
擁壁	8	8%
橋	1	1%
ガードレール	5	5%
石	1	1%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	1	1%
小屋	1	1%
あじさい	2	2%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	2	2%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	1	1%
電線	1	1%
合計	97	100%



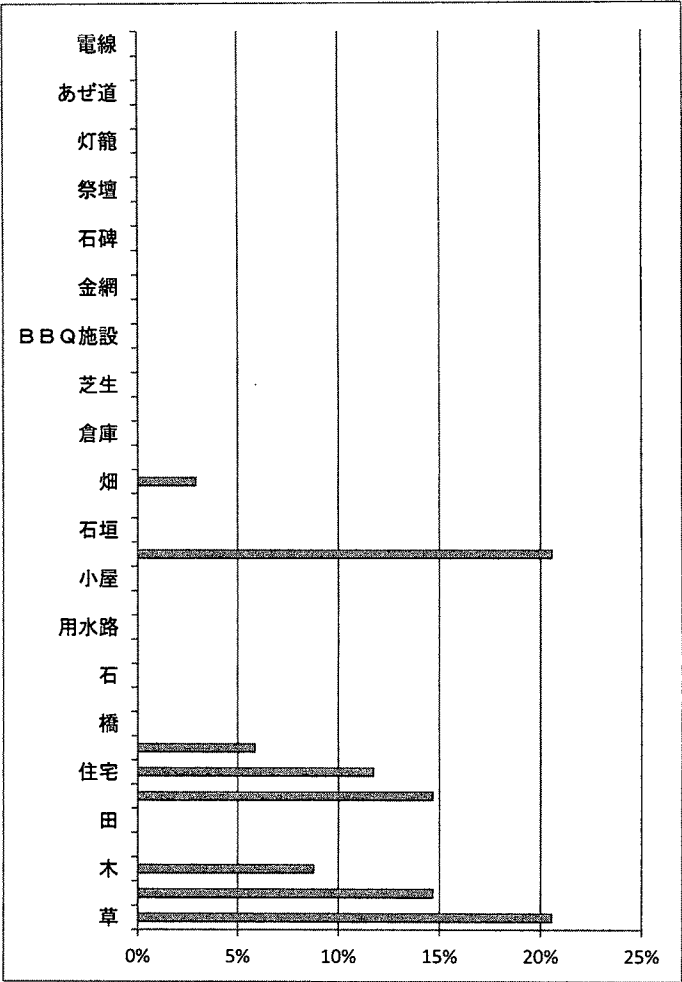
6.「水」の景観構成要素

	合計	割合
草	10	18%
道	6	11%
木	1	2%
川	11	20%
田	0	0%
山	6	11%
住宅	3	5%
擁壁	7	13%
橋	3	5%
ガードレール	3	5%
石	4	7%
階段	1	2%
用水路	1	2%
看板	0	0%
小屋	0	0%
あじさい	0	0%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	56	100%



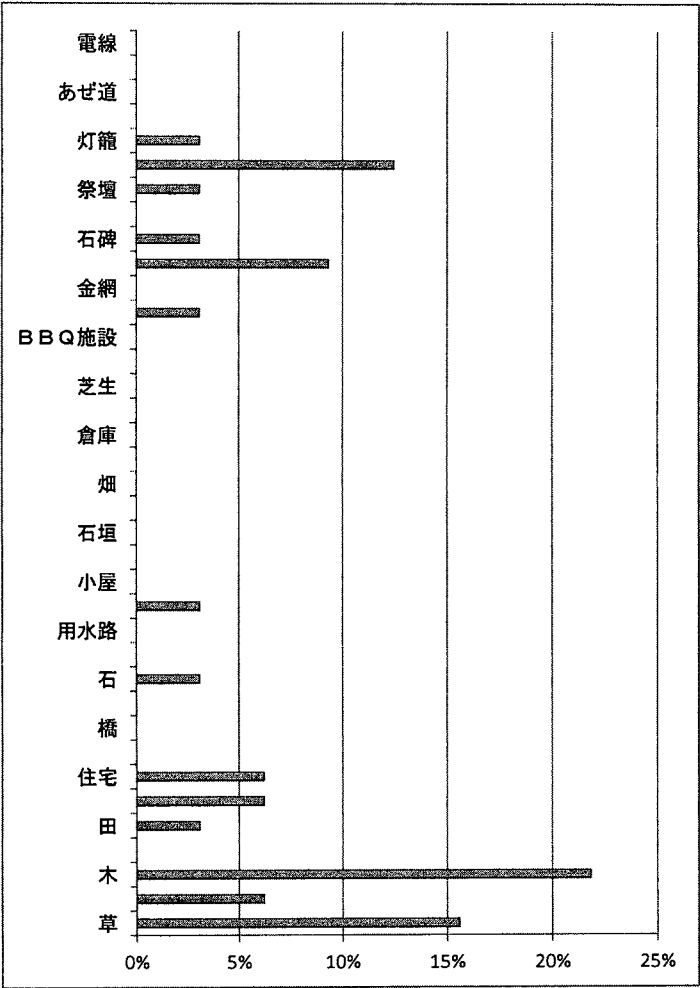
7.「緑」の景観構成要素

	合計	割合
草	7	21%
道	5	15%
木	3	9%
川	0	0%
田	0	0%
山	5	15%
住宅	4	12%
擁壁	2	6%
橋	0	0%
ガードレール	0	0%
石	0	0%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	0	0%
小屋	0	0%
あじさい	7	21%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	1	3%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	34	100%



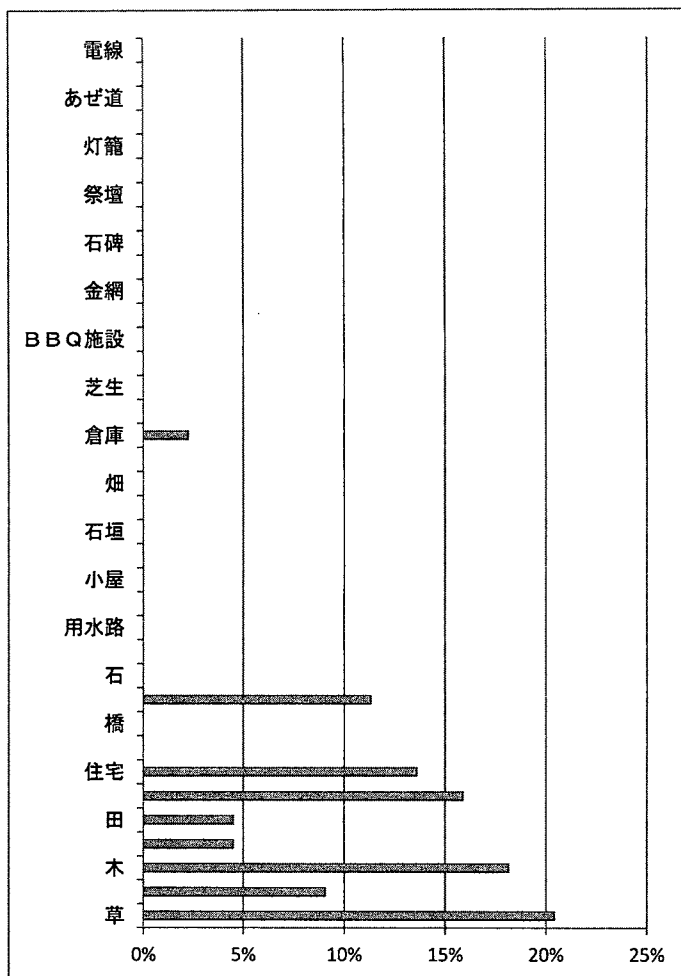
8.「歴史」の景観構成要素

	合計	割合
草	5	16%
道	2	6%
木	7	22%
川	0	0%
田	1	3%
山	2	6%
住宅	2	6%
擁壁	0	0%
橋	0	0%
ガードレール	0	0%
石	1	3%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	1	3%
小屋	0	0%
あじさい	0	0%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	1	3%
金網	0	0%
コンクリート	3	9%
石碑	1	3%
バス停	0	0%
祭壇	1	3%
神社	4	13%
灯籠	1	3%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	32	100%



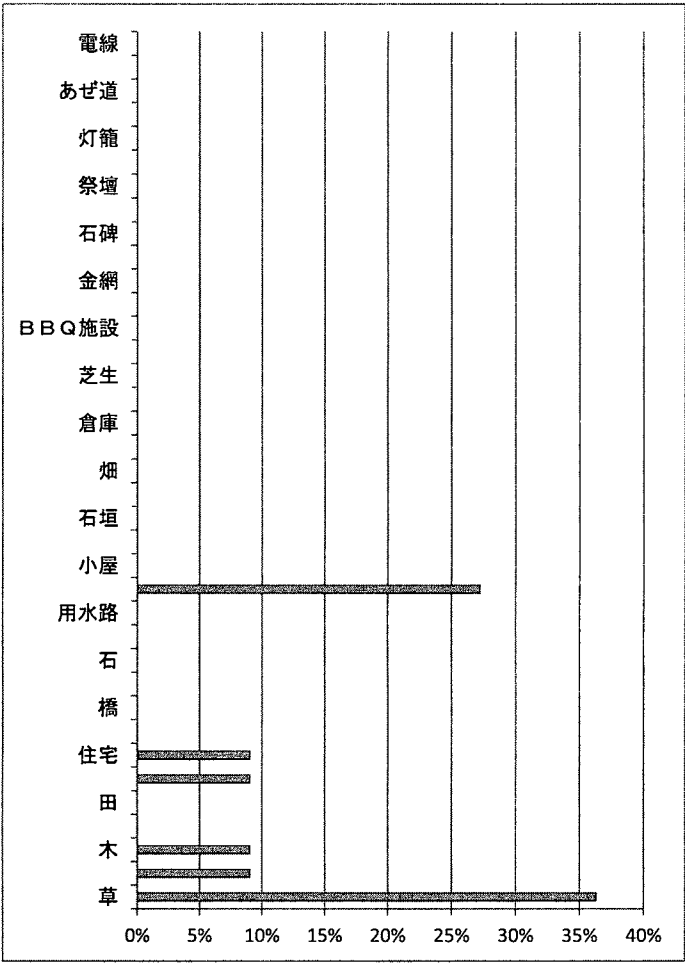
9.「自然」の景観構成要素

	合計	割合
草	9	20%
道	4	9%
木	8	18%
川	2	5%
田	2	5%
山	7	16%
住宅	6	14%
擁壁	0	0%
橋	0	0%
ガードレール	5	11%
石	0	0%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	0	0%
小屋	0	0%
あじさい	0	0%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	1	2%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	44	100%



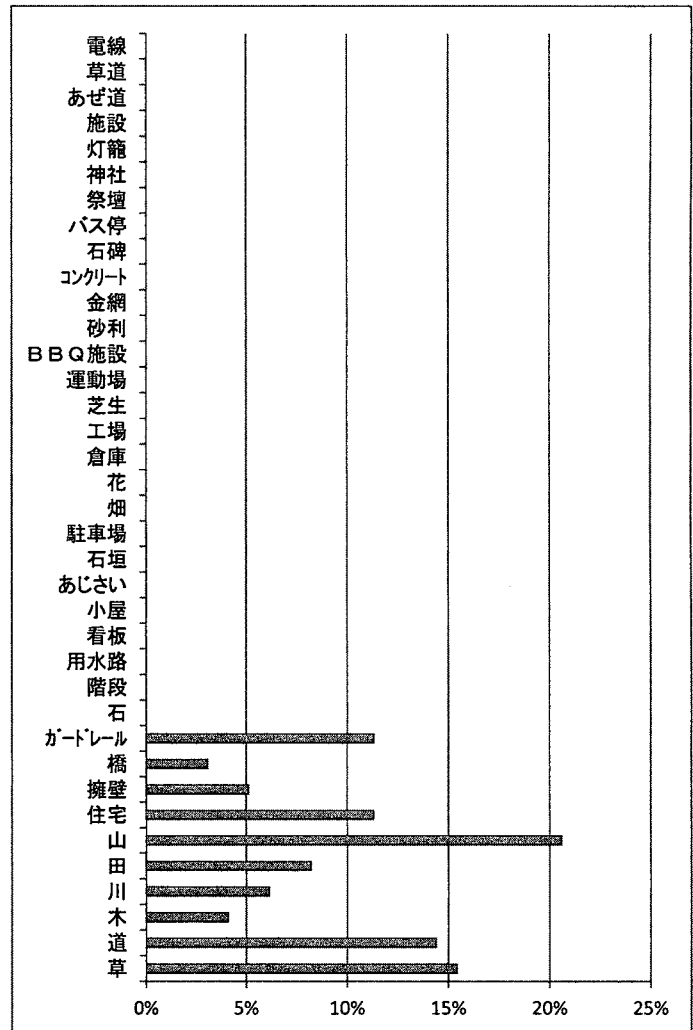
10. 「人文」の景観構成要素

	合計	割合
草	4	36%
道	1	9%
木	1	9%
川	0	0%
田	0	0%
山	1	9%
住宅	1	9%
擁壁	0	0%
橋	0	0%
ガードレール	0	0%
石	0	0%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	3	27%
小屋	0	0%
あじさい	0	0%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	11	100%



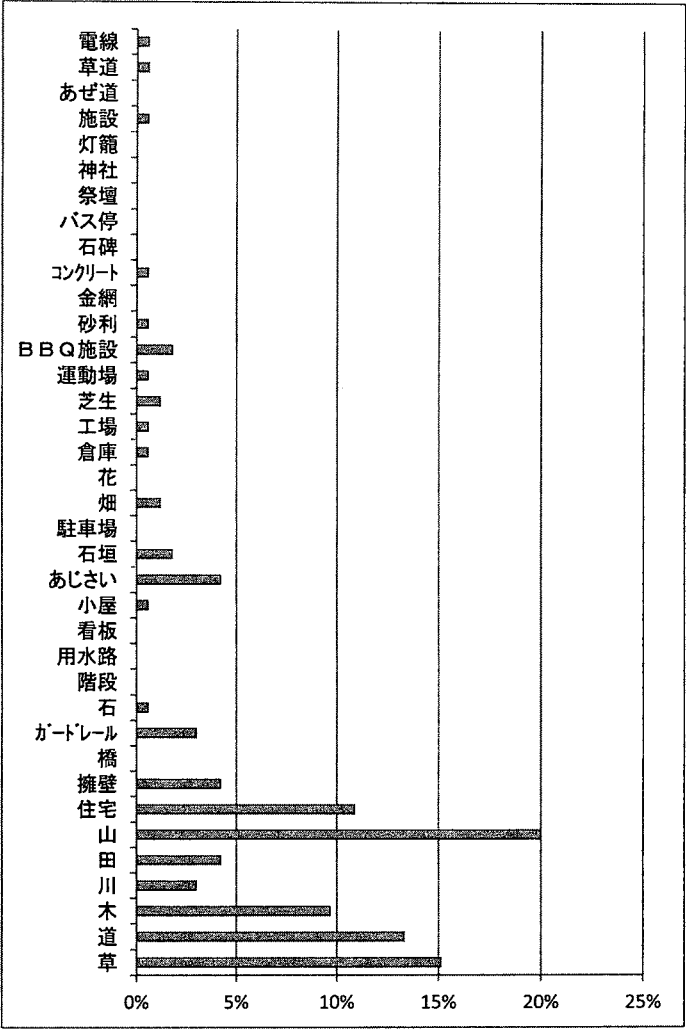
イ. 遠景(大景観)の景観構成要素

	合計	割合
草	15	15%
道	14	14%
木	4	4%
川	6	6%
田	8	8%
山	20	21%
住宅	11	11%
擁壁	5	5%
橋	3	3%
ガードレール	11	11%
石	0	0%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	0	0%
小屋	0	0%
あじさい	0	0%
石垣	0	0%
駐車場	0	0%
畑	0	0%
花	0	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	0	0%
金網	0	0%
コンクリート	0	0%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	0	0%
あぜ道	0	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	97	100%



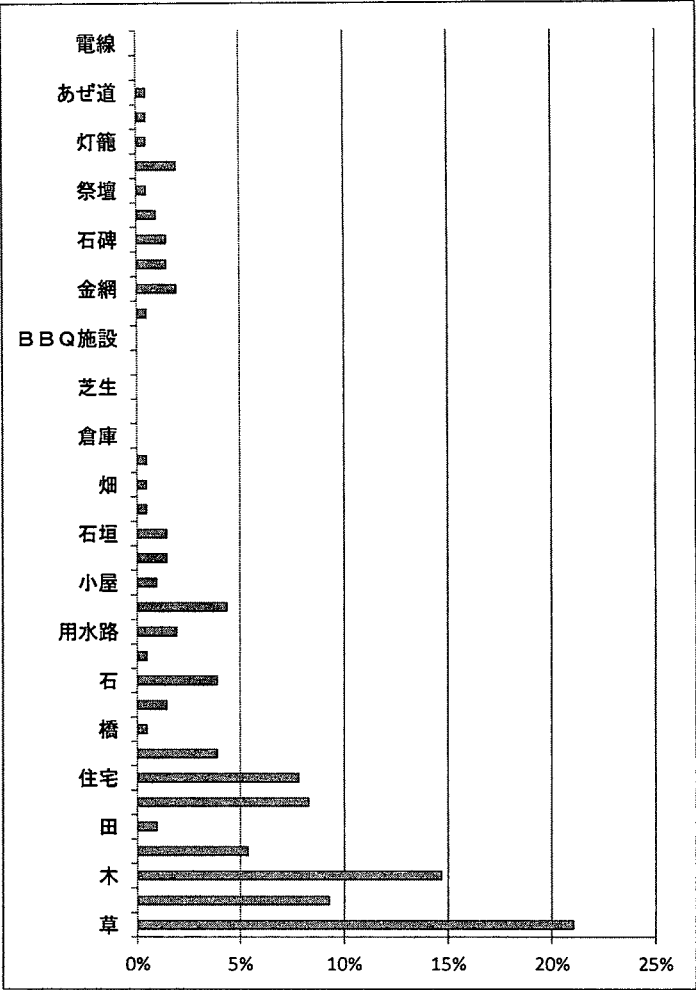
ロ. 中景(中景観)の景観構成要素

	中景観	割合
草	25	15%
道	22	13%
木	16	10%
川	5	3%
田	7	4%
山	33	20%
住宅	18	11%
擁壁	7	4%
橋	0	0%
ガードレール	5	3%
石	1	1%
階段	0	0%
用水路	0	0%
看板	0	0%
小屋	1	1%
あじさい	7	4%
石垣	3	2%
駐車場	0	0%
畑	2	1%
花	0	0%
倉庫	1	1%
工場	1	1%
芝生	2	1%
運動場	1	1%
BBQ施設	3	2%
砂利	1	1%
金網	0	0%
コンクリート	1	1%
石碑	0	0%
バス停	0	0%
祭壇	0	0%
神社	0	0%
灯籠	0	0%
施設	1	1%
あぜ道	0	0%
草道	1	1%
電線	1	1%
合計	165	100%



ハ. 近景(小景観)の景観構成要素

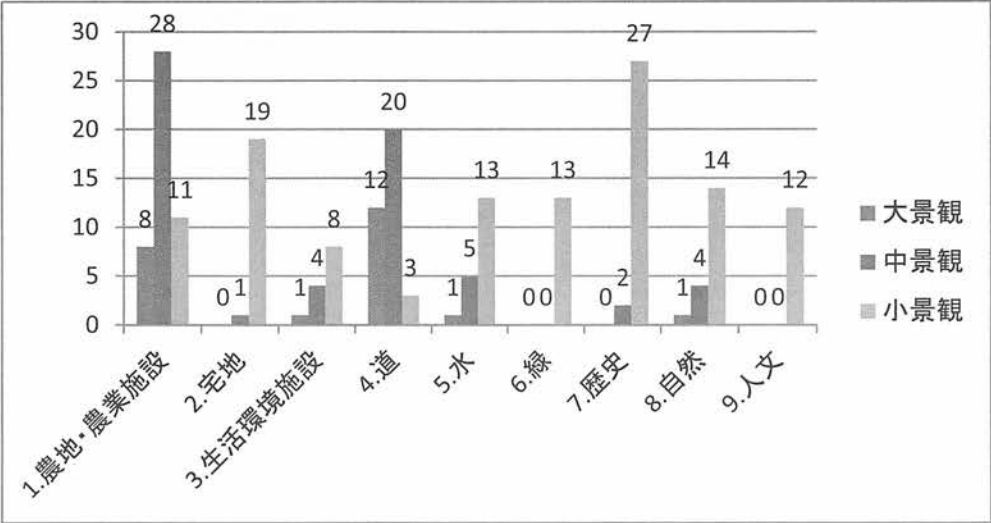
	小景観	割合
草	43	21%
道	19	9%
木	30	15%
川	11	5%
田	2	1%
山	17	8%
住宅	16	8%
擁壁	8	4%
橋	1	0%
ガードレール	3	1%
石	8	4%
階段	1	0%
用水路	4	2%
看板	9	4%
小屋	2	1%
あじさい	3	1%
石垣	3	1%
駐車場	1	0%
畑	1	0%
花	1	0%
倉庫	0	0%
工場	0	0%
芝生	0	0%
運動場	0	0%
BBQ施設	0	0%
砂利	1	0%
金網	4	2%
コンクリート	3	1%
石碑	3	1%
バス停	2	1%
祭壇	1	0%
神社	4	2%
灯籠	1	0%
施設	1	0%
あぜ道	1	0%
草道	0	0%
電線	0	0%
合計	204	100%



資料2 比自岐地区景観構成要素分析

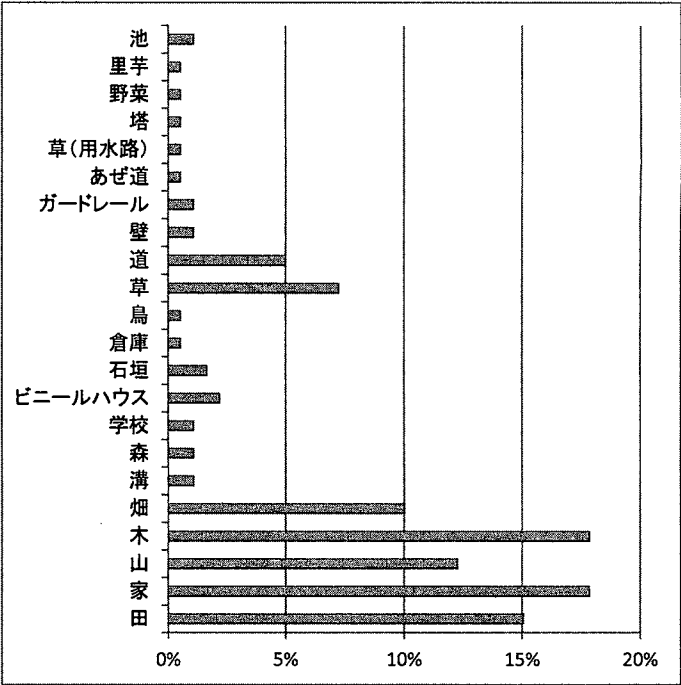
1.景観シーン数

	大景観	中景観	小景観	合計
1.農地・農業施設	8	28	11	47
2.宅地	0	1	19	20
3.生活環境施設	1	4	8	13
4.道	12	20	3	35
5.水	1	5	13	19
6.緑	0	0	13	13
7.歴史	0	2	27	29
8.自然	1	4	14	19
9.人文	0	0	12	12
合計	23	64	120	207



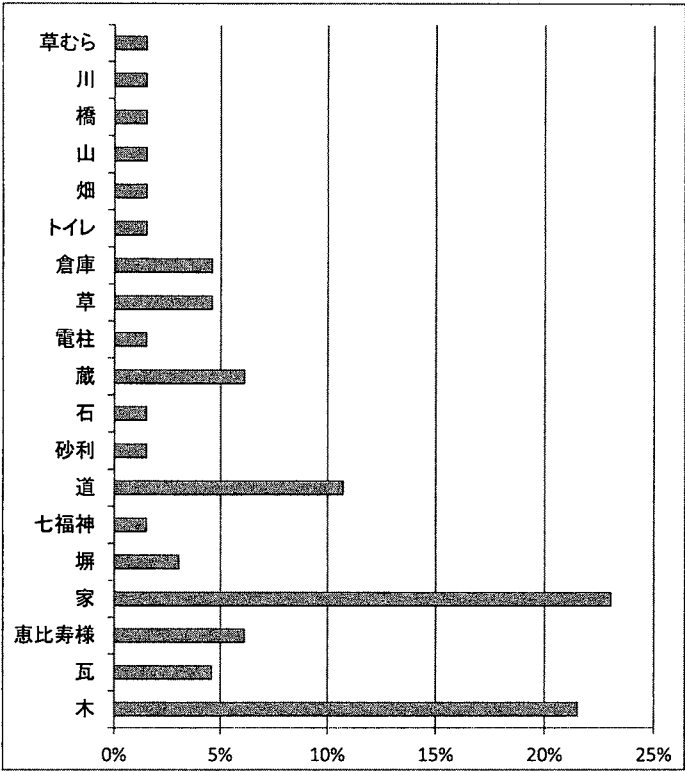
2.「農地・農業施設」の景観構成要素

	数	割合
田	27	15%
家	32	18%
山	22	12%
木	32	18%
畑	18	10%
溝	2	1%
森	2	1%
学校	2	1%
ビニールハウス	4	2%
石垣	3	2%
倉庫	1	1%
鳥	1	1%
草	13	7%
道	9	5%
壁	2	1%
ガードレール	2	1%
あぜ道	1	1%
草(用水路)	1	1%
塔	1	1%
野菜	1	1%
里芋	1	1%
池	2	1%
合計	179	100%



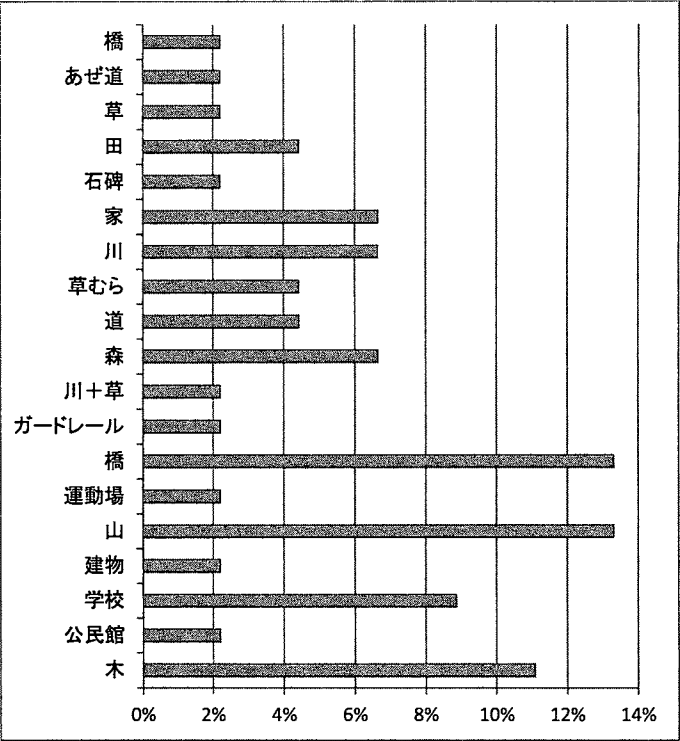
3. 「宅地」の景観構成要素

	数	割合
木	14	22%
瓦	3	5%
恵比寿様	4	6%
家	15	23%
塀	2	3%
七福神	1	2%
道	7	11%
砂利	1	2%
石	1	2%
蔵	4	6%
電柱	1	2%
草	3	5%
倉庫	3	5%
トイレ	1	2%
畑	1	2%
山	1	2%
橋	1	2%
川	1	2%
草むら	1	2%
合計	65	100%



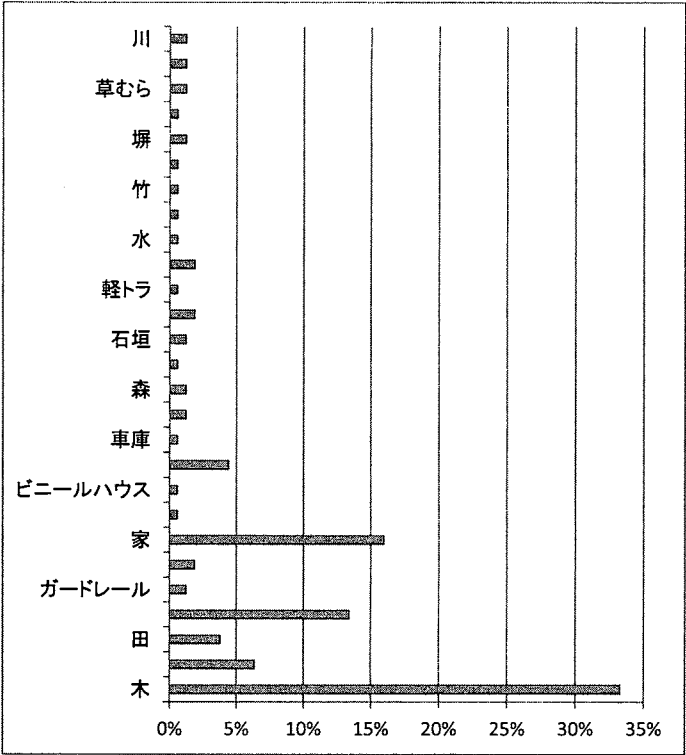
4.「生活環境施設」の景観構成要素

	数	割合
木	5	11%
公民館	1	2%
学校	4	9%
建物	1	2%
山	6	13%
運動場	1	2%
橋	6	13%
ガードレール	1	2%
川+草	1	2%
森	3	7%
道	2	4%
草むら	2	4%
川	3	7%
家	3	7%
石碑	1	2%
田	2	4%
草	1	2%
あぜ道	1	2%
橋	1	2%
合計	45	100%



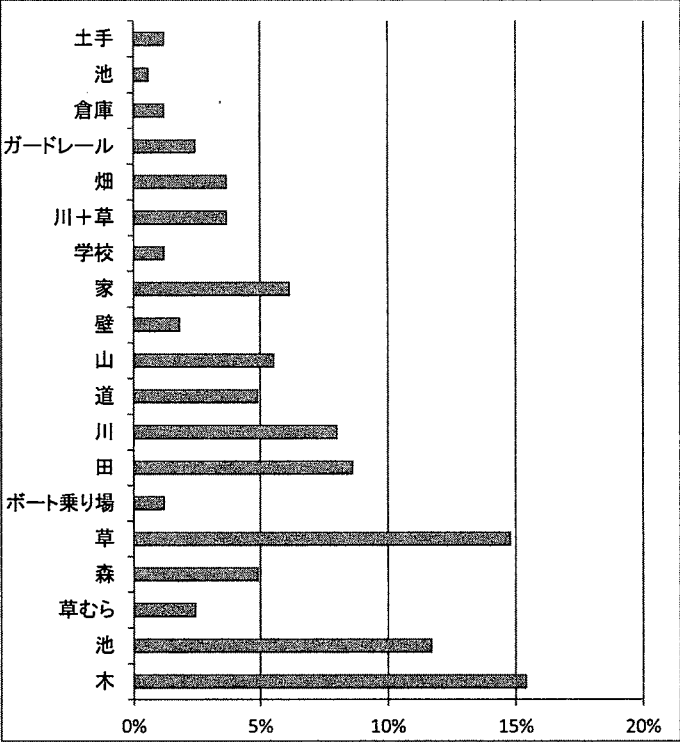
5. 「道」の景観構成要素

	数	割合
木	52	33%
山	10	6%
田	6	4%
道	21	13%
ガードレール	2	1%
溝	3	2%
家	25	16%
柵	1	1%
ビニールハウス	1	1%
草	7	4%
車庫	1	1%
寺	2	1%
森	2	1%
駐車場	1	1%
石垣	2	1%
小屋	3	2%
軽トラ	1	1%
畑	3	2%
水	1	1%
土	1	1%
竹	1	1%
建物	1	1%
塀	2	1%
あぜ道	1	1%
草むら	2	1%
土手	2	1%
川	2	1%
合計	156	100%



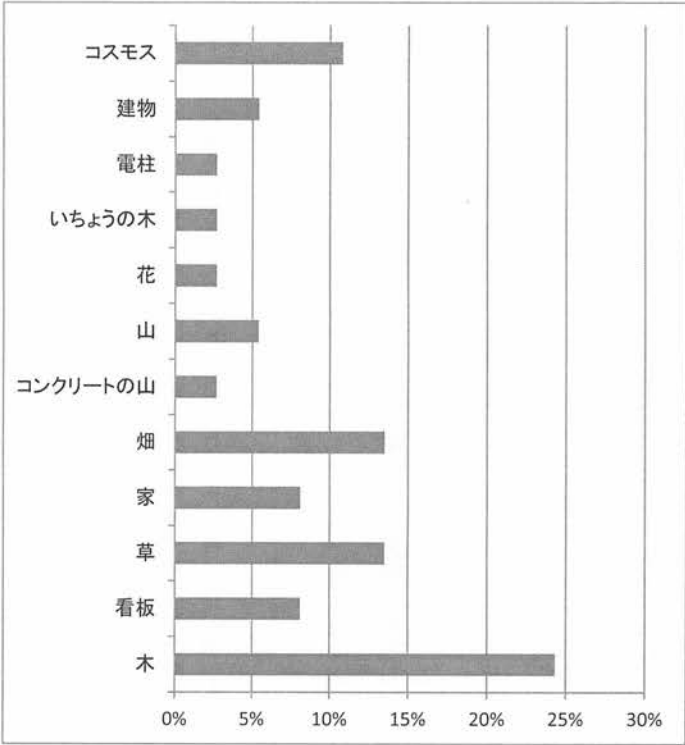
6. 「水・自然」の景観構成要素

	数	割合
木	25	15%
池	19	12%
草むら	4	2%
森	8	5%
草	24	15%
ボート乗り場	2	1%
田	14	9%
川	13	8%
道	8	5%
山	9	6%
壁	3	2%
家	10	6%
学校	2	1%
川＋草	6	4%
畑	6	4%
ガードレール	4	2%
倉庫	2	1%
池	1	1%
土手	2	1%
合計	162	100%



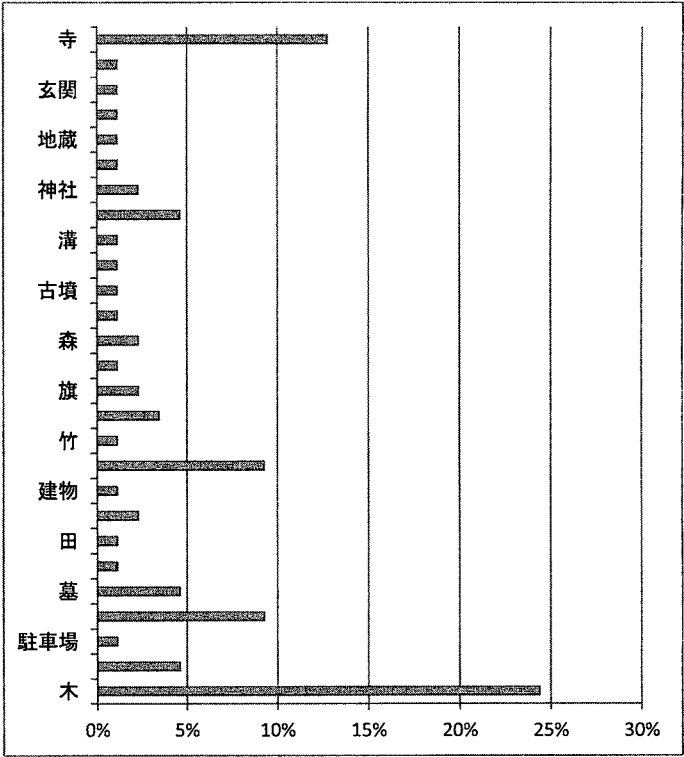
7.「緑」の景観構成要素

	数	割合
木	9	24%
看板	3	8%
草	5	14%
家	3	8%
畑	5	14%
コンクリートの山	1	3%
山	2	5%
花	1	3%
いちょうの木	1	3%
電柱	1	3%
建物	2	5%
コスモス	4	11%
合計	37	100%



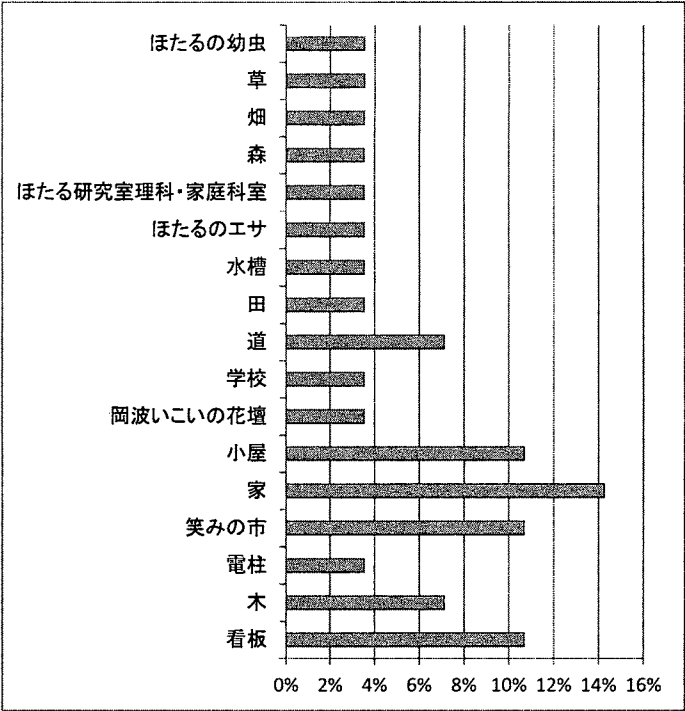
8.「歴史」の景観構成要素

	数	割合
木	21	24%
草	4	5%
駐車場	1	1%
家	8	9%
墓	4	5%
山	1	1%
田	1	1%
電柱	2	2%
建物	1	1%
道	8	9%
竹	1	1%
杉丸	3	3%
旗	2	2%
あぜ道	1	1%
森	2	2%
常夜灯	1	1%
古墳	1	1%
ビニールハウス	1	1%
溝	1	1%
石碑	4	5%
神社	2	2%
井戸の跡地	1	1%
地藏	1	1%
階段	1	1%
玄関	1	1%
ポスト	1	1%
寺	11	13%
合計	86	100%



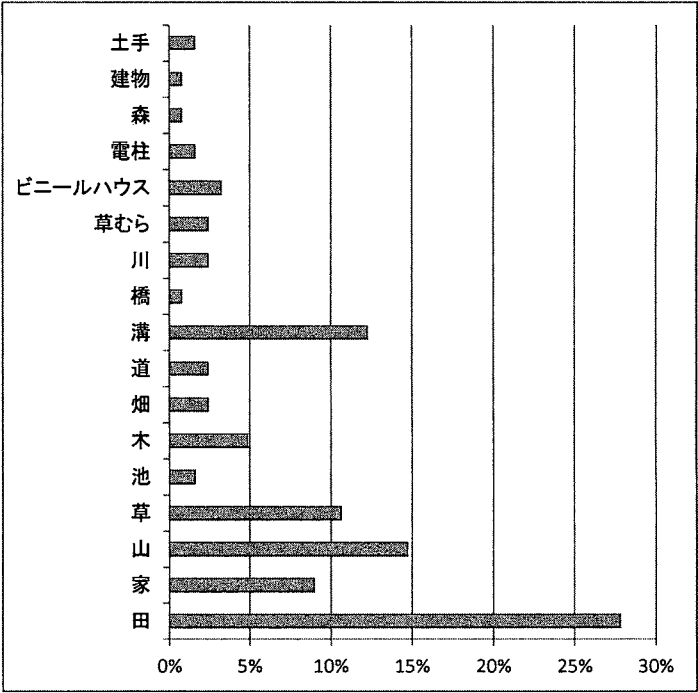
9. 「人文」の景観構成要素

	数	割合
看板	3	11%
木	2	7%
電柱	1	4%
笑みの市	3	11%
家	4	14%
小屋	3	11%
岡波いこいの花壇	1	4%
学校	1	4%
道	2	7%
田	1	4%
水槽	1	4%
ほたるのエサ	1	4%
ほたる研究室理科・家庭科室	1	4%
森	1	4%
畑	1	4%
草	1	4%
ほたるの幼虫	1	4%
合計	28	100%



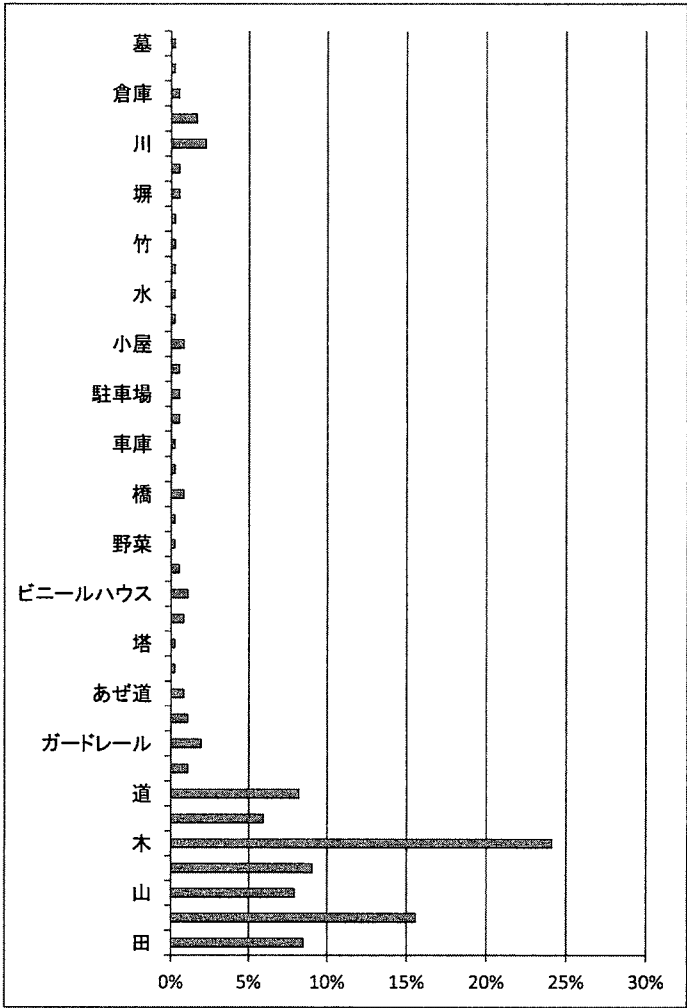
イ. 遠景(大景観)の景観構成要素

	数	割合
田	34	28%
家	11	9%
山	18	15%
草	13	11%
池	2	2%
木	6	5%
畑	3	2%
道	3	2%
溝	15	12%
橋	1	1%
川	3	2%
草むら	3	2%
ビニールハウス	4	3%
電柱	2	2%
森	1	1%
建物	1	1%
土手	2	2%
合計	122	100%



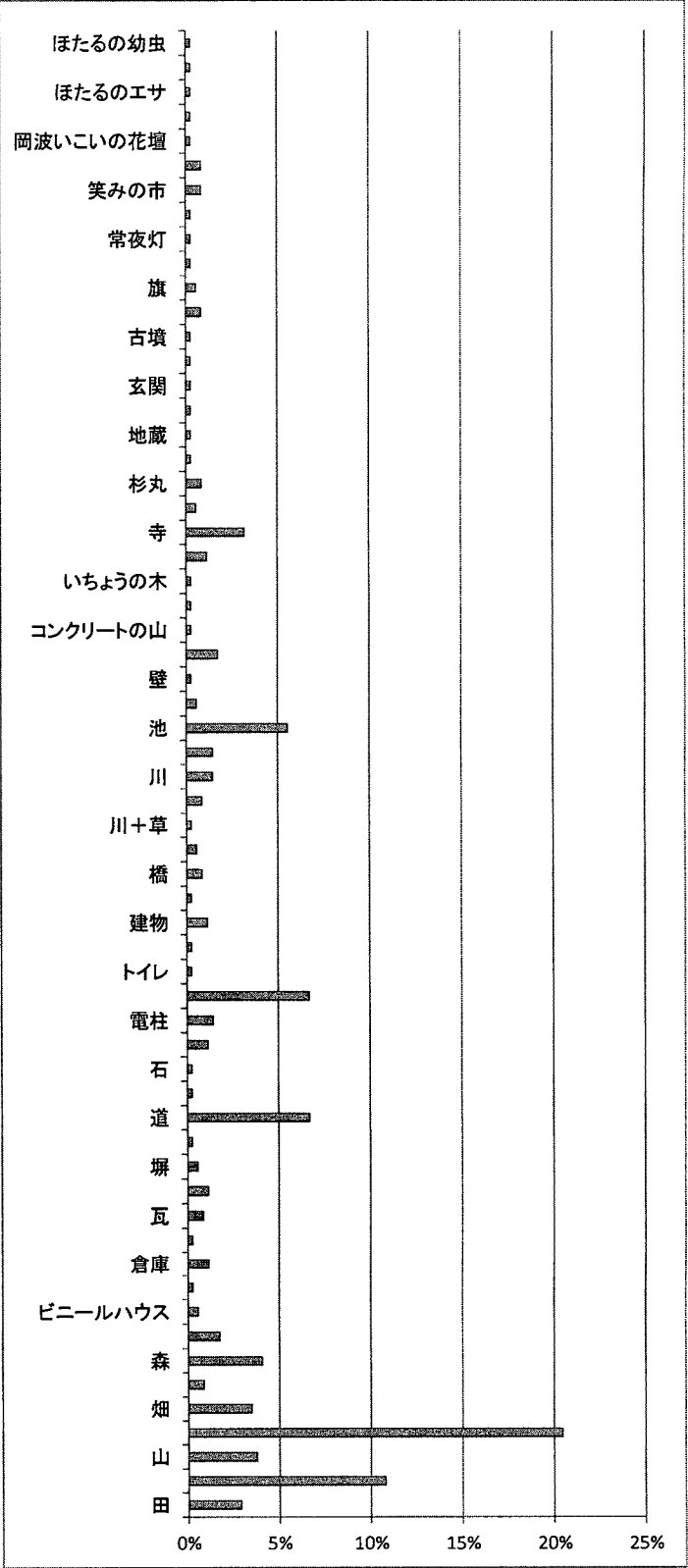
ロ. 中景(中景観)の景観構成要素

	数	割合
田	30	9%
家	55	16%
山	28	8%
草	32	9%
木	85	24%
畑	21	6%
道	29	8%
壁	4	1%
ガードレール	7	2%
森	4	1%
あぜ道	3	1%
草(用水路)	1	0%
塔	1	0%
学校	3	1%
ビニールハウス	4	1%
石垣	2	1%
野菜	1	0%
里芋	1	0%
橋	3	1%
柵	1	0%
車庫	1	0%
寺	2	1%
駐車場	2	1%
石垣	2	1%
小屋	3	1%
軽トラ	1	0%
水	1	0%
土	1	0%
竹	1	0%
建物	1	0%
塀	2	1%
溝	2	1%
川	8	2%
川+草	6	2%
倉庫	2	1%
池	1	0%
墓	1	0%
合計	352	100%



ハ. 近景(小景観)の景観構成要素

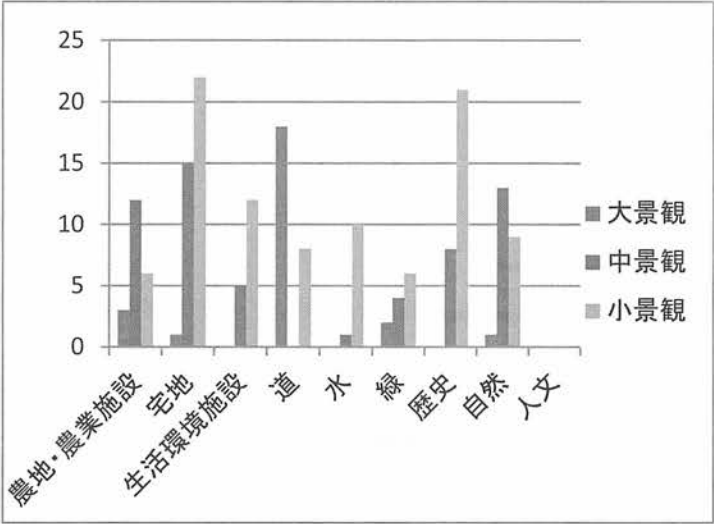
	数	割合
田	10	3%
家	37	11%
山	13	4%
木	70	20%
畑	12	4%
溝	3	1%
森	14	4%
学校	6	2%
ビニールハウス	2	1%
石垣	1	0%
倉庫	4	1%
鳥	1	0%
瓦	3	1%
恵比寿様	4	1%
塀	2	1%
七福神	1	0%
道	23	7%
砂利	1	0%
石	1	0%
蔵	4	1%
電柱	5	1%
草	23	7%
トイレ	1	0%
公民館	1	0%
建物	4	1%
運動場	1	0%
橋	3	1%
ガードレール	2	1%
川+草	1	0%
草むら	3	1%
川	5	1%
石碑	5	1%
池	19	6%
ボート乗り場	2	1%
壁	1	0%
看板	6	2%
コンクリートの山	1	0%
花	1	0%
いちょうの木	1	0%
コスモス	4	1%
寺	11	3%
神社	2	1%
杉丸	3	1%
階段	1	0%
地蔵	1	0%
ポスト	1	0%
玄関	1	0%
井戸の跡地	1	0%
古墳	1	0%
墓	3	1%
旗	2	1%
あぜ道	1	0%
常夜灯	1	0%
竹	1	0%
笑みの市	3	1%
小屋	3	1%
岡波いこいの花壇	1	0%
水槽	1	0%
ほたるのエサ	1	0%
ほたる研究室理科・家庭科室	1	0%
ほたるの幼虫	1	0%
合計	342	100%



資料3 古山地区景観構成要素分析

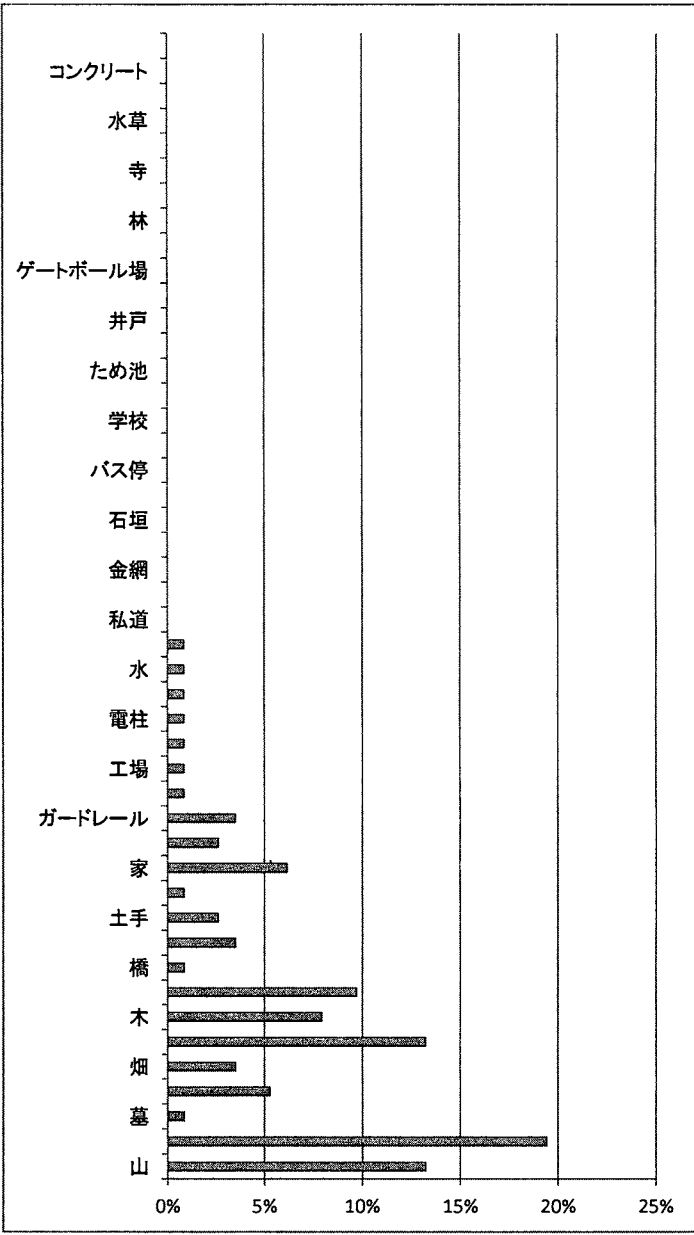
1. 景観シーン数

	大景観	中景観	小景観	合計
農地・農業施設	3	12	6	21
宅地	1	15	22	38
生活環境施設	0	5	12	17
道	18	0	8	26
水	0	1	10	11
緑	2	4	6	12
歴史	0	8	21	29
自然	1	13	9	23
人文	0	0	0	0
合計	25	58	94	177



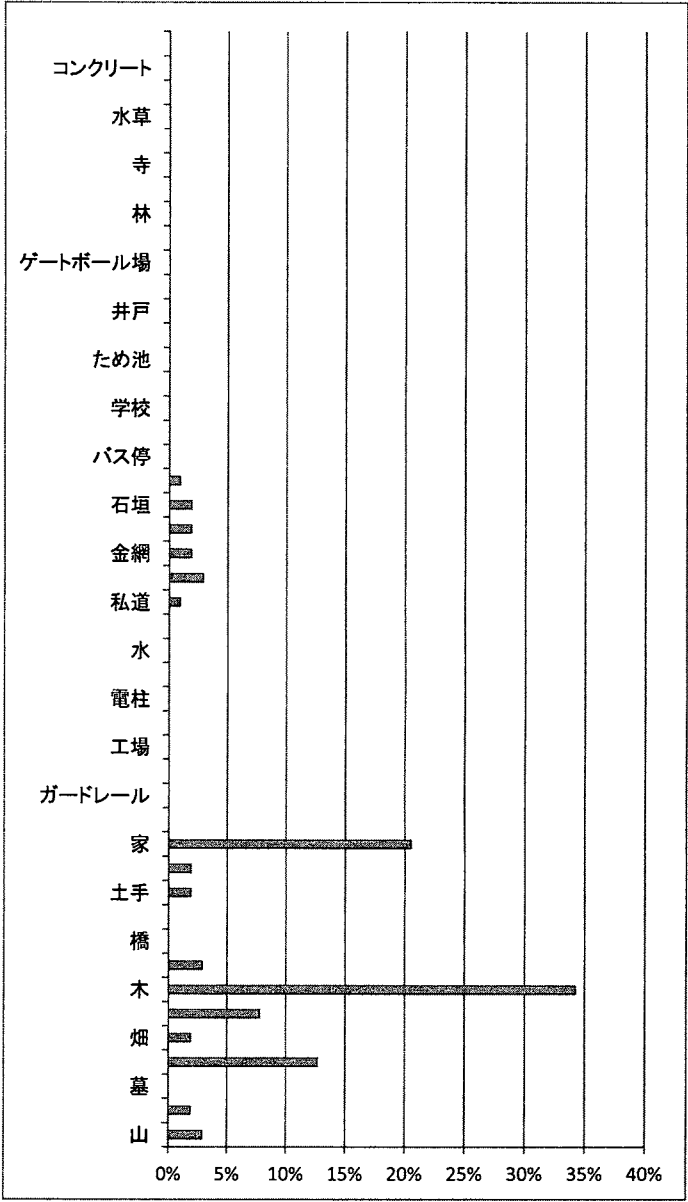
2.「農地・農業施設」の景観構成要素

	合計	割合
山	15	13%
田	22	19%
墓	1	1%
道	6	5%
畑	4	4%
草	15	13%
木	9	8%
森	11	10%
橋	1	1%
ハウス	4	4%
土手	3	3%
小屋	1	1%
家	7	6%
車道	3	3%
ガードレール	4	4%
ミラー	1	1%
工場	1	1%
花	1	1%
電柱	1	1%
石像	1	1%
水	1	1%
農道	1	1%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール		0%
ため池		0%
竹		0%
井戸		0%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート		0%
石像		0%
全体	113	100%



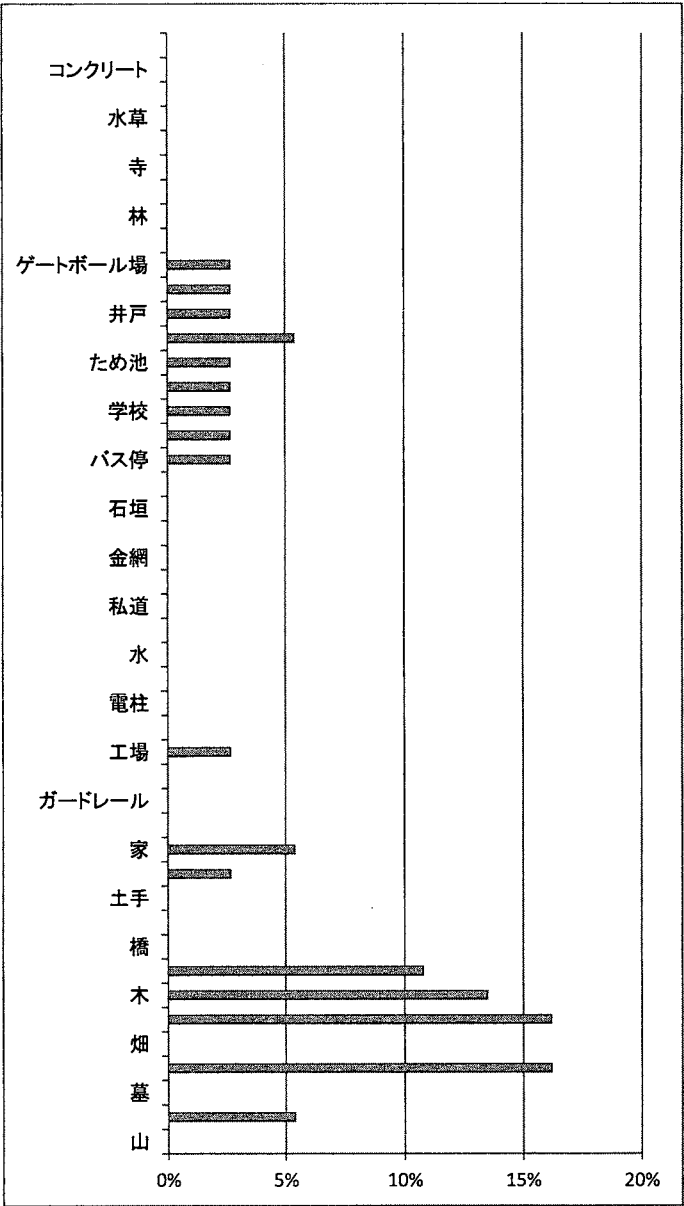
3. 「宅地」の景観構成要素

	合計	割合
山	3	3%
田	2	2%
墓		0%
道	13	13%
畑	2	2%
草	8	8%
木	35	34%
森	3	3%
橋		0%
ハウス		0%
土手	2	2%
小屋	2	2%
家	21	21%
車道		0%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水		0%
農道		0%
私道	1	1%
ブロック	3	3%
金網	2	2%
雲	2	2%
石垣	2	2%
生垣	1	1%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール		0%
ため池		0%
竹		0%
井戸		0%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート		0%
石像		0%
全体	102	100%



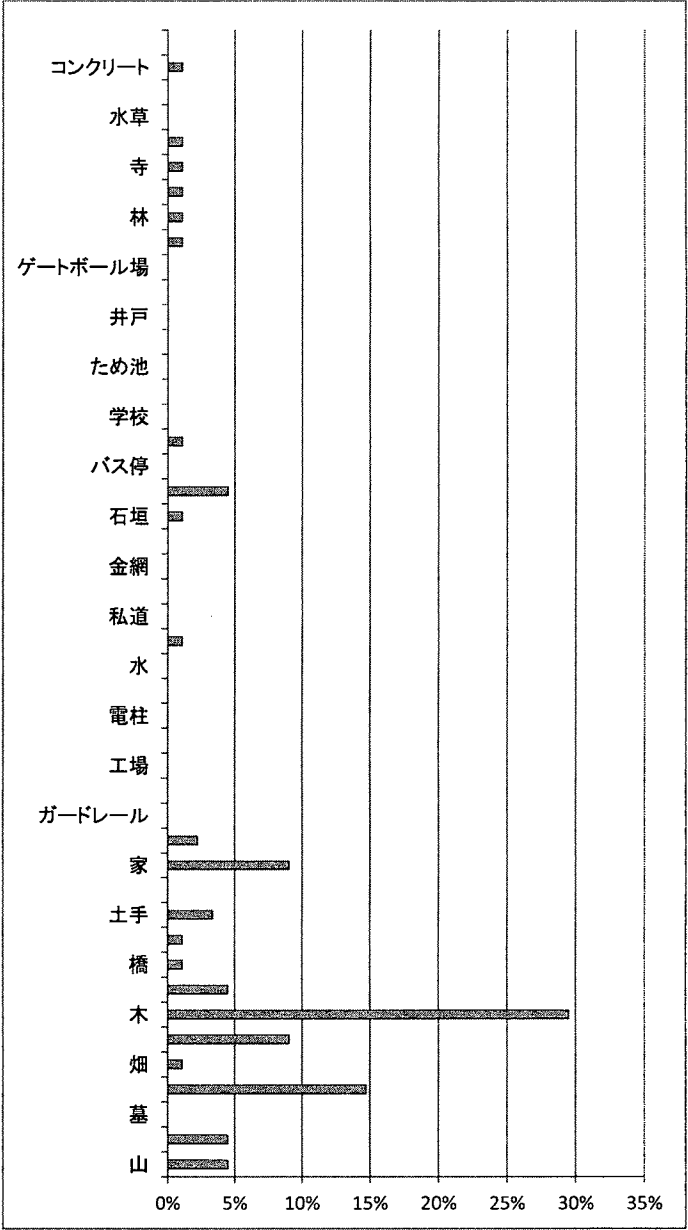
4. 「生活環境施設」の景観構成要素

山		0%
田	2	5%
墓		0%
道	6	16%
畑		0%
草	6	16%
木	5	14%
森	4	11%
橋		0%
ハウス		0%
土手		0%
小屋	1	3%
家	2	5%
車道		0%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場	1	3%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水		0%
農道		0%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停	1	3%
公民館	1	3%
学校	1	3%
マンホール	1	3%
ため池	1	3%
竹	2	5%
井戸	1	3%
薪	1	3%
ゲートボール場	1	3%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート		0%
石像		0%
全体	37	100%



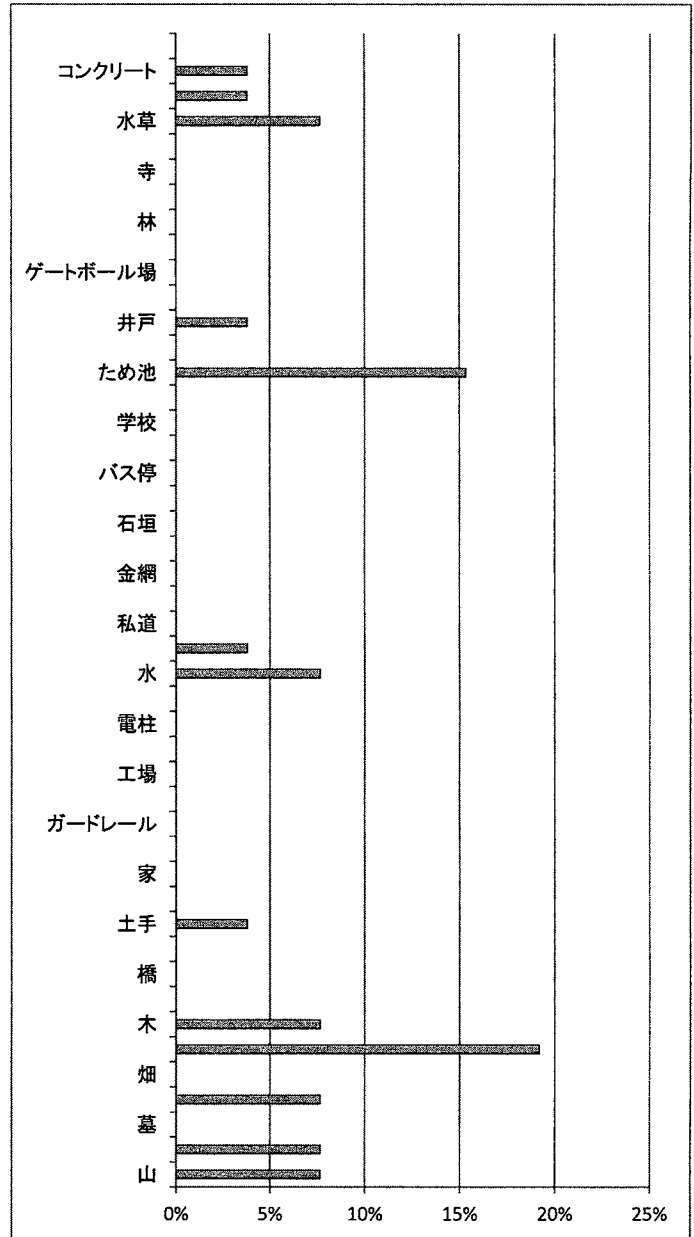
5.「道」の景観構成要素

	合計	割合
山	4	5%
田	4	5%
墓		0%
道	13	15%
畑	1	1%
草	8	9%
木	26	30%
森	4	5%
橋	1	1%
ハウス	1	1%
土手	3	3%
小屋		0%
家	8	9%
車道	2	2%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水		0%
農道	1	1%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣	1	1%
生垣	4	5%
バス停		0%
公民館	1	1%
学校		0%
マンホール		0%
ため池		0%
竹		0%
井戸		0%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車	1	1%
林	1	1%
芝生	1	1%
寺	1	1%
石碑	1	1%
水草		0%
川		0%
コンクリート	1	1%
石像		0%
全体	88	100%



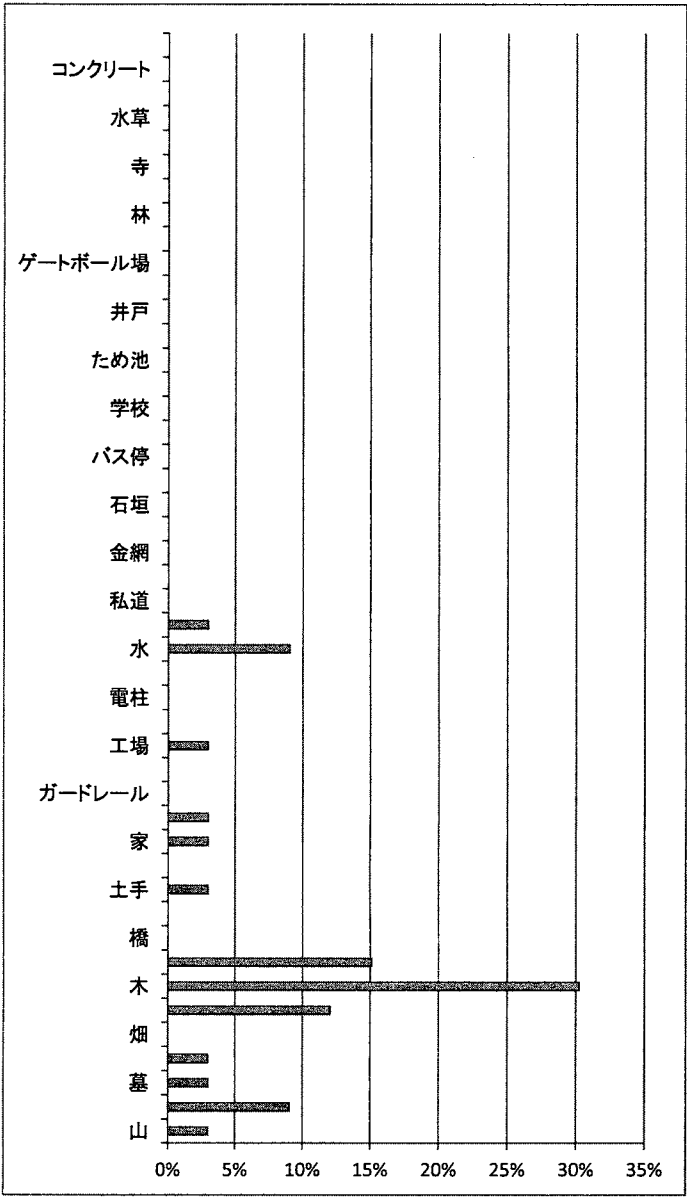
6.「水」の景観構成要素

	合計	割合
山	2	8%
田	2	8%
墓		0%
道	2	8%
畑		0%
草	5	19%
木	2	8%
森		0%
橋		0%
ハウス		0%
土手	1	4%
小屋		0%
家		0%
車道		0%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水	2	8%
農道	1	4%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール		0%
ため池	4	15%
竹		0%
井戸	1	4%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草	2	8%
川	1	4%
コンクリート	1	4%
石像		0%
全体	26	100%



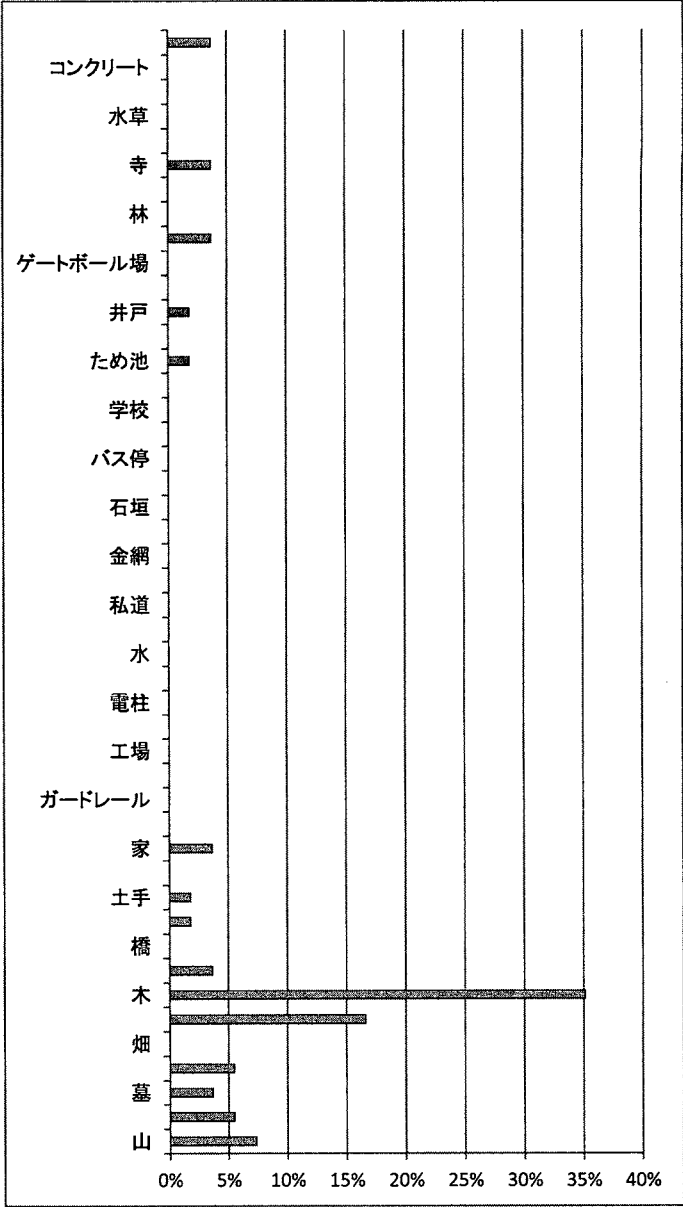
7.「緑」の景観構成要素

	合計	割合
山	1	3%
田	3	9%
墓	1	3%
道	1	3%
畑		0%
草	4	12%
木	10	30%
森	5	15%
橋		0%
ハウス		0%
土手	1	3%
小屋		0%
家	1	3%
車道	1	3%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場	1	3%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水	3	9%
農道	1	3%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール		0%
ため池		0%
竹		0%
井戸		0%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート		0%
石像		0%
全体	33	100%



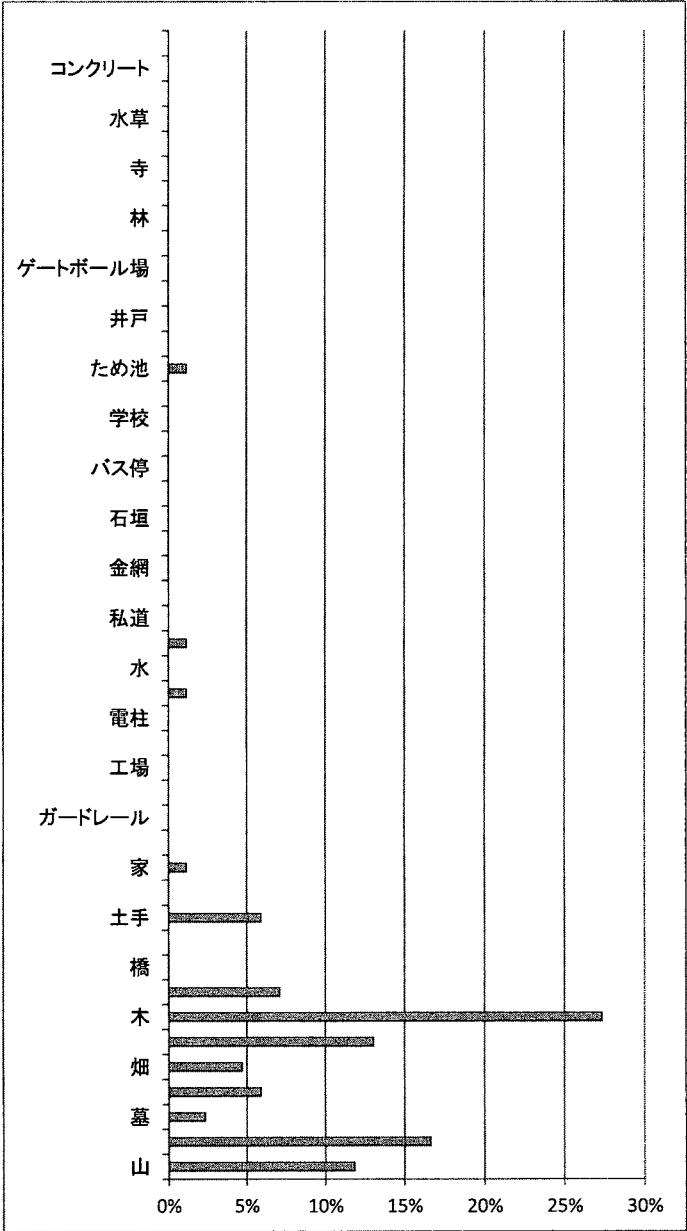
8.「歴史」の景観構成要素

	合計	割合
山	4	7%
田	3	6%
墓	2	4%
道	3	6%
畑		0%
草	9	17%
木	19	35%
森	2	4%
橋		0%
ハウス	1	2%
土手	1	2%
小屋		0%
家	2	4%
車道		0%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水		0%
農道		0%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール		0%
ため池	1	2%
竹		0%
井戸	1	2%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車	2	4%
林		0%
芝生		0%
寺	2	4%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート		0%
石像	2	4%
全体	54	100%



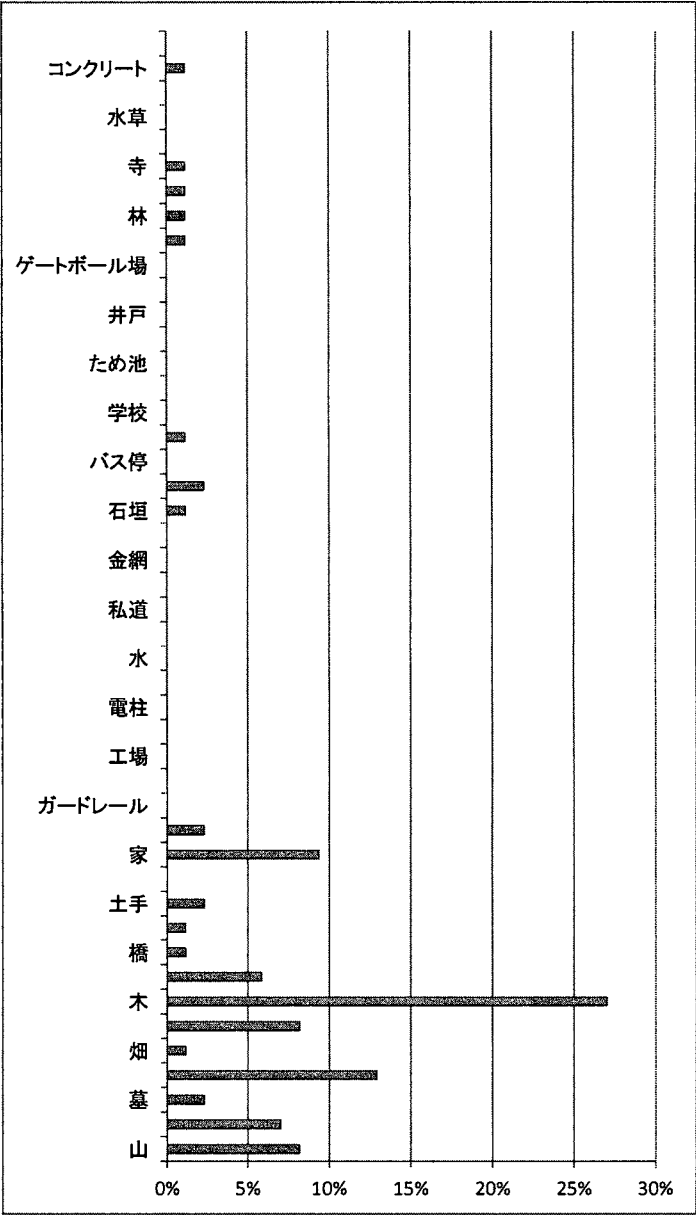
9.「自然」の景観構成要素

	合計	割合
山	10	12%
田	14	17%
墓	2	2%
道	5	6%
畑	4	5%
草	11	13%
木	23	27%
森	6	7%
橋		0%
ハウス		0%
土手	5	6%
小屋		0%
家	1	1%
車道		0%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像	1	1%
水		0%
農道	1	1%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール		0%
ため池	1	1%
竹		0%
井戸		0%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート		0%
石像		0%
全体	84	100%



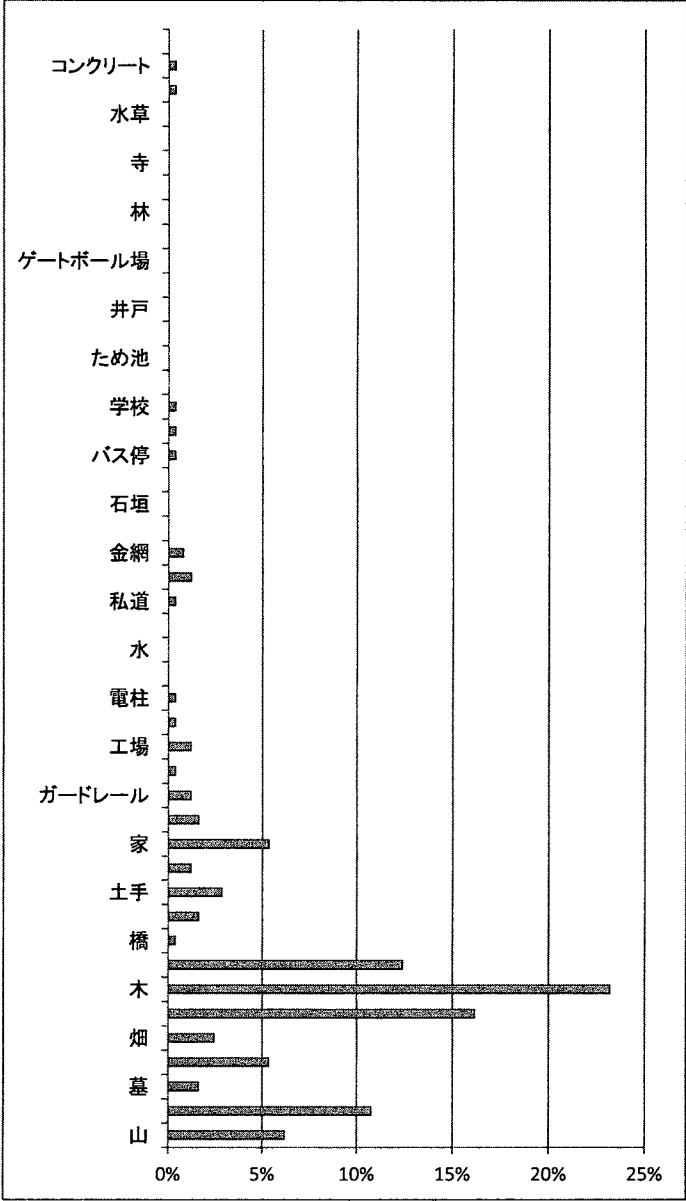
イ. 遠景(大景観)の景観構成要素

	合計	割合
山	7	8%
田	6	7%
墓	2	2%
道	11	13%
畑	1	1%
草	7	8%
木	23	27%
森	5	6%
橋	1	1%
ハウス	1	1%
土手	2	2%
小屋		0%
家	8	9%
車道	2	2%
ガードレール		0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像		0%
水		0%
農道		0%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲		0%
石垣	1	1%
生垣	2	2%
バス停		0%
公民館	1	1%
学校		0%
マンホール		0%
ため池		0%
竹		0%
井戸		0%
薪		0%
ゲートボール場		0%
車	1	1%
林	1	1%
芝生	1	1%
寺	1	1%
石碑		0%
水草		0%
川		0%
コンクリート	1	1%
石像		0%
全体	85	100%



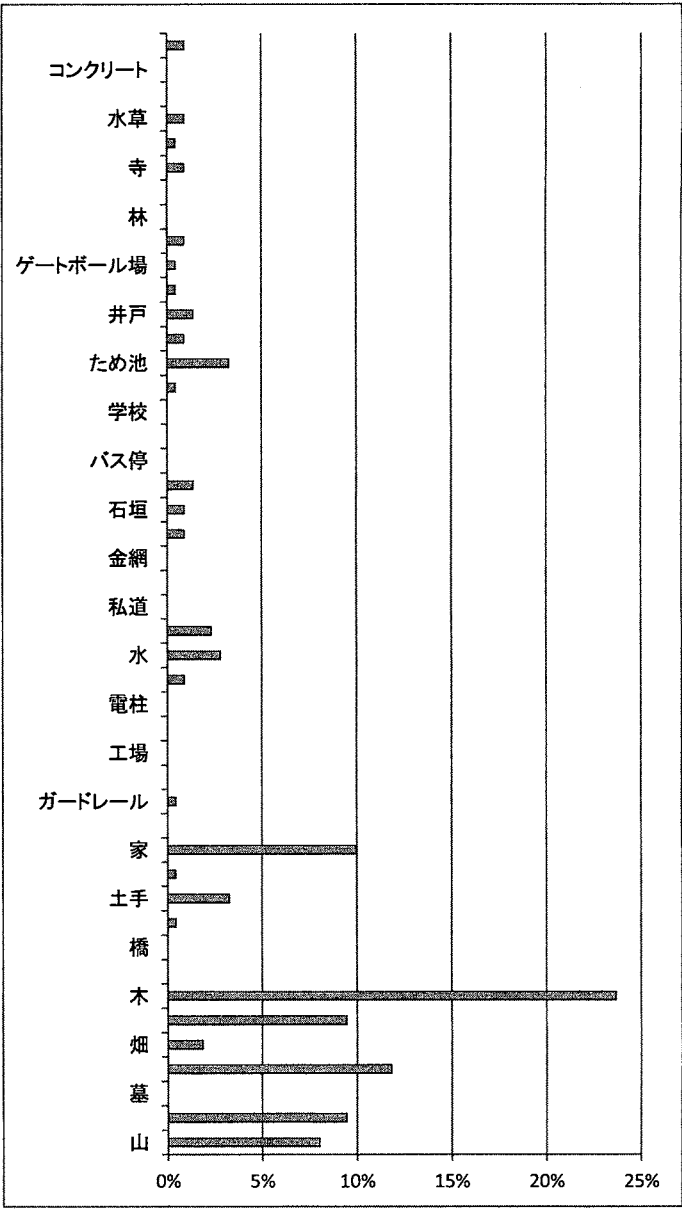
ロ. 中景(中景観)の景観構成要素

	合計	割合
山	15	6%
田	26	11%
墓	4	2%
道	13	5%
畑	6	2%
草	39	16%
木	56	23%
森	30	12%
橋	1	0%
ハウス	4	2%
土手	7	3%
小屋	3	1%
家	13	5%
車道	4	2%
ガードレール	3	1%
ミラー	1	0%
工場	3	1%
花	1	0%
電柱	1	0%
石像		0%
水		0%
農道		0%
私道	1	0%
ブロック	3	1%
金網	2	1%
雲		0%
石垣		0%
生垣		0%
バス停	1	0%
公民館	1	0%
学校	1	0%
マンホール		0%
ため池		0%
竹		0%
井戸		0%
薪	1	0%
ゲートボール場		0%
車		0%
林		0%
芝生		0%
寺		0%
石碑		0%
水草		0%
川	1	0%
コンクリート	1	0%
石像		0%
全体	241	100%



ハ. 近景(小景観)の景観構成要素

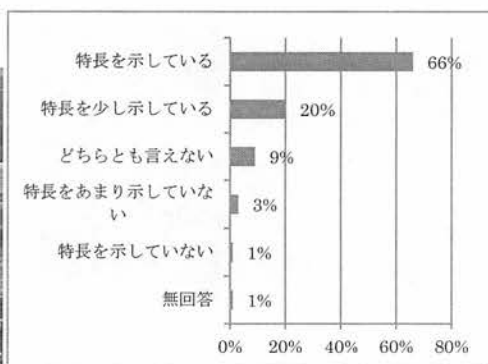
小景観	合計	割合
山	17	8%
田	20	9%
墓	0	0%
道	25	12%
畑	4	2%
草	20	9%
木	50	24%
森		0%
橋		0%
ハウス	1	0%
土手	7	3%
小屋	1	0%
家	21	10%
車道		0%
ガードレール	1	0%
ミラー		0%
工場		0%
花		0%
電柱		0%
石像	2	1%
水	6	3%
農道	5	2%
私道		0%
ブロック		0%
金網		0%
雲	2	1%
石垣	2	1%
生垣	3	1%
バス停		0%
公民館		0%
学校		0%
マンホール	1	0%
ため池	7	3%
竹	2	1%
井戸	3	1%
薪	1	0%
ゲートボール場	1	0%
車	2	1%
林		0%
芝生		0%
寺	2	1%
石碑	1	0%
水草	2	1%
川		0%
コンクリート		0%
石像	2	1%
全体	211	100%



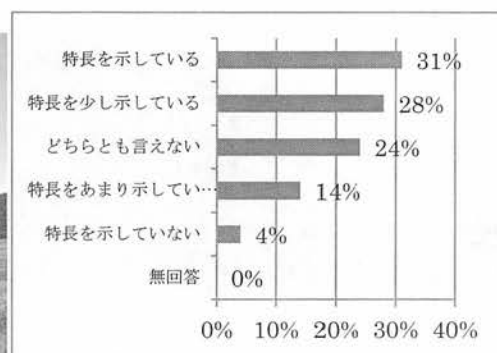
資料4 種生地区（全員）景観アンケート結果

1. 農地・農業施設

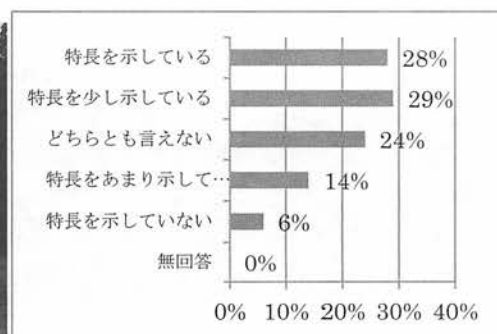
1-1 棚田



1-2 ほ場整備田

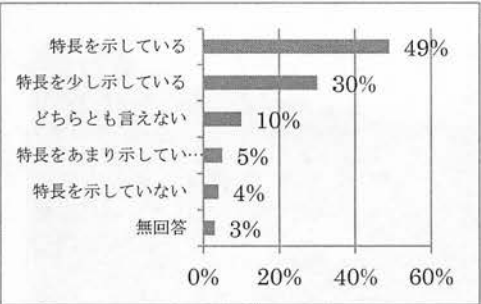


1-3 ほ場整備田

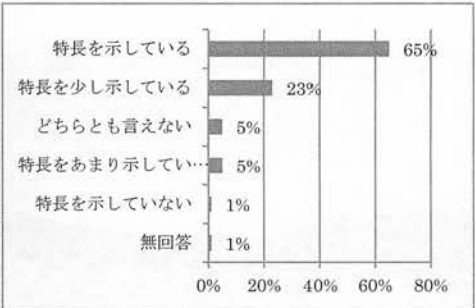


2. 宅地

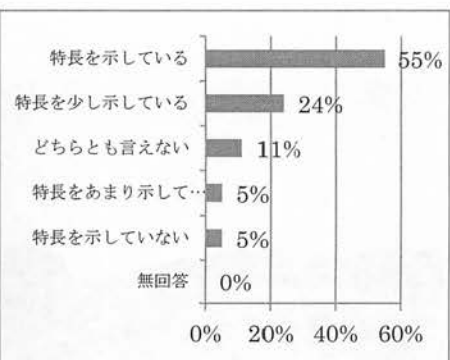
2-1 宅地



2-2 木が迫る宅地

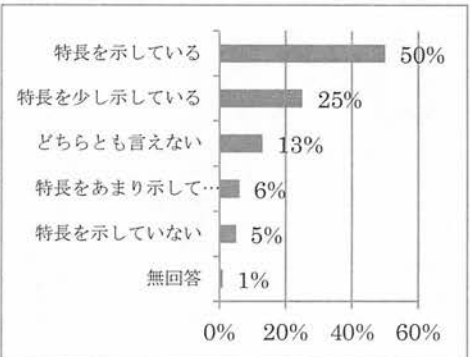


2-3 竹藪が迫る宅地

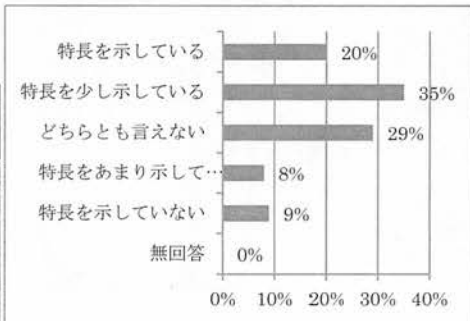


3. 生活環境施設

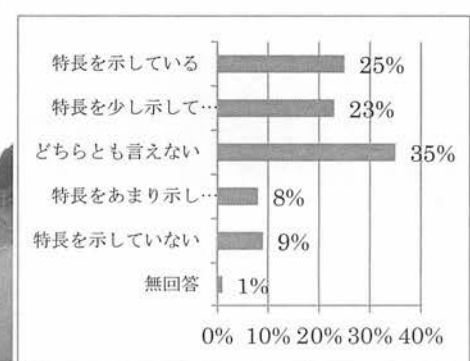
3-1 集会所



3-2 農村公園

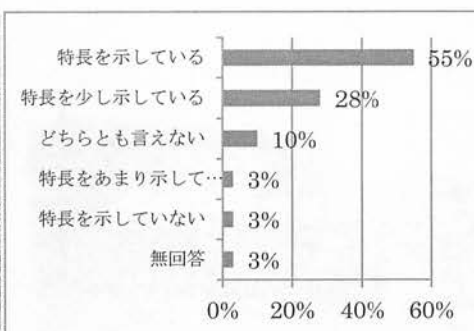


3-3 避難所

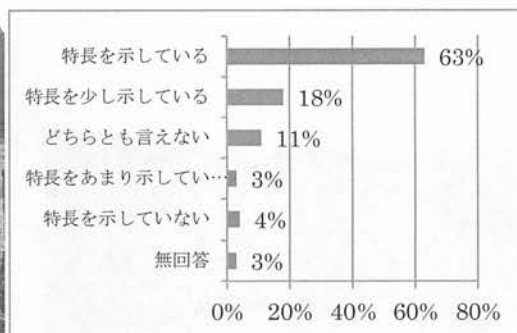


4. 水環境

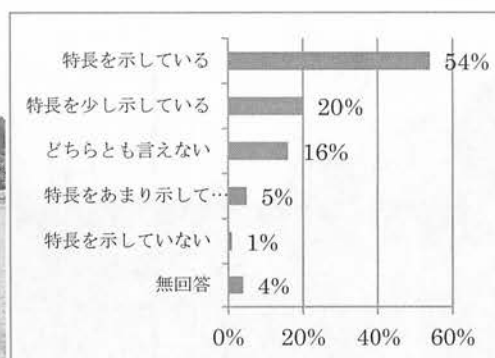
4-1 ホタル水路



4-2 ホタル水路

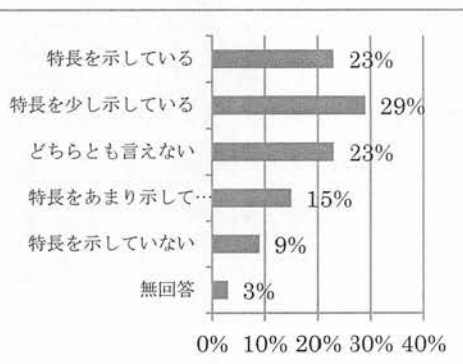


4-3 ため池

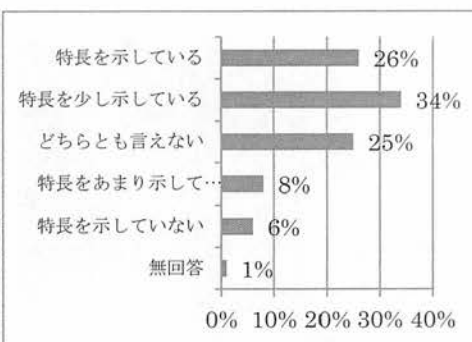


5. 緑

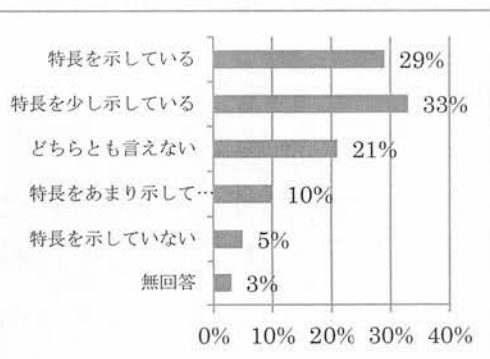
5-1 植林 (桜)



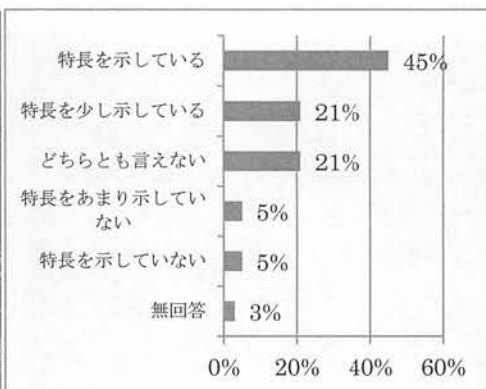
5-2 あじさい



5-3 手入れされている森林

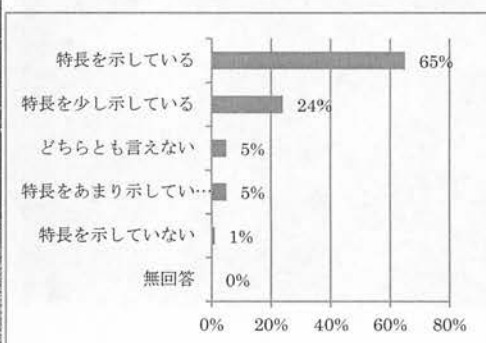


5-4 手入れされていない森林

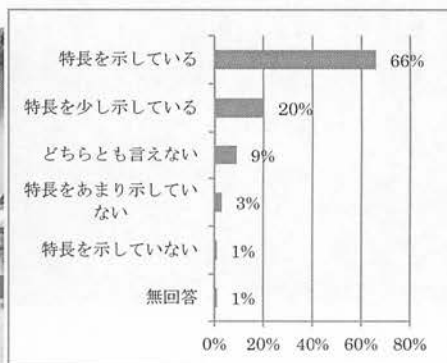


6. 歴史

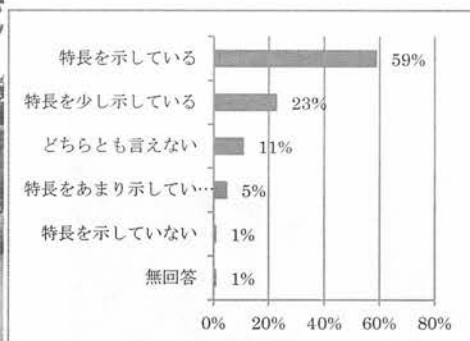
6-1 兼好塚



6-2 種生神社

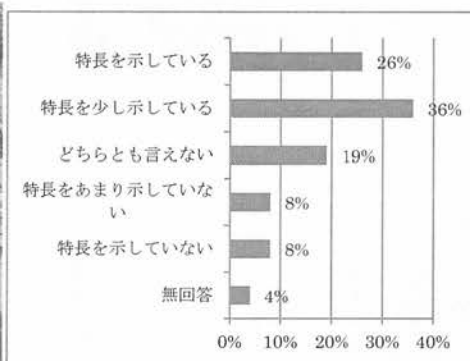


6-3 常楽寺

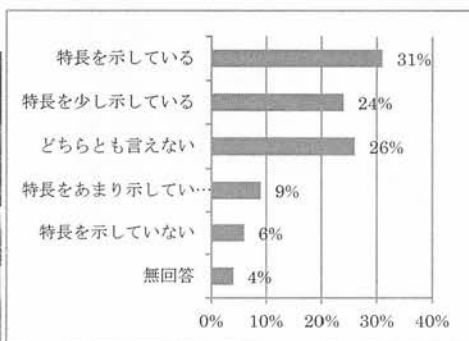


7. 道

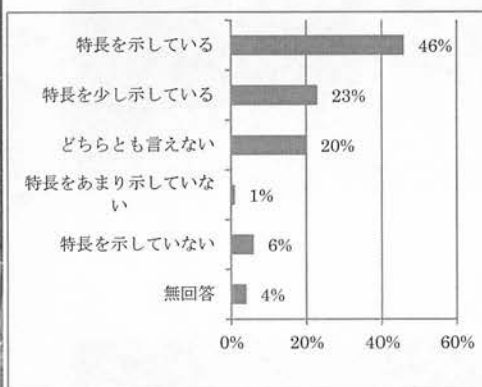
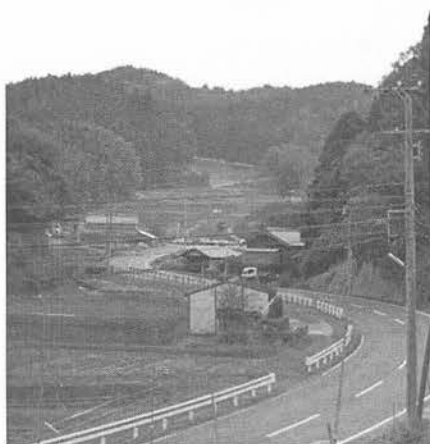
7-1 農道



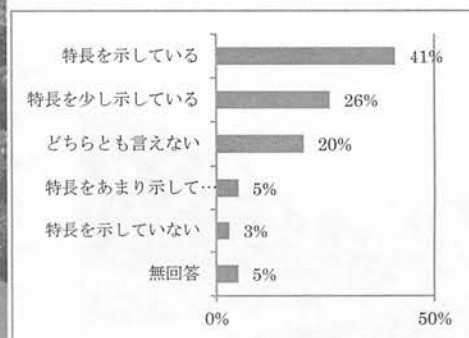
7-2 枝道



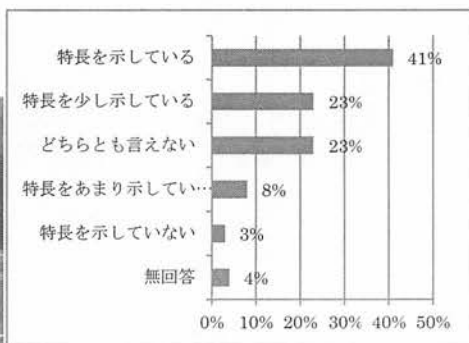
7-3 本通り



7-4 窮屈そうな道

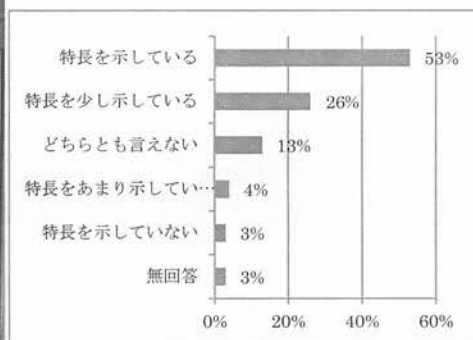


7-5 ダムの付け替え道路

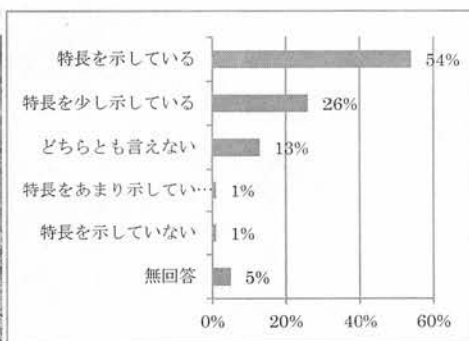


8. 人文

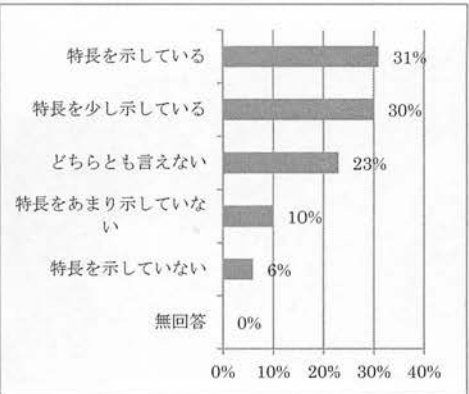
8-1 史跡、兼好塚 (マップ)



8-2 種生マップ

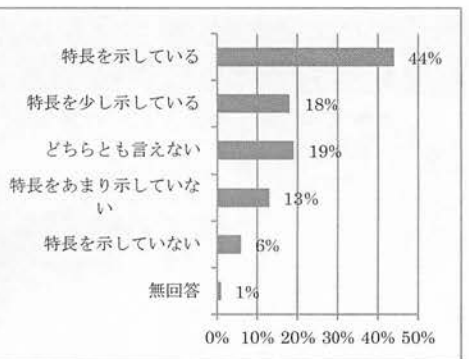


8-3 中山間地域整備事業石碑

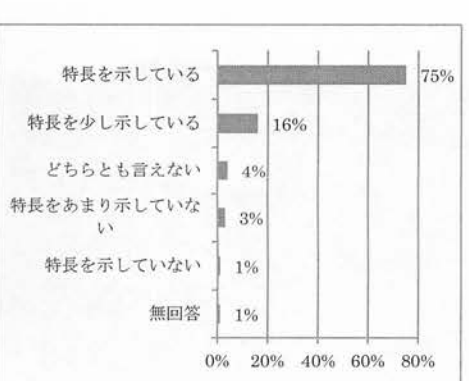


9. 活性化施設

9-1 ハーモニーフォレスト



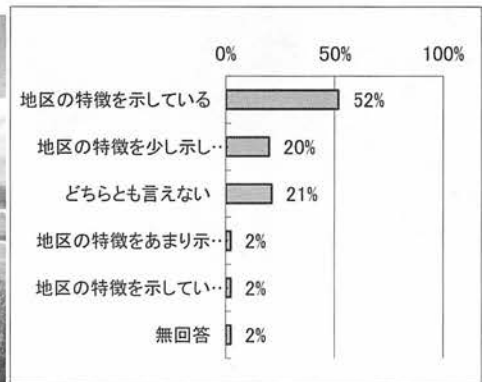
9-2 旧博要小学校



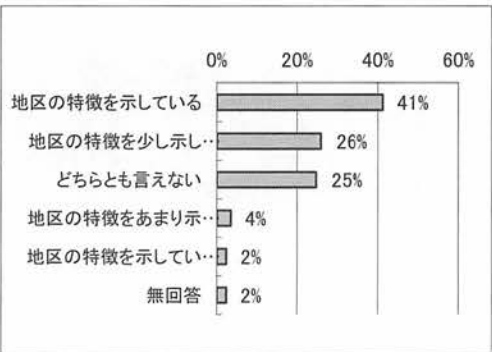
資料5 比自岐地区（全員）景観アンケート結果

1. 農地・農業施設

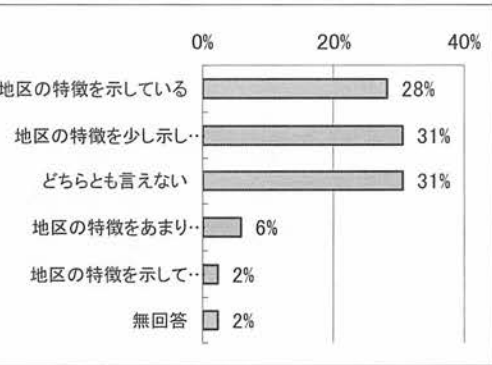
1-1 集落前に広がる田んぼ



1-2 山地前に広がる田んぼ

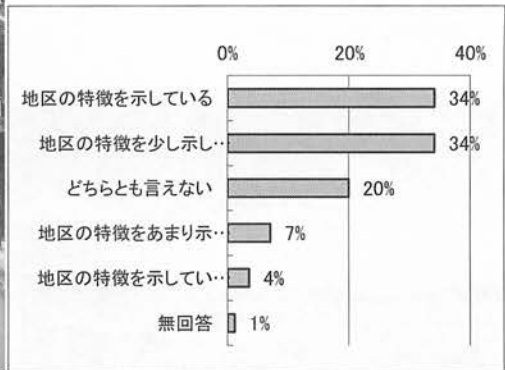


1-3 畑

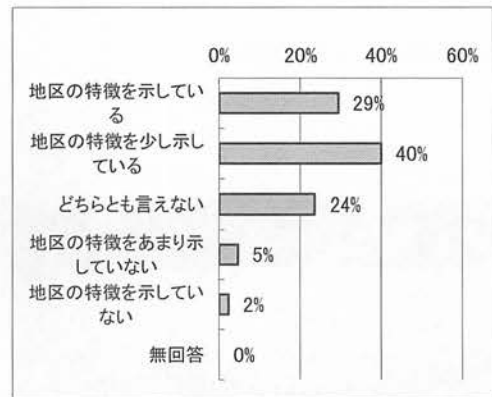
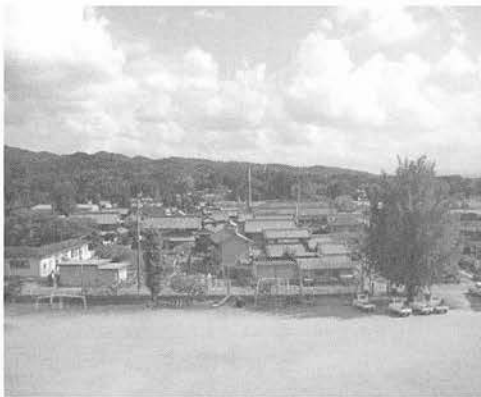


2. 宅地

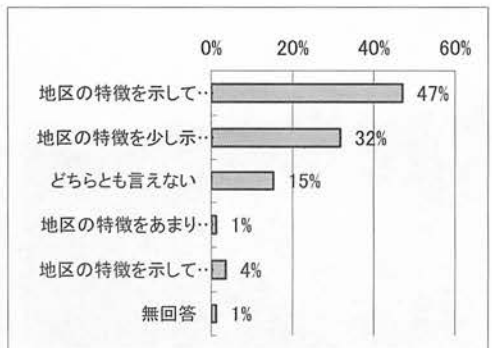
2-1 塀のある宅地



2-2 集落



2-3 田んぼに囲まれる集落



3. 生活環境施設
3-1 小学校



3-2 公民館



3-3 集落排水センター



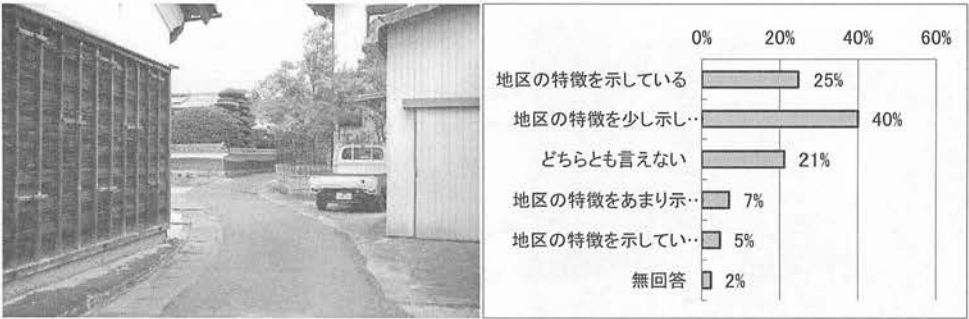
4. 道
4-1 幹線道路



4-2 集落から伸びる農道

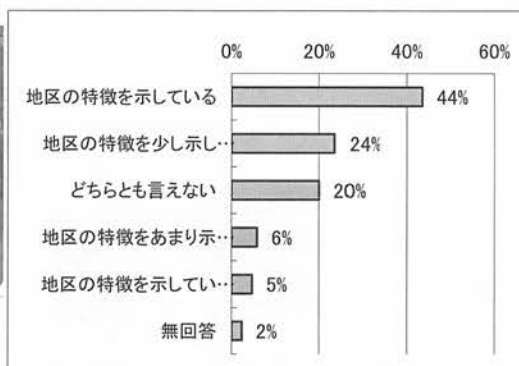


4-3 集落内の曲がりくねった道

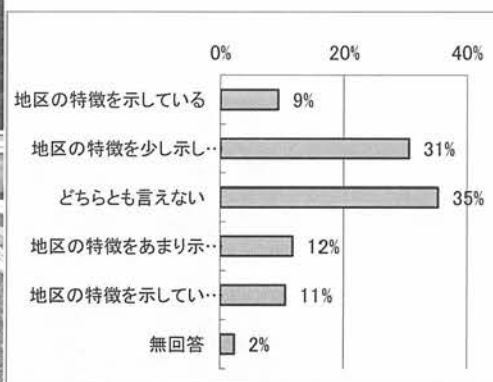
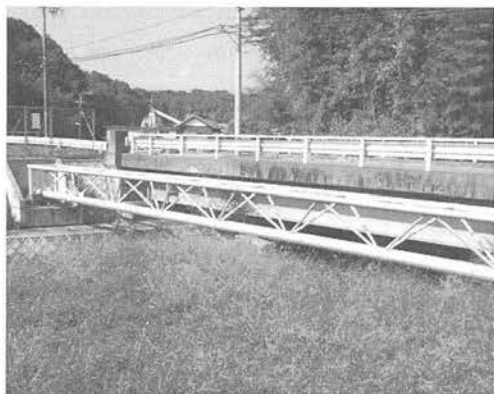


5. 水

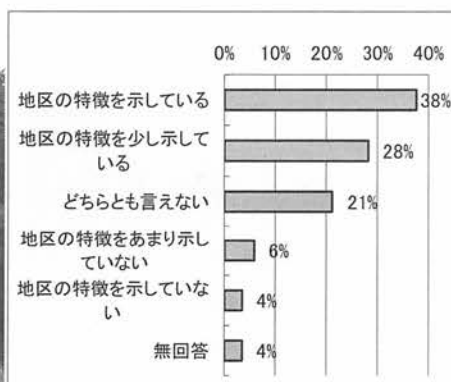
5-1 滝川ダム



5-2 比自岐川とあいらく橋

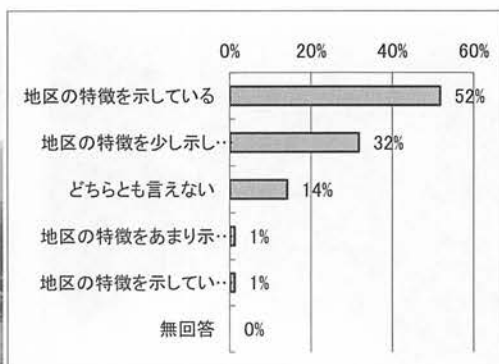


5-3 ため池

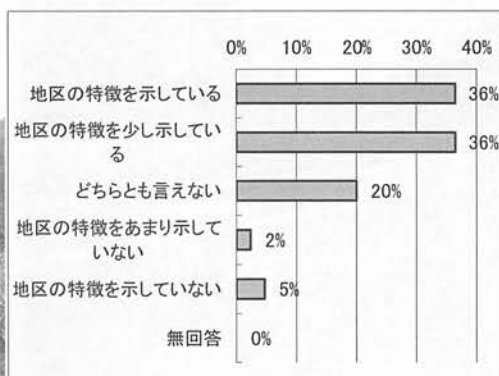


6. 緑

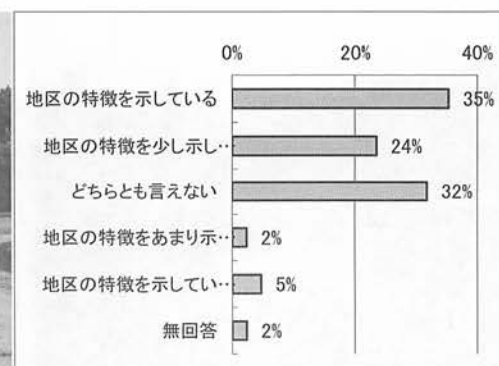
6-1 集落の周りに広がる山地



6-2 平地からみた山林



6-3 農道と山



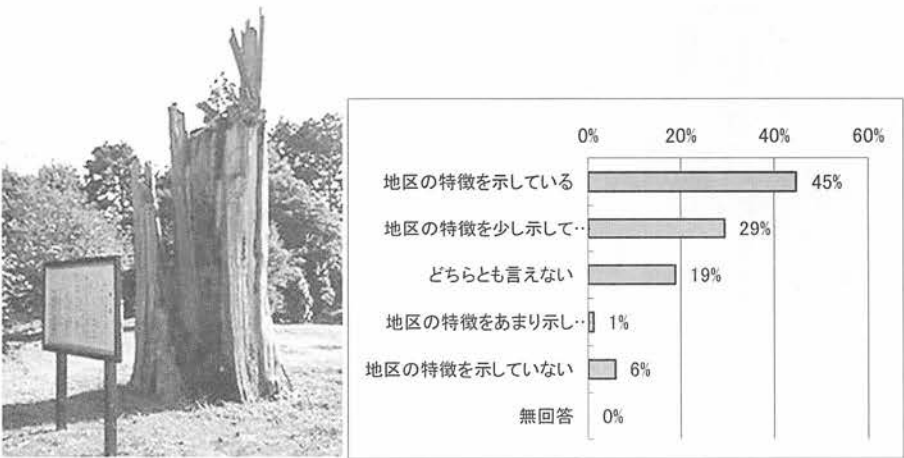
7. 歴史
7-1 比自岐神社



7-2 石碑

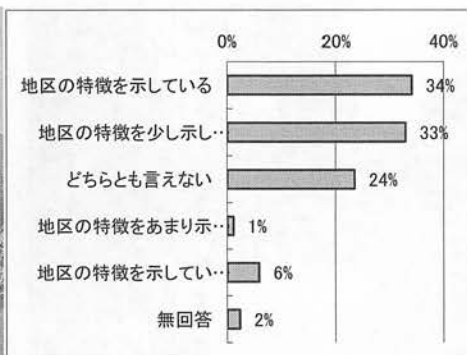


7-3 台風で折れた御神木

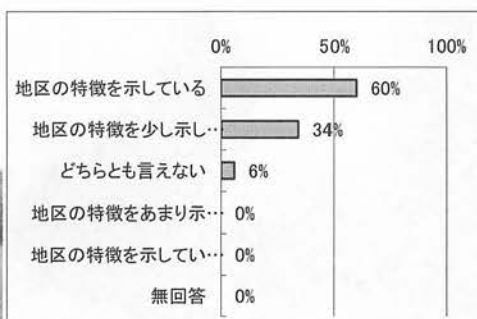


8. 人文

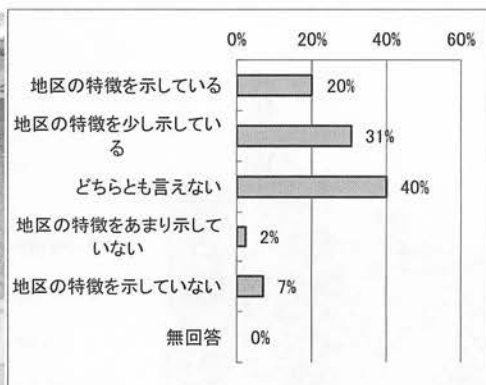
8-1 笑みの市の看板



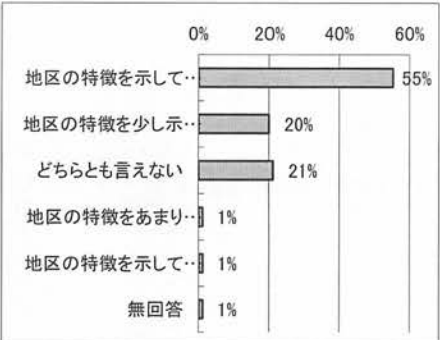
8-2 柿の木



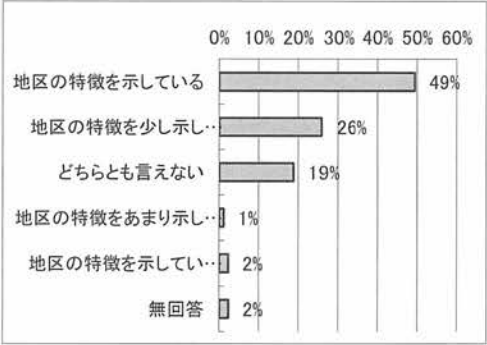
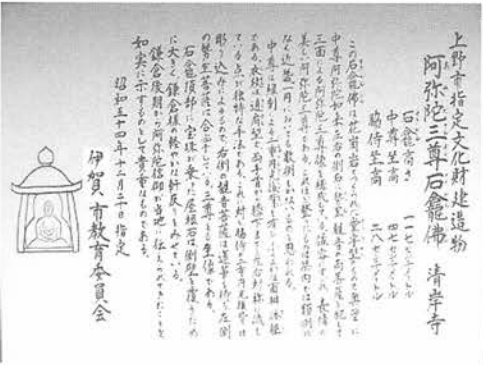
8-3 杉玉



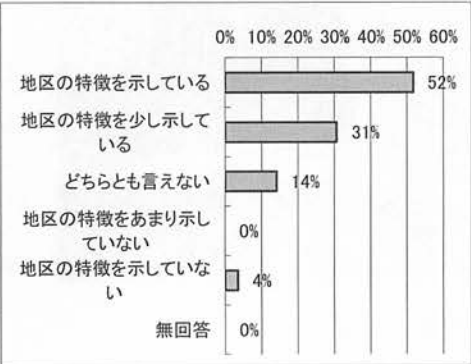
8-4 清巖寺の石仏



8-5 清巖寺の看板



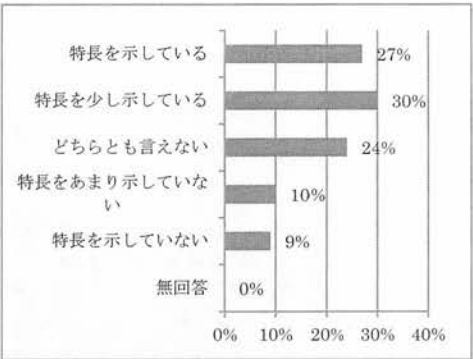
8-6 酒屋の蒸留塔



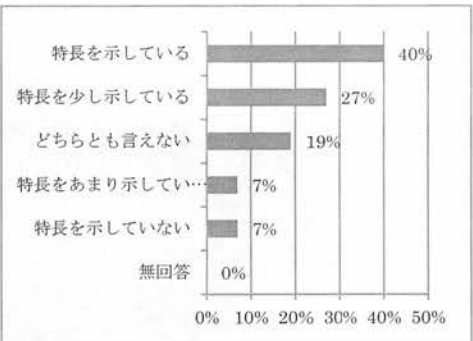
資料6 古山地区（全員）景観アンケート結果

1. 農地・農業施設

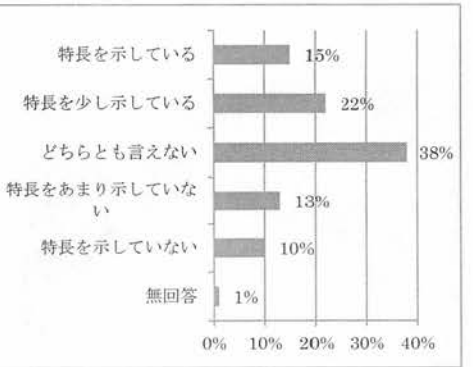
1-1 山や宅地が境界となっている狭い水田



1-2 山が境界となっている水田

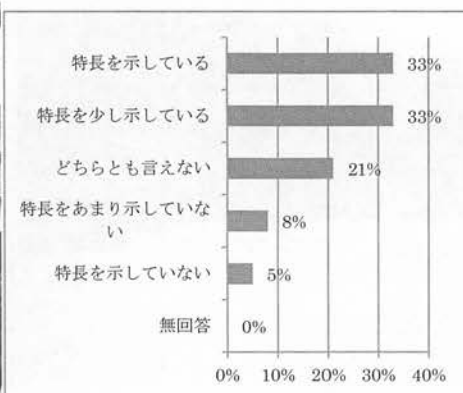


1-3 ビニールハウスとダリア（開畑地区）

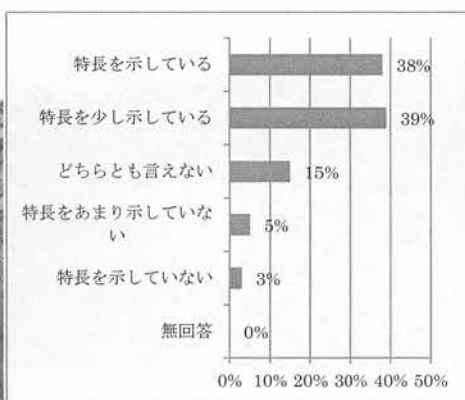


2. 宅地

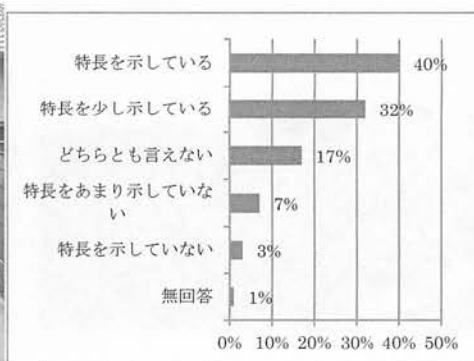
2-1 集落



2-2 狭い道と住宅

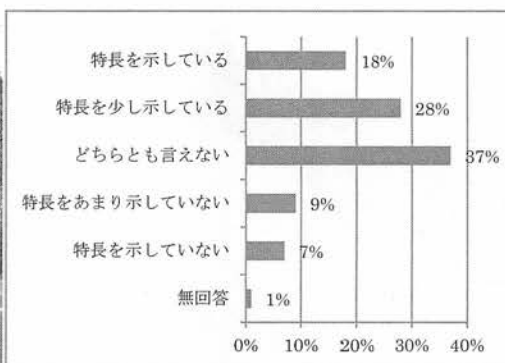


2-3 傾斜の道と住宅

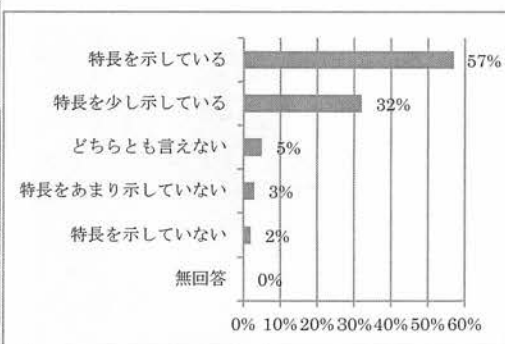


3. 生活環境施設

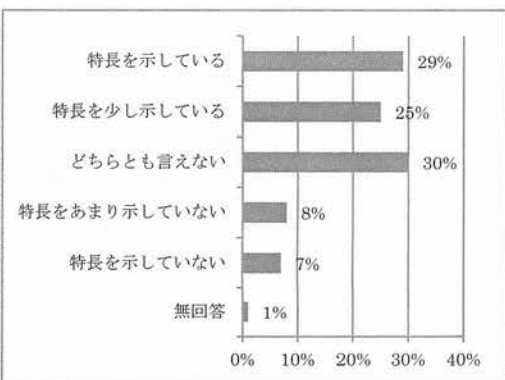
3-1 公民館



3-2 小学校

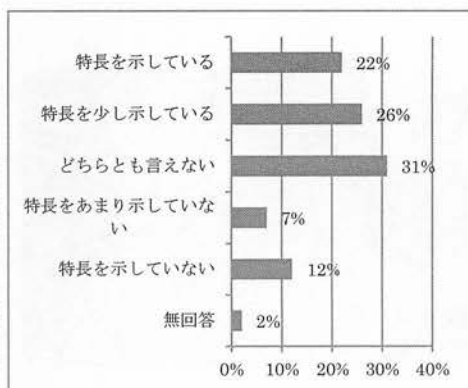


3-3 バス停

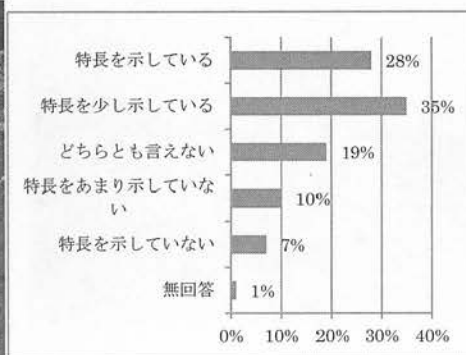


4. 水環境

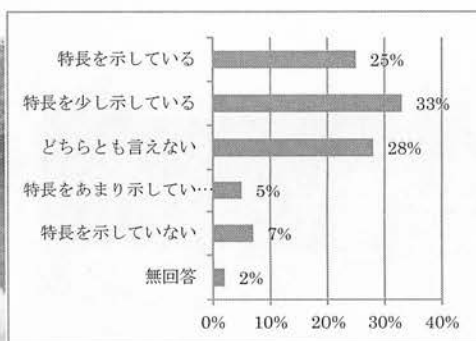
4-1 水環境（1）



4-2 水環境（2）

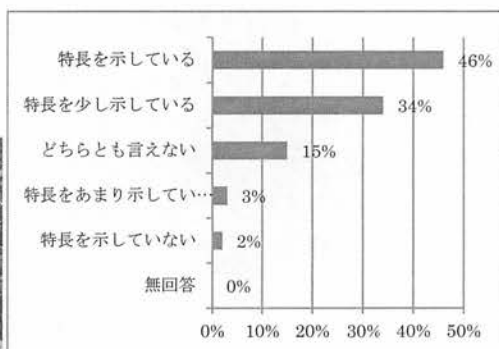


4-3 ため池

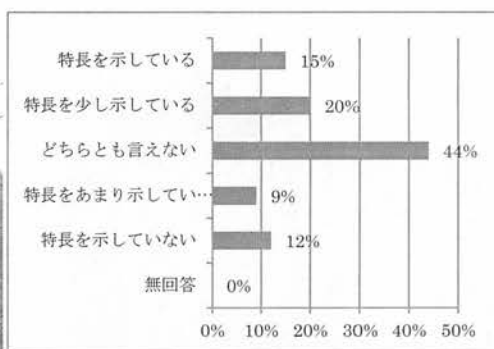


5. 緑

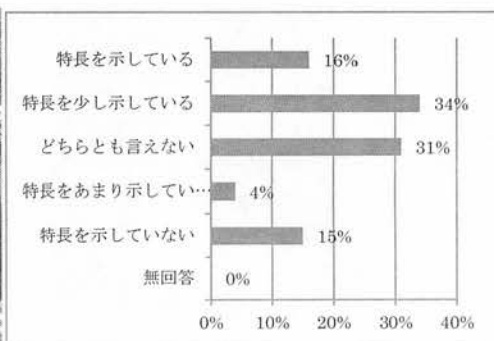
5-1 山林に囲まれた集落



5-2 シンボルツリー

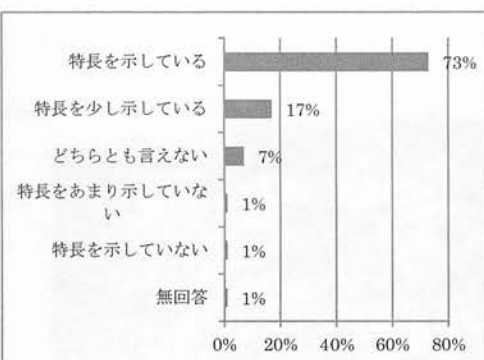


6-3 林

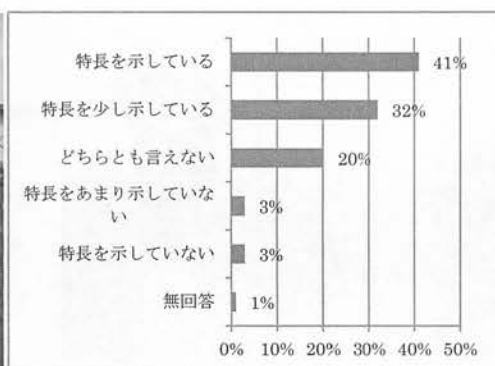


6. 歴史

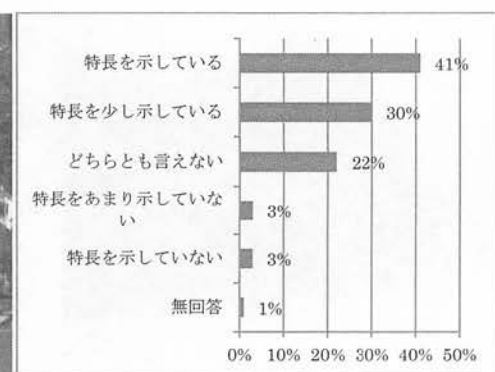
6-1 田守神社



6-2 石垣のある寺



6-3 吉田寺



資料7 種生地区景観形成方策の検討

【1. 農地・農業施設】

●田・畑



・前提条件

種生区は山に囲まれており、日照部分が少ないので少ない平地を優先的に田に利用している。ため池を利用しているため比較的安定した農業が行うことができるが、棚田など高齢者に厳しい場所も多いため負担となっている。猿や猪の被害も多いため、フェンスを設けるなどの対策を行っている。

・解決法

種生らしさを残しつつ、高齢者の農地・農業施設の管理を若者の力を借りて軽減。

・課題

若者によるまち活性化計画。

●棚田



・前提条件

現在は少ないが、何枚もの田んぼが段々に積み重なる「棚田」と、山間部を切り開いて整備された「ほ場整備田」が種生地区の特徴である。昔はたくさんあった棚田も、高齢化・

過疎化に伴い、高低差が多い分草刈りが増え高齢者に負担がかかるため棚田を農地整備し、棚田は減少の道を辿っている。

・解決法

種生らしさを残しつつ、高齢者の農地・農業施設の管理を軽減。事業で農業用機械の貸し出しを行う。

・課題

棚田に適した高齢者でも使いやすい農業用機械の開発。購入するよりも事業から借りたほうがメリットがあることを住民に知ってもらう。

【2. 宅地】

●住宅



・前提条件

古い家が多く、古民家のほとんどが入母屋造りである。外観は3階建てのようであるが、実際は1階が納屋や物置として使われ、2階からが居室となっている。建て替えをして新築された住宅もあるが、新築される住宅の規制がないためその外観は現代風であり統一感はない。人口減少により空き家ができたため、その空き家を都市住民に農村定住・休日利用として貸し出すという事業も行っているが、募集をかけてもなかなか利用者が見つからないのが現状である。

・解決法

新築住宅は壁の色をシックなものにし、和風調なものにするなどして新築住宅と古民家の外観の統一感をはかる。空き家の利用者を増やす。

・課題

外観の統一感をだすために、新築住宅の外観の規制をはかること。新住者の募集欄に種生らしさを徹底的にアピール。インターネットを利用して空き家の紹介を勧める。

●納屋・母屋



・前提条件

別棟に設けた物置用の小屋であり、収穫物や農機具などを納めている。昔は養蚕やお茶を産出する家が多かった。昔の傾斜地を有効的に利用している。

・解決法

一階部分が納屋であり、生活の中心が必然的に2階部分になるため高齢者にとって足腰の負担になるので、階段に手すりや滑り止めを付けるなどの対処をすること。

・課題

室内のバリアフリー化。

【3. 生活環境施設】

●集会所



・前提条件

昭和57年に造られ、種生地区の中心部に位置している。分散している家々が一ヶ所に集まるのに利便性がよく、また比較的利用度も高い。月一での当番制を行っており管理が行き届いている。大通りに沿って設立してあるので人々の目にも付きやすく、掲示板などの情報にも目がつく。園芸クラブによるボランティア活動により、プランターの手入れなどが定期的に行われている。

・解決法

人が立ち入りたいと思えるような木々や室内の手入れ・清掃を行うこと。

・課題

利用度の維持。緑地の整備。

●ハーモニーフォレスト



・前提条件

ダム設立の際に、住民の反対もふまえてハーモニーフォレストを建設し、住民に提供した。建設してから5年が経過したが、規模が半分に減少してきている。活性化につながる手段としては使えるが、住民の意識がどこまで活性化するかどうにかかっている。旧博要小学校と対照的な最新行政主導の建物である。

・解決法

十分に活用されきっていないこと。中山間の施設らしさに欠けること。

・課題

住民の意識の促進を図るためにイベントを増やす。

●バス停



・前提条件

昔ながらのバス停が今でも残っていて、古民家が多い種生にあっていて。1日4回民間が受け持つ定期バスが運行しており、高齢者の多い種生と青山駅とをつなぐ、住民にとって貴重な交通手段である。

- ・ 解決法

種生の風景にあっていいる建築物の一つなので、残していこうとすること。古い年季のはいった建物なので、柱などの定期的な点検が必要であるということ。

- ・ 課題

必要であるならば、外観を崩さない程度の補強。

【4. 道】

● 農道



- ・ 前提条件

種生地区は田が多いのであぜ道や草道も少なくない。地面が土や砂利であるため、一般車が進入しづらい。まだまだ整備されていない道は多い。

- ・ 解決法

農業用機械が通りやすいように現状維持を前提とした整備を行う。

- ・ 課題

定期的な草刈り。

● 在所道



・前提条件

山間部なので坂道、曲がりくねった道も多い。在所道と云われるように、昔の馬車道が拡張され今に至る道もある。最近では、整備が進み車も走りやすくなったが、まだまだ狭く車が通れないような道もある。

・解決法

幹線道路は景観としてあっていないので、今ある狭い道を、景観を保って整備を行う。曲がりくねった道が多い種生地区は死角も多いため、危ない場所にはカーブミラーを設置する。

・課題

どの道が整備をする必要があるのか、ないのかを住民と話し合う。

●ガードレール



・前提条件

現在一般の道路では普通の白色のガードレールが使われているが、今後は山間部などでは景色観をくずさないためにガードレールの色を茶色にしたいという考えも出ている。

・解決法

これからも景観をくずさないためにできるだけ山間部には白いガードレールは作らないようにするという。景色に溶け込む色であると夜などに見えにくくて危険であるため、夜はガードレールが光るようにするなどの対処をとること。事故防止のための看板などを設置するという。

・課題

前面に花壇などを作り、花を植える。事故が多発しそうな場所に道路標識の設置。ガードレールの整備。

【5. 水】

●農業用水路



・前提条件

田の多い種生区は必然的に用水路も多く、川も多いため用水路を引きやすい。異常気象により大雨が多く、林などの保水力が低下してきている。大雨により、ため池に貯蓄できる水量を上回ってしまい、水路に溢れ出してしまう。

・解決法

水路脇のあぜ道の整備。

・課題

踏み慣らす。

水量に合わせた水路の開発。

●ホタル水路



・前提条件

種生の特徴の一つであり、川の手入れなどに力を入れ、昔の小川の姿を維持している。高齢者が元気に農業を続けられるようにと田んぼ・水路を整備するとともに、ほたる水路の整備も行っている。自然石を組んだ小川には年を増すごとにホタルの飛び交う数も増加し

ている。毎年、ほたる鑑賞会や「ほたる祭りを」実施し、他地域からも観賞に人々が訪れている。最近では、地域の景観づくりボランティア、ホテル観賞ボランティア組織が自主的に発生したりなど、むらづくりについての関心と意識が高まってきている。大雨による流出と野鳥による被害によりカワニナが減少していることが問題である。

・解決法

ほたる水路の現状維持と規模の増加をはかり他地域からの鑑賞者を促し、むらづくりへの関心を高める。学校のプールでのカワニナの養殖を進める。

・課題

ほたる水路の手入れと整備。

●川



・前提条件

広い川や大きい川があり、広い川の周りにはきちんと整備がされていた。山間部なので枝分かれし、また合流する特徴の川が多い。河川の横に桜を植え、将来的に桜並木にしようとしている。

・解決法

整備されているのは良いことであるが、地域の特徴の一つであるあじさいなどが植えられていないこと。

・課題

定期的な川周りの整備。方面の景観整備。早期的な桜並木の植。

【6. 緑】

●あじさい



・前提条件

まだまだ部分的ではあるが、手入れのしやすいこの地区にあっている。ここ数年の努力のおかげであじさい畑は他地区でも取り組みを進めている。また、自然を守るという意味で、あじさい祭など景観保全や地区活性のための試みがある。鹿があじさいの新芽やつつじなどを餌として食べてしまうことが問題である。あじさい以外にも桜やさつきやしやくなげなども栽培している。

・解決法

種生はあじさい祭りなど地区活性などに力をいれようとしているにも関わらず、大通り沿いなど目立つところにはあじさいが見当たらないため、人の目につく所にもあじさいを植えること。あじさいの現状維持とともにさつきやしやくなげの栽培にも力を入れる。

・課題

現状維持・管理。鹿せんべいなどで鹿の興味をあじさいから逸らす。

【7. 歴史】

●兼好塚



・前提条件

「徒然草」の吉田兼好がこの地で生涯を閉じたと伝わっている。公園として整備され野外イベントも開催され、なくてはならない場所。兼好顕彰碑が建てられている。種生区では

兼好法師遺跡保存会をつくり、この遺跡を永く保存するように努めている。他にはない種生の史蹟であり、歴史の古い地区を表しているので、住民の関心も高い。

・解決法

手入れを定期的に行うこと。雨の日に訪れると地面の雑草が伸びているので、立ち入りやすい環境をつくること。

・課題

定期的に地域の住民たちで草刈りなどの清掃活動を行う。保存会の存在をもっと住民に知ってもらう。塚周辺の整備・庵の新築。地域の人々だけでなく、他の地区の人々も関心をもつような兼好にちなんだ行事の開催。

●旧博要小学校



・前提条件

廃校となった小学校（60年以上の歴史をもつ木造校舎）を保存、活用し平成16年度NPO法人「博要の丘」を立ち上げた。古い校舎が残り地区の昔からの面影が浮かび、種生の歴史であり特徴である。木造の古い建物の一つで、子供たちが通学、勉強した机など懐かしさが残る。この校舎の隣にはバーベキュー施設が新たに設けられており、校舎にテントを張っての宿泊などが楽しめ、種生地区の美しい自然環境を散策する拠点として利用できる。古さが残った地域らしさと、地区を活性化しようとする想いが感じられる。地域の人々の共通の思い出の地なのでいつまでも大切に守っていくべきである。

・解決法

地域らしさあふれる場所であり種生の歴史であり特徴であるので、これからも残していくべきであるということ。バーベキュー施設などを生かしたイベントを定期的に行うこと。

・課題

耐震構造を取り入れる。定期的なイベントの開催。

●種生神社



・前提条件

氏神を大切にする地域の思いが、社殿の維持管理に表れている。毎年10月の最終土日に、だんじり、御輿、獅子舞のお祭りを同時に行っている。

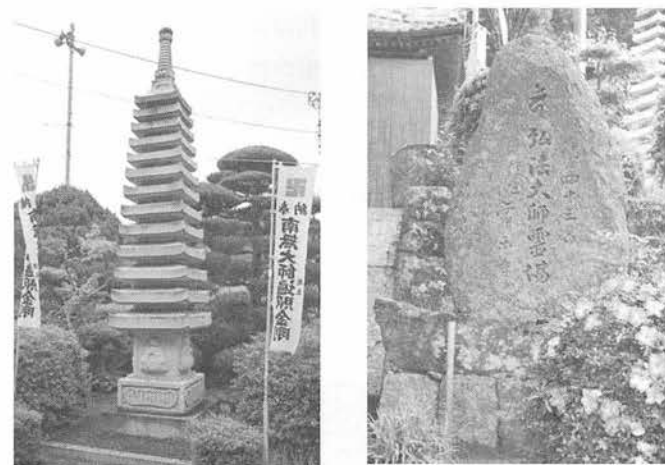
・解決法

だんじりのお祭りなどを盛り上げていくための策を考えること。

・課題

やる気のある者を集め、主催していく。

●常楽寺



・前提条件

年々整備、修理がされ使いやすく、特に墓地については清掃など、皆が力を入れているのがわかる。一地区一檀家（一宗教）なので、手入れがよくおこなわれている。

・解決法

これからも手入れを怠らないようにすること。整備や修理を定期的に行う。

・課題

墓地の清掃や定期的な整備や修理。

【8. 人文】

●農村公園



・前提条件

種生生活改善センターの近くに作られ、東屋を設けている。この広場は坂を登ったところにあるので、種生区を一望することができる。遊具などは設けられていないが、美しい地域を目指しているので種生区の田や山の美しい風景を一望することのできる広場とした。だが子供がいないため、当初考えていたような子供の遊び場にはならなかった。利用者は少ないが地区の活性化に力をいれているのが伺える。生活意識の中から浮いている感じで公園としての利用価値が見いだせない。場所が広いので手入れが大変である。

・解決法

パーゴラに生い茂っている葉、芝生の手入れを定期的に行い利用者の促進を促し、高齢者にも利用しやすい公園を目指すこと。公園に着くまでに長い坂が続くので、高齢者向けに手すりを設けること。草刈りの回数を増やす。

・課題

パーゴラと芝生の定期的な整備。手すりの設置。違う植栽にしたらどうだという意見も出ているため、住民の意見を聞きながら考えていく。

●種生マップ



・前提条件

集会所の近くにあり、種生の地図やスポットを記してある。花壇には綺麗な花が咲き、公

共トイレも整備してある。マップの上の瓦はまちの景観ととてもあっていて、地域景観づくりの成果が出ている。

- ・解決法

マップが奥にあり、目につきにくいので、広い敷地を生かして手前に「おいでませ種生」のような看板をもう一つ設置する。

マスコットキャラクターのようなものがあると良い。

- ・課題

予算を考える。

マスコットキャラクターの制作を種生の住民と一緒に考えてもらう。

資料8 比自岐地区景観形成方策の検討

【1. 農地・農業施設】

●集落前、山地前に広がる田んぼ



・前提条件

村の入り口から見ると、山、農地、集落の順に村の中心部に近づき、それぞれの景観を見ることができる。これらが景観を構成する要素なので、これからもその状態を保持すること。農業が減っているなか、村では盛んに農業が行われ、この広い緑の中で様々な食物が育てられている。

・解決法

2010年4月に農人組合法人を設立し、現在約7割の農家が所属している。地区体で協力して、農村の景観状態を保持すること。時間のある限り農業を行い、農業離れしないこと。そのためにも、現在でも盛んに行われている農業を、これからの世代に代々受け継いでいくこと。

・課題

まだ法人に所属していない住民に呼びかけ、できるだけ多くの住民が協力できるようにすること。景観についてさらに熟知しておくこと。土地柄が米農業に適しているので、それを活かし積極的に米を生産すること。農業の魅力を伝え、後継ぎを確保すること。

●畑、ビニールハウス



・前提条件

民家に隣接しているものが多く、それぞれの家でアスパラ、イチゴ、里芋、ジャガイモなど、季節によって様々な野菜が育てられていることが多い。自然が多い比自岐地区の中で、うまく景観にとけこんでいる。

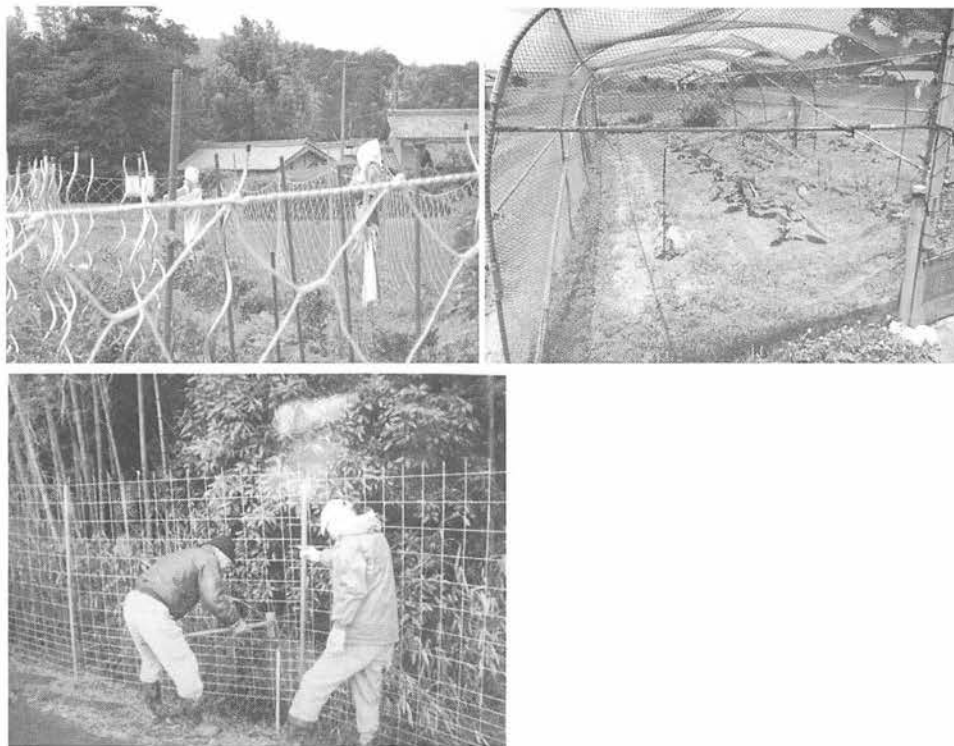
・解決法

田んぼより少ない土地で栽培が行われているので、個人としてではなく、組合のような形を取り、規模が大きい畑を作れるとよい。(ジャガイモなど) サル、イノシシ、シカなどの獣害対策を練ること。

・課題

大きめの畑に合った品種を選択し、それにあった機械、栽培方法を検討すること。動物から野菜を守るための柵などを改良すること。

●案山子、柵



・前提条件

集落のあちこちにある畑を、サルやイノシシ、シカなどから守る案山子と柵。それぞれに工夫されて設けられており、人々の農業の知恵が垣間見られる。日頃からグループを組んで、2週間に1度の点検を行っている。

- ・解決法

老朽化が進んでいるものがあれば、修理すること。あまり頑丈に囲みすぎると、畑としての景観に合わないので、できるだけ自然になるよう注意すること。特にサルの被害が問題となっているため、サル対策をしっかりと行うこと。

- ・課題

やりすぎないこと。柵の強化。行政に協力をしてもらう。

【2. 宅地】

●田んぼに囲まれる集落



- ・前提条件

新しく建てられた異質なものが少なく、建物全体に統一感がある。土地が広いことを利用しているため、ひとつひとつ大きい建物が多い。建物がまとまり、集落になっている。田んぼに囲まれ、緑が多い。高齢化の影響で空き家ができ、維持・管理ができず景観が悪くなっているなかで、地域の人ボランティアで掃除を行っている。

- ・解決法

もし新しく何かを建てる場合は、景観に注意すること。建物が大きいため、維持・管理を怠らない。高齢者が多いなかで、住宅の維持・管理をサポートする「高齢者世帯エスコート」を積極的に利用していくこと。住宅を映えさせるために、周りに緑を欠かさないこと。空き家を減らすこと。

- ・課題

景観構成に関する建築ルールのようなものを作り、住民がそれを把握し建設時に立ち会うことで、集落全体で景観を守ること。高齢者のサポートをする人手を集めること。住宅の庭や敷地などを利用して家庭菜園・花壇などを個人の家で行うことで、住宅周りにも緑を絶やさないこと。空き地の利用法を検討すること。(コミュニティー施設など)

●塀のある家、蔵



・前提条件

同じような古い造りの家が多く、石垣と黒い板張りの塀で囲まれている。農村特有の民家（純日本様式）であり、昔ながらの家で農村の景観になじんでいる。同じような造りの蔵が隣接していることが多い。家自体は黒っぽいが、庭に木や花を植えるなどして、緑を取り入れる工夫が見られる。

・解決法

集落全体で住宅の様式を統一し、一体感を出すこと。いまある緑を絶やさないこと。蔵の維持・管理を行うこと。

・課題

家、蔵の手入れを怠らない。今ある景観を崩さない。

●七福神



・前提条件

家によって種類が違い、表情によって家柄が変わるとされている。家を新築した際に、火や水を避けるお守りとして親しまれている。お金に余裕がある家庭に多く、顔の工夫などに手掛けている。

・解決法

生活様式の変化から、庭園のある家がどんどん少なくなっている。七福神もそのひとつであり、今では貴重なものとなっているためこれからも残していくこと。

・課題

このような日本特有のものをこれからも保全していくこと。

【3. 生活環境施設】

●行政センター兼公民館



・前提条件

地域の行政を担当しており、手続き・証明など事務的手続のサービスを提供している。わざわざ市役所に行かなくてもいいようにと、小学校区単位で市民センターを建立。隣には廃校となった小学校があり、現在はセンターの一部として利用されている。こぢんまりとした和風の建物で、様式としては地区にある建物と似た雰囲気である。地区住民の交流の場であり、地域の特徴や歴史を知ることが出来る。

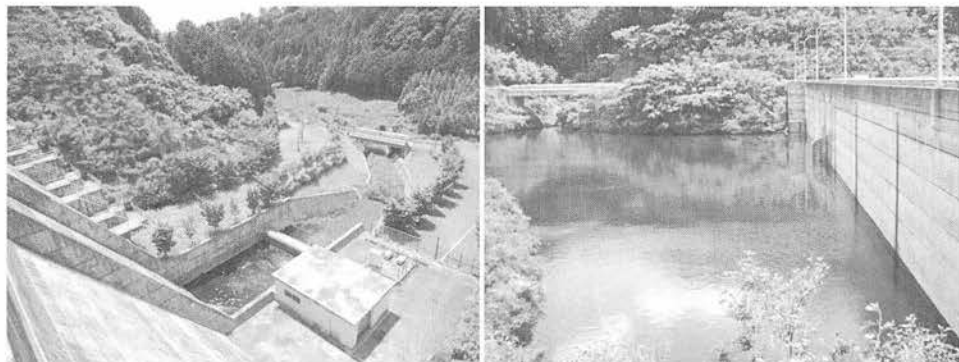
・解決法

コミュニケーションを図る場所として使用する。小学校が古い建物なので、これからも利用していくためバリアフリー化を行うこと。

・課題

地域の人々で案を出し合い、住民参加型のイベントや行事を開催する。行政の協力を得て、利用しやすいようにすること。

●滝川ダム



・前提条件

生活用水・農業用水など、多目的に地区の大切な水資源として重要視されている。集落から離れているので、車がないと行くことができない。地区で維持・管理を行っていたが、地区が伊賀市に合併されてから全て市が引き継いでいる。現在、地区では清掃・点検を定期的に行っている。

・解決法

現状を維持し、これからも大切に利用していくこと。

・課題

清掃・点検を続けていき、よい環境を保つこと。

●集落排水センター



・前提条件

昔は井戸があった比自岐地区だが、水不足・濁水などの問題があり、現在はこのセンターを利用している。集落の生活に直接根付いた施設となっている。滝川ダムと並行して12年ほど前に設立された。地区が協力して年に2回敷地内の雑草を処理し、週に2回施設内の点検を行っている。集落からは少し離れており、背景には森が映り周りを田んぼに囲まれている。

- ・解決法

住民の生活を支えている施設なので、協力して維持・管理を行い大切に利用していくこと。

- ・課題

清掃・点検を続けていき、よい環境を保つ。

【4. 道】

●集落から伸びる農道



- ・前提条件

集落から田や畑につながる道。農業用の道として利用されている。昔は農業機械が小型であったため、それに合わせて道も細く、道よりも田んぼの面積を第一に考えているため、最低限の道の幅となっている。

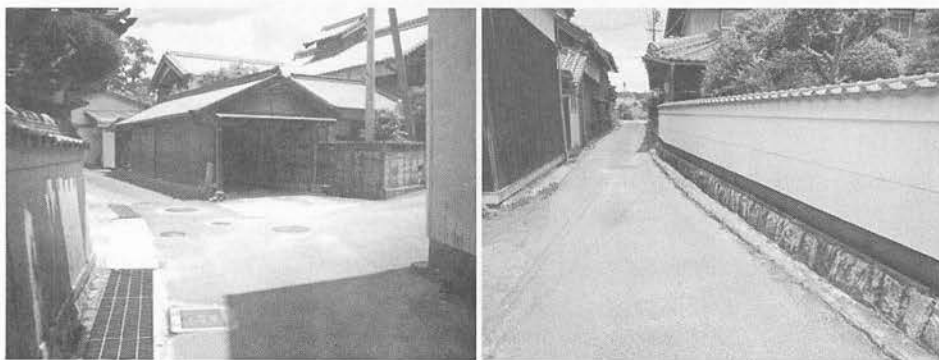
- ・解決法

現在、農業機械が大きくなって通行が困難な状況だが、農地の縮小や補助の関係で道を主に広げることは難しく、農作業ができる十分なスペースがあるので、これからも現状を維持していくこと。

- ・課題

定期的に草刈りを行い、現在の農道の状態を保つ。

●宅地に面した道



・前提条件

集落の中にある道。昔ながらの景観であり、古風な要素がある。主に車が通る道。曲がりくねっていて風情があるが、通りにくく見通しが悪いので、住民からはあまり評価されていない。

・解決法

道を拡大するには、家屋の移動・移住など生活そのものが大きく変わってしまうため、現在の状態を維持しつつ、見通しを良くするためにミラーの取り付けや標識などの対策を練ること。

・課題

景観を崩さず、かつ安全な道を確保する。

●幹線道路



・前提条件

街につながるための県道。村の景観には合わないが、交通手段としては必要である。住民からは景観に合っていないという声が多い。5、6年前から交通量が増えたことで事故も多くなり、信号を設置したが、渋滞が問題となっている。

・解決法

通学路にもなっているため、安全対策を考える。緑を増やす。

・課題

行政に協力してもらい、安全な信号・標識設置を検討する。信号による渋滞対策の試案。景観に合うように並木や花壇を設けるなど、景観に合った緑を絶やさない努力を行う。

●あいらく橋と比自岐川



・前提条件

街と村をつなぐ橋。橋の下には一級河川である比自岐川が流れており、流水がきれいなので、行政センター隣の廃校でホタルを飼育し、放流している。(はたる祭り) 集落に入るにはこの橋を通る。上流から砂利が流れ込み、草が生え、管理が難しくなり景観が悪い。しかし川の現状を変えてしまうと、いま生息している川辺の生物の保全が難しくなる。

・解決法

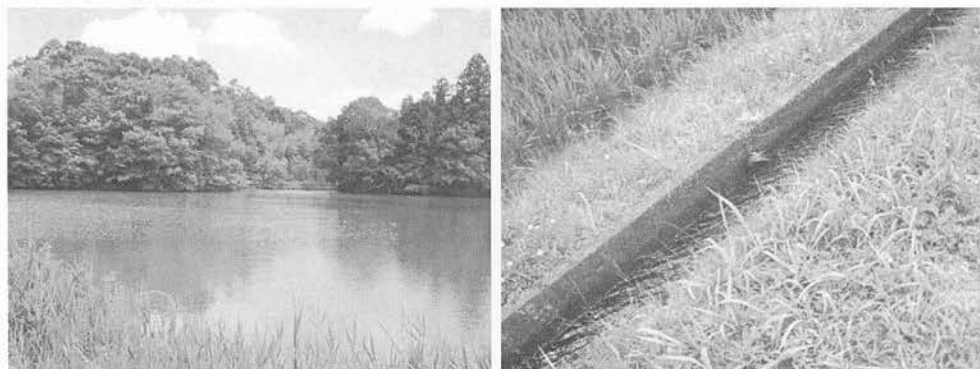
地域で協力して、草刈りや土砂の撤去、川とそこに棲む生物の保全を行う。

・課題

人を集める。ある程度の草は残して、生き物が過ごしやすい環境を整える。地区だけでは難しいので、行政に協力してもらう。

【5. 水】

●ため池・用水路



・前提条件

岡波区にあるため池。地域住民が維持管理している。盆地である比自岐地区には水源が少なく、森に保水力がないため、ため池は重要な水資源である。ため池から用水路を設け、農業用水かつ防火用水として使用されている。

- ・解決法

田んぼに必要な不可欠な水であるため、きれいな水を保つこと。ため池としてだけではなく、花を植えたり柵を設置したりするなどして、空間設備を行う。

- ・課題

地域の人々が協力して、保持をしていく。

【6. 歴史】

●夕部柿



- ・前提条件

とても古い木で、現在は2代目。(1代目は昭和29年9月の台風で倒壊。)年に4、5回草刈りを行い、地区が管理している。まっすぐと伸びた農道に突然現れ、とても存在感がある。空海がこの地を訪れた際の言い伝えがあり、比自岐ならではのランドマークである。秋には柿木の近くでコスモス祭りが開催される。地元の子どもたちが地区を知るということで、柿木について勉強する。

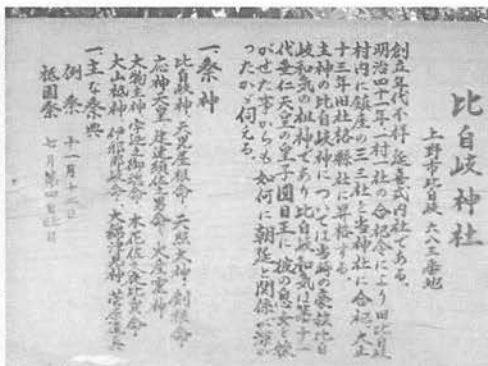
- ・解決法

わざわざ2代目を植えたくらいなので、地域にとって重要な木である。手前にある説明書きの補修を行うこと。

- ・課題

ランドマークとしての存在を消さないためにも、清掃を怠らず大切に保持していく。

●比自岐神社



・前提条件

地区唯一の神社。創祀年代は不明。垂仁天皇（すいじんてんのう）の庶子である園目王（えんもくおう）の妻、伊賀比自岐和氣氏の祖を祀る（まつる）神社。比自岐氏は、昔、当地を支配していた氏族のようである。別称は、天王宮、あるいは大盛神社という。境内の左手（西側）は「比自岐の社」という公園になっている。平成10年9月22日の台風7号の暴風により本殿が倒壊したが、地区住民の協力で再建された。毎年11月に例祭・7月には祇園祭など地区の行事が行われている。

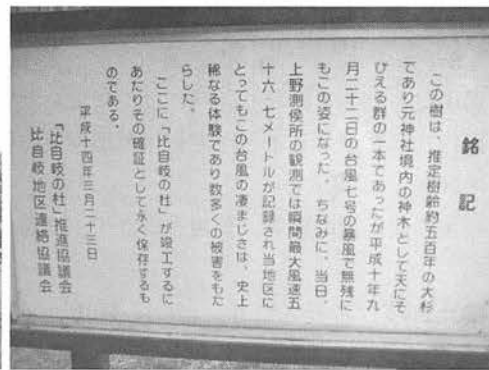
・解決法

村唯一の由緒ある神社なので、これからも保持していくこと。地区行事開催の中心であるので、積極的に行事を行う。

・課題

住民が協力して、たくさんの人が訪れたいと思うような場所にする。

●台風で折れた御神木



・前提条件

推定樹齢約500年の大杉であったが、平成10年9月22日の台風7号の暴風で無惨にも折れてしまった。比自岐神社の裏側にある。〔比自岐の杜〕この樹は、比自岐地区の立派なシンボルとなっている。以前は森になっていた。現在は多目的公園として子どもたちの遊び場にもなっている。年に3回（6月・7月・9月）清掃など、維持・管理を行っている。

・解決法

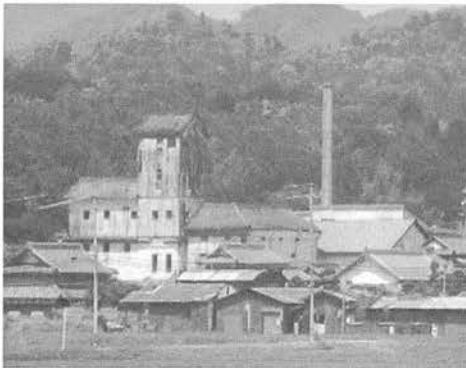
当時の台風の被害を風化させないためにも、歴史を語るものとしてこれからも状態を保つこと。神社の森を復活させる。子どもたちの安全も考慮する。

・課題

住民が協力して、維持・管理を行うこと。

【7. 人文】

●蒸留塔



・前提条件

蒸留塔は、集落内の建物の中で際立って高く、存在感があり遠くからでも目に止まる。住民は蒸留塔を見て、比自岐に帰ってきたと思う傾向があり、地区のシンボルとなっている。

住民の安心感を得る場として必要である。「東海美の里百選」にも認定された。以前は焼酎・日本酒などを製造していたが、現在は使われていない。

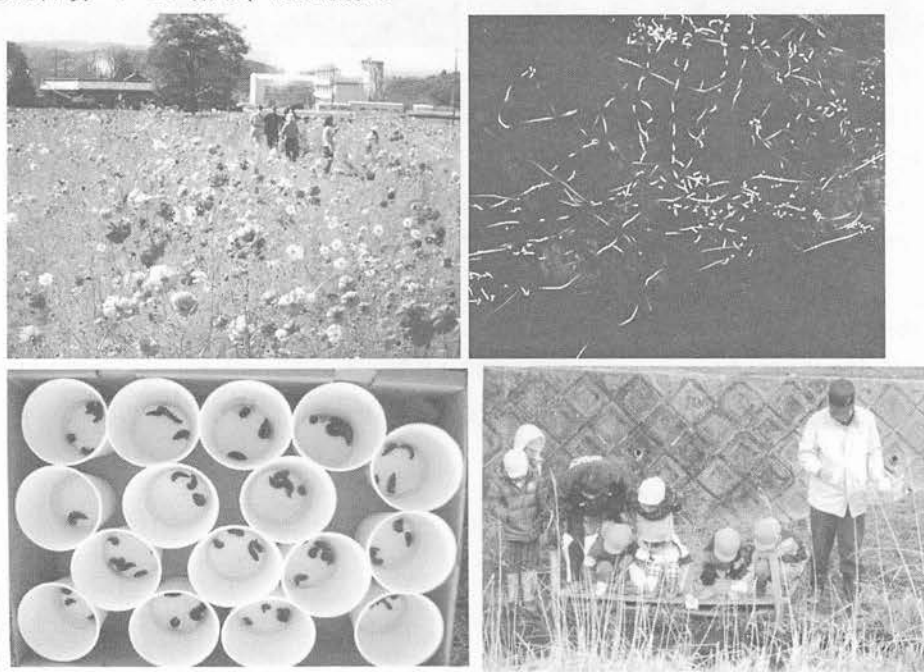
・解決法

農山村と上手く調和し、時には山に澄んだ青い空を引き立てるものとして地域の美しい景観作りに貢献すること。老朽化が進み東に傾いているため、対策が必要。

・課題

今後の使い道の検討。景観を崩さず、地震対策も考える。

●比自岐コスモス祭り、ほたる祭り



・前提条件

コスモス祭りは比自岐地区にて、毎年10月に開催される。美しい田園景観が作られ、農業のイメージアップを図るためのコスモス栽培が15年前から進められてきた。コスモスの畑を憩いの場として、一般の方にコスモスの摘み取りをしてもらうことができる。比自岐地区を大切にすると人たちの気持ちがかもっているコスモス畑である。休耕田・減反によって何も作られていない田んぼの景観を美しくするためにコスモスを植え、水質を守りきれいな水にするためにほたるの養殖を行った。ほたる祭りは5月末～6月20日頃まで開催しており、ゲンジホタルが鑑賞できる。

・解決法

祭りをきっかけに地区に注目してもらい、訪問者を増やす。自治協や実行委員会を充実させてこれからも維持していく。

・課題

旅行雑誌などに掲載し、比自岐地区の宣伝をする。住民が協力して制作を行っていく。会場の近場にトイレや設備がないため、設置できるように努力する。

●笑みの市



山・漁村物産交流広場

「ひのき笑みの市」



・前提条件

月に1度住民の方々が作った野菜などを持ち寄り、販売している。地域の活性化に繋がり、作る喜び、楽しみをより一層感じることができる行事の1つである。現在は村近くにある夢が丘という団地を会場として販売を行っている。なるべくたくさんの人に来てもらえるように、ニーズに合わせた品揃えや、目を引くような陳列など工夫がされている。

・解決法

アンケートを行い地域の人々の意見を求め、今後の売り方の方針を決めていく。地域で採れたものを宣伝するために、食材を使った食堂やレストランなどをつくる。また、簡単な料理レシピをつけて野菜を販売するなどして料理離れを防ぐ。

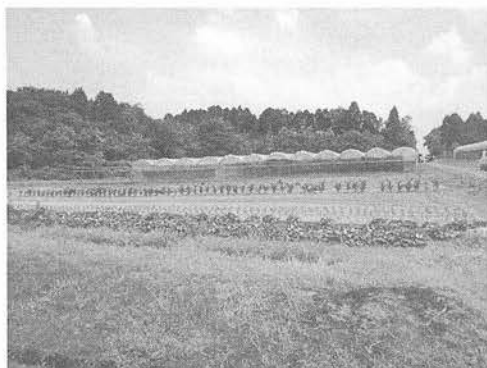
・課題

人を集める。(従業員、客) 食堂やレストランの場所は、県道沿いや、最寄り駅に近く広い場所が良い。他の地区にはないような比自岐地区独特の市場にする。

資料9 古山地区景観形成方策の検討

【1. 農地・農業施設】

●農業活動(農業 稲作が盛ん)



・前提条件

昔から農業が盛んな地域。中でも稲作が盛んである。季節に応じて、花や果物などの栽培をする。市場の規模を拡大し、他地域の人の利用もすすめる。跡継ぎが少なくなっていることが問題である。

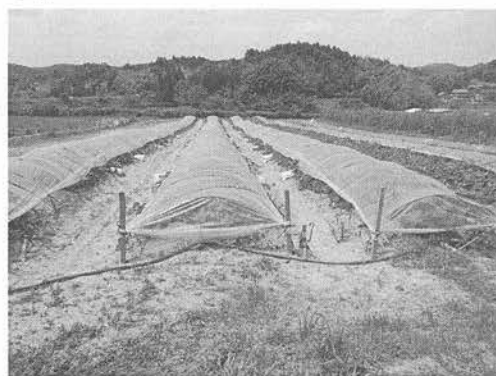
・解決法

市場の拡大のために、大量に作物を生産して特産物を作る。今より農業を盛んにして、後継ぎの問題が改善される。うみの丘にブルーベリーを作る計画がある。

・課題

この地域の気候に合った特産物を作る。ブルーベリー摘みやブルーベリーのジャムやシャーベットなど季節にあわせて人を呼びこみ、特産物とする。

●畑



・前提条件

山を畑にした。ビニールハウスもたくさん並んでいる。農業活動が盛んな地域の特徴を表す風景。

・解決法

ほとんどが自給自足のために使われているので、市場にも出荷できるように量を増やす。それにより、地域の人とのコミュニケーションがとれる。

・課題

人手の問題がある。

●遊休地・耕作放棄地



・前提条件

草が生えて放置されている土地。土地の整備をして、使える土地にする。使われず遊んでいる土地。ビニールハウスなどをつくり有効に使う必要がある。

・解決法

将来的に活用できるように土地を整備し、有効に使う。その方法の一つに動物(牛、ヤギ)を放して、草を食べることをりようして畑にする方法がある。

・課題

整備するのに、費用がかかるので地域の活性化のため、市、地域の協力が必要である。整備して何に使うのが問題である。

【2. 宅地】

●狭隘な宅地



・前提条件

古山は山をひらいた里のため、自然とうまく共存していく。

・解決法

今の自然を維持して、地形を把握しておく。

・課題

災害という災害は今まで起きていないので、地震の対策が必要である。

●屋敷地の石垣



・前提条件

瓦の屋根の家に石造りの塀が多く見られる。傾斜が多いため、石垣が必要。寺などにも使われている。建物と道路の境界となる。

・解決法

風化を防ぎ、壊さず保管し残していく。

・課題

現在は少なくなっている。新たに建設して増やしていくことは難しいので、壊さず保管し残していく。

●蔵



・前提条件

古い家によく見られる蔵は倉庫として活用している。

・解決法

建物が古いので強度を強くする必要がある。蔵を倉庫として利用するのではなく取り壊して新しくリフォームする方法がある。

・課題

耐震補強をする。景観としては必要である。

●屋根（赤褐色）



・前提条件

赤瓦は、この地区の特有の形である。屋根が赤褐色で急で、トタン葺きで、底は瓦なのが特徴である。古山地区の特徴となっている。

・解決法

地区の特徴となっているので、修復して残していく。

・課題

この様式を残していく。

●密居集落



・前提条件

古山地区全体が山に囲まれていて、いくつかの集落に分かれている。畑、田んぼと宅地の場所がわけられている。道は広くても、宅地に入るのが困難。軽自動車しか入れない。

・解決法

まとまっているので、地域の人とのコミュニケーションがとれる。車が入りにくいので買い物ができるところまで送迎用の車を出す。交通網をふやして市街地に行きやすくする。

・課題

地域でマイクロバスなど車をだすのは、難しい。車のない一人暮らしのお年寄りの生活が難しいので、交通網の改善が必要。集落付近に住民のパーキング場や車庫を設け一か所にまとめる。

【3. 生活環境施設】

●行政センター



・前提条件

住民の人が集まる場所となっている。コミュニケーションをとる場所として、役割をはたしている。

・解決法

築38年と伊賀市で一番古いので建て替える。地域の人が気軽に訪れることが出来るような場所にする。図書館を造り、利用率を増やす。古山らしく瓦屋根にして外観を変える。

・課題

外に集まれるようなスペースを設ける。

●小学校



・前提条件

小学校のグラウンドと体育館は地域住民のゲートボール場として使われている。児童だけではなく、地域の人も使っている。25年に廃校になり、4地区で1つの学校になる予定。

・解決法

地域住民と児童と一緒に使う機会を増やして、コミュニケーションの充実を図る。

・課題

廃校になった後の維持管理をどうするか。

【4. 道】

●狭い道



・前提条件

車が古山地区で使われるようになるまでは牛車が使われていた。

現在は舗装はされているが、昔のままの道が多く残されている。

・解決法

車の対向ができないので道を改良する必要がある。

・課題

空いている場所に待避所をつくる。景観としては良いが、住民にとっての生活は不便。

車が増え、生活が便利になれば、騒音の問題もでてくる。

●傾斜の道



・前提条件

山なので、急な傾斜の道がこの地域によく見られる。平たんな道は少ない。民家にも坂が見られる。

場所によって家の敷地にも傾斜がある。地域の人の通路になっている。

・解決法

傾斜が多く、体力がいるのでお年寄りなどのために、ベンチを設ける。

・課題

急な道なので、途中で休憩場所を設ける。火事の際、消防車が入れないので、消火栓から水を引く。

●農道



・前提条件

農業がさかんであるため、農道が多くみられる。農道は道が狭く、一般車両が入るのは難しい。農業の機械や作業をしやすくするための道。農村地域の景観には合う。

・解決法

カーブがあるので、カーブミラーをつける。

・課題

設置費用は市が負担。

【5. 水】

●ため池・ポンプ場



・前提条件

昔は農業のための水をためて、使われていた。水源が少なく、水をひくことができないため何箇所もある。現在は農業用水はダムからパイプできていて、ため池は使われていない。

・解決法

子どもが落ちると危ないので、安全を考える。周りを厳重に囲む。注意を促す看板の設置。

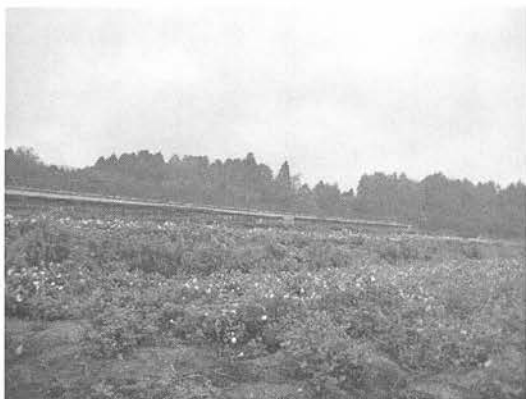
きれいな水にして、ホタルをはなして自然の環境を保つ。ホタルが住めるように、きれいな水に浄水するために、池の周りをきれいにしていく。生物が棲むことにより、自然の力できれいにする。人工的には、底をコンクリートにする。

・課題

子どもたちに危険なことを十分に教える。

【6. 緑】

●ダリア



・前提条件

キク科の多年生草本。メキシコ原産。高さ30センチから2メートルくらい品種が多い。春に種まきをし、初夏から秋にかけて花を開く。休耕地に植えて、根をイモとして栽培している。

・解決法

景観保全のためにダリア栽培を続けていく。

・課題

景観保全のためにダリアなどを植えている農家は少ないことにより、古山の特徴としては根付いていないので、普及させる。

●里山の林



・前提条件

樹木の密集している林。集落へ続く道。細い道もあり、木に囲まれて自然を感じる。鳥などの棲みかとなっている。

・解決法

山の中の地域なので、自然との共存が大切。

・課題

このままの景観を維持する。

【7. 歴史】

●神社



・前提条件

皇室の祖先や神代の神または国家の功労者などを神としてまつてある所。地域住民が大切にされていて、古山地区の特徴だと思っている。見ただけで大切さが感じられる。一か所にまとめて、今はここだけ。祭りは賑やかで、神輿や鬼、獅子舞などがある。

・解決法

この場所を地域で守っていく。

・課題

他地域の人にも訪れてもらえるようにする。

●寺



・前提条件

仏像が安置され僧が仏道修行や仏事を行う建物。古山地区は、7つの地区が集まってできた地区で、旧村にそれぞれ寺が建てられて、重要文化財を持つ寺が3つある。ここは地区の公民館として利用している。

・解決法

お寺巡りなど人気なので、スタンプラリーなどを開催する。この場所をお寺として、保っていく必要がある。

・課題

住職さんが2人しかいないので、掛け持ちしている。他地域からも住職さんがきてくれている。住職さんの協力が必要である。

【8. 人文】

●自家用の畑



・前提条件

家の敷地で栽培しているので、すぐに活用している。交換に頼らず、自分に必要なものをすべて自分の生産でまかなうこと。昔からこの地域の特徴となっていて、盛んである。

・解決法

特徴として続けていくことが大事。

・課題

なくさないこと。

●あおぞら市場(朝市)



・前提条件 平成 17 年 4 月から住民自治協議会が、とれたての農産物を売っている。農業の活性化につながっている。地域住民の交流の場、高齢者のやりがいとなっている。冬場は日曜日、夏場は木曜日・日曜日に開催される。

・解決法

市場拡大する。他地域の人にもきてもらえるようにする。

・課題

農産物の質、量を上げ、種類を増やすことと、敷地、建物を整備して市場に利用できるようにする。

【 論説 】

変化する韓国の労働市場 —— ワーキングプア（Working Poor）の現状と法政策 ——

文 普玄

はじめに

変化する韓国の労働市場をワーキングプアという観点からその現状を確認した上、法政策と今後の課題を検討する。近年、ワーキングプアは大きな社会問題として浮上しており、韓国政府は2010年10月にワーキングプア問題の解決策を盛り込んだ雇用市場の再編を狙った「2020国家雇用戦略」を打ち出したが、労使の両方から実効性、実践性に乏しい対策として批判を浴びている。本稿では、法政策について幾つか論点を概観し、今後の課題のみを取り上げて論ずる。

まず、非正規雇用の現状としては、女性の非正規労働者の増加傾向や賃金格差が広がるなどの特徴がみられる。非正規雇用は1990年代に入るとグローバル競争力を維持するための人件費コストの削減などが謳われ、特に1997年のIMF国際金融危機後に実施された労働市場の改革（1998年に派遣労働制と整理解雇制が導入）によるところが大きい¹⁾。労働市場改革は企業部門の早期再生に寄与した反面、非正規労働者の増加につながった。非正規労働者の賃金は正規労働者の60%程度であるため、所得格差の拡大要因となっている。都市家計世帯におけるジニ係数（0に近いほど所得分布は平等に近く、1に近いほど不平等度が大きい）は1998年に急上昇した後、2002年、2003年と連続して低下したものの、2004年に再び上昇し（2005年、2006年は横ばい）、格差の是正が進んでいないことを示している。非正規雇用のモデルは、日本の派遣労働、有期契約及びパートに類似し、これに関する法律が次々制定された。一方、労働政策面においては、労・使・政府の三者協議会を設置し、社会的な合意に基づいて政策を決めるというシステムを造り、ここで非正規労働者の問題をとりあげる際に、その対象となる非正規労働者を限時的、時間制、非典型労働者の3つに分けて定義し²⁾、対応することとなったが、韓国の非正規雇用の現状は日本のそれと類似するところが多い。

I 非正規雇用の現状

非正規労働者の増加傾向にあるのは（経済活動人口調査労働形態別及び非賃金労働者の付加調査）の結果（調査時期：2011.8、結果発表：同年10月28日、韓国統計庁（<http://kosis.kr/>））となっている。

韓国の非正規労働者数は599.5万人で、雇用全体（全賃金労働者は1,751万人で日本の約1/3規模）に占める非正規雇用の割合は、34.2%となっており、日本とほぼ同じ水準である。

2010年度の1年間で全賃金労働者が約46万人増えたが、そのうち、非正規労働者が約31

万人で、63%を占める。その内訳は、2011.8月を基準に、雇用期間に限時（制限）がある労働者数が 344 万人（57.4%）、時間制（パートタイム及びアルバイト）労働者が約 170 万人（28.4%）、派遣・請負・特殊形態・日雇い・家内労働者を含む非典型労働者が約 242 万人（40.5%）になっており、これを男女別に比較すると、女性が 53.4%で男性より若干多いが、時間制労働者としては女性が約 72%と圧倒的に多い。一方非典型労働者のうち男性の割合（約 52%）が少し高い水準である。また、年齢帯別にみると、非正規労働者はすべての年齢層で分布し、産業別では、全非正規労働者の約 89%（約 504 万人）が社会間接資本及びその他サービス業に従事している。そのうち、特に事業、個人、公共サービス業の従事者が圧倒的(270 万人)に多い。こういった構図は、正規労働者の場合、自発的に現在の仕事を選択した割合が 75%を占めている一方、非正規労働者では約 45%となっており、労働市場の変化によるやむを得ない選択としか言わざるを得ない。

1 非正規雇用の規模及び構成の推移

図 1 のように非正規雇用の現状は 1990 年代の初めから、企業は、雇用弾力性を高め、賃金負担を低めるためであり、これを加速化させたのが、新自由主義経済理論の普及といわれている。その結果として、非正規労働者は 2002 年には 400 万人、2004 年には 500 万人、現在は 600 万人を上る。そして、雇用全体に占める非正規雇用の割合は、2001 年の 26.8%から 2004 年には 37.0%とピークに達し、以後減少傾向で 2005 年には 36.6%、2006 年 35.5%と高止まりし、全体労働者の 1/3 を占めている。

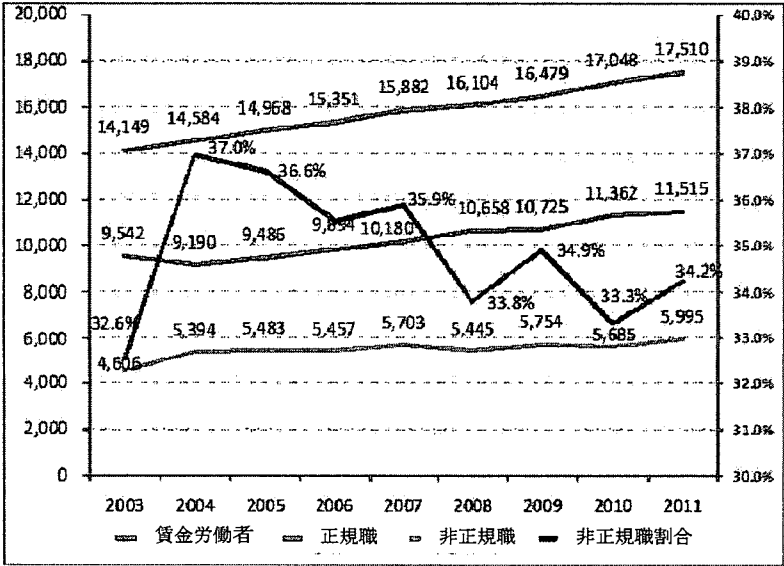


図 1 全賃金労働者から非正規労働者の割合 韓国国家統計 (<http://kosis.kr/>)

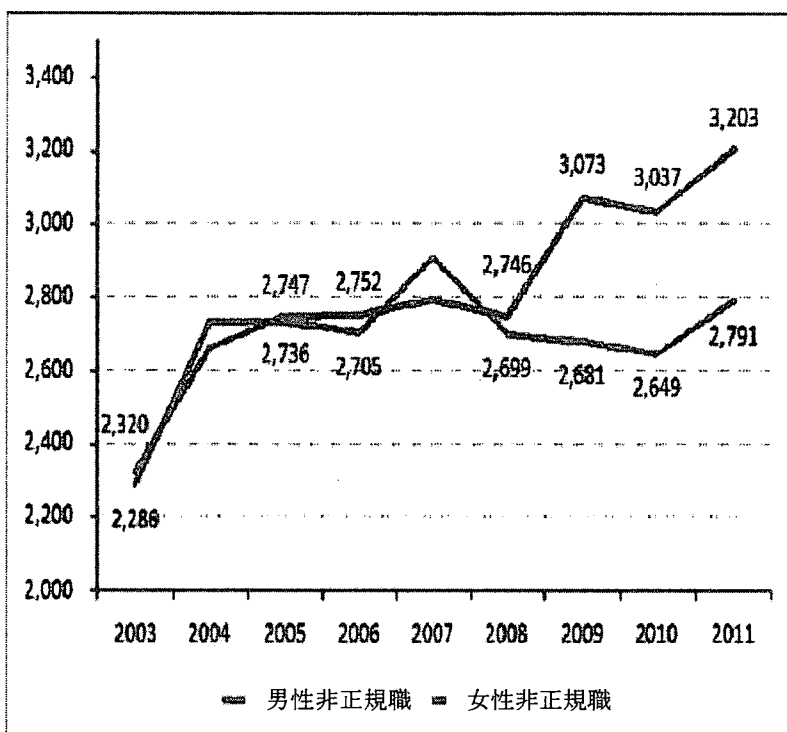


図2 男女非正規労働者の分布 韓国国家統計 (<http://kosis.kr/>)

ここで、特に注目すべきことは非正規労働者の女性化現象が著しくなっている点である。2003年から2007年までは男女非正規労働者数が同等のレベルであったが、最近、その格差が著しく広がっている(図2)。

男性労働者の方は、非正規労働者の占める割合は2011年8月現在27.8%であったが、ピーク時だった2004年8月の32.2%からは下がる傾向にある。ところが、女性労働者の方は、非正規労働者の占める割合が2011年8月現在42.8%であるが、2004年～2005年には43.7%にまで上昇しており、女性労働者は主に非正規職を中心に形成されていることが伺える。

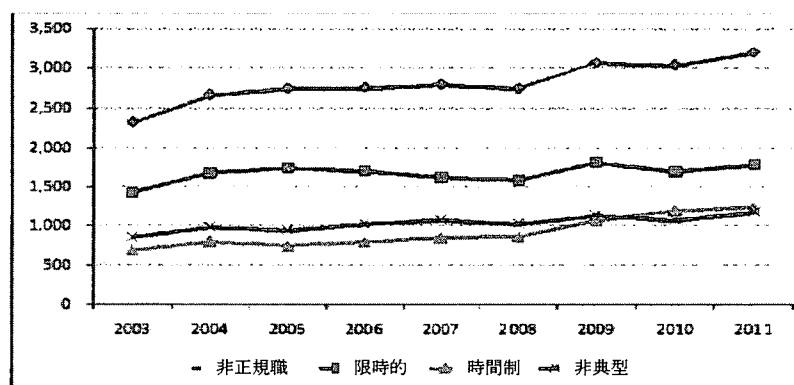


図3 非正規労働者の分布

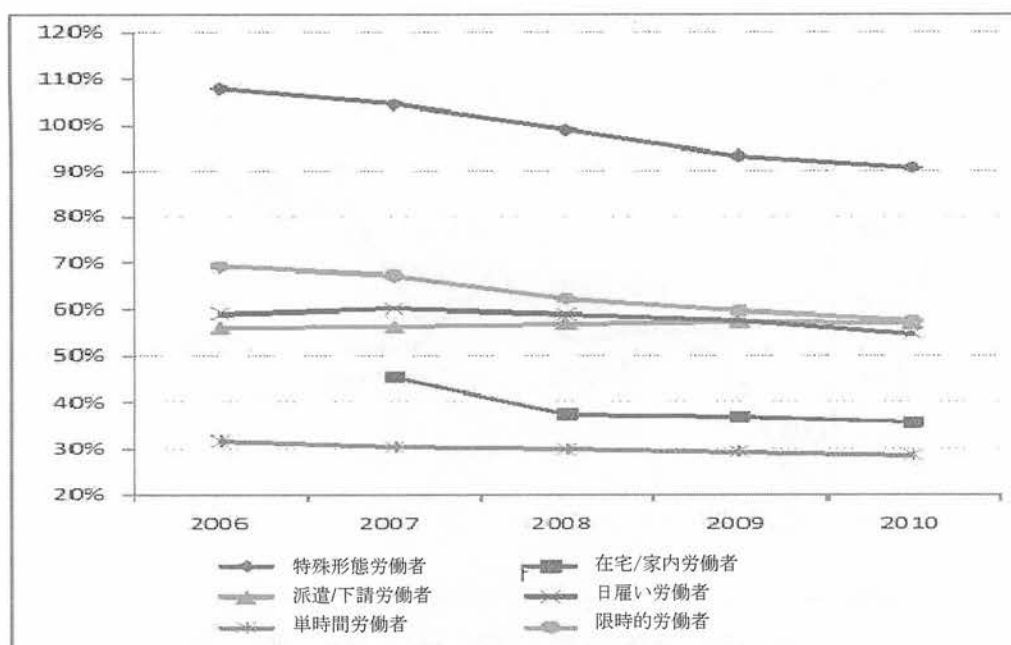


図4 雇用形態別月賃金額格差

表1 雇用全体に占める女性時間制雇用の割合 (単位：%)

	雇用全体中時間制割合			女性雇用中時間制割合			女性雇用率	
	1994	2006	2009	1994	2006	2009	1994	2009
韓国	4.5	8.8	9.9	6.8	12.3	14.2	49.8	52.2
フランス	13.8	13.2	13.3	24.5	22.6	22.4	50.8	59.8
ドイツ	13.5	21.8	21.9	28.0	38.8	38.1	54.7	65.2
日本	-	18.0	20.3	-	31.3	33.8	56.5	59.8
オランダ	28.9	35.4	36.7	54.5	59.8	59.9	52.6	70.6
スウェーデン	15.8	13.4	14.6	24.9	19.0	19.8	70.7	70.2
スペイン	6.4	10.8	11.9	14.3	21.0	21.4	31.5	53.5
イギリス	22.4	23.2	23.9	41.2	38.6	38.8	62.1	65.6
アメリカ	14.2	12.6	14.1	20.4	17.8	19.2	65.2	63.4
ポーランド	-	10.8	8.7	-	16.3	13.1	51.9	52.8
OECD	11.3	15.1	16.2	19.7	25.1	26.1	52.7	56.5

資料：OECD(2010), OECD Employment Outlook

2 正規労働者と非正規労働者との格差の実態

(1) 賃金等の格差

正規労働者と非正規労働者との間で最も大きな問題は雇用安定性である。賃金水準の格差も非常に大きく、最近ではその格差が更に広がる傾向にある。雇用労働部と統計庁によると、同一事業所内で性別・年齢・学歴・経歴・勤続年数・職種の条件が同様であることを前提に、正規労働者と非正規労働者の時間当り賃金総額格差は2010年12.6%、時間当り定額給与の格差は7.4%のみとされているが、これは労働市場が学歴・経歴・職種・性別などを中心に分節されていること考慮する際に、このような仮定は現実を度外視したもので、実際には(図4)で見られるように特殊形態労働従事者を除いた非正規労働者の実所得(月給与)は正規労働者の50%、またはそれ以下であり、格差はより大きくなっている。

(2) 社会保障等の待遇

非正規労働者のうち、社会保険加入者の割合は2011年8月の現在の現状をみると、国民年金38.2%、健康保険44.1%、雇用保険42.3%で、特に、社会保険加入率が20%台の非典型労働者、10%前後の時間制労働者の場合はほとんどセーフティネットの対象になっておらず、保護から漏れるグループになっている。すなわち、非正規労働者は、不安定な雇用、低所得、脆弱なセーフティネットなど生活の質を悪化させる労働市場の3大要素をすべて有しており、その状態が改善するよりむしろ悪くなっているのが、実情である。

II 非正規雇用の法政策

非正規雇用に係わる法律は、有期及びパート労働を規制する「期間制又は短時間労働者の待遇を扱う法律」と派遣労働についての「派遣労働者をその対象とする派遣労働者の保護に関する法律」の二つである³⁾。

1 有期労働契約

(1) 雇用の不安定とその解決にむけた法政策方向

「期間制勤労者及び短時間勤労者保護に関する法律」(以下「期間法」という)が2006年12月21日制定され、2007年7月1日施行された。

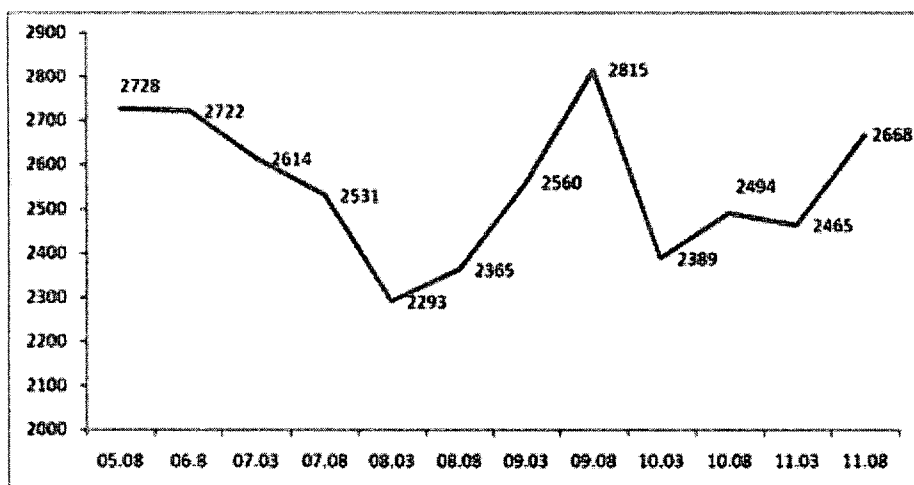


図5 期間制労働者数の変化推移（2005.8～2011.8）

同法第4条第1項に有期労働者の濫用を防ぐため、法に定める事由がある場合を除き、有期勤労者の使用期間を2年に制限、また、同条第2項は、見做し規定で、事由がないかあるいは消滅したにもかかわらず2年を超えて使用する場合、当該労働者を期間の定めのない契約を締結した労働者として（無期契約労働者）看做することになっている。

この法律の制定理由は、有期契約の反復更新により長期間に亘り使用してもこれを法的に規制することができないため、濫用を防ぐための明確な基準を必要（長期間の期間制使用禁止）としたが、制度の導入に至る経緯は、政府、与党、経済団体は、継続使用2年間の規定により、有期労働者の大量解雇事態を招くと予測し、使用期間を3年又は4年に伸ばすか、廃止を主張した。一方、野党、組合側は、制度の濫用を防ぐために2年の使用期間は維持すべく、導入されても大量解雇事態は起こらないと主張し、3年間の攻防の末、法律化された。結局は、政府、経済団体が主張する大量解雇は起こらなかった。

しかし、大量解雇が起こらなかった背景には、2年を超えて使用できる例外（第4条第1項の各号）が広範囲で包括的だったので大量解雇までいわずに済んだと考えられる。すなわち、事業の完了または特定の業務、休職、派遣などにより、欠員は発生し、当該労働者が復帰するまでの間にその業務の代替が必要な場合、労働者が学業、職業訓練等を履修するにあたりその履修に必要な期間を定める場合、「高齢者雇用促進法」による労働契約を結ぶ場合、専門知識、技術が必要な場合と政府が福祉政策・失業対策として大統領令に定める場合、その他、合理的な事由がある場合で、大統領令に定める場合は全て例外の対象になるので、いわば、骨抜き法律といえる。

この法律の争点は二つある。本来、事業上一時的な必要により期間制労働者の使用を自由化する狙いだったが、期間切れ前に労働者を交代することで、事実上、常時業務に継続的に有期労働者を使用することができること、また、更新拒絶という抜け道を防ぐ策は講じられなかつ

たことにある。これらについての解釈論では、期間設定否認論、更新期待権の法理が対峙しており、実際には判例法理により処理されている⁴⁾。

まず、期間の定めのない労働契約と実質的に異なる場合（日本の裁判例：東芝柳町工場事件・最1小判昭和49・7・22民集28巻5号927頁）、又は、そうでなくても雇用の継続にある程度期待が認められる場合（日本の裁判例：日立メディコ事件・最1小判昭和61・12・4労判486号6頁）がある。

また、解雇濫用法理はもちろん労働契約法に明文の規定があるが、こういった事件を解決するためには判例法理として類推適用されても制度設計自体からくると困難であり、法的に解決できないだろう。そもそも欠陥がある制度設計にいくら合理的な解釈を試みても根本的な問題解決はできないので立法として解決を試みる見解もある。雇用継続期待権の有無判断は裁判所に委ねられていることから、労働者自身で判断しにくくなる場合もあるなど、予見可能性が乏しいという問題が残される。いずれにせよ、判例法理の穴を埋める形で立法論による整備が現に求められている。

（2）待遇の格差是正

期間法第5条1項は、使用者は、「期間制労働者であることを理由に当該事業又は事業場において同種又は類似業務に従事する期間の定めのない労働契約を締結している労働者と比べて差別的処遇をしてはならない」としており、この差別禁止に反するか否かの判断は、三つの判断要件、すなわち、比較対象労働者の有無及びその判断、合理的理由の有無、不利な処遇の有無の判断である。また、契約形態による格差の是正を求める（労働紛争）システムとしては日本と同じく労働委員会がある。有期契約の多くは短期的雇用を前提とするため、正規労働者と同じ内容の業務を行っても正規労働者の労働条件とは異なる待遇差が生じるので、この格差あるいは差別是正機関である労働委員会の処理プロセスは、まず、集団比較（同種又は類似業務を行う正規労働者を対象とする）手法を採っている。実際のケースでは判断基準として勤続年数などの要素を考慮して決定を下すことになるが、格差が認めれる割合は3割を超えないのが現実である⁵⁾。最近、日本のJRに相当する韓国鉄道公社事件では、2,700人の労働者がそれぞれ個別的に差別是正を求めたことについて、労働委員会は同種または類似業務を行う正規労働者を比較対象としたが、そもそも勤続年数などの要素が違うのにそれを合理的に解釈するのかが問題となった。争点は制度設計の差をどう判断するかによって結論が変わる⁶⁾。他方、裁判例では、まだ、大法院の判断は出ていないが、下級審レベルでは、正規労働者と有期労働者がそれぞれ従事する業務が完全に一致しなくても、その業務の核心的要素、業務に著しい質的な差がなければ、同等に扱うべきであり、採用の手続きや権限、責任の度を重くみて、付随的な業務内容には差があっても同種又は類似の業務に従事すると解釈している⁷⁾。

2 派遣労働

(1) 偽造派遣問題と法政策

1998 年にアジア金融危機、即ち IMF の時期に導入された「派遣労働者をその対象とする派遣労働者の保護に関する法律」（以下「労働者派遣法」という）のポイントは、ネガティブ方式による常時許容業務と一時許容（出産、疾病、負傷などの期間中 3 ヶ月に 1 回の延長を可能とし、継続して 2 年以上雇用した場合は直接雇用義務が生じる仕組みである。

経営側はこの内容では十分ではないということでその対象の拡大を要求してきたが、2003 年の日本の労働者派遣法の改正により、製造業が解禁されたことを受けて、日本のようにポジティブ方式を採り入れるべきだと主張している。これに対する雇用労働部の立場は、まだ、その需要について正確に把握していないことや先進主要国の派遣に関する規制の動向が緩和路線をとる一方、その副作用を防ぐ施策も同時に考えていることなどの理由で、急にポジティブリスト方式などを導入するのは時期尚早との見方を示す一方、経営側の要求を一部受け入れる形で、2007 年度の労働者派遣法の施行令の改正時に、対象業務を 26 業務から 32 業務に拡大した。その業務は、補助業務や通訳、パソコン関係、設計といった専門的な技術分野に限られていた。

派遣切りなどの問題については、日本例から十分伺えるものなので、ここでは、韓国の労働者派遣法の運用の面で主な争点のみを取り上げるにこととする。また、待遇の差は、有期労働者の場合と状況が類似しており、正規労働者の賃金の 57% で、社内下請けの場合は元請労働者の賃金の 70%にとどまる。

派遣法との関連で争点になっているのは、偽装請負、間接雇用の形態として労務請負である社内下請である。社内下請が広がる背景には、直接雇用による負担、人件費削減の狙いがあり、元請労働者との賃金格差及び雇用不安の問題が生じるが、こういった不法派遣は、製造業に派遣労働が認められない段階で、製造現場への派遣の行為が行われており、韓国の代表的な大手企業の現代自動車社の製造現場の半分以上が不法派遣労働者で埋まっている外、造船所、鉄鋼業界などで広がっているのが実情である。

(2) 現代自動車社内下請けについての大法院(最高裁)判決

韓国では、社内下請けについて、特に労働者派遣の認定を行うか否かが争点の一つであった。形式的に請負契約を締結したといっても、社内下請け業者所属の労働者が実質的に事業主の指揮・命令を受けた場合、不法派遣と認められ、事業主は社内下請け業者所属の労働者に対して直接使用者としての義務を負うことがあり、場合によっては刑事罰を科せられる。

これと関連し、韓国の大法院は、最近、現代自動車の社内下請け業者所属の労働者の業務形態が、請負か派遣かで問題となった事件で、実質的に労働者派遣に該当すると判断し、入社後 2 年が経過した下請け業者所属の労働者について、旧派遣法上の直接雇用見做し規定を適用し、事業主との間に直接労働関係を認めた⁸⁾。本判決は従来の大法院の立場⁹⁾を踏襲したので、社内下請けに関し労働者派遣の認定基準を正面から破ったという点にその意義がある。この判

決で大法院が労働者派遣関係を認めた主な根拠は、①自動車の組立・生産作業のほとんどは、ベルトコンベヤーを用いた自動フロー方式で行われる点、②下請け業者の労働者は、事業主の正規労働者と混在して配置され、事業主があらかじめ作成・交付した作業指示書などにより、単純で反復的業務を遂行した点、③下請け業者の現場管理者などが、具体的な指揮命令権を行使したとしても、これは事業主が決定した事項を伝達したり、そのような指揮命令権が統制されているに過ぎないという点、④事業主は、労働時間、交代制の運用、作業速度などを決定し、正規労働者に欠員が生じた場合、下請け業者の労働者を使用した点、⑤事業主は、下請け業者を介して下請け業者の労働者の勤怠状況、人員現況などを把握・管理していた点などがあげられる¹⁰⁾。更に、一つの事業所に存在する多数の下請け業者のいずれかの下請け業者についてのみ不法派遣と判断される場合であっても、その同一または類似の形で協力している他の下請けとの関係においても不法派遣と判断される可能性が高いという点で、本判決の波及力は非常に大きいと考えられる。また、大法院判決は、旧派遣法が適用された事案として、入社後2年が経過した下請け業者の所属労働者に対して直接雇用と看做すと規定されていたが¹¹⁾、現行の派遣法によると、事業主が2年以上派遣労働者を使用した場合、直接雇用義務を負う。更に、2012年2月2日に改正され、2012年8月2日から施行される改正派遣法は、不法派遣の場合、使用された期間に関係なく、派遣労働者を直ちに雇用する義務を事業主に課しているので、不法派遣の事業主の法的責任と負担は、これまでと比べてさらに重くなった。

雇用労働部は、派遣と請負の判断基準を示し、派遣法に労働者派遣と請負の区別するを明文規定を設ける方針である。

おわりに

以上のように韓国の非正規雇用の現状及び法政策の争点に触れてみた。非正規雇用の現状は雇用不安と所得の格差が広がり、女性の非正規労働者が増加傾向にある。また、有期労働においては、労働条件の差別是正制度については、労働委員会による労働紛争処理システムも運用面での実効性を法的に確保することが課題であるがそれほど容易ではないことがわかった。

尚、非正規雇用の問題を解決する公共部門の動きとしては、国会事務処が今まで外注だった庁舎の清掃部門を直接雇用するなどの僅か一部での変化が見られるものの、相当の公共機関又は公的企業には法的に根拠付ける何らかの形ではないと根本的な変化は無理だろう。

また、現代自動車の社内請負（違法派遣）についての大法院の判決の影響は、おそらく、自動車産業のみならず製造業の全般にまで及ぶと考えられ、その例としては、下請け業者の労働者と元請業者所属の労働者と間で区別できるように生産ラインを分離するか、下請け業者の指揮命令権を強化するなどの変化が見込まれるが、一方ではこういった規制から逃れ、変則的な社内下請け形態が表れる可能性も十分予想できる。更に、社内下請けは製造業だけではなく全産業に広まっているため、サービスや公共部門などの業種にも相当影響をうけることになるだ

ろう。

注

- 1) 金ジュン「非正規職 600 万名時代の立法及び政策課題」『イシューと論点』第 319 号、国会立法調査処、2011.11。
- 2) 非正規労働者の分類は、労使政委員会では限時的、時間制、非典型労働（3 分類）、雇用労働部及び統計庁では、期間制・短時間労働（パートタイム及びアルバイト）派遣、請負、特殊形態など分類する。
- 3) 韓国では、有期を期間の定めがあるとの意味で期間制と称しているが、ここでは便宜上有期の表現を使う。
- 4) 俞誠在「期間制法の制定と期間制勤労者の更新拒否」『中央法学』12 巻 2 号、2010、366。
- 5) 中央労働委員会『差別是正判定資料集 2009』16 頁。
- 6) 朝鮮大学事件、2008.3.3、全南 2008 差別（本件では、比較対象者との所属及び勤続年数が異なったとしてもこのような差により、業務の同種・類似性を否定することができない旨の決定を下した。
- 7) ソウル行政法院 2008.10.24 宣告グハップ 6622 判決、韓国鉄道公社事件
- 8) 大法院 2012.2.23 宣告 2011 ドウ 7076 判決
- 9) 大法院 2010.7.22 宣告 2008 ドウ 4367 判決
- 10) ハンインサン「現代自動車の社内下請に対する大法院判決の意味」『イシューと論点』第 397 号、国会立法調査処、2012 年 3。
- 11) 直接雇用看做し規定は、労働者派遣が 2 年を超えて継続された事実から直ちに使用事業主と派遣労働者の間で直接労働関係が成立することを意味するので、いわゆる適法的な派遣者労働者のみ適用されると狭く解釈するのは、規定の文言、立法趣旨に照らして何ら根拠がない（大法院 2008.9.18 宣告 2007 ドウ 22320 全員合議体判決）

【研究ノート】

「生活科学」の対象および存在意義についての覚書

南 有哲

はじめに

「生活の科学」とは一体何であり、そしてそれを研究し学習する意義はどこにあるのだろうか。いわゆる「家政系」であることをかかげる研究・教育機関に籍を置く者にとって、それは自らに対し常に提起されている問いであると言えるだろう。もちろんあらゆる学問にとって、その対象と存在意義についての自覚的な反省は、すくなくとも学に健全さを求めようとする意識があるかぎりにおいては、それは不可避な問いのはずである。しかしその対象であるはずの「生活」なるものが概念的に曖昧であることや、それがあまりにも身近であるがためにアカデミズムと縁遠いものであると捉えられがちであること、さらにはその内容の幅広さや包含され関連付けられる諸科学が多様であることから、特に「生活科学」においては、そのような反省への要求が一層深刻なものにならざるを得ないのではなかろうか。

本稿においては、生活科学の対象となるべき「生活」とは何であるかについて検討した後、それをふまえた上で、その存在意義は、「よりよき生」へ向けた人々の努力への支援にあるということを示す。

I 「生活」とは何か

「生活」なることばが私たちに対してよびおこすイメージは、一般には「生きてゆくこと」、すなわち生命あるものとしての人間の活動全般¹⁾であると言ってよいだろう。ここには個人的なもの、社会的なもの、生産にかかわるもの、消費にかかわるものといった、人間のあらゆる行為が含まれる。これらの人間活動が展開されるためには、その活動の主体たる諸個人の生命そのもの、さらにそのような活動を可能ならしめる諸個人のさまざまな能力を存続させるための内的・外的諸条件が、諸個人によって獲得され、さらには維持されなければならない。よって諸個人はそれらを目的とした独自の活動を要求されることになる。そのような活動の展開がなされないならば、諸個人の生命およびその諸能力は存在することができないのであるから、諸個人におけるこれら活動は、諸個人による自らの生命の不断の産出に等しい。その意味において、これらの諸活動は諸個人による自分自身の生命の再生産活動、すなわち「個体レベルの生命再生産活動」と認識されるべきものである。

他方、生命再生産活動の主体たる諸個人は、性別を異にする一対の個人による性的結合を起点として、まずはこの世界へと産み出されるのであるが、嬰兒の自立的な生存能力は皆無にひといいわけだから、成人たちによる育成およびその支援といった諸活動が展開されなければな

らない。そして成人たちのこのような活動があつてはじめて、諸個人は自らの生命を再生産するために必要な能力を獲得するまで発達を続けること、さらには自らもまた嬰兒が成人にまで至る発達を支援する活動を展開することが可能になるのである。人間の出生と成長にかかわる諸個人のこれら活動は、それ自体としては生物学的・社会的・文化的存在たる人間が共同で産出されることなのであるが、結局のところ、それはホモ・サピエンスという生物種およびその種固有の個体間関係（つまりは種内関係）としての人間社会が再生産されていく過程に他ならない。よって諸個人によって展開されるこれらの諸活動は、諸個人による「種族レベルにおける生命の再生産活動」であると理解されるべきであろう。諸個人による自己の生命の再生産なくして種族の存在はありえず、種族の存在なくして諸個人の生存もまたありえないわけだから、両レベルの活動は相補的なものである。他方で、両者はレベルを異にするものであるから、活動の主体たる諸個人に対して両者の要請が相克するものとして現れ、葛藤をひきおこすこともありうるのである²⁾。

個体と種族という二つのレベルにおいて諸個人が展開する生命再生産活動としては、具体的には「衣食住」すなわち基本的な消費活動、家事、育児、教育、健康管理、そして慰楽の享受といったものを列挙することができるであろう。これらは人間活動の一部ではあるが、活動全般を支える核心であるとも言える。したがって私たちは「生活」なる語を人間活動全般というあまりに広範な対象を指示するものとしてではなく、その核心たる生命再生産活動を意味するものとしてより限定的に使用することが可能である³⁾。

ところで人間の活動は、それが合目的であるという点において他生物種のそれと同じであるが、他種の活動とは根本的に異なる固有の特性が存在する。その第一は目的意識性であり、これは「計画」・「実行」・「評価」・「修正」といった諸契機⁴⁾によって構成されるものである。この特性によって人間は道具の製作および使用が可能となり、環境に対して順応的に適応するのみならず、これを自らの意図に沿って改変することが可能になった。そして、そのことはヒトの生存と繁殖のための条件を飛躍的に向上させ、結果として七十億の個体数と生息圏域の汎地球化を実現するに至った。その一方でこのような目的意識的な環境改変が引き起こした反作用によって、人間の生存と繁殖の条件が脅かされるという、いわゆる「環境問題」がもたらされることにもなったのである。

そしてその第二は社会的性格である。ヒトは、互いに同様の「心」が内在していることを認識し、それを考慮しつつ自らの対他行動を制御し、さらには他者を操作しようとするが、その結果として諸個人のあいだに協調と対抗の複雑な絡み合いが成立する。諸個人はまずこのミクロな社会関係——いわゆる「人間関係」——を構築しつつ、その内部において諸々の活動を展開するのである。さらに集団の大規模化と組織化の進行によって、共同体や都市、貢納・交易系统や帝国、市場機構や国民国家といったマクロな機構や構造が成立すると、諸個人はこれらの形成と維持に参加しつつ、他方では自らもまたそれらによる制約のもとで活動することになる。

人間活動一般がもつこれらの特性は、当然ながら生命再生産活動にも該当する。個体レベルにおける生命再生産の場合、個人の生命および諸能力が維持されるプロセスそれ自体は、生物としてのヒトの身体が、個人の意図が及ばぬところで自動的に起動し展開する。よって諸個人の目的意識性にかかるプロセスを存立させるための諸条件の獲得と維持、自己の身心状態に対する分析と考慮、さらにはこれら諸条件を調整することを通じた上記のプロセスへの介入、といった局面において発揮されることになる。他方種族レベルの生命再生産の場合には、受胎から出産に至る期間においては、やはり諸個人の意図の届かぬ過程である胎児の生存および成長の条件を確保するための妊婦および関係者の自覚的な行動⁵⁾として、そして誕生以降は生命再生産活動の自立的な担い手たることをめざす子どもの発達を成人たちが援助するというかたちで、目的意識的な活動が展開されるのである。

さらにその社会的性格について述べるならば、まずこれは種族レベルの生命再生産については明白なのであって、親密圏から地域社会そして国家、場合によっては超国家的機構に至る多様なレベルの集団に所属する諸個人の活動なくして嬰兒の誕生と成人への成長はありえない。他方、個体レベルの生命再生産活動については、その主体が諸個人自身であることは確かであるにせよ、現実には家族、友人など身近な他者との相互協力、さらには関連する職業人や専門家による支援なくしては不可能である。このように人間の生命は社会を構成する諸個人の協力によって再生産されるのであるが、その協力が調達されるあり方は社会のマクロ的構造によって規定される。現代社会においては、親密圏や近隣社会においては互酬的協力（きわめて非対称的なものをも含む）として行われることも稀ではないが、より一般的には貨幣によって購入されるサービスか、あるいは国家や地方政府による再分配の対象といった形態をとる。これら三つの形態の量的・質的な相互関係は、グローバルな政治的・経済的力関係を大枠とした諸個人さらには社会的諸勢力の対抗と同盟が産み出したものであるが、この相互関係そのものが上記の対抗および同盟が再編されていく要因ともなりうるものなのである。

II 生活と労働

ところで人間の生命再生産活動の展開にあたっては、財やサービスといった資源の獲得がその不可欠な条件であるが、諸個人がそのために展開する活動が一般的な用法における「労働」である。そのもっとも広い意味においては「労働」とは対象への合目的かつ目的意識的な働きかけであるが⁶⁾、狭義には資源獲得のためのそれである。労働の成果を消費することによって、諸個人の生命再生産活動ははじめて可能になるのである。単純で自給的な社会においては、諸個人は自らが必要とするものを自らの労働によって生産することによって獲得するが、高度に分業が発達した市場経済社会においては、諸個人は他者のために財やサービスを生産してこれを貨幣と交換し⁷⁾、獲得したその貨幣によって自らが必要とする財やサービスを購入する。ここで、いわゆるサービス労働について述べるならば、消費の対象である物財を造りだす労働とは異なるものではあるが、それが互酬的あるいは無償の協力としてではなく、当該個人の生

生活上必要な資源を購入するための貨幣の獲得を目的として行われるかぎり、その個人にとっては物財の生産と同等のものとして現れる。

このように労働の成果としての財やサービスの消費の上に、諸個人の生命再生産活動ははじめて可能になるのであり、したがって労働は生命再生産活動にとっての不可欠の手段として位置づけられる。他方で諸個人の労働能力は、個人レベルの生命再生産活動が遂行されることによって維持されるものであり、また諸個人における労働能力の獲得にあたっては他者による援助と育成が不可欠である。したがって生命再生産活動すなわち狭義の生活は、労働にとっての不可欠の存立条件である。このように生活と労働は相互に前提しあう関係におかれているのであるが、さらに労働は人間の能力を陶冶することによって、生命再生産活動の遂行能力を高める。また、ある個人が労働に従事しているということは、社会的分業体系におけるその位置が確保されたことになるわけだから、諸個人にその社会的存在意義が確認されたとの感覚を与え、物質的生活のみならず精神的な生活における充実をも、もたらすことになる。

他方で生活と労働は、同一の主体による目的の異なる活動であるがゆえに、諸個人がこれを同時に遂行することはできない。すなわち、ある個人にとっては、労働に要する時間が延長されるということは、生命再生産活動のための時間が縮減されることであり、逆もまたしかりである。したがって低賃金などさまざまな要因によって労働時間の延長を余儀なくされるといったことや、生命再生産と労働における目的—手段関係が転倒して諸個人の生命再生産過程が富の生産の手段として位置づけられるような状況のもとでは、諸個人の生命再生産活動は大きく制約を受けることになり、結果として生命再生産過程の遂行そのものに障害が発生するか、最悪の場合はそれが不可能となり、いわゆる過労死にまで至ることにもなる。

このように生命再生産活動と労働は、機能の次元においては相補的かつ不可分な関係にありながら、時間の次元においては相互に排斥しあう関係におかれているのである。

Ⅲ 生活科学とは何か

先に述べたように、「生活」なる概念が、広義には人間活動一般を指し、狭義にはその核心部たる生命再生産活動を意味するということであるならば、生活科学という学の対象は、「人間の生命再生産活動およびその諸条件」であると理解するのが妥当だということになるだろう。そして人間なる存在は物質世界における諸階層の法則が相互作用する場——いわば結節点であるわけだから、上述した生活科学の対象領域もまた多様な諸科学のそれを包含することにならざるをえない。もちろん諸科学が生活科学に包含されるというわけではなく、むしろ諸科学のなかにあつて人間の生命再生産活動にかかわる対象を扱う部分が総括されることによって、「生活科学」なる範疇が成立していると言ってもよいだろう。したがって生活科学に固有の研究および叙述の方法なるものがあるのではなく、具体的な対象に即した個別科学の方法のみが存在することになる。しかしその一方で、「人間の生命再生産活動およびその諸条件の解明」なる関心に立脚し、諸科学における知見の相互関係を把握しようとする志向もまた存在しうるの

であり、かかる志向こそが、生活科学を「諸科学の雑炊」ではなく統一性をもった学として存立させる本質的な契機なのである。

ところで生活科学が対象とする領域は、伝統的に家政学のそれであるとみなされてきたが、「家政学」なるこの呼称は、少なくとも人間の生命再生産活動を扱う科学に対するものとしては、もはや妥当なものであるとはいいがたい。その理由の主たるものを挙げるならば、生命再生産活動が展開される場の大幅な拡大である。近代化以前の社会にあつては、生命再生産活動の主たる場は家およびその近隣の空間であつたのであり、そこにおいて生殖の営みや育児、教育、健康管理、生活必要物資の加工、消費といったことが行われていた。他方で生活のための資源を獲得するための活動——例えば、耕作、漁労、狩猟、手工業、放牧、交易、略奪、戦闘といったことは、近隣および遠方の空間において展開されていた。したがって、生命再生産のための学や術が、「家のマネジメント」のためのそれとして扱われてきたのも、むしろ当然であろう。しかし近代化——すなわち都市化・市場経済化・工業化・後には政治体制の民主化——の進展とともに、人間の生命再生産活動の場は汎社会的規模へ拡大することになった。すなわち、生活に必要な財やサービスがもっぱら市場において購入されるようになったこと、育児の相当部分が保育施設において実施されることになり主たる教育の場も学校へ移ったこと、さらには健康管理においては病院や公衆衛生施設が重要な役割を果たすこととなり、そして生命再生産活動の自立的な展開が困難な者に対しては一定の公的支援がなされるようになったこと、等々である。かかる状況を念頭におくならば、生命再生産活動とその条件を対象とした科学に「家政学」なる呼称を与えることの不適切さは、もはや明らかであろう。

さらに言うならば、「家政学」なる呼称が歴史的に「女性のための学」であるとの観念と結合してきたということも、生命再生産に関わる科学の呼称としては、それがもはやふさわしくないと判断される理由として挙げることができるであろう。性別役割分業は諸民族において古くから広範に存在したが、それは一般的には、女性が生命再生産活動および近隣での労働を主に担当する一方、男性が近隣および遠方における労働を主として担当しつつ、一定の生命再生産活動をも引き受けるといったものであつたと考えられる。ところが、近代化の進展とともに性別役割分業のあり方は大きく変容を遂げていく。そしてその過程のなかで、男性が「家」の外部で労働を主に担当する一方、女性は「家」内部で生命再生産活動を主に担当するという分業の形態が成立し、これが中流層から労働者階級など他の諸階層へと拡大していった。そしてこの分業形態は、女性に対して衣食住についての知識や、家事、育児、さらには健康管理といった生命再生産活動の重要部分についての教養の修得を要求することになり、ここにおいて生命再生産活動をあつかう学としての「家政学」およびその知見を初等・中等教育において学習する「家庭科」が、女性にとっての必須の素養とみなされるに至つたのである。

しかしさらなる近代化の進展はいわゆる「女性の社会進出」、労働の担い手となる者の増加、より高い学歴を持つ者の増大、企業および社会における管理的部門に就く者の増加といった傾向を推し進めることとなった。他方で健康管理、家事、育児、環境、消費といったテーマの重

要性がひろく認識されるようになるなかで、これまでもっぱら労働にのみその能力と努力を傾注すべきとされた男性たちもまた、これら課題について無知であることは許されなくなっている。このような状況に鑑みるとき、「女性の修得すべき学」というイメージのある「家政学」よりも、「生活科学」の方が、より「すべての人々のための学」にふさわしい呼称であるように考えられるのである。

おわりに——「生活科学」の存在意義とは

以上の考察を踏まえるならば、生活科学の存在意義について以下のように総括することができるであろう。

その第一は、生活科学の研究によって得られた知見を学ぶことは、諸個人をしてまず自分自身の、ひいては社会的な生命再生産活動およびその条件に対する自覚的かつ合理的な制御を可能にするということにある。というのも目的意識的活動の合理的遂行のためには、主体的および客観的諸条件についての可能な限りの正確な認識が求められるからである。

その第二は、上記の個人的・社会的制御を通じた個人における諸能力の発達——いわゆる人間発達と、その上に立った自己実現の達成である。その意味において、生活科学は「よりよき生」のための科学であると定義されうるのである。

そしてその第三は、他者の「よりよき生」に貢献する職業人および専門家の育成に資することである。二つのレベルの生命再生産活動が複雑な協力関係によって存立しているということ、さらには社会的分業が高度の発達を遂げたということによって、他者の生命再生産活動に対する援助を自らの職業とする者が登場する余地が生じた。そして、そのような職業人および専門家に対する社会的需要は、ますます拡大しつつある。かかる要請に応えることもまた、生活科学にとっての重要な課題となっていると言えるであろう。

総じて述べるならば、生活科学の存在意義とは、自己および他者の「よりよき生」に貢献することなのであり、そのようなものとしての発展が求められているということなのである。

注

- 1) この場合、「職業生活」「学校生活」「政治生活」「性生活」というように、特定の語を冠することによって、人間活動全般の特定部分を表示する用法が一般的であるように思われる。
- 2) いわゆる「少子化」なる現象は、この相克のもっとも鮮明な形態の一つであろう。
- 3) 「生活水準」「生活実態」といった用法における「生活」の語義は、これら生命再生産活動に該当しているものと考えられる。人間活動一般が広義における「生活」であるとするならば、生命再生産活動は狭義におけるそれであるとも言えるであろう。
- 4) いわゆる PDCA サイクルなるものは、これを自覚化したものであろう。
- 5) 本稿の見地からすれば、胎児の育成を念頭においた自覚的・目的意識的な活動が広義の労働概念に含まれることは明らかであるが、生殖医療技術の進歩によって生じた代理母の存在

は、かかる活動が狭義の労働概念にも含まれうるものになった——その倫理的評価はともかくとして——ことを示している。

6) よって人間の生命再生産活動は、実は広義の労働概念に包摂されることになる。

7) 資本—賃労働システムのもとでは、これは等価交換の外見をとった不等価交換となる。

本研究は、日本学術振興会 アジア教育研究拠点事業「人間の持続的発達に関する経済的研究」（拠点校 京都大学、南京師範大学）からの助成を受けたものである。

【研究ノート】

近代マビキ慣行研究の方法的検討 —— 三重県と茨城県・島根県の比較分析 ——

茂木 陽一

はじめに

本稿は、昨年度に行った茨城県調査と、今年度に行った島根県調査の成果を踏まえて、これまで三重県を対象にして分析してきた近代マビキ慣行に関するシェーマが全国に一般化できるものであることを示し、近代マビキ慣行分析においては、警察・検察・裁判所・監獄によって作成される警察統計・司法統計のみならず、新聞資料を利用することの有効性を示そうとするものである。

近代マビキ慣行に関する筆者が立てた見取り図は、次のようなものであった。

第一に、江戸期の東日本を中心としたマビキ慣行の存在は人口を停滞的なものにしていた。

第二に、しかしながら、それは絶対的窮乏によるものではなく、マルサスの積極的な予防を回避する為の人口コントロールであった。

第三に、明治期になると、マビキ慣行に対する規制が強められ、出生率の上昇が生じ、それは総人口の増大へつながった。

第四に、近世的マビキ慣行に対する規制は、刑法定定と堕胎罪規定による法的制度的抑圧、とりわけ、嬰兒殺を殺人と規定することによる厳罰化、近代産婆の出現による取上婆的近世産婆の駆逐、散兵警察制度の展開による駐在巡查制度の下での住民調査と日常的監視活動を通じた共同体住民の日常生活におけるマビキ慣行の予防的チェックの強化、これらを内容とするものであった。

第五に、こうしたマビキ慣行抑圧のシステムは、しかしながら、マビキ慣行の絶滅を期するものではなく、性に対する国家的価値の貫徹をはかる為のものであった。国家的価値とは、家制度を維持存続する為の法的婚姻関係を保護し、一方で法的婚姻関係から漏れ出る性を検閲制度と貸座敷制度に支えられた遊郭空間に押し込め、そこからも漏れ出る性については厳しく取締・処罰を加えることによって支えられるものだった。

第六に、したがって、こうしたシステムを堕胎罪体制と規定するならば、堕胎罪体制のもっとも強い取締の対象になるのは、未婚女子・寡婦・娼妓・女給・女工などが私通によって妊娠し、堕胎・嬰兒殺によって世間体を繕おうとするケースであった。

第七に、したがって、通常の婚姻関係の中で、日常的な生活を維持する為に行われる出生コントロールに対しては、事前の防止や啓発を重視して、一定の限度の中で許容し事件化しないという行政・警察の対応が為された。このもとで成立したのが近代マビキ慣行であった。

第八に、こうしたことの結果として、近世期以来のマビキ慣行自体は抑圧されつつも、一定

限度の中で許容されていくのも堕胎罪体制のもう一つの側面であった。

第九に、そのため刑法の施行直後に急増した堕胎罪の摘発はその後急減し、一定維持されていく摘発は未婚・寡婦の私通による堕胎・嬰兒殺に収斂していくことになった。

第十に、ところが、そのような状況は1930年代以降産めよ殖やせよが国是となるにしたがって、一定限度の中で許容されてきた近代的マビキ慣行に対しても抑圧を強めていくことになる。1930年代から堕胎罪の検挙・処罰が増加していくのはこうした背景があるからだった。

第十一に、しかし、このような出生コントロールに対する抑圧的な体制に対する住民の反発は根強く伏流しており、1949年の優生保護法改正による人工妊娠中絶の自由化は急激な中絶の増加をもたらし、我が国における人口転換を一挙に終熄・完了させることになった。

第十二に、ここで留意しなければならないのは、この過程が中国における一人っ子政策のように国家的強制による産児制限ではなく、あくまでも住民自身の選択として中絶を「自由化」したということにある。つまり、法的制度的な規制の枠が取り払われただけでは中絶の増加にはつながらないのであって、禁止されていた中絶を求める住民側のプッシュ要因が存在していたと考えるべきであって、そのプッシュ要因こそは近代マビキ慣行であった。したがって、1949年以降の中絶の激増は近代マビキ慣行の復活として位置づけるべきである。

三重県における近代マビキ慣行の分析の結果、大略このような見取り図を示すことができた。このようなシエーマに立つ時、従来の堕胎罪体制の下でのマビキ慣行の位置付けは資料的な限界を持っていたがゆえに、重大な見落としがあったのではないかということを示すのが本稿に於ける筆者のもう一つの目的である。

たとえば、岩田重則氏の労作『<いのち>をめぐる近代史』では、岡本梁松が収集した裁判関係資料を素材として、近代における堕胎・嬰兒殺は未婚女子・寡婦などの私通によるものが中心であって、近世的マビキ慣行は基本的に克服されているという視角に立っている。三重県の事例で明らかにしたように、嬰兒殺はともかく堕胎事件での服役に至る過程は、マビキ事例の発生（戸別訪問・注意による未然防止）－警察による引致・取調（微罪釈放）－送検・予審（証拠不十分による不起訴）－公判（無罪・執行猶予）－囚獄という経過を辿ることで最終的には当初の引致件数の数分の一に減少した形で裁判資料や司法統計に表れてくる。そして、この過程で、まずふり落とされるのがマビキ慣行であり、残されていくのが未婚・寡婦の私通による堕胎・嬰兒殺なのであるから、少なくとも警察による引致の段階でのデータ無しで、裁判資料だけによって見るのは非常に危険なことである。

警察資料が種々の制約で利用できない状況では、各地の新聞記事がそれを補う役割を果たすものであることを、筆者は「伊勢新聞」の記事を利用して三重県下の大堕胎事件の具体相を示すことで果たすことが出来たと考えている。各地の地方新聞記事がすべて利用できる状態に整備されている訳ではないが、いくつかの新聞データを利用することで、三重県下の分析手法が他の地域でも有効であることを示せると考えている。本稿はそのためのケーススタディでもある。

1 比較分析の視座

表1は各年の「警察統計」から1924年－1939年の期間について、堕胎罪で検挙された者の人数を府県別に整理したものである。15年分の合計数が多い府県を上から順に配列している。これをみると、三重県の検挙者数が突出して多い事がわかる。特に、1925年の725名と1933年の100名、1936年の220名が注目されるが、これは筆者が明らかにした1925年の名張大堕胎摘発事件、1933年の宿田曾南米行き事件、1936年の阿保署管内大堕胎摘発事件による検挙者数がその主内容を占めている（拙稿「近代三重県域におけるマビキ慣行」、『部落問題研究』第184号、2008年）。ただ、それを除いても三重県の検挙者数は高い水準にあり、特に1930年代は連年50名以上の検挙者を出している。大阪や東京などの人口が多い府県で検挙者数が多くなるのはある意味当然なので、1940年の人口で検挙者数を除した対人口比率を算出してみたが、ここでも三重県は突出して高い割合を示している。

こうしたデータは、したがって近代マビキ慣行に関して、三重県は他府県と隔絶した特別な条件を持っていた可能性を示唆するものである。

もしそうであるならば、「はじめに」で提示した近代マビキ慣行に関する筆者のシェーマが一般性を持つことは難しくなる。しかし、拙稿で明らかにしたように特に1925年の場合は、堕胎容疑で引致された産婆が詳細な堕胎施術に関するノートを所有しており、それが根拠になって芋づる式に被施術者が引致された結果によるのであり、そうした条件がなければ規模は相当小さくなっていた可能性はある。

いずれにせよ、三重県の事例が特殊なケースではなく、その分析から得られたシェーマの妥当性を検証するためには、三重県以外の事例と比較検討する必要がある。本稿では、その対象として、取りあえず、茨城県と島根県を設定することとした。表1に示した対人口比率の上位10県には、三重県その他、島根、岡山、和歌山、青森、鳥取、長野、高知、茨城、長崎が入る。1933年に行われた内務省警保局による全国堕胎慣習調査で不義・私通以外の原因による堕胎慣行が見られる府県として、上掲上位10県のうち青森、茨城、三重、島根、長崎が入っている。

また、上述のように裁判資料では未婚・寡婦・芸娼妓の私通型堕胎しか確認できないので、新聞資料の利用が可能でなければならない。これらから、新聞「いはらき」の利用が可能な茨城県と、「松陽新報」の利用が可能な島根県を対象に検討を進めていきたい。特に茨城県は長塚節の「土」や柳田国男の「故郷七十年」の舞台ともなり、千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』でも分析の対象になっている土地柄である。

分析するに際しては、表1に示した動向の中で、前後の年に比べて突出して検挙者の多い年に注目したい。三重県の例からも判るように、近代マビキ慣行が事件化するのは、何らかの契機で芋づる式に堕胎施術者・被施術者が拘引されることによってだからである。島根県の1927年はそのような可能性があると思われる。

他方、そうしたいってみれば異常年ではない時期については私通型堕胎が主流になると思わ

れるが、これは一定期間について連続した新聞記事の検索が必要となる。この場合の対象としては茨城県を取り上げてみたい。

表 1 1924—39 年堕胎罪検挙者数の推移

県\年次	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	計	年間平均	対人口比率
三重	25	725	10	5	32	29	19	42	8	100	54	71	220	3	55	114	1512	94.5	12.61
大阪	5	10	179	7	7	3	120	35	14	166	14	56	81	60	66	14	837	52.3	1.75
岡山	11	17	61	156	35	91	66	11	19	33	84	62	10	6	22	11	695	43.4	5.23
長野	36	22	74	37	23	23	50	9	20	40	69	62	46	23	46	12	592	37.0	3.46
東京	6	8	20	28	52	23	26	26	101	64	65	63	29	18	12	28	569	35.6	0.77
島根	13	1	22	89	9	24	98	52	17	45	19	2	16	27	64	49	547	34.2	7.38
愛知	5	11	9	8	28	34	45	24	12	40	173	96	23	10	7	11	536	33.5	1.69
福岡	19	30	56	33	29	20	35	28	30	31	79	29	16	11	5	5	456	28.5	1.47
青森	6	3	4	61	7	72	9	4	3	108	77	21	6	4	4	21	410	25.6	4.10
茨城	54	71	55	23	39	22	18	8	25	13	16	10	39	6	8	3	410	25.6	2.53
和歌山	7	15	56	5	47	14	29	6	10	6	16	44	55	9	14	61	394	24.6	4.55
新潟	9	14	24	7	12	45	18	46	13	9	51	40	39	7	5	27	366	22.9	1.77
千葉	15	24	28	24	47	5	5	17	20	10	52	18	11	29	16	13	334	20.9	2.10
長崎	8	6	21	9	38	7	31	2	3	2	13	55	17	36	12	37	297	18.6	2.17
兵庫	7	17	21	8	22	5	26	30	15	22	31	10	24	10	6	42	296	18.5	0.92
京都	16	18	28	32	19	11	29	15	11	12	16	14	14	15	3	2	255	15.9	1.47
山口	5	20	11	15	13	6	8	36	7	10	25	26	10	21	14	7	234	14.6	1.81
高知	18	37	21	21	6	8	5	13	1	39	3	4	4	0	0	43	223	13.9	3.14
埼玉	9	8	14	9	10	12	18	12	18	11	6	25	20	18	4	29	223	13.9	1.39
広島	2	13	11	5	7	7	43	9	46	8	8	26	12	10	8	6	221	13.8	1.18
北海道	7	8	11	7	13	13	3	11	15	24	23	27	16	17	11	15	221	13.8	0.68
岩手	1	6	6	17	2	3	21	10	9	15	65	25	4	3	2	17	206	12.9	1.88
山形	6	12	6	13	4	10	65	7	6	19	5	29	5	16	1	0	204	12.8	1.82
群馬	2	4	31	5	5	13	16	28	9	23	10	18	18	3	11	2	198	12.4	1.52
愛媛	2	11	21	11	18	14	3	22	11	12	6	17	27	4	2	10	191	11.9	1.62
熊本	11	7	10	13	3	5	10	5	2	9	19	32	28	3	5	17	179	11.2	1.31
鳥取	33	20	7	5	3	13	4	21	9	10	1	17	15	12	3	2	175	10.9	3.61
岐阜	1	0	61	17	5	7	1	7	15	7	6	21	13	3	6	1	171	10.7	1.35
静岡	9	13	21	16	11	8	10	5	9	19	14	7	16	5	5	2	170	10.6	0.84
大分	4	13	5	6	7	6	7	1	4	6	42	44	9	3	5	2	164	10.3	1.69
栃木	10	7	2	17	7	16	5	19	7	4	35	8	7	10	3	4	161	10.1	1.33
福島	10	11	5	9	10	8	21	8	16	7	6	14	6	10	6	6	153	9.6	0.94
徳島	3	5	3	4	19	4	4	8	5	3	12	0	63	0	9	4	146	9.1	2.03
奈良	3	5	12	6	3	4	5	6	6	8	28	10	1	3	4	17	121	7.6	1.95
神奈川		3	12	8	5	3	2	10	2	35	11	2	10	15	3	0	121	7.6	0.55
滋賀	2	6	5	7	6	25	13	0	11	5	6	5	7	3	8	3	112	7.0	1.59
鹿児島	1	7	7	12	6	7	4	6	10	21	11	4	8	4	1	0	109	6.8	0.69
山梨	9	10	11	6	17	5	5	5	8	5	3	4	8	4	0	3	103	6.4	1.55
宮城	5	2	7	1	3	6	24	3	10	8	6	9	3	2	8	2	99	6.2	0.78
佐賀	5	0	3	7	16	2	3	7	9	4	3	6	5	0	24	2	96	6.0	1.37
秋田	3	3	4	6	3	0	2	2	4	4	9	17	3	4	26	6	96	6.0	0.91
福井	5	3	6	1	4	1	1	1	4	1	6	2	19	4	2	11	71	4.4	1.10
宮崎	2	11	1	0	3	0	7	5	1	4	3	1	0	3	3	2	46	2.9	0.55
富山		1	1	1	8	2	0	5	6	2	0	1	1	2	6	5	41	2.6	0.50
香川	3	4	0	2	2	0	2	1	0	1	6	3	3	0	1	1	29	1.8	0.40
沖縄	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	2	0	0	1	0	6	17	1.1	0.30
石川	1	0	0	0	0	0	2	3	0	2	4	2	0	0	0	1	15	0.9	0.02
全国計	415	1243	984	781	665	639	938	629	582	1027	1213	1076	987	472	545	676	12872	804.5	1.61

*各年「警察統計」（国会図書館近代デジタルライブラリー）より作成。

2 茨城県の事例分析

(1) 江戸期の常陸国におけるマビキ慣行

高橋梵仙によれば、水戸藩領の人口は、1697年の27万6922人が1720年に30万7064人に増加した後、1822年には23万2113人へと大きく減少していった（高橋梵仙『日本人口史の研究』第二）。

この人口減少の主たる要因が農村部での堕胎・嬰兒殺、すなわちマビキ慣行によるものであることは、当時の農政担当者によって強く指摘されていた。たとえば、水戸藩郡奉行手代であった鈴木平次右衛門は寛延3(1750)年に、次のように上書している。

一、前々申上候子を間引候義一統之御停止ニ御座候処、…窮仕候而ハ子供一兩人持候得ハ其上は養育難罷成、無是非間引候者も可有御座候、此義は度々敝敷被 仰出も御座候間、時々役所より申付候得共行届兼候事と相見申候…

（「鈴木平次右衛門書上」、『茨城県史料』近世社会経済編Ⅳ所収）

鈴木は、年貢の加重による農民の窮乏が「子供一兩人持候得ハ其上は養育難罷成」ゆえに、いくら禁令を出しても間引が無くならないと見ている。

久慈郡天下野村の農民であった木村兼次は寛政2(1790)年に、「足民論」と題する建議を水戸藩主に提出している。そこには、次のような認識が示されている。

寛永辰巳民を導く政を民に布く、初検地御改の時、御定法敝敷延地と云事なくして御公役日々増重して、愚かなる物ぐさ百姓衣食に乏しく、子孫厄介を気の毒がり、御公役の次第に大きを憂て、骨肉の親を忘れ、我が産児を斃し憂を遁れんとす、何共気の毒なる事なり、…百姓段々困窮に及び、産児を斃すの悪習世上に多くなり、人別も減少致し、荒地不作の場も御公役を赦さぬは、民を足すの政ならんや。

（小野武夫編『近世地方経済史料』第一巻、1932年、1987年復刻、吉川弘文館、所収）

ここでも、寛永以来の農政が検地縄延を認めず、貢租負担が増加してきたことが「産児を斃し憂を遁れ」る状態を作り出し、マビキ慣行の結果人別の減少につながったと見ているのである。このように水戸藩領では近世中期以降、マビキ慣行が定着していくが、それは単に困窮によるものではなく、マルサストラップ回避の事前チェックとしての「慣行」化とみる必要がある。

多賀郡赤浜村出身の民間学者である長久保赤水が明和10(1773)年に記した「芻蕘談」は次のように記している。

一、当国ノ風ニテ、子ヲ間引ト名ケテ、産所ニテ、押シ殺スコトアリ、昔ハ為シ方ナキ者バカリ、此事アリシカ、近来ハ風俗トナリテ、少シモ不善トモ、不仁トモ思ハズ、却テ多ク育ル者ハ、身ノ分量モ知ラヌト、嘲弄セラルル故ニ、是ヲ恥テ間引者モアリ…二三人モ拳レハ、其余ハ必間引コト、定法ノ様ニ成テ、村役人ヲ始メ、分限アル者、多ク間引ナリ…

一、…元来窮民ハカリ、間引ニモアラズ、過半ハ身上不足ナキ者、介抱ノ勞ヲ厭ヒ、且ハ末ノ物入り、本家ノ弱リヲ、慮テノコトナレハ…

(前掲『茨城県史料』近世社会経済編Ⅳ所収)

ここで長久保は間引が風俗＝慣行となっていること、多産多子が「身ノ分量モ知ラヌ」行為と認識され、むしろ「身上不足ナキ者」「分限アル者」がマビキ慣行の主体になっている状況を指摘している。このように水戸藩領では近世中期以降マビキ慣行が定着していくが、それは単に困窮によるのではなく、マルサストラップの事前チェックとしての「慣行」化が進行しているといえる。このような状況に対し、領主や在郷知識人は人倫を説く事によりしばしば間引き禁令を出す、それが効果がない事は明らかである。

(2) 茨城県域における近代マビキ慣行

①「土」に見る茨城県域での近代マビキ慣行

1910(明治 43) 年に刊行された長塚節の「土」は近代農村文学の古典的傑作であり、そこには土に生きる農民のリアルな姿が描かれている。

長塚は茨城県結城郡岡田村(現石下町)に生まれ、父は地主で県会議員であった。したがって「土」に描かれた農民の生活は、彼の家の小作人が分布していた結城郡や真壁郡の状況を表していたとみることができる。その「土」の中に次のような一節がある。

…お品は十九の暮れにおつぎを産んでから其次の年にも又妊娠した。其の時は彼等は窮迫の極度に達して居たので其の胎児は死んだお袋の手で七月目に墮胎して畢つた。…十年余も保たなかつた腹は与吉が止まつてから癖が付いたものと見えて又妊娠したのである。…勘次が去つてからお品は其混雑した然も寂しい世間に交つて遺瀕のないやうな心持がして到頭罪惡を執行して畢つた。お品の腹は四月であつた。…それで一旦は能く世間の女のするやうに床の下に埋めたのをお品は更に田の端の牛胡頰子の側へ襦袢へくるんで埋めたのである。…お品は卵膜を破る手術に他人を煩はさなかつた。さうして其挿入した酸漿の根が知覚のないまでに軽微な創傷を粘膜に与へて其処に黴菌を移植したのであつたらうか。

ここでは、お品の自己墮胎の様子がリアルに描かれ、近代日本社会の下層農民の間にマビキ慣行が続いていることを教えてくれる。ところで「土」の舞台は近世中後期にマビキ慣行が定

着していった旧水戸藩領＝旧茨城県域ではなく、旧新治県域である。

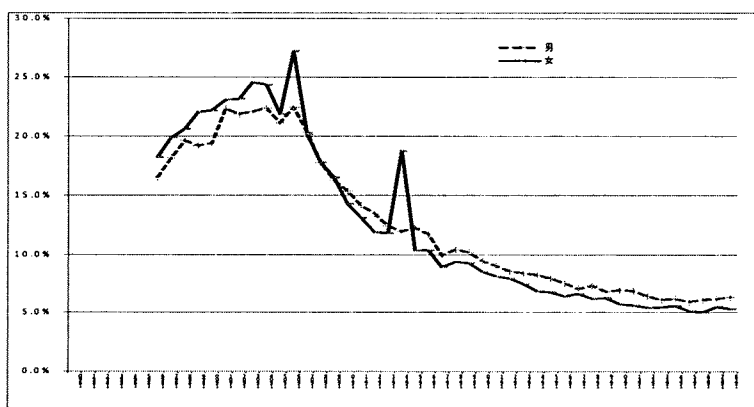
前掲の1933年の内務省警保局の堕胎慣行調査では茨城県の堕胎慣行のある地域としては、行方郡・筑波郡・新治郡・猿島郡が挙げられている。前3者は霞ヶ浦周辺の旧新治県域であるし、猿島郡は旧印旛県域であるから、いずれも県南地域に属する。ここからすると、大正・昭和期になると近世的マビキ慣行が強固に存在していた旧水戸藩領域ではマビキ慣行の後退が見られることになる。これを江戸後期以降の水戸藩による育子政策が効果を現しマビキ慣行抑圧に働いたと見るべきなのか、具体的な実態を分析していく必要がある。

②統計データの概観

茨城県における堕胎・嬰兒殺の数的動向についての言及をみると、1927年度の茨城県医師会総会において「本県における乳児死亡数低減策」について報告・審議が行われ、その中で江戸期以来のマビキ慣行の影響が指摘されている（茨城県医師会史編纂委員会編『茨城県医師会史』大正編、9―25頁）。

また、図1として茨城県死産統計に基づく1896年―1938年までの男女別の死産率推移をグラフ化したのが、これを見ると、死産率の転換点が男子・女子共に1906年にあることがわかる。1906年に死産率のピークを迎えた後は、男女共に傾向的に死産率が低下していく。興味深いのは、それと平行して女子の死産率が男子の死産率を下回るようになる事実である。1909年までは女子の死産率が男子のそれを上回っていたが、1910年以降は、1914年を除いて、一貫して女子の死産率が男子のそれを下回っている。このことは、1910年以前は女子に対する選択的マビキ慣行が機能していた可能性を示唆するものであるが、この点の解明は今後の課題である。

図1 茨城県男女別死産率の推移

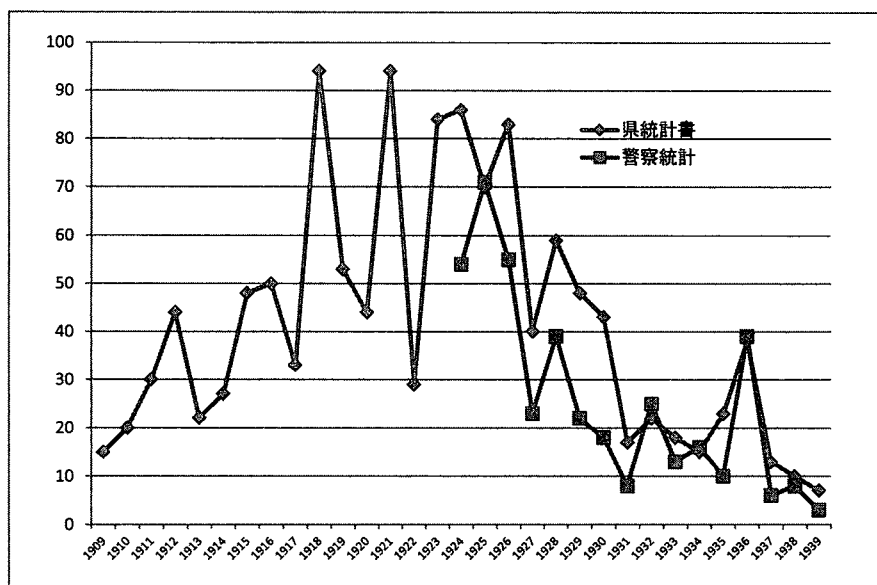


注 『茨城県史料』近代統計編より作成

これに対して、堕胎罪検挙件数の推移を見るために、図2を作成した。堕胎罪での検挙件数については、『茨城県統計書』衛生・警察部の数値、『茨城県警察史』上巻の数値、『警察統計』（国会図書館デジタルライブラリー）の検挙件数の3系列があるが、『茨城県警察史』の数値は『茨城県統計書』のものと同じなので、2系列の数値をグラフ化した。

これを見ると、大きく振幅を繰り返しながら1921年の94件をピークとして、上昇から下降に転じつつも、1910年代後半から1920年代前半にかけて高い水準を保っている。死産率が大きく転換していく時期に堕胎罪の検挙件数が高い水準を保っていることに何らかの関連があるのかどうかについては、今のところ判断する材料を持たない。

図2 茨城県堕胎罪検挙者数推移



注1)「県統計書」は各年『茨城県統計書』衛生・警察部の数値（『茨城県史料』近代統計編所収）

注2)「警察統計」は国会図書館デジタルライブラリーで公開されたものから作成

（3）新聞資料から見た堕胎・嬰兒殺事件の動向

①資料処理の方法

茨城県の場合、明治24年創刊の新聞「いはらき」が「茨城新聞」として現在に至るまで発行を続けている。現時点で、残存している「いはらき」は茨城県立歴史館に所蔵されているが、茨城新聞社が画像処理を行いデータベースとして情報提供をしている。初期においては欠号も多いのであるが、継続性のある新聞資料として分析の基軸になり得るものである。

本稿では、同紙の明治28年11月から40年12月に至る13年分について、記事を検索して堕胎・嬰兒殺事件についての傾向を分析する。

表2に掲げたのは、この期間のマビキ慣行に関連する記事の内、具体的に事件化したもの20件についてまとめたものである。また表3には、同じ記事を堕胎施術を受けた者、自己堕胎をした者、分娩後の嬰兒殺を行った者について年齢別に整理してある。

表2 茨城新聞堕胎・嬰兒殺事件分類一覧

郡市	種別			身分		理由		備考
	堕胎	嬰兒殺	その他	妻	寡婦・未婚	産児制限	私通	
多賀郡	1							
那珂郡	1	3		2	1	2	2	
水戸市			1					
東茨城郡	2						1	
西茨城郡	1				1		1	自己堕胎
真壁郡	2				2		2	
新治郡								堕胎慣行
結城郡		1			1		1	
筑波郡		2		2		2		
稲敷郡		2		2		2		
信太郡	1							施術者
猿島郡	1		1		2		2	分娩直前自殺
北相馬郡		1		1		1		
計	9	9	2	7	7	7	9	

注1) 新聞「いはらき」明治28年11月～明治40年12月より作成
注2) 信太郡の1名は堕胎施術者の男性であり、被施術者は不明である。
注3) 新治郡の事例は、個別の事件ではなく、堕胎慣行が一般的である趣旨の記事である。

表3 堕胎・嬰兒殺被疑者年齢

年齢	被施術者	種別		原因		身分	
		堕胎	嬰兒殺	産制	私通	妻	未婚・寡婦
10代	2		1		1		1
20代	8	6	1	1	6	1	5
30代	1		1		1	1	
40代	4		3	3			
50以上	1		1	1		1	
不明	5						
計	21	6	7	5			

注1) 出典は表2に同じ
注2) 50以上の1名は娘の嬰兒殺の共犯

具体的な記述としては、たとえば、明治34年2月3日5面に「嬰兒圧殺の露現」という見出しで次のような記事が掲載されている（同紙からの出典は「いはらき m34/2/3」のように記す）。

結城郡上山川村大字上山川二百番地平民農小島徳一郎次女ふさ(十九)といふは隣村絹川村大字中柴仲一郎方雇人濱野倉三郎(二十二)と私通し居たるが因果の塊が出来て去る
■十月十日午前十時女の子を分娩したるが私生児がありては家内に面白からぬ事のあるより無残にも之を圧殺しその死体は納戸八畳の間の縁の下へ埋め置きしを誰知る者もなしと

思いきやいつか其筋の耳に入りて去る二十九日結城警察署の手に拘引せられ取調あるも中々強情にて白状せざりしもつひに包みきれず自白に及びたるが右死体は埋めてより一週間を経て宅地内の倉の傍へ埋め直したる旨白状したるに二十九日菅谷警察署長判検事出張死体を発掘し解剖の結果嬰兒圧殺犯として下妻監獄へ護送されたり（いはらき m34/2/3）。

この記事では、結城郡上山川村の 19 才の未婚女子が私通妊娠し、女兒を分娩したが、私生児の出産では外聞をはばかることから圧殺、屍体を隠匿したところ、結城警察署の探知する所となって、拘引の結果嬰兒殺を自白したというものである。この場合、表 2 では被施術者欄に嬰兒殺・未婚女子・私通として、区分している。

また、記事自体は嬰兒殺とは断じておらず、警察による事件化の有無も不明なものであっても事件として取り上げたケースもある。明治 38 年 2 月 25 日 5 面に「嬰兒を糞壺に分娩す」として、以下の記事が掲載された。

筑波郡田水山村大字田中六百七十四番地平民農友之助妻ますは予て妊娠中の処去る二十日便所にゆきたる際虫気づきて嬰兒を糞壺中に産落したる為め嬰兒は死亡したりとは無残（いはらき m38/2/25）

この記事では、墮胎の意志の有無は不明なのであるが、4 ヶ月後の明治 38 年 6 月 2 日 5 面に「便所にて分娩す」という見出しで、次の記事が掲載されている。

筑波郡田水山村大字山木平民農中原庄吉妻いとは予て妊娠中なりしが去る廿六日午前六時頃便所に行きたる折分娩し小児をば糞壺の中に落としたるを以て終に死亡せし由（いはらき m38/6/2）

これも、墮胎の意志は不明なのだが、両者とも筑波郡田水山村で生じた事件であり、数ヶ月の間に連続して生じているのは明らかに不自然であり、この場合、墮胎に失敗した場合、便所に産み落としたという形で嬰兒殺を行い、死産として処理されていると考えざるを得ないので、表 2 中にカウントしている。

また、嬰兒殺と遺棄致死との区分が付けがたいものもあるが、基本的には分娩直後に死亡させたものは嬰兒殺としたが、分娩後日を置いて死亡したものについては遺棄致死と考えてカウントしていない。ただし、「分娩の間際に身投げ」という見出しの次のケースは不明として区分した。

猿島郡飯島村大字神田山新田鈴木太兵衛の五女シン（十九）は昨年来妊娠し居りしが身の淫行を恥じて両親にも深く秘し置きしに去る十六日臥床後俄に産気づくに随いとりつめ

しものか午前三時頃寢床を飛び出して同字権八下船堀に投身せしを翌十七日午後三時頃発見し死体を引き上げしに無残にも該児の頭部は己に現れ出で居りしといふ（いはらき m35/3/21）

嬰兒殺であつても分娩の際に殺害の意志が見られない場合は表中に含めていない。たとえば、「離別されて嬰兒を殺す」という見出しの記事である。

久慈郡久米村大字大里十八番地平民瀧次郎妹当時全郡世矢村大字金作木挽職川松亀藏内縁の妻通称おきく事鈴木すい（三十二）は去る六月二十日女子を分娩しはつと命名し爾来母子とも健全に日を過ごし来たりしが去月廿四日にいたり突然嬰兒を手放したるのみならず同人の挙動不審の点多き所より受け持ち巡査は種々搜索したる所彼れは去月二十四日大字金作より生家なる大字小里に帰る途中午後九時頃小里地内字藤岸と称する所にて無残にも嬰兒を絞め殺し鈴木瀧次郎の裏手なる芋穴に埋め置きたる事判然したるを以て直ちに同所に出張して検屍を遂げたるに屍体は既に犬に食われて臭気甚だしき襤褸切れのみ残り居たるが同人が何故かかる残酷の行為を敢えてしたるかといふに同人は本年二月十日頃前記亀藏の内縁の妻となり居たるも五月に至りて女子を分娩したるがこれ亀吉の子にあらざるを以て全家より離別されたるも生来身持ち宜しからざる身の今更ら実家に帰る事もならず左ればとて実家に帰らねば差し当たりの糊口にも窮する所よりやむなく私生児はつを亡きものにし身一つになりて実家に帰るとも又身の振り方を定るともいづれかの手段をとらばやとの心より浅はかにも斯かる大罪を犯すに至れるものなりといふ（いはらき m39/8/11）

この場合は、出産時には嬰兒殺の意志はなく、私通による妊娠出産である事をとがめられて、離別されて後、育児に窮して殺害したものであるからマビキ慣行には含めていない。

② 墮胎・嬰兒殺記事の特徴

表2によってみると、墮胎・嬰兒殺がそれぞれ同数である。両者を合した年平均件数は1.5件に過ぎない。また、身分から見ると通常の婚姻関係にある者と寡婦・未婚女子が同数である。墮胎・嬰兒殺の実行理由としては私通によるものが多い。

嬰兒殺の比重が半分を占めていることから、この時期においては墮胎は事件化しにくかったと見る事ができる。

地域的な分布についてみてみると、表中多賀郡から西茨城郡までがおおむね旧水戸藩領・旧茨城県で、真壁郡から北相馬郡までが旧新治県域である。データが少ない中での比較ではあるが、旧水戸藩領域と「土」の舞台になった県南地域で、ほぼ同数の墮胎・嬰兒殺事件が発生している。したがって、これだけ見ると、近代になってマビキ慣行の範囲が県北から県南に大きく移動したとか、水戸藩領域でマビキ慣行が消滅したというような判断はできそうもない。

ただ、内務省調査で行方・猿島・稲敷・筑波・新治郡の県南地域が挙げられていることとの関連で見ると、次のような明治 33 年 11 月 18 日の記事は興味深い。

新治郡沖宿といふは霞ヶ浦に沿ひて〔 〕計りあり。多くは漁夫のみにて中には〔 〕有するものもあるが全地には〔 〕人以上の子供を育てぬといふ悪習慣〔 〕残れりと。されば当時にては一家三人の兄弟あるは実に珍しきことなるが然るも年々懷妊婦の多きことは戸数に比して実に驚く許にて之れ生児を養育せざるが儘に懷妊を速やからしむることも大なる原因ならん。而してその或いは流産し若しくは圧殺したる生児の処分法は真に驚く許り巧妙なりといへば警官にも容易に探知し能はざることなるべし（いはらき m33/11/18〔 〕は判読不能）

ここでは、新治郡沖宿の慣行として子供の人数制限が行われ、その手段として流産・圧殺、すなわちマビキが行われているが、警官も容易に探知できないという風評が記されている。このことは、次のように考えるべきではないかと思う。

筆者が定義する近代のマビキ慣行、すなわち町や村共同体の構成メンバーである通常の婚姻関係にある夫婦が子沢山を避ける為の産児制限の方法として日常的に選択している、避妊－堕胎薬－堕胎手術－嬰兒殺－棄て児－養子という系列の中で生じる堕胎・嬰兒殺は、茨城県県南域に広く展開している。それに対して、新聞紙上で確認できる記事は、警察の摘発－送検－予審－公判－入獄という系列に位置づけられるべき、反社会的かつ不道德な行為としての私通による妊娠の中断をはかろうとする堕胎・嬰兒殺であるから、上述のマビキ慣行の対極にある。

したがって、堕胎慣習としてのマビキ慣行は、警察の摘発に合わないようには隠蔽された日常として新聞紙面を賑わせずに続けられているのだと見るべきであろう。そうした堕胎慣習としてのマビキ慣行は、したがって、何らかの偶然的な出来事によって明るみに出ると、反社会的な不道德行為としての堕胎・嬰兒殺の摘発件数を遙かに凌駕するような増加を示すのであり、茨城県域における明治 28—40 年の時期は、マビキ慣行が露頭していない状態を示していると考えられる。

3 島根県の事例分析

（1）島根県域におけるマビキ慣行の存在

前述の茨城県域の事例分析が、三重県域における事例分析で見いだされた突発的な大規模堕胎摘発が行われない時期の状況を示しているのに対して、三重県域における名張大堕胎摘発事件や阿保署管内大堕胎摘発事件に類似した例を示すのが 1927 年の島根県である。1924—39 年の期間について堕胎罪検挙者数の推移を示した前掲表 1 によってみても、島根県は三重県に次いで検挙者の対人口比率の高い県である。また、1927 年と 1930 年に突発的に検挙数の急増が見られることから、1925 年・1933 年の三重県と同種の状況が生じている可能性が想定される。

島根県におけるマビキ慣行については、民俗学の分野からいくつかの報告がある。

大庭良美は鹿足郡日原村の古老からの聞き取りを『石見日原村聞書』にまとめているが、その中に「間びき」という項目がある。そこには次のような記述が見られる。

程波の小母さんは国という伝十屋の女房の連れ子がおりましたがこれが稲荷をつけて、よこやの田方へ行きなはった邦さアに化けて来て、子が出来て、それをおろしたのがわかって監獄へ行きました。堂本の婆さアに頼んでおろし、弥左衛門さアに川へ流してもろうたとかいうことでありました。

洗川の婆さアは子ができればおろし、できればおろしたのでとうとう子ができんようになりました。足谷の某さアは子ができて、家がやかましうておれんので、徳佐の薬師原の小父のところへ行って子を産みました。これを野坂の堤へ捨てたのがわかって、どうでも監獄へ五年くらい行っておりました。…

上の新屋の友さアは母親が年をとってから大事にせだったということですが、わしらア達者なものい、産まれた時から石臼をかるうたのじゃけえのう、といいよりました。産まれた時始末をしておもうと思うて石臼をのせたが死なだったので大けにしたということで、親を大事にしようことはないといいよりました。

堂本の婆さアは浅さアより七つ年上で産婆をしよりましたが、たのまれて子供もおろしました。葬式の時にはごつな雨の降る晩でありましたが、青竹の香立が焼えたので、人が皆奇妙なこと、あんまり子をおろしたのでそれでじゃろうといいました。

(同書 373—4 頁)

『日原町史』下巻には、「石臼をかるう」の意味について「昔は必ずしも養育困難な零細農でなくても、公然の秘密として間引きが行われた。現在のような掻爬などなかったため、そのほとんどは分娩直後の処理であった」との説明がある(同書 961 頁)。日原は現在の津和野町であり、山間の習俗ではあるが、堕胎罪体制の下で囚獄されることはあっても日常的にマビキ慣行が存在していたことが語られている。

1910(明治 43)年の「地方事務并管内景況」には次のような記述がある。

県下出雲国ニ於ケル堕胎嬰兒庄殺ノ弊風ハ人智ノ発達ト妊婦視察ノ励行ニ抛リ、漸次減少ノ傾向アルモ、未ダ全ク其跡ヲ断ツニ至ラズ、是等ノ犯行ハ単ニ警察ノ取締及司法ノ威力ノミニテ絶滅ヲ期シ難キヲ以テ、宗教家ト氣脈ヲ通ジ宗教ノ力ニ依リ矯正スレバ、其効果少カラザルベキヲ以テ実行ニ努メリ。四十三年中堕胎犯五件、嬰兒殺犯一件ヲ検挙ス。

(『島根県警察史 明治大正編』、683 頁)

これによってみれば、警察の認識としてマビキ慣行は次第に減少しており、それが検挙数に

反映していると見ている。同様な認識は 1924（大正 13）年の県知事の「事務引継書」にも見られる。そこでは「風俗ハ海辺及山間僻陬ノ地ニ在リテハ、今尚青年男女ノ野合、私通等行ハルル而已ナラス、出雲国内ニ於テハ墮胎及嬰兒殺ノ如キ蛮習未タ全ク其跡ヲ絶ツニ至ラス。然レトモ…漸次斯ノ悪習ヲ革ムルニ至レリ」（前掲『島根県警察史 明治大正編』762 頁）と述べられており、マビキ慣行は出雲国内の問題であり、それも漸次消滅に向かっているというのである。

（2）1927 年大庭村大墮胎事件の分析

上記のような島根県におけるマビキ慣行の状況に対する認識が全く誤りであったことを示したのが、大庭村大墮胎事件であった。

『島根県警察史 昭和編』には、1927 年の大庭村墮胎事件が特記され「本県における犯罪の特異性として、迷信に基づく墮胎習慣があり、これが原因してか墮胎・嬰兒殺しが跡を絶たなかった…大庭村の墮胎・嬰兒殺しは、これら事件の中でも特に大規模なものとして、当時社会の耳目を集めた事件であった」と紹介されている（『島根県警察史 昭和編』、379 頁）。

この事件に関連する記事を、1927 年 10 月－12 月の「松陽新報」から拾ってみた。表 4 は各記事の見出し一覧であるが、この 3 ヶ月間に大庭村墮胎事件の外に、本庄外二村大墮胎事件、八束郡野波村墮胎事件、能義郡安田村墮胎事件、簸川郡莊原村墮胎事件、同郡檜山村墮胎事件、遷摩郡五十猛村嬰兒殺事件、同郡湯里村嬰兒殺事件が記事として取り上げられている。これらの墮胎・嬰兒殺事件が前年に比して墮胎・嬰兒殺件数の激増をもたらした事は、「松陽新報」昭和 2 年 11 月 8 日の記事「前年の同期より約二百件も激増す 松江署管内犯罪調べ」に次のように述べられている事からも知る事ができる（以下同紙よりの出典は松陽 1927/11/8 のように略記する）。

松江警察署管内における本年一月より十月までの犯罪件数及び検挙件数は左の如くであるが、本年は前年の同期に比較して通じて百九十九件という著しい増加を示し、事に墮胎・嬰兒殺し事件は例の大庭本庄両事件検挙のため墮胎五十五件、嬰兒殺し六件の夫々激増で…嬰兒殺犯罪件数六、同検挙件数六、墮胎犯罪件数五八、同検挙件数五八…

見るとおり、松江警察署管内では前年同期に比して 200 件弱の犯罪増加を見るが、そのうち、墮胎・嬰兒殺事件はそれぞれ 55 件、6 件の増加であった。前掲表 1 に見る島根県墮胎検挙数の 1927 年における激増も、この松江署管内の墮胎摘発の結果である事がわかる。

表 4 松陽新報見出し一覧

西暦	見出し 1	見出し 2
19271011	模範村大庭村の希有大墮胎と嬰兒殺し	約八ヶ月にわたる取調べ終り有罪と決し後半に附さる
19271011	残忍きわまる坂田くへの毒手	頼まれて片っ端から墮胎殺人数十件の多数に達す
19271013	九名を起訴公判に附さる	第二の大庭事件たる本庄外二村の大墮胎
19271014	二十余名の胎児を暗から暗へと葬る	本庄外二村の大墮胎被告富三郎とフサの罪状
19271022	またまた墮胎発覚か	野波地方の女松江署で取調べ関係者五六名に達せん
19271022	来たる廿五日愈々公判開く 大庭村の大墮胎事件	
19271022	二十七日 本庄外二村墮胎事件公判	
19271023	被疑者の多くは自分の手で墮胎した	孤獨に悩む寡婦の不義の児や正当な児を生活難から
19271023	養父と私通し遂に墮胎す	それに関連して常習的墮胎事件続々発覚
19271028	開廷後数分で直ちに傍聴禁止	各被告に体刑を求刑本庄外二村大墮胎公判
19271030	肉体を虐使して墮胎した児を付近の墓場に遺棄す 母娘相談した上で	
19271108	前年の同期より約二百件も激増す 松江署管内犯罪調べ	大庭本庄の両事件はじめ窃盜横領が突飛に増して
19271105	いも蔓ごとく墮胎事件検挙さる	嬰兒殺しも発覚か 事件ますます拡大の見込
19271116	貧の嬰兒殺し 死産を装ふて埋葬す	
19271119	墮胎女に涙の裁き 執行猶予の恩典	
19271120	片輪の愛児を心を鬼にして殺す 若夫婦が相談の上で	犯跡を掩はんとして病死を装ふ
19271120	胎児漂着 森山海岸に	
19271122	可否は別として産制の事実を調べる	多数国民の希望に応じて愈よ内務社会課が動く
19271126	模範村をけがした墮胎嬰兒殺しの血	罪の女ら裁きの庭へ けふ大庭事件の公判開廷
19271126	被告坂田くにが揮った毒手の跡	戦慄すべきその罪状 小谷検事控訴事実を述ぶ
19271126	くに悪びれず犯行の一切を認む	「事情を聞いて気の毒に思ひ生活の爲めについて罪を犯した」
19271126	最も醜惡な大庭村墮胎嬰兒殺し公判	罪の女の事実調べ
19271126	希代の墮胎魔 クニに懲役五年求刑	辛辣骨を刺す小谷検事の論告
19271126	両被告共に犯行を是認す 三島タイと須山定義	大庭事件の公判【続き】
19271127	明るみに繰り広げられた大庭村の墮胎絵巻	縁結びの神様の膝許で魔女の如く毒手を思ふ儘揮った坂田くに ただ戦慄せしめる人非人的な暴戾の振舞ひその断罪の日や奈何
19271203	首魁坂田くには懲役三年の実刑	他の七名もことごとく体刑で何れも執行猶予の恩典 大庭村大墮胎事件の判決言い渡し
19271215	墮胎魔控訴を断念 坂田クニは服役する	
19271215	大庭村の墮胎事件 荒川アサノの公判は十七日	
19271222	貧ゆゑの嬰兒殺し 公判開廷	

注) 出典はすべて「松陽新報」

表 5 大庭村墮胎事件の構図

施術者									
年月日	郡市	町村	氏名	年齢	種別	被告	判決	共犯	
	八束郡	大庭村	坂田クニ	48	嬰兒・墮胎	●	懲役 3 年	施術者	
	八束郡	大庭村	須山定義	31	嬰兒殺	●	懲役 2 年・執行猶予		

被施術者									
年月日	郡市	町村	氏名	年齢	種別	妊娠月数	被告	判決	共犯
19220809	八束郡	朝酌村	内久保マサコ		嬰兒殺				三島千五郎
19221205	八束郡	大庭村	三島サヨ		墮胎	8 ヶ月			
19230207	八束郡	大庭村	藤森カメ子		嬰兒殺				カメ子祖母藤森ヘン
19230208	八束郡	大庭村	金乗マサ	33	墮胎	8 ヶ月	●	懲役 5 月・執行猶予	
19230823	八束郡	大庭村	三島マツ		墮胎	8 ヶ月			
19230927	八束郡	大庭村	三島タイ	38	嬰兒殺		●	懲役 2 年・執行猶予	三島タイ
19230999	八束郡	岩坂村	長島キイ		墮胎	7 ヶ月			
19231216	八束郡	熊野村	石倉初恵		墮胎	8 ヶ月			
19231299	八束郡	大庭村	福島キヨシ		墮胎	5 ヶ月			
19240399	八束郡	大庭村	杉谷マサエ		墮胎	5 ヶ月			
19240799	八束郡	大庭村	三島サヨ		墮胎	7 ヶ月			
19240899	八束郡	津田村	高梨ヨネ	45	墮胎	8 ヶ月	●	懲役 3 月・執行猶予	
19240999	八束郡	大庭村	荒川アサノ	38	墮胎	5 ヶ月	●		妊娠中欠席
19250508	八束郡	大庭村	高木マツノ	29	墮胎	6 ヶ月	●	懲役 3 月・執行猶予	
19261001	八束郡	大庭村	荒川ヨシノ	39	墮胎	6 ヶ月	●	懲役 3 月・執行猶予	
19261030	八束郡	大庭村	須山ヲトノ		嬰兒殺				
19270120	八束郡	竹矢村	石倉マサノ	43	墮胎	5 ヶ月	●	懲役 3 月・執行猶予	

注 1) 「松陽新報」昭和 2 年 10 月 11 日～12 月 22 日の記事より作成

注 2) 墮胎罪の公訴時効は 3 年なので、1924 年 7 月の三島サヨ以前は不起訴だが、金乗マサは、二度目の墮胎が公訴対象になっている。

これらの堕胎・嬰兒殺事件の内、大庭村の堕胎事件は大きな衝撃を島根県関係者に与えた。なぜならば、八束郡大庭村は大正 14 年 2 月 11 日優良村として内務省に選奨された 9 つのいわゆる模範村の 1 つだったからである（『優良村の事績』昭和 4 年 3 月、島根県）。模範村として認定されたまさにそのときに、広く深く進行していた堕胎慣行が摘発されたことが、いささかファナティックな新聞見出しにも反映しているし、内務省による全国堕胎慣習調査において島根県が八束郡のみを挙げていることにも反映している。

この大庭村堕胎事件の経緯を松陽新報の記事から追ってみると、次のような事情であった。

1927 年 5 月初旬、八束郡大庭村大字大草の寡婦三島ゲン(41)が村民と私通した後始末に堕胎を行ったとの嫌疑で松江警察署に引致されて取り調べを受けた。この堕胎施術の実行者として大庭村の産婆坂田クニ（48）が引致された結果、彼女が関わった堕胎・嬰兒殺施術が次々と芋づる式に明るみに出ることになり、起訴対象となったものだけでも、堕胎 17 件、嬰兒殺 3 件を数え、嬰兒殺の共犯者・被施術者と合わせて 9 名が、予審を経て 10 月に起訴された。松江地方裁判所での審理を経て 12 月には判決が出され、坂田クニには懲役 3 年の実刑が言い渡され、妊娠中で審理を欠席した 1 名を除いて、他の被告に対しては懲役 3 月から 2 年が言い渡されたが、何れも執行猶予が付いた。クニは控訴を断念して服役する事になった。

この事件に関連する堕胎・嬰兒殺をまとめたものが表 5「大庭村堕胎事件の構図」である。これによれば、1922 年 8 月から 1927 年 1 月までの 5 年間で 13 件の堕胎・4 件の嬰兒殺が行われている。施術の対象になったのは居村大庭村が 12 件で、他の朝酌村・熊野村・津田村・竹矢村も何れも八束郡内の近隣村である。施術を依頼した者たちはほとんどが既婚者であって、子女が多くて困る事が理由であった。また、堕胎児の妊娠月数はすべて 5 ヶ月以降の妊娠中後期であることから、堕胎薬などの服用の効果がなかった者が堕胎施術を依頼したと見ることができる。年齢もしたがって、30 代・40 代が中心であって、未婚女子・寡婦などが私通による妊娠を恥じて堕胎・嬰兒殺を行うという構図とは対極にあることが判る。

坂田クニの公判陳述でも、「二十五、六年前から産婆をなりはひとしてみましたが田舎のことだと思つた程の収入もなく、加へて盲目の妹を抱えては暮らし向きも思ひならず、今から一四年前夫千代信の父柴田啓齋から施術の方法を教はつたままに悪い事とは知りつつも恐ろしい罪を繰り返してきました」（『松陽新報』昭和 22/11/26）と述べているから、時効にかかる分も含めれば毎年 3—4 名の施術を継続していたと見ることができるだろう。

このように、大庭村大堕胎事件の特徴を見ると、通常の婚姻関係にあり、既に希望子供数を満たしている夫婦が、更に追加的な出生・育児によって生じる種々の困難、それは生活困窮であったり、農事に必要な妻の労働力が奪われることであつたり、舅・姑の叱責であつたりするわけだが、いずれにせよそうした困難を避けようとして堕胎を行ったケースが大部分であつた。このような選択は貧困層に限られるものではなく、したがって村内でそれなりの土地・財産を所有してそこそこの暮らしぶりの夫婦が堕胎やその失敗の後の嬰兒殺を依頼するのであつた。

したがって、未婚・寡婦・芸娼妓の私通の後始末的な堕胎・嬰兒殺とは異なり、明らかに近

代マビキ慣行として位置づけることができるし、このようなマビキ行為はそれが摘発された1927年より相当以前から、クニの場合は15年以前から行っていたわけだから、クニ以外の存在を想定すれば、それ以前から、まさに明治大正期を通じて、こうしたマビキ慣行は継続していたという事になる。

おわりに

以上、茨城県・島根県の事例を分析した結果、三重県における近代マビキ慣行の分析を行う際に設定した方法が有効であり、かつ、三重県域における近代マビキ慣行分析によって析出した、近代マビキ慣行についての特徴が普遍的なものであることを確認できたと考える。

他方、更に検討すべき課題も浮かび上がってきた。それは次の点である。

1920年代からの堕胎罪検挙者の増加は警察側のマビキ慣行抑圧への方針転換ではなく、実際に死産率の低下や乳児死亡率の低下に伴う、出生コントロールが増加したことへの対応なのではないか、という問題がある。これは堕胎摘発がマビキ慣行に向けられることが間歇的に生じるものであったとしても、1920年代以前にはそういった間歇的なピーク自体が少ないのではないか、ということを茨城県の統計データが示唆している。

また、堕胎・嬰兒殺の引受手が取上婆的な旧産婆から新産婆や産科医、あるいは男性の堕胎巧者へと変化しているのではないか、つまり、旧来の近世的マビキ慣行の担い手が新たな担い手へと交替しているのではないかということも考えられる。島根県の大庭村事件の事実審理に際して坂田クニは次のようなやりとりを裁判長との間で行っている。

裁判長　産婆はいつごろからはじめたか

クニ　二十五六年であります

裁　月収、暮らし向きはどうか

クニ　月によると一人もない事があってせいぜい月平均一人で収入も五円か十円です
ので暮らし向きはよくありません

裁　こんなことをしてお前は今どう思っているか

クニ　不心得な事を致しまして申し訳ありません

裁　不心得とはどういふわけか

クニ　十四年前両親を失い家には盲目の妹があるので家計不向きのために悪いこととは知りながらやりました（と裁判長尋問の点を避ける）

裁　暮らし向きが悪いので自ら進んでやったといふのか

クニ　そんな訳ではありません。事情を聞いて気の毒に思いましたので…

裁　おまへは腹の子供に同情しなかったのか。

クニ　可愛そうだと思わないではありませんでしたが親たちの事情を聞いて同情させられました

これより愈々事件の核心に触れ、前記控訴事実によって辛辣な尋問は続けられクニはしばしば答弁に窮してゐたがそれでも「これは自白致しますが全く墮胎したものです」など、わるびれるところもなく、きわめて流ちょうな口調で詳細に亘ってその方法から経過を申立「方法は私の前の夫延千代の父柴田啓齋から教わり、十四年前から知ってゐます」と暗に十数年来あたかも公然の秘密の如く墮胎を行つてゐたやうな口吻さへ洩らして犯行の一切を認め…（松陽 1927/11/26）

ここで、クニは産婆業の途中で墮胎技術を習得して新たに墮胎を業とするようになったのである。旧産婆による墮胎慣行が継続していたわけではなかった。同様な事例は、本庄外二村墮胎事件公判での被告門脇富三郎の供述にも見られる。門脇は墮胎施術の技術につき「数年前新聞に隠岐国の墮胎事件に関して詳しくその方法などが出てゐましたので手術する事を覚えましたがその後郡内某村小学校の女教員が男教員と関係して不義の胤を宿し、墮胎を頼まれて試みに行つたところ成功しましたのでそれから始めました」（松陽 1927/10/28）と供述している。専門的で体系的な知識を持っているわけではなく、新聞で知った方法を試してみたらうまくいったので、それ以来頻繁に墮胎施術を行うようになったというのである。そのせいか、富三郎に施術をされた妊婦の一人は墮胎に失敗して死亡している。旧産婆が駆逐され、新産婆や医師免許を持つ者で墮胎に手を染める者の絶対数が不足している状況があるから、資格もないうさんくさい者達が墮胎巧者として活動しているのではないだろうか。

三重県における墮胎事件の分析に際して、旧産婆や新産婆以外の鍼灸師、按摩などが墮胎巧者になっている事例をいくつか確認したが、それはこういった意味合いを持っているのではないだろうか、という問題である。この点については、最初に提示した近代マビキ慣行についての見取り図の根幹に関わる問題であるので、引き続き検討を進めていきたい。

参考文献

- 岩田重則『<いのち>をめぐる近代史』（2009年、吉川弘文館）
千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』（1983年、農山漁村文化協会）
高橋梵仙『日本人口史の研究』第二（1955年、日本学術振興会）
茨城県医師会史編纂委員会編『茨城県医師会史 大正編』（1983年、茨城県医師会）
茨城県警察本部『茨城県警察史』上巻（1971年、茨城県警察本部）
茨城県史編さん近代史部会『茨城県史料＝近代統計編』（1967年、茨城県）
大庭良美『石見日原村聞書』（1974年、未来社）
沖本常吉編『日原町史』下巻（1964年、日原町教育委員会）
島根県警察本部『島根県警察史 明治大正編』（1984年、島根県警察本部）
同『島根県警察史 昭和編』（1984年、島根県警察本部）
島根県『優良村の事績』（1929年、島根県。島根県立図書館所蔵）

【 調 査 】

新入短大生の食生活に対する意識と行動について

梅澤真樹子

はじめに

近年、ライフスタイルの多様化に伴う食生活形態の変化などの社会情勢を背景に、著しい食品産業の発展によって、いつでもどこでも欲しい食べ物がすぐ手に入る飽食の時代になっている¹⁾。そのため偏った食事内容や生活習慣病の若年化など食に起因する健康問題が増加している^{2,3)}。このような中で「食育基本法」⁴⁾が施行され、小児や保護者、生活習慣病の発症を危惧される中高年者に対するさまざまな食教育が施され、その効果が報告されている^{5,6)}。一方で、平成 21 年度「国民健康・栄養調査」⁷⁾によると、10 代後半から 20 代の若者の食生活の乱れが指摘されている。加藤ら⁸⁾の大学生を対象とした研究では、食知識や食生活の大切さについての理解はできているが、実践はできていないことを明らかにしている。そこで本研究では、次代を担うこの年齢層の若者に対する適切な食教育のあり方と周囲からどのような働きかけをすればよいかを検討するため、本学への入学直後の学生を対象に現在の食に関する意識と行動について調査を実施し、彼らへの食教育を実施する上での方向性を提示することを目的とした。

I 方法

1. 実施時期、調査方法および対象者

2010 年 4 月に入学し、授業初日に質問紙調査を実施した。調査用紙には、調査の目的と研究以外には使用しないことを明記し、了承を得たものに対してのみ実施した。本学学生 260 名より回答を得たが、男性 7 名、女性 253 名であり男性は少ないため、対象者は女性のみとし、欠損値のある者を除いた 244 名を有効回答とした。

2. 測定尺度

(1) 健康に対する意識の測定

健康を維持するためには運動・栄養・休養のバランスが大切とされている。そこで学生の健康に対する意識を知るために、運動の実践について 3 項目、健全な食生活への関心について 2 項目、休養の指標として疲れやストレス感について 4 項目の質問をした。「当てはまるーやや当てはまるーどちらともいえないーあまり当てはまらないー当てはまらない」の 5 段階間隔尺度上で回答を求めた。

(2) 食生活尺度の作成

食事内容への関心、毎日の食事の規則性、外食や中食の利用などを内容とする食生活に関する意識と行動を測定し、それらの特徴を抽出するための食生活尺度を作成した。21 項目の質

問から構成されている。回答方法は、健康・栄養に対する意識の測定と同様の5段階間隔尺度上で回答を求めた。

(3) 栄養や食品に関する情報の測定

健康・栄養に関する知識が食べ物の選択に与える影響を知るために、栄養成分や食品の選択について、同様の5段階間隔尺度上で回答を求めた。

(4) 健康や栄養に関する情報源

健康・栄養に関する情報源として利用されるさまざまな手段について、それらの利用頻度を知るために、同様の5段階間隔尺度で回答を求めた。

3. 統計処理

各意識・行動の質問項目の回答「当てはまる」5点、「やや当てはまる」4点、「どちらともいえない」3点、「やや当てはまらない」2点、「当てはまらない」1点として得点化した。得られた回答の基礎統計はSPSS13.0Jを使用し、統計的検定の有意水準は、5%水準を採用した。

II 結果および考察

1. 健康、栄養に対する意識とストレス感

運動、栄養、ストレスに対する意識の各調査項目の結果を表1に示した。「当てはまる」と「やや当てはまる」と回答した者を「当てはまる群」とすると、79.5%の学生が「自分は運動不足である」と考えていた。しかし「健康のため、日常生活で身体を動かそうとしている」と意識しているものが50.4%、実際に「定期的に運動をしている」のは約半数の23.8%であった。平成21年度「国民健康・栄養調査」⁷⁾における若年女性の運動習慣のある者の割合は10~15%で他の年代の中で最も低いのに比べると回答者の運動実践の割合は高かったが、全体的に運動の重要性は理解しているものの実践が伴にくい状況が示唆された。

健康に関わる食生活への関心は、「自分の適正体重を維持しようとしている」と「健康づくりのために栄養や食事について考える」について、50%の学生が「当てはまる群」であり、運動に対する意識より低いものの健康と栄養の密接な関連性を意識していることが認められた。

「ストレスや疲れをよく感じる」や「ストレスや疲れを感じると食欲が変わる」などの回答では60%の学生が「当てはまる群」に属しており、さらに「目が覚めても起床が困難である」は同様に60%の学生が、「睡眠が困難になることがある」は35%の学生が「当てはまる」としていた。樋口ら⁹⁾の大学生を対象とした調査によると、女性は男性より疲れやすさなどの身体的な自覚症状の訴えが明らかに多く、半数以上の者について睡眠不足による身体面への影響が懸念される状況にあると報告している。

表1 学生の健康に対する意識とストレス感：分布ならびに平均値と標準偏差

項 目 内 容	当てはまる	やや当てはまる	どちらでもない	あまり当てはまらない	当てはまらない	項目別平均値	
						平均値	標準偏差
%							
<運動の実践>							
自分は運動不足であると思う	45.1	34.4	14.3	4.1	2.0	4.19	1.01
健康のため、日常生活で身体を動かそうとしている	9.8	40.6	21.3	18.4	9.8	3.22	1.16
定期的に運動をしている	7.8	16.0	20.9	30.3	25.0	2.56	1.37
<健全な食生活への関心>							
自分の適正体重を維持しようとしている	14.3	32.0	25.8	18.4	9.4	3.23	1.19
健康づくりのために栄養や食事について考える	12.7	34.4	26.6	16.4	9.8	3.24	1.17
<ストレス感>							
ストレスや疲れをよく感じる	26.6	36.1	18.0	13.5	5.7	3.64	1.18
ストレスや疲れを感じると食欲が変わる	28.7	28.3	18.4	13.1	11.5	3.52	1.38
睡眠が困難になることがある	14.3	22.5	13.9	20.5	28.7	2.76	1.50
目が覚めても起床が困難である	29.1	29.5	18.8	12.3	10.2	3.57	1.35

2. 食生活尺度の探索的因子分析

学生の食意識・食行動に関する全19項目の調査項目の結果を表2に示した。さらに食生活尺度の構造を明らかにし、学生の食意識・食行動の特徴を抽出するために探索的因子分析を実行した。因子抽出法に最尤法を用いたところ、モデル適合度を示す χ^2 値ならびに初期固有値のスクリープロットの変化から、6因子構造が妥当性であると認められた。プロマックス回転後のパターン行列、ならびに因子間相関を表3に示す。カットオフ基準0.260で、すべての項目がいずれかの因子に負荷した。

第1因子は、冷凍食品、インスタント食品、ファストフード、調理済み惣菜、外食などの利用頻度に関する項目が高く負荷しており、「中食や外食の利用度」と呼べる。第2因子は、食事における多種類の食品の組み合わせや主食、主菜、副菜の組み合わせの重要性の意識や必要な栄養素摂取の自覚など、栄養バランスの重要性を意識している項目が高く負荷しているため、この因子は「栄養バランスの意識」とした。第3因子は、食事は味わい、楽しみながら食べるという因子が高く負荷しており、「食事を楽しむ」因子とした。第4因子には、食品購入時には栄養成分表示を見る、健康食品を摂取したことがあるなど健康・栄養の情報を得ることを心掛けていたといった栄養に関する情報への関心の高さに関する項目が高く負荷していたので、「栄養情報への関心」因子とした。第5因子は、食事の無駄への関心や自分の地域の特産料理や食品についての関心があり、さらに毎日食事作りをし、満腹になるまで食べるという項目が

表 2 学生の食意識・食行動：分布ならびに平均値と標準偏差

項 目 内 容	当て はまる	やや 当ては まる	どちら でも ない	あまり 当て はまら ない	当て はまら ない	項目別平均値	
						平均値	標 準 偏 差
			%				
主食、主菜、副菜をととのえて食事をする	7.4	26.6	27.9	25.8	12.3	2.91	1.14
ファストフードを利用することが多い	5.7	18.9	24.6	25.8	25.0	2.59	1.35
いつも食事を楽しんでいる	42.2	34.4	15.2	5.7	2.5	4.08	1.01
食品の無駄を少なくすることを心がけている	21.7	29.9	23.3	15.6	9.4	3.46	1.39
健康や栄養の情報を得ることを心がけている	8.6	18.0	25.4	29.9	18.0	2.72	1.27
夜9時以降に食事をするがよくある	18.4	20.5	10.7	20.5	29.9	2.77	1.52
多種類の食品を組み合わせて食べている	7.4	25.8	29.1	24.2	13.5	2.89	1.15
調理済み冷凍食品やインスタント食品の利用が多い	9.4	30.7	22.9	20.1	16.8	3.01	1.36
食事は味わって食べている	40.6	34.8	15.2	7.4	2.0	4.05	1.02
自分の地域の特産料理や食品を知っている	18.0	30.7	18.0	21.3	11.9	3.22	1.30
食品購入時に栄養成分表示を見る	19.3	21.3	18.0	21.3	20.1	3.03	1.52
普段欠食することがよくある	13.1	19.3	16.0	21.7	29.9	2.64	1.42
自分は食事から必要な栄養素はとれていると思う	8.6	19.3	26.6	27.0	18.4	2.73	1.22
外食をする人が多い	6.6	15.6	21.7	28.7	27.5	2.55	1.48
食事は満腹になるまで食べることが多い	12.7	26.6	31.5	19.3	9.8	3.16	1.22
家庭外で調理された惣菜を利用することが多い	7.8	20.5	22.9	21.7	27.0	2.65	1.41
ほぼ毎日食事作りをする	22.1	16.0	15.6	21.3	25.0	3.00	2.02
普段の食事時間はほぼ決まっている	26.6	31.1	12.3	18.4	11.5	3.45	1.40
健康食品と称されるものを摂取したことがある	3.7	6.6	11.5	19.7	58.6	1.77	1.12

高いことなど、食べ物についての関心の深さを示す項目が高く負荷していた。そこでこの因子を「食べ物への関心」とした。第6因子は夜9時以降に食事をする、欠食が多い、ほぼ決まった時間に食事をするといった日常的に食事時間を守る姿勢を持っているかどうかの項目に高く負荷していたので、「不規則な食生活」因子とした。

「中食や外食の利用度」因子は「不規則な食生活」因子との間に中程度の因子間相関($r=0.505$)があり、食生活の不規則さが、中食や外食の利用度を高くしているものと考えられた。学生の中食や外食の利用は、嗜好というよりも生活行動の面からのやむ負えぬ必要性に由来するのではないかと推察された。

表 3 学生の食意識・食行動尺度 因子分析結果 a

項 目 内 容	因 子 名	第 1 因子 中食や 外食の 利用度	第 2 因子 栄養バラ ンスの 意識	第 3 因子 食事を 楽しむ	第 4 因子 栄養情報 への関心	第 5 因子 食べ物 への関心	第 6 因子 不規則な 食生活
調理済み冷凍食品やインス タント食品の利用が多い		0.872	-0.034	-0.099	-0.043	0.074	-0.206
ファストフードを利用する ことが多い		0.762	0.083	-0.026	-0.067	0.034	0.134
家庭外で調理された惣菜を 利用することが多い		0.704	-0.043	-0.005	1.154	-0.066	-0.040
外食をすることが多い		0.529	-0.064	0.095	0.039	-0.066	0.249
多種類の食品を組み合わせ て食べている		0.024	0.878	-0.046	-0.067	0.019	0.001
主食、主菜、副菜をととの えて食事をする		-0.064	0.798	-0.018	0.083	0.007	0.087
自分は食事から必要な栄養 素はとれていると思う		-0.001	0.528	0.165	-0.004	-0.044	-0.155
いつも食事を楽しんでいる		-0.051	-0.024	0.866	-0.037	0.103	-0.012
食事は味わって食べている		-0.019	0.048	0.550	0.097	-0.046	-0.055
健康や栄養の情報を得るこ とを心がけている		0.081	0.125	-0.111	0.668	0.091	-0.008
食品購入時に栄養成分表示 を見る		-0.032	0.032	0.105	0.527	-0.061	-0.024
健康食品と称されるものを 摂取したことがある		0.046	-0.100	0.062	0.468	-0.009	0.071
食品の無駄を少なくするこ とを心がけている		0.051	0.073	0.050	-0.075	0.903	0.046
自分の地域の特産料理や食 品を知っている		0.027	-0.076	0.186	0.189	0.363	-0.055
ほぼ毎日食事作りをする		-0.140	-0.093	-0.057	0.226	0.338	0.037
食事は満腹になるまで食べ ることが多い		0.141	0.061	0.235	0.048	-0.260	0.060
夜 9 時以降に食事をするこ とがよくある		0.064	0.013	0.198	-0.012	-0.002	0.580
普段の食事時間はほぼ決ま っている (R)		-0.006	0.001	0.113	0.098	-0.016	-0.576
普段欠食することがよくあ る		-0.093	-0.013	-0.179	0.150	0.035	0.522
因 子 間 相 関	第 1 因子	1.000	-0.332	-0.029	-0.157	-0.322	0.505
	第 2 因子		1.000	0.364	0.385	0.284	-0.321
	第 3 因子			1.000	0.277	0.243	-0.174
	第 4 因子				1.000	0.441	-0.123
	第 5 因子					1.000	-0.240
	第 6 因子						1.000

a 最尤法プロマックス回転後パターン行列、n=244、(R) 合成変数時の逆転項目

表 4-1 学生の食意識・食行動が「運動の実践」に及ぼす影響(ANOVA)

因子尺度	群	n	平均値	標準偏差	F	p	多重比較	p
中食や外食の 利用度	高い群	78	9.97	1.74	0.663	0.516		
	中間群	66	9.78	1.71				
	低い群	100	10.10	1.89				
栄養バランス の意識	高い群	64	10.27	1.76	6.134	0.003	高い群>低い群	0.015
	中間群	89	10.28	1.64			中間群>低い群	0.005
	低い群	91	9.46	1.85				
食事を楽しむ	高い群	72	10.21	1.82	1.154	0.317		
	中間群	40	10.05	1.45				
	低い群	132	9.81	1.86				
栄養情報への関心	高い群	58	10.53	1.66	9.147	0.001	高い群>低い群	0.001
	中間群	87	10.23	1.62			中間群>低い群	0.004
	低い群	99	9.41	1.87				
食べ物への関心	高い群	106	10.05	1.61	2.243	0.108		
	中間群	63	10.30	1.94				
	低い群	75	9.71	1.80				
不規則な食生活	高い群	60	10.37	1.82	2.266	0.106		
	中間群	71	9.97	1.76				
	低い群	113	9.76	1.77				

平成 12 年 3 月に発表された食生活指針では最初に「食事を楽しみましょう」という項目が掲げられている。磯部ら¹⁰⁾の大学生対象の調査では、おいしく食事をしていると回答した学生は 72.6%であり、本調査でも 76%の学生が食事を楽しむと回答していた。「食事を楽しむ」や「栄養情報への関心」因子は「栄養バランスの意識」因子との間にやや低い因子間相関($r=0.364$)があり、栄養情報を積極的に得ることが、栄養バランスを考える上で役に立ち、それが食事を楽しむことにもつながることが推察され、大学生活では下宿の者も多く、いかに食事を楽しむかということは、非常に重要な課題であると考えられた。「食べ物への関心」因子も「栄養情報への関心」因子との間に中程度の因子間相関($r=0.441$)があり、食に関わる情報への関心は、栄養に関する情報への関心にもつながることを示した。また「食べ物への関心」因子は、「中食や外食の利用度」因子との間にやや低い負の相関($r=-0.322$)があり、食べ物への関心度が高いほど中食・外食の利用度は低いことが推察され、さらに「不規則な食生活」因子は「栄養バランスの意識」因子との間にやや低い負の因子間相関($r=-0.321$)があり、栄養バランスの意識を高めることが不規則な食生活を改める可能性を示しており、今からの食教育の重要性が示唆された。

表 4-2 学生の食意識・食行動が「健全な食生活への関心」に及ぼす影響(ANOVA)

因子尺度	群	n	平均値	標準偏差	F	p	多重比較	p
中食や外食の利用度	高い群	78	6.17	1.86	1.612			
	中間群	66	6.50	1.93				
	低い群	100	6.69	1.99				
栄養バランスの意識	高い群	64	7.28	1.77	22.045	0.001	高い群>低い群	0.001
	中間群	89	6.88	1.69			中間群>低い群	0.001
	低い群	91	5.51	1.90				
食事を楽しむ	高い群	72	6.97	2.17	4.080	0.018	高い群>低い群	0.013
	中間群	40	6.55	1.81				
	低い群	132	6.17	1.79				
栄養情報への関心	高い群	58	7.45	1.69	18.792	0.001	高い群>中間群	0.050
	中間群	87	6.72	1.83			高い群>低い群	0.001
	低い群	99	5.68	1.86			中間群>低い群	0.001
食べ物への関心	高い群	75	7.16	1.56	11.262	0.001	高い群>低い群	0.001
	中間群	63	6.68	2.12			中間群>低い群	0.016
	低い群	106	5.86	1.90				
不規則な食生活	高い群	60	6.48	1.88	0.237			
	中間群	71	6.59	1.82				
	低い群	113	6.39	2.05				

3. 食意識・食行動の特徴が健康に対する意識に及ぼす影響

探索的因子分析から、学生の食意識・食行動の特徴として「中食、外食の利用度」「栄養バランスの意識」「食事を楽しむ」「栄養情報への関心」、「食べ物への関心」「不規則な食生活」の6つの因子が抽出されたため、これらの特徴に基づいて学生の群分けを行った。それぞれの因子に負荷した項目を単純合計し、6つの特徴変数（合成変数）を作成した。これらの変数の分布型ならびに歪度、尖度を確認したところ、いずれも正規分布からの大きな逸脱はみられなかった。そこで、33パーセンタイルと66パーセンタイルを基準にして、それぞれの変数ごとに学生を高い群、中間群、低い群の3群に分割した。

学生の食意識や食行動の6つの特徴が、「運動の実践」、「健全な食生活への関心」、「ストレス感」に差異をもたらすかについて明らかにするために、6因子のそれぞれを独立変数として高い群、中間群、低い群の3群をレベルに設定し、1×3の一元配置分散分析を実行した。従属変数は、「運動の実践」、「健全な食生活への関心」「ストレス感」の3項目とし、それぞれの項目を単純合計した。

学生の食意識や食行動の6つの因子が「運動の実践」に及ぼす影響を表4-1に示した。「栄

表 4-3 学生の食意識・食行動が「ストレス感」に及ぼす影響 (ANOVA)

因子尺度	群	n	平均値	標準偏差	F	p	多重比較	p
中食や外食の利用度	高い群	78	14.23	3.48	4.155	0.017	高い群>低い群	0.015
	中間群	66	13.68	3.58				
	低い群	100	12.67	3.87				
栄養バランスの意識	高い群	64	12.72	3.99	1.786			
	中間群	89	13.84	3.31				
	低い群	91	13.56	3.85				
食事を楽しむ	高い群	72	12.63	3.69	3.686	0.026	高い群>低い群	0.029
	中間群	40	12.98	4.13				
	低い群	132	14.02	3.53				
栄養情報への関心	高い群	58	13.67	3.80	0.882			
	中間群	87	13.72	3.79				
	低い群	99	13.06	3.59				
食べ物への関心	高い群	75	13.48	3.71	0.180			
	中間群	63	13.20	4.02				
	低い群	106	13.56	3.56				
不規則な食生活	高い群	60	14.35	3.46	2.476			
	中間群	71	13.28	3.90				
	低い群	113	13.06	3.68				

「栄養バランスの意識」および「栄養情報への関心」因子は、「運動の実践」に影響を及ぼし ($p=0.003$, $p=0.001$)、「栄養バランスの意識」の高い群と中間群の平均値は低い群に比べて有意に高く (高-低 $p=0.015$ 、中-低 $p=0.005$)、同様に「栄養情報への関心」の高い群と中間群の平均値は、低い群に比べて有意に高かった (高-低 $p=0.001$ 、中-低 $p=0.004$)。栄養バランスの意識が高く、栄養情報への関心の高いほぼ 60% の学生は、運動の実践に対して強い関心を持ち、栄養と運動の密接な関わりを意識していたが、関心の低い 40% の学生はその意識が明らかに低かった。

学生の食意識・食行動の 6 つの因子が「健全な食生活への関心」に及ぼす影響を表 4-2 に示した。「栄養バランスの意識」、「食事を楽しむ」、「栄養情報への関心」および「食べ物への関心」因子は、「健全な食生活への関心」に影響を及ぼし ($p=0.001$, $p=0.018$, $p=0.001$, $p=0.001$)、「栄養バランスの意識」と「食べ物への関心」の高い群と中間群の平均値は、低い群に比べて有意に高く (前者: 高-低および中-低 $p=0.001$ 、後者: 高-低 $p=0.001$ 、中-低 $p=0.016$)、また「食事を楽しむ」の高い群の平均値は、低い群より有意に高かった (高-低 $p=0.013$)。また「栄養情報への関心」の高い群と中間群および低い群はそれぞれの平均値の間に有意な差が認

表5 食品や栄養成分への食意識・食行動：分布ならびに平均値と標準偏差

項 目 内 容	当てはまる	やや当てはまる	どちらでもない	あまり当てはまらない	当てはまらない	項目別平均値	
						平均値	標準偏差
%							
<食品選択への関心>							
ご飯をしっかり食べる	51.2	20.1	13.9	9.8	4.9	4.08	1.34
乳製品を食べるように心がけている	31.5	25.0	21.7	12.3	9.4	3.60	1.39
豆類、豆腐など豆加工品を食べるように心がける	24.6	22.5	25.0	18.9	9.0	3.41	1.46
野菜を食べるように心がけている	42.2	36.1	12.3	3.7	5.7	4.09	1.19
果物を食べるように心がけている	24.2	29.5	21.7	18.4	6.1	3.50	1.31
<栄養成分への関心>							
カロリーを意識して食品や料理を選択する	14.3	27.0	23.0	19.7	16.0	3.04	1.30
たんぱく質を意識して食品や料理を選択する	3.7	18.9	26.6	29.9	20.9	2.55	1.13
脂質を意識して食品や料理を選択する	11.1	31.1	20.9	20.1	16.8	3.00	1.28
ビタミン・ミネラルを意識して食品や料理を選択する	4.9	11.9	23.0	37.3	23.0	2.39	1.11
食物繊維を意識して食品や料理を選択する	7.0	20.1	20.5	30.7	21.7	2.60	1.23
糖分を意識して食品や料理を選択する	9.4	26.2	24.2	23.0	17.2	2.88	1.24
塩分を意識して食品や料理を選択する	8.2	20.5	31.1	27.5	12.7	2.89	1.27

められた（高一中 $p=0.050$ 、高一低 $p=0.001$ 、中一低 $p=0.001$ ）。ほぼ 6 割の学生は健全な食生活への関心を持っており、常に栄養や食品に関わる情報に関心を寄せることが推察されたが、残り 4 割の学生は、栄養や食品に対してほとんど関心のないことが明らかとなり、これらの学生を対象とする食教育の重要性が示唆された。

学生の食意識や食行動の 6 つの因子が「ストレス感」に及ぼす影響を表 4-3 に示した。「中食や外食の利用度」および「食事を楽しむ」因子のみが、「ストレス感」に影響を及ぼし（ $p=0.017$, $p=0.025$ ）、「中食や外食の利用度」の平均値の高い群は低い群に比べて有意に高く（高一低 $p=0.015$ ）、また「食事を楽しむ」の高い群の平均値は、低い群の平均値より有意に低かった（ $p=0.029$ ）。これは中食や外食の利用度の高い 30% の学生は、利用度の低い 40% の学生より明らかにストレス感を自覚しており、一方食事を楽しむとする 30% の学生は、そうでない 54% の学生より明らかにストレス感を自覚する程度が低いことを示唆していた。

4. 健全な食生活への関心度が食品や栄養成分の選択に及ぼす影響

主要食品や栄養成分に対する食意識や食行動についての質問項目に対する評価得点の平均値

表 6 健全な食生活への関心度が食品の選択に及ぼす影響

食品選択への 関心	健全な食生活への関心 (n=244)			F	p	多重比較	p
	高い群	中間群	低い群				
	n=33 (14%)	n=93 (38%)	n=118 (48%)				
ご飯をしっかりと食べる	4.18 ± 1.33	4.10 ± 1.19	4.03 ± 1.45	0.172			
乳製品を食べる ように心がけている	4.12 ± 1.22	3.61 ± 1.18	3.45 ± 1.55	3.091	0.047	高い群> 低い群	0.036
豆類、豆腐など 豆加工品を食べる ように心がける	4.27 ± 1.15	3.28 ± 1.37	3.28 ± 1.52	6.963	0.001	高い群> 低い群 高い群> 中間群	0.001 0.002
野菜を食べる ように心がけている	4.64 ± 0.60	4.19 ± 0.92	3.85 ± 1.41	6.627	0.002	高い群> 低い群	0.002
果物を食べよう と心がけている	4.12 ± 1.19	3.45 ± 1.12	3.37 ± 1.43	4.474	0.012	高い群> 中間群 高い群> 低い群	0.010 0.029

と標準偏差を表 5 に示した。ご飯と野菜が特に心がけて食べるようにしている食品となっており、乳製品、果物と続き、豆・豆加工品の順であった。食品選択時に意識される栄養成分については、特にカロリーと脂質が意識される栄養成分であり、あとは糖分、塩分、食物繊維がほぼ同程度であり、たんぱく質と続き、ビタミン・ミネラルが最も低い順になっていた。食品の選択として野菜の関心は高いものの、栄養成分としてのビタミン・ミネラルの意識が低いという結果は、食品と栄養の基礎的な知識の不足が感じられた。

健全な食生活への関心度の違いが食品や栄養成分の選択意識に及ぼす影響を明らかにするために、「健全な食生活への関心」に負荷した項目を単純合計したものを独立変数とした。この変数の分布型ならびに至度、尖度を確認したところ、いずれも正規分布からの大きな逸脱はみられなかった。そこで、33 パーセントと 66 パーセントを基準にして、それぞれの変数ごとに学生を高い群、中間群、低い群の 3 群に分割した。また従属変数は、心がけて食べるようにしている主要食品として「米飯」、「乳製品」、「豆類・豆腐」、「野菜」、「果物」、同様に栄養成分として「カロリー」、「たんぱく質」、「脂質」、「ビタミン・ミネラル」、「食物繊維」、「糖分」、「塩分」について、1×3 の一元配置分散分析を実行した。

健全な食生活への関心度が食品の選択意識に及ぼす影響を表 6 に示した。「ご飯をしっかりと

表 7 健全な食生活への関心度が栄養成分の選択に及ぼす影響

関心のある 栄養成分	健全な食生活への関心 (n=244)			F	p	多重比較	p
	高い群 n=33 (14%)	中間群 n=93 (38%)	低い群 n=118 (48%)				
カロリー	3.97 ± 1.19	3.52 ± 0.94	2.41 ± 1.26	37.352	0.001	高い群>	0.001
						低い群	
						中間群>	0.001
						低い群	
たんぱく 質	2.97 ± 1.26	2.92 ± 0.98	2.13 ± 1.05	17.935	0.001	高い群>	0.001
						低い群	
						中間群>	0.001
						低い群	
脂 質	3.88 ± 1.11	3.31 ± 1.10	2.50 ± 1.25	23.170	0.001	高い群>	0.047
						中間群	
						高い群>	0.001
						低い群	
ビタミン ミネラル	2.79 ± 1.32	2.56 ± 0.97	2.14 ± 1.10	6.577	0.002	中間群>	0.001
						低い群	
						高い群>	0.007
						低い群	
食物繊維	3.36 ± 1.34	2.86 ± 1.06	2.18 ± 1.16	17.638	0.001	中間群>	0.015
						低い群	
						高い群>	0.001
						低い群	
糖 分	3.42 ± 1.32	3.29 ± 1.04	2.40 ± 1.20	19.671	0.001	中間群>	0.001
						低い群	
						高い群>	0.001
						低い群	
塩 分	3.36 ± 1.14	3.12 ± 1.03	2.47 ± 1.11	13.640	0.001	中間群>	0.001
						低い群	
						高い群>	0.001
						低い群	

食べる」ことについては、健全な食生活への関心が高い群、中間群、低い群の3群の平均値に有意な差はなく、すべての学生にはご飯をしっかり食べるという意識のあることが示唆された。健全な食生活への関心度の違いは、乳製品、豆腐・豆加工品、野菜、果物の選択意識に影響した (p=0.047、p=0.001、p=0.002、p=0.012)。健全な食生活への関心の高い群に属する14%

表 8 脂肪や塩分に関する食意識・食行動：分布ならびに平均値と標準偏差

項 目 内 容	当て はまる	やや 当ては まる	どちら でも ない	あまり 当て はまら ない	当て はまら ない	項目別平均値	
						平均値	標 準 偏 差
%							
<脂肪への関心>							
魚料理より肉料理を食べることが多い	21.7	24.2	33.2	13.1	7.8	3.39	1.32
揚げ物や炒め物など油を利用した料理をよく食べる	13.1	34.8	29.5	14.3	8.2	3.34	1.23
牛乳は低脂肪牛乳をよく利用している	13.5	7.8	22.1	19.7	36.9	2.51	1.57
脂身の多い肉をよく食べる	2.5	10.7	28.7	24.2	34.0	2.24	1.20
<塩分への関心>							
味付けは、濃い味より薄い味が好きである	23.8	14.3	27.4	18.4	16.0	3.19	1.53
漬物などには醤油をかけることが多い	4.9	9.4	11.5	13.5	60.6	1.84	1.24

の学生は、「乳製品」、「豆類・豆加工品」、「野菜」および「果物」の選択意識の項目の平均値は、関心の低い群に属する 48%の学生の平均値より有意に高かった ($p=0.036$, $p=0.001$, $p=0.002$, $p=0.010$)。さらに関心度の高い群の「豆類・豆加工品」、「果物」の選択意識の平均値は、関心度の中間群に属する 38%の学生の平均値より有意に高かった ($p=0.002$, $p=0.029$)。野菜と乳製品は、ほぼ半数の学生が明らかに選択意識を持っていた。「豆類・豆加工品」と「果物」については、健全な食生活への関心度の高い限られた学生のみが、明らかに意識して選択していることが示唆された。

健全な食生活への関心度が栄養成分の選択意識に及ぼす影響を表 7 に示した。健全な食生活への関心の高さの違いは、「カロリー」、「たんぱく質」、「脂質」、「ビタミン・ミネラル」、「食物繊維」、「糖分」、「塩分」の 7 つすべての栄養成分の選択意識に影響した ($p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.002$, $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.001$)。健全な食生活への関心度の高い群と中間群に属する 52%の学生において、カロリー、脂質、糖分、塩分の選択意識は、関心度の低い群に属する 48%の学生より有意に高いことが明らかとなった。(高一低: $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.007$, $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.001$, 中一低: $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.015$, $p=0.001$, $p=0.001$, $p=0.001$)。特に「脂質」に対する選択意識は、関心度の高い群が中間群より有意に高い選択意識を示した ($p=0.047$)。笠原ら¹¹⁾の大学生への栄養摂取調査から、栄養摂取基準に対して不足する栄養素は、女性の場合、エネルギー(85.0%)、カルシウム(79.5%)、鉄(70.6%)、ビタミン A(83.6%)、ビタミン B1(79.1%)、ビタミン C(81.8%)、食物繊維(54.1%)であったとしている。本調査での学生の選択意識は、脂質や糖分などカロリー源に対するも

表 9 脂質を意識している学生の食行動

項 目	脂肪を意識して食品や料理を選択する (<i>n</i> =244)			F	p	多重比較	p
	高い群	中間群	低い群				
	<i>n</i> =27 (11%)	<i>n</i> =127 (52%)	<i>n</i> =90 (37%)				
魚料理より肉料理を食べることが多い	3.11 ± 1.31	3.48 ± 1.21	3.48 ± 1.39	0.979	0.377		
揚げ物や炒め物など、油を利用した料理をよく食べる	3.22 ± 1.25	3.28 ± 1.04	3.33 ± 1.20	0.116	0.891		
牛乳は低脂肪牛乳をよく利用している	2.89 ± 1.87	2.66 ± 1.51	2.19 ± 1.51	3.333	0.037	中間群 > 低い群	0.05
脂身の多い肉をよく食べる	2.00 ± 1.14	2.35 ± 1.19	2.32 ± 1.38	0.866	0.422		

のに偏っている傾向にあり、またビタミンやミネラルを多く含む野菜や乳製品の摂取への意識はあるものの摂取量は不足しがちであることは、これらの食品の摂取量についての教育の必要性が示唆された。

5. 脂質や塩分への関心度が食行動に及ぼす影響

近年の栄養調査結果によると脂質と塩分の過剰摂取が危惧されており、さまざまな場で健康に関わる情報提供が行われている。そこでこれらの摂取意識に関する調査項目の結果を表 8 に示した。45%の学生が、魚料理より肉料理を食べることが多く、油を利用した料理をよく食べると回答している。しかし特に脂身の多い肉を好む者は 13%と少なくなっている。また塩味については、38%の学生が薄味を好むと回答していた。

脂質や塩分の摂取に関心を持つ者の食意識や食行動について明らかにするために、「脂質を意識して食品や料理を選択する」あるいは「塩分を意識して食品や料理を選択する」の調査項目を特徴変数とし、この変数の分布型ならびに歪度、尖度を確認したところ、いずれも正規分布からの大きな逸脱はみられなかったため、33 パーセンタイルを基準にして、意識の高い群、中間群、低い群の 3 群に分割した。従属変数は表 8 に示した脂質や食塩に対する食意識や食行動のそれぞれの項目として、1×3 の一元配置分散分析を実行した。

脂質への関心度が食行動に及ぼす影響について表 9 に示した。「脂質を意識して食品や料理を選択する」という選択意識の違いは、「牛乳は低脂肪牛乳をよく利用している」項目にのみ影響した ($p=0.037$)。本調査では、脂肪の選択を意識しているがどうかにかかわらず肉料理や

表 10 塩分を控えることを意識している学生の食行動

項 目	塩分を控えようと心がけている (n=244)			F	p	多重比較	p
	高い群 n=70 (29%)	中間群 n=76 (31%)	低い群 n=98 (40%)				
味付けは濃い						高い群> 低い群	0.001
味より薄味が好きである	3.57 ± 1.30	3.43 ± 1.56	2.72 ± 1.55	8.153	0.001	中間群> 低い群	0.006
漬物などには 醤油をかける ことが多い	1.69 ± 1.12	2.07 ± 1.64	1.95 ± 1.35	1.431			

表 11 健康・栄養の情報源：分布ならびに平均値と標準偏差

項 目 内 容	当て はまる	やや 当ては まる	どちら でも ない	あまり 当て はまら ない	当て はまら ない	項目別平均値	
						平均値	標 準 偏 差
			%				
健康・栄養の情報源はテレビが多い	20.5	38.1	18.0	14.3	9.0	3.47	1.22
健康・栄養の情報源はインターネットが多い	7.8	20.1	23.0	25.4	23.4	2.72	1.86
健康・栄養の情報源は新聞が多い	2.5	3.3	18.9	31.1	44.3	1.89	0.99
健康・栄養の情報源は雑誌、本が多い	12.7	29.5	20.1	20.1	17.6	3.00	1.31

油料理を好んで摂取していることから、この年代では意識より嗜好行動が優先されているのではないかと考えられた。しかし低脂肪牛乳の利用度については、11%の学生ではあるが意識の高い群が37%の低い群の学生より有意に高く (p=0.05)、明らかな意識の差を示していた。

塩分を控えることへの意識が食行動に及ぼす影響について表10に示した。「食塩を意識して食品や料理を選択する」という意識の違いは、「味付けは濃い味より薄味が好きである」項目に影響した (p=0.001)。約60%の学生は、薄味を好みとしており、意識が低い群に属する40%の学生は、他の群より薄味を好まない傾向にあることが示唆された。しかし笠原ら¹¹⁾の大学生への栄養摂取調査から、栄養摂取基準に対して過剰傾向にあるのが、女性の場合は食塩(122.8%)の摂取量であり、国民健康・栄養調査⁷⁾からも同様の報告があることから、薄味の基準を知ることや料理の嗜好性を知ることが今後の課題であろう。

6. 健康・栄養の情報源

健康や栄養に関する情報源として利用されるさまざまな手段について明らかにするため、情

表 12 健康・栄養の関心度が情報源に与える影響

情報源	健康や栄養に関する情報への関心 (<i>n</i> =244)			F	p	多重比較	p
	高い群	中間群	低い群				
	<i>n</i> =66 (27%)	<i>n</i> =61 (25%)	<i>n</i> =117 (48%)				
テレビ	3.76 ± 1.02	3.66 ± 1.06	3.21 ± 1.35	5.477	0.005	高い群>	0.009
						低い群	
						中間群>	0.048
						低い群	
インターネット	3.39 ± 2.83	2.92 ± 1.22	2.24 ± 1.20	9.205	0.001	高い群>	0.001
						低い群	
						中間群>	0.046
						低い群	
新聞	2.18 ± 1.09	1.97 ± 0.95	1.68 ± 0.90	6.081	0.003	高い群>	
						低い群	0.002
雑誌・本	3.47 ± 1.26	3.23 ± 1.16	2.61 ± 1.31	11.336	0.001	高い群>	0.001
						低い群	
						中間群>	0.005
						低い群	

報源についての調査項目の結果を表 11 に示した。「健康や栄養の情報を得ることを心がけている」という調査項目を特徴変数とし、この変数の分布型ならびに歪度、尖度を確認したところ、いずれも正規分布からの大きな逸脱はみられなかったため、33 パーセントایلを基準にして、関心度の高い群、中間群、低い群の 3 群に分割した。従属変数を表 11 に示す情報源のそれぞれの項目として、1×3 の一元配置分散分析を実行した。健康や栄養に関する情報への関心度の違いによる情報源への影響について表 12 に示した。健康や栄養の情報への関心度は、「テレビ」「インターネット」「新聞」「本・雑誌」のすべての情報源に影響した ($p=0.005$ 、 $p=0.001$ 、 $p=0.003$ 、 $p=0.001$)。健康や栄養に関する情報への関心のある約 50% の学生は、これらの情報に関心のない残り 50% の学生より「テレビ」、「インターネット」、「本・雑誌」を情報源としての利用度が明らかに高かった。(高-低: $p=0.009$ 、 $p=0.001$ 、 $p=0.001$ 、中-低: $p=0.048$ 、 $p=0.046$ 、 $p=0.005$)。特にテレビの利用が最も多く、雑誌・本に続き、インターネットは、特に情報への関心度の高い群の利用が多い傾向にあった。一方、「新聞」については、すべての群において他のメディアより利用度は低いものの、関心度の高い群は低い群よりは利用度の高いことが示唆された。($p=0.002$)。

山口ら¹²⁾の女子学生を対象とした調査報告によると、情報源の一位が家族で、あとテレビ、雑誌と続いており、今回の調査に家族は入っていないものの、テレビが最も利用度の高いこと

が示唆された。さらに国民健康・栄養調査結果¹³⁾でも情報量が少ないほどCa給源食品の摂取頻度が低い傾向にあると報告しており、情報の効果的な提供の方法について考慮していかなければならないであろう。

Ⅲ まとめ

本学への入学時点では、ほぼ高校時代までの食生活に基づく食意識や食行動が反映されるものと考えられる。福田ら¹⁴⁾の報告によると、高校生は大学生より食への関心は低いが食べ方は良く、大学生は知識は増えるが、食べ方が悪くなっている。そのため大学生に対して食への理解を深め好ましい食生活習慣を身につけるために、どのような工夫と支援を行うことがよいのかを知るために本調査を実施した。

ほぼ半数の学生が、健康に対する栄養や食事の大切さを認識しており、特に栄養バランスの意識を持ち、栄養情報に関心のある学生は運動の実践にも積極的なことがわかった。

およそ7割の学生がいつも食事を楽しむとしており、そのことが栄養バランスの意識や食べ物への知識への関心を高めることとなり、積極的にそれらの情報を求めることにつながっているものと考えられた。そのためか食べ物への関心が強くなるほど中食や外食の利用度が少ない傾向にあった。中食や外食の利用度の高いことと食生活の不規則さとは相関することから、中食や外食の利用は嗜好というよりも生活状況が反映しているものと考えられた。さらに中食や外食の利用度の高いことや食事を楽しむ意識の低い者は、ストレス感を自覚していることがわかった。

健全な食生活への関心の高い学生が意識的に選択する食品の第1位は野菜であるにもかかわらず、意識して選択する栄養成分の上位はカロリーや脂質であり、ビタミン・ミネラルの選択意識は最下位であったことは、基礎知識の不足を示唆するものであった。

ほぼ6割の学生は脂質の摂取を意識しながらも油料理や肉料理を好んで摂取するとしている。これは若者の嗜好性といえよう。塩分については6割の学生が薄味を好むとしている。今回の調査では摂取量は不明であるが、他の調査^{7,11)}では同年代の女性における塩分の摂取量は基準を超えている場合が多い。今後は摂取量の検討が課題であろう。

本調査の結果を踏まえ、学生には学生食堂やさまざまなイベントなどを利用して、栄養や食品などの基礎知識や実践できそうな情報を提供する取り組みを推進することが必要であると考えられた。

謝 辞

本調査を行うにあたり、ご協力をいただいた三重短期大学法経科および生活科学科の先生方や学生の方々に厚くお礼申し上げます。

引用文献

- 1) 渋川祥子、「食生活・食育と家政学」、家政学雑誌、第 57 号、133－136 頁、2006 年。
- 2) Imazu M., Yamamoto H. et al, Association of apolipoprotein E phenotype with hypertension in Japanese-Americans : data from the Hawaii-LoaAngeles-Hiroshima Study, Hypertens Res, 24, 523-529, 2001.
- 3) Egusa G., Watanabe H. et al, Influence of the extent of westernization of lifestyle on the progression of preclinical atherosclerosis in Japanese subjects, J Atheroscler Thromb, 9, 299-304, 2002.
- 4) 食育基本法、平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号
- 5) 徳永幹雄、橋本公雄、「健康度・生活習慣の年代的差異及び授業前後での変化」、健康科学、第 24 号、57－67 頁、2002 年。
- 6) 水津久美子、足立蓉子他、「男子高校生を対象とした学校における個別栄養相談の実践について」、山口県立大学生生活科学部研究報告、第 32 号、43－51 頁、2006 年。
- 7) 第一出版編集部編、「国民健康・栄養の現状」、平成 21 年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より
- 8) 加藤左千子、「大学生への食育のあり方に関する研究」、関西教育学会紀要、第 28 号、136－140、2004 年。
- 9) 樋口寿、藤田朋子他、「大学生の精神的健康度に影響する食事因子の検討」、近畿大学農学部紀要、第 41 号、17－25 頁、2008 年。
- 10) 磯部由香、重松良祐、「大学生の食生活の実態について」、三重大学教育学部研究紀要、第 58 巻、63－76 頁、2007 年。
- 11) 笠原利英、「大学生の食生活実態および栄養素摂取量調査」、桜美林短期大学紀要、第 9 巻、37－61 頁、2009 年。
- 12) 山口和美、東川魁美、「女子学生における食生活状況調査（第 2 報）」、北星女子短大紀要、第 36 号、105－109 頁、2000 年。
- 13) 厚生省保健医療局、国民栄養調査の結果、食の科学、246 号、82－91 頁、1998 年。
- 14) 福田小百合、池田順子、「高校生期の食生活の現状把握による大学生の食生活改善方法の検討」、京都文教短期大学研究紀要、第 49 号、96－106 頁、2010 年。

【 調 査 】

自動車リサイクル企業の現状と課題（３）

— 埼玉県下２社に対する訪問調査記録 —

島内 高太

はじめに

深刻化する地球環境問題を解決する方法のひとつとして、「循環型社会」¹⁾の構築が求められている。地球環境問題の根本的な解決には、天然資源の消費それ自体を抑制する「社会的適正生産」²⁾への転換が必要となるものの、生産・消費のプロセスは必然的に廃棄物を生み出すのだから、廃棄物リサイクルの仕組みを確立して物質循環を確保することもまた必要不可欠である。特に、大量生産型産業・資源集約型産業の代表格である自動車産業では、毎年発生する約 500 万台の廃車を効果的かつ持続的にリサイクルする仕組みを確立し、循環型産業として発展することが求められている。

では、廃車リサイクルの現状と課題を検討するためにはいかなる視点が必要であろうか。筆者は、リサイクルそのものの性格を踏まえて次のように考える。それは“リサイクルとは、使用済みとなった製品及びその製品を構成する部品・素材をもう一度利用できる状態に戻すプロセスであるから、その促進には産業の「動脈部」（生産・販売部門）と「静脈部」（廃棄処理・リサイクル部門）の連携が欠かせない”ということである³⁾。

こうした問題意識から、筆者はこの間、日本自動車産業における廃車リサイクルについて実態調査を行っている。具体的には、自動車産業静脈部の中心である自動車解体業者に焦点を当て、自動車メーカーや自動車ディーラーといった自動車産業動脈部企業とのかかわりにも注目しながら、その事業戦略や経営管理について経営者・担当者に対するヒアリングを行っている。本稿はその３回目の調査報告であり、筆者が 2011 年 12 月に実施した埼玉県下２社に対するヒアリング調査のまとめである。

Ⅰ 日本の自動車リサイクルシステム

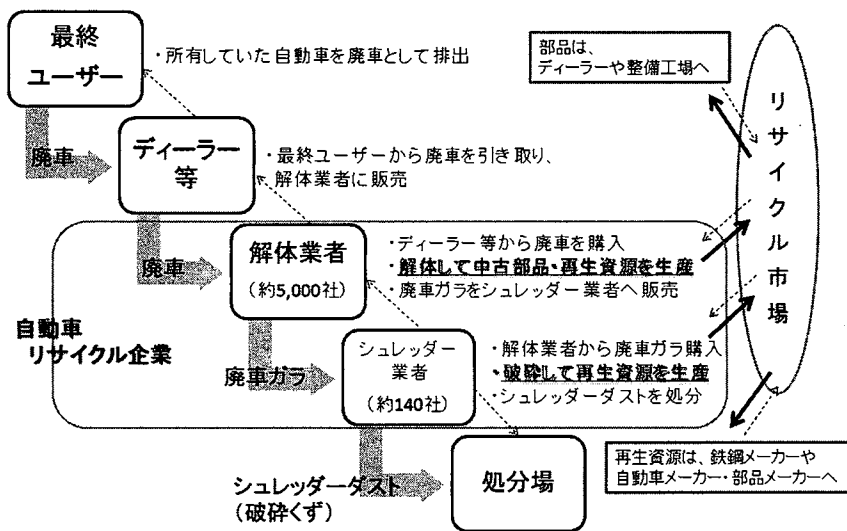
1 自動車リサイクルの構造的特徴⁴⁾

日本では、毎年約 500 万台の廃車が発生し、そのうち 400 万台が国内でリサイクルされてきた。その構造的特徴のひとつは、自動車産業動脈部の中心であり自動車の製品・生産技術について知悉している自動車メーカーの関与がほとんどないなかで、廃車リサイクルは自動車解体業者等のビジネスとして市場を通じて展開されてきたということである。

図 1 に見られるように、本稿で取り上げる自動車解体業者は、自動車ディーラーや整備工場から購入した廃車を解体し、部品・素材を取り出し、それを中古部品や再生資源に仕上げて、

ディーラー、整備工場、鉄鋼メーカー等に販売する。また、解体作業の後に発生する廃車ガラは、解体業者からシュレッダー業者に売り渡される。シュレッダー業者は、解体業者から買い取った廃車ガラを破碎して生産した再生資源を鉄鋼メーカーなどに販売し、破碎後に残るシュレッダーダストの処分費を差し引いて収益をあげる。このように、自動車産業静脈部の関連業者のビジネスを通じて、自動車重量比の約8割がリサイクルされてきたのである。

図1 市場を通じた廃車リサイクル



出所) 筆者作成

注) 太矢印=廃車の流れ、実線矢印=リサイクル商品の流れ、点線矢印=金の流れ

2 自動車リサイクル法の制定⁵⁾

ところが1980年代半ば以降、ビジネスとしての廃車リサイクルは機能低下に直面した。「プラザ合意」後の円高を背景に安価な鉄スクラップ輸入が増加して国内の鉄スクラップ価格が暴落しただけでなく、当時は、産業廃棄物処分場の逼迫によってシュレッダーダスト処分費が高騰していた。そのため、廃車ガラの処分費の「逆有償化」現象が生じ、シュレッダーダストや廃車ガラの不法投棄が深刻化してしまったのである。

そこで、持続的な自動車リサイクルの実現を目指して、2002年に「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」(通称：自動車リサイクル法)が制定された。同法の特徴は、自動車解体業者を中心に市場を通じて展開されてきた従来のリサイクルのあり方を維持したうえで、「リサイクルの持続性」の観点から次の2点について法規制をかけたことにある。

第1は、廃車リサイクルの一連のプロセス(引取り、フロン回収、解体、破碎)に関わる事業者に対して、登録・許可取得を義務付けたことである。そして第2は、生産者である自動車メーカーに対して、自社製品由来の特定3品目(シュレッダーダスト、フロン、エアバッグ)のリサイクルを義務付けたことである。このことによって、従来は廃車リサイクルにほとんど

関与してこなかった自動車メーカーも、自ら、あるいは外部委託を通じて特定3品目のリサイクルを行わなければならなくなった。

3 自動車解体業者における事業戦略と経営管理

上述したような鉄スクラップ市場の動向や自動車リサイクル法の制定を背景に、今日の自動車リサイクル業界は、「従来にはない厳しい試練と淘汰の時代」を迎えたと評価されている。しかしそれと同時に、「新たな飛躍へのチャンス」があるとも指摘されている⁶⁾。

そこで本節では、これまで筆者が実施したヒアリング調査結果⁷⁾をもとに、自動車解体業者における事業戦略と経営管理の今日の特徴について、仮説的に整理したい。

(1) 事業戦略の転換

自動車解体業者は従来、国内販売を中心とする中古部品事業と鉄スクラップ等の金属素材販売を中心とする再生資源事業を、ビジネスの両輪として展開してきた。しかし今日、鉄スクラップ市場の不安定性を背景に、事業の軸足を中古部品事業にシフトさせる企業が増えている⁸⁾。筆者の調査でも、鉄スクラップ市場の価格変動があまりにも不安定なため、需要の安定している国内部品販売に軸足を置いて収益を確保しなければならないという企業がほとんどであった。

また自動車リサイクル法も解体業者の事業戦略に少なからず影響を与えている。「全部再資源化」(全部利用)の登場である。これは、自動車メーカーが、解体業者や鉄鋼メーカーによって形成されるコンソーシアムをリサイクル委託先として認定し、その枠組みの中で廃車ガラを処理するものである。解体業者が廃車ガラを銅分0.3%以下のエコプレスに仕上げ、それを鉄鋼メーカーが原料として使用するため、シュレッダーダストリサイクルが行われたとみなされる。解体業者はこの枠組みに参加することで、鉄鋼メーカーからエコプレスの代金を、自動車メーカーからは処理費用(ユーザーが支払ったリサイクル料金の一部)を得ることが出来る。そのため、多くの解体業者は新たな収益源として全部利用に取り組むようになった。

ところが、この事業は手間がかかる割には収益が低く採算が取れないというのが実態である。よって、全部利用に対して積極的ではない企業が多く、あくまでも限定的な意味合い(「環境に配慮した企業」とか「精緻な解体能力を持つ企業」というイメージ獲得のためなど)で取り組みを続けている場合が多い。

(2) リサイクルシステムの高度化

今日、自動車解体業者には、廃車仕入れ～解体～商品(中古部品・再生資源)生産～販売というリサイクルビジネスに関わる一連の業務を高度化することが求められている。その客観的根拠については、次のように整理できる。

①自動車リサイクル法における登録・許可制度が、リサイクル施設・方法に関する「基準」を設けたこと、②登録・許可制度により自動車リサイクル市場が整備されたことで、解体業界

への新規参入が増加し企業間競争が激化していること、③特定3品目のリサイクルが課せられるようになった自動車メーカーには、リサイクルの外部委託先として有力な解体業者を選別するインセンティブが働くようになっていること、④市場の不安定性や自動車リサイクル法制定を契機に事業内容それ自体が高度化（中古部品事業へのシフトや全部利用への取り組みなど）していること、である。

では、こうした環境条件の下で自動車解体業者に求められるリサイクルシステムの高度化に、一般的特徴はあるだろうか。筆者が調査した企業に共通する第1の特徴は、廃車仕入れルート確立の重要性である。解体業者にとって、廃車は中古部品や再生資源の原材料であり、その仕入れルートの確立は事業の基盤となる。企業間競争が激化して廃車仕入れが難しくなるなかで、また、付加価値の高い中古部品取りが可能な良質な廃車を仕入れる必要性が高まるなかで、各社とも安定した仕入れルートを確立するために、仕入れ先（主に、自動車ディーラー）との関係強化を重視している⁹⁾。

また第2に、多くの企業が、精緻な解体を重視していた。それというのも、中古部品販売に事業の軸足を置く以上は、大切な商品である部品を丁寧に取り外さなければならないのである。また、自動車リサイクル法における「全部再資源化」に取り組むうえで、銅含有率0.3%未満のエコプレスを生産するためにはやはり丁寧な解体が求められるためである。なお、こうした精緻な解体を実現するために、各社は作業者の解体技能を向上させるだけでなく、自動車メーカー・部品メーカーとの交流を通じた技術情報の収集による解体能力の向上を重視している。

第3の特徴は、中古部品の販売について、各社とも地域の自動車ディーラー等への販売を重視すると同時に、在庫共有ネットワークを通じた販売を重視していることである。在庫共有ネットワークとは、中古部品の相互融通を行う団体であり、加盟企業は取り扱い部品数を増やし、かつ自らの商品の販路を拡大することが出来る。中古部品事業には、廃車由来の部品によって多様なユーザーニーズを満たさなければならないという難しさがあり需給ミスマッチが生じやすい。各社とも、地域の主要販売先との関係強化を模索しながら、在庫共有ネットワークに加盟することで収益を高めようとしている¹⁰⁾。

以上、Ⅰでは日本の自動車リサイクルに関する特徴を整理したうえで、筆者がこれまで実施してきたヒアリング調査結果に基づいて、今日の自動車解体業者経営の特徴を仮説的に論じた。とりわけ、鉄スクラップ市場の不安定性や自動車リサイクル法の制定など、自動車解体業界の経営環境の変化に伴う、解体業者の事業戦略の転換とリサイクルシステムの高度化に関する特徴を示した。

自動車解体業者は全国に5,000社以上存在する。筆者の限定的なヒアリング調査をもとに、その特徴を一般化することは出来ない。より多くの事例収集と分析が必要である。そこで以下のⅡでは、こうした問題意識に基づいて2011年12月に実施した埼玉県下の自動車解体業者2社に対するヒアリング調査記録を整理したい。

Ⅱ 調査記録

1 M社

(1) 事業の特徴

M社は1969年、埼玉県越谷市に自動車解体業者として創業した。調査時点における事業構成（売上高比率）は、国内部品販売4割／海外部品輸出3割／再生資源販売2割／タイヤ等その他の販売1割であり、中古部品事業が売り上げの中心となっている。約150人の従業員で、年間30,000～35,000台の廃車を処理している。

同社はもともと、いわゆる解体業者として金属素材販売を事業の中心に据えていた。ところが1980年代後半以降、鉄スクラップ市場が暴落し、その後も不安定な動きを見せているため、1994年からは経営を安定させるために中古部品事業にも取り組まざるを得なくなったという。

この場合、まずは中古部品の輸出事業に取り組んだ点に同社の特徴がある。輸出向け部品は、国内販売向けの中古部品とは異なり顧客ニーズとの対応関係を気にせずに取り外したものをそのまま売ることができる。そのため精緻な解体も必要とされない。それは金属素材販売を中心に据えていた同社にとっては取り組みやすい領域であった。

しかし、海外部品輸出にも為替相場の変動というリスクがある。そのため、会社の危機を背景に仕方なくではあるが、1996年からは国内部品販売にも取り組むようになった。現在では、それが同社の売上の4割を占める中核事業に成長している。

その国内部品販売の近年の状況について見るならば、2010年は、エコカー補助金との関係でスクラップインセンティブが導入されて廃車台数が激増（M社の仕入れ台数も例年の1.5倍に増加）し、量をこなすために精緻な解体が出来ず国内部品販売向けの部品生産が十分行えなかった。それに対して2011年は、東日本大震災の影響（廃車に回りそうな自動車も主に東北で中古車として流通するようになった）で仕入れ台数が減少した分だけ1台当たりにかかる作業時間を増やすことができ、国内販売向けの部品取りがしっかりと出来ている。つまり廃車1台当たりの売り上げ（付加価値）は向上しているという。

(2) 地域の自動車ディーラーとの循環的関係

M社が事業展開するうえで重視しているのは、地域の自動車ディーラーとの関係構築である。地域のディーラーから廃車を仕入れ、その仕入れ先に中古部品を販売するという地域内での循環的なビジネスモデルを重視している。

創業以来、金属素材販売を中心に事業展開してきた同社には、とにかく大量の廃車を仕入れなければ事業が成り立たないという事情があった。そのため長年にわたって、地元の自動車ディーラーとの間に、強固な仕入れルートを構築してきた。現在でも、廃車の9割はそうしたディーラーから仕入れられている。

自動車リサイクル法制定を契機とした解体業界への新規参入業者の増加や、自動車保有期間の長期化による廃車の減少等を背景に、解体業者間では廃車仕入れ競争が激化していると言わ

れるが、同社の場合は、従来から構築してきた仕入れ先との密接な関係が優位性の基盤になっているという。勿論、損害保険会社、リース会社、および整備会社からの仕入れも増やすなど仕入れ先の新規開拓に余念はないものの、これまで構築してきた仕入れ先との関係があつてこそ月平均 2,500 台（年間約 30,000 台）の仕入れが可能になっている。

こうした地域の自動車ディーラーは、M 社の主要な廃車仕入れ先であると同時に、同社の主力事業である国内部品販売事業の主要な販売先でもある。同社の国内部品販売のうちの 4 割は在庫共有ネットワークを通じた販売であるが、残りの 6 割については自社が直接的に販売しているもので、その多くは地元の自動車ディーラーや整備業者に対する販売である。

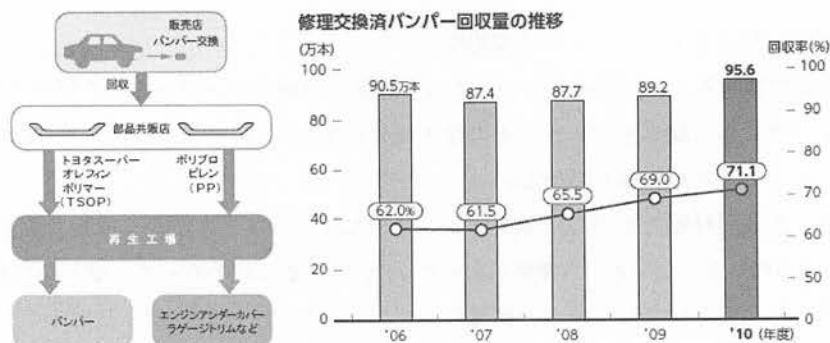
多くの自動車解体業者は、出来る限り販売機会を増やそうと在庫共有ネットワークを通じた全国的な販売を重視する傾向がある。同社も従来、在庫共有ネットワークでの販売を重視していた。しかし同社は、ネットワーク販売への依存によって地域への営業力が低下すること、またネットワーク販売では中間マージンを差し引かれるため自社販売よりも収益性が低くなることを経験した。

同社はその反省を踏まえて、競争力を形成するためには地元ディーラーとの関係構築が重要だと思えるようになったのである。そして、中間マージンの分を廃車買い取り価格の値上げに利用して地元ディーラーとの安定的な仕入れルートを確立し、仕入れ先である地元ディーラーのニーズに細かく対応した中古部品販売を心掛けるようになった。こうした地域内での循環的なビジネスモデルの意義について、M 社は「それが 100% になった方が良い」と強調する。

（3）自動車メーカーとの循環的関係

M 社の今後の事業展開を考えるうえで注目すべき点は、再生資源事業の一環として、自動車メーカーが全国的に取り組んでいる素材リサイクルへの参加を強化していることである。

図 2 M 社が参加するトヨタのバンパーリサイクルの概要と状況



出所) 左図は、トヨタ自動車株式会社『環境報告書』（2002 年版）36 頁、右図はトヨタ自動車株式会社『環境報告書』（2010 年版）39 頁より、それぞれ転載。

たとえば、トヨタ自動車のバンパーリサイクルに参加し、毎月約 3,000 本のバンパーを取り扱うようになっている。近隣のディーラー等から使用済みバンパーを回収（状態の良いものは買取）し、異物を除去した後で専用の破砕機によってチップ状に加工し、トヨタが指定する部品メーカーに納入するというものである。部品メーカーではそのプラスチック材が加工されて再びアンダーカバーやスカッフプレート等の部品となり、トヨタの新車に装着される。こうしたメーカー系のリサイクル事業については、日産自動車の内装材リサイクルにも参加している。

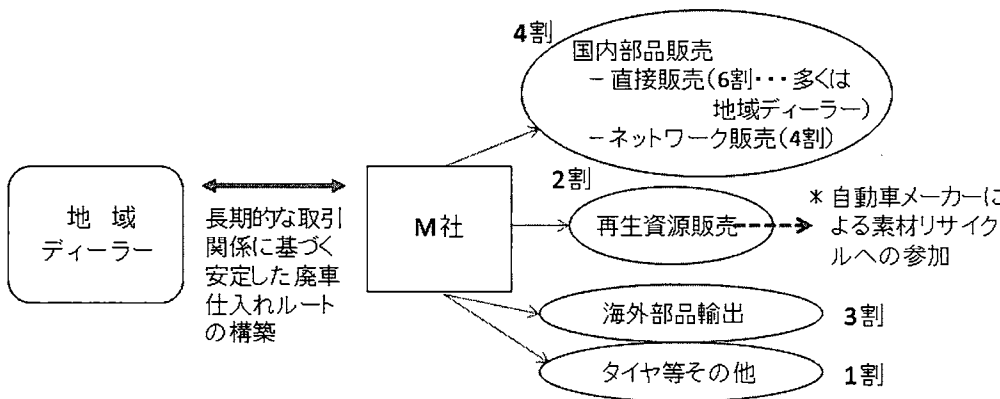
人口の減少や若者の自動車離れもあり、これからの日本では廃車が右肩上がりに発生することは考えられない。このような認識に基づき、M 社では、新しいそして付加価値の高い事業展開を模索している。メーカーが展開する全国的な範囲での素材リサイクルへの参加は、その一環である。

（4）まとめと展望

M 社の競争力はこれまで、地域の自動車ディーラーとの関係構築を基盤にした国内部品販売によって形成されてきた。そして、より付加価値の高い事業展開も進めるようになっている。自動車メーカーが進める種々の素材リサイクルプログラムへの参加はそのひとつである。

いずれにしても注目すべきことは、自動車産業静脈部に属する自動車解体業者におけるリサイクルビジネスの発展には、自動車産業動脈部の中心である自動車メーカーや自動車ディーラーとの連携が欠かせないということであろう¹¹⁾。

図 3 M 社のビジネスモデル



出所) ヒアリング調査をもとに筆者作成。

2 N 社

（1）事業の特徴

N 社は、日本を代表する大手商社と埼玉県のスクラップ業者の共同出資により、2004 年に埼玉県川越市に設立された自動車解体業者である。自動車リサイクル法によりリサイクル市場が

整備されたため、その事業機会に注目して新規参入した企業のひとつであり、約 60 名の従業員で年間最大 36,000 台程度を処理する能力をもつ。

調査時点における N 社の事業構成（売上高比率）は、国内部品販売 2.5 割／海外部品輸出 2.5 割／再生資源販売 5 割となっており、他社と比較すると、国内部品販売の割合の低さと再生資源販売の割合の高さが目立つ。これまで同社では「採算を取るため」に中古部品の国内販売を手がけつつ、鉄スクラップ市場の相場を見ながら海外部品輸出と再生資源販売のバランスを取るという方法で事業を展開してきた。

たとえば、国内の鉄スクラップ相場が上がった場合は、輸出向けに利用できそうな部品であっても国内で鉄スクラップにして販売する。低年式車のエンジンなど、物によっては中古部品として海外に輸出するよりもスクラップして再生資源として販売する方が高額になる。逆に、鉄スクラップ相場が低迷した場合は、鉄スクラップにしても利益が上がらないため中古部品として海外に輸出する。こうして企業全体の収益を確保してきた。

しかし、N 社の中長期的な事業展開を考えるうえで注目すべきなのは、海外部品輸出に見られる積極的な海外進出である。同社にとって海外部品輸出は、再生資源販売、国内部品販売に続く最も後発の事業である。この事業は、海外ブローカーの声掛けもあって始めたものであったが、海外ブローカーを介したコンテナ単位の輸出ビジネスにおいて、同社はブローカーが提示する価格の不透明性に直面したという。そこで、この問題を克服するため、N 社は自ら海外現地に営業所を設立して直接輸出の形態で海外進出するようになっていった。

具体的には、2008 年に中古車が広く普及しているニュージーランドに営業所を設立し、中古部品を販売しはじめた。その後、ニュージーランド市場への参入経験とそこで得たノウハウを基礎にマレーシアにも営業所を開設し、中古部品の最大消費地であるマレーシア及びドバイへとアプローチする体制を整えた。また 2011 年には中国進出も果たしている。調査時点における同社の海外部品輸出は事業全体の 2.5 割を占めるにすぎないが、今後は、その比率が増加することが考えられるという。

さらに同社は、これらの海外拠点を通じて同業他社の中古部品も取り扱ってきた。つまり、国内の同業他社に対して、透明性の高い価格設定と支払い条件による中古部品輸出の場を提供してきたのである。2011 年には、その経験を活かす形でシンガポールに商社的な機能をもつ拠点も設立しており、解体業者が行う一般的な海外部品輸出とは一線を画するユニークな海外展開を見せている。このような本格的な海外部品輸出や海外向け商社機能の展開は、自動車解体業界のグローバル化の最先端事例であるといえる。

（2）地域の自動車ディーラーとの関係構築

N 社は、自動車リサイクル法制定を契機に設立された新規参入企業であったため、廃車仕入れルートを一から構築しなければならなかった。この点について同社は、独自の工夫を通じて近隣の大手自動車ディーラーとの間に安定的な仕入れルートを確立している。

まず、廃車引き取りサービスの質を向上させてディーラーとの間に信頼関係を築くことで安定的な仕入れルートを確立している。1990年代以降、グローバルゼーションの進展や平成不況の影響を受けて、日本企業の多くはコスト削減、特に人件費抑制を進めた。地域の自動車ディーラーにおいても間接人員の削減などが行われたが、その一方で自動車リサイクル法制定後は、電子マニフェストへの対応のように煩雑かつ法令遵守が求められる業務も増えていた。設立間もないM社はこうしたディーラーの状況を改善すべく電子マニフェストの導入方法等を徹底的に学び、ディーラーに出向いて担当者に丁寧に指導したという。またそれと同時に社内で独自の業務システムを開発し、顧客に対して引き取った廃車の処理情報（今どの工程にあるか、いつ解体が終わったかなど）を迅速に提供できる体制を整えた。このような廃車引き取りサービスの質の向上が、廃車仕入れ先との安定的な関係を構築するうえで極めて大きな役割を果たしたという。

また、事業上の強みを活かして廃車買い取り価格を向上させ、廃車仕入れルートの維持、強化に結び付けている。他社と比べて相対的に高い買い取り価格を設定できる根拠は、N社が重点をおく海外事業において、各種ライセンスの取得や人脈の形成を通じて比較的高価格で中古部品や再生資源を販売できる体制を構築しているところにある。特に中国に対しては、解体業者としては珍しく輸出ライセンス AQSIQ（国家強制性製品認証）を取得しており、中国という巨大な消費国にダイレクトに再生資源を売り込むことができるし、中古部品についてもブローカーを介さずに現地法人から直接販売することができる。そのため、種々の中間マージンを排除することが可能となり、その分、廃車買い取り価格を高く設定することが出来る。

こうした経営行動に基づくディーラーとの相互関係の構築が、毎月3,000台ほどの廃車仕入れを可能にし、N社の事業を支えている。

（3）グローバル化の進展—中国事業への注目—

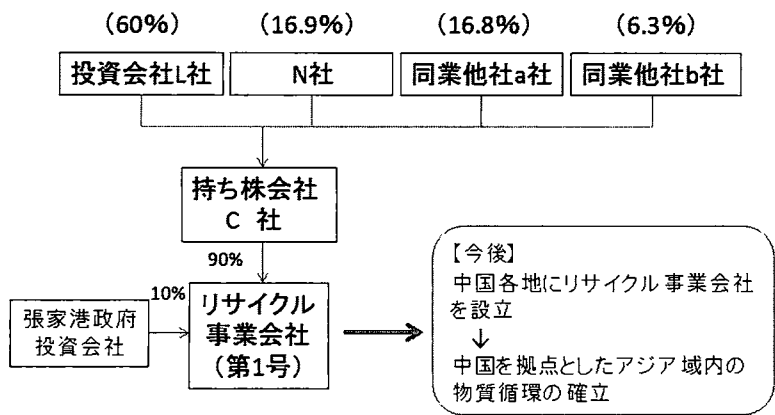
N社は近年、中国に注目して事業のグローバル化を進展させている。モータリゼーションの進む中国では、今後大量の廃車が発生することになる。これは日本の自動車解体業者にとっては大きな事業機会なのである。

また、現在の中国では、最大規模の自動車解体工場でも年間10,000台程度の廃車処理しかできない（M社やN社の3分の1の規模）と言われており、しかも多くの自動車解体現場では解体施設・方法が不十分なものまで作業が行われている。そこでは廃油・廃液の垂れ流しやフロンの空気中への放出が続いており、適正な自動車解体・リサイクルの推進が求められている。そのため中国政府は、自動車リサイクルのモデル事業を推進するための「自動車解体園区」（自動車解体専用の工業団地）を形成したN社はここに事業機会を見出したのである。

こうして中国での事業展開を模索するようになったN社は、中国進出に向けて日本国内の同業他社2社とパートナーシップを結んだ。3社とも資金面の問題で単独進出を躊躇していた企業である。この日系3社がパートナーシップを結び、そのうえで中国の投資会社L社と連携し、

2011年に700万ドルで香港に中国法人C社を設立した。そして同法人を持ち株会社として、2012年8月に最初の事業会社を中国張家港市に設立し、リサイクル事業を開始しようとしている。

図4 N社における中国進出の概要



出所) N社に対するヒアリング調査及び社内資料をもとに筆者作成

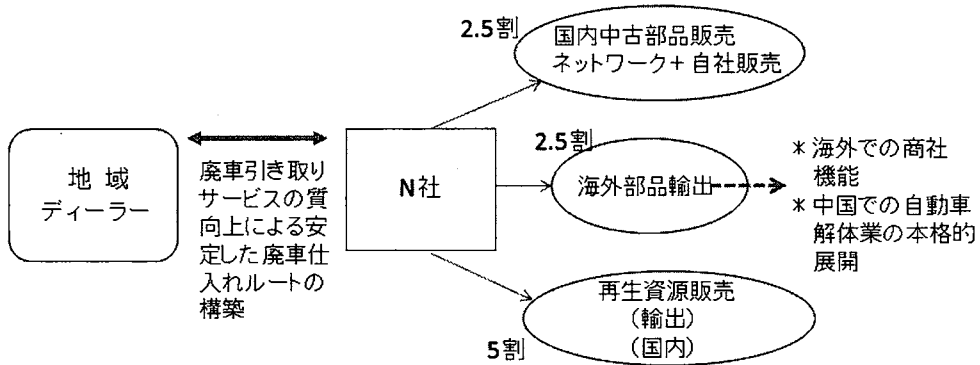
N社が連携した投資会社L社は、その傘下に、新車ディーラー、修理工場群、そして整備士学校を所有している。そのため、ディーラーや修理工場で扱える高品質の中古部品を求めているという事情があり、日本で培ったリサイクル技術を活かしたい日系3社と利害が一致した。また日系3社にとっても、L社との連携は、生産した中古部品の販売先の確保、そしてリサイクル事業の担い手となるべき専門知識のある従業員の確保という意味でメリットがあった。こうした関係性を基礎に、C社は2014年ごろまで香港市場に上場して資金調達を行い、その後10年間で中国各地（広州、四川、上海等）に約20の事業会社を設立する方針である。

このようにN社は、中国における自動車解体の可能性と問題点に注目し、日本で培ったリサイクル技術を活用した中国事業の展開と、そこを拠点としたアジア域内での資源循環の拡大を目指している。

(4) まとめと今後の展望

N社は新規参入企業であったが、地域の自動車ディーラーに対する廃車引き取りサービスの質向上に注力することで安定的な仕入れ網を確立し、事業を軌道に乗せた。そして今日では自社が得意とする海外部品輸出の成果に基づいて相対的に高い廃車買い取り価格を設定し、その仕入れ網を維持・強化することができている。

図5 N社のビジネスモデル



出所）ヒアリング調査をもとに筆者作成。

国内市場の拡大が見込めないなか、やはりN社に対しても、新しくより付加価値の高い事業展開が求められているが、この点に関するN社の大きな特徴は積極的な海外進出にある¹²⁾。同社は、海外に営業所を設立して直接輸出に取り組み、国内同業他社の中古部品を扱う商社機能をもつ海外営業所も設立し、さらに中国に対しては自動車解体機能そのものを移転しようとしている。現在、同業他社及び中国投資会社と共同で設立した中国法人C社では、N社出身者が社長を担い、中国における廃車リサイクルのスタンダードを形成すべく、日本のリサイクル技術と管理方式の移植に努力している。

おわりに

本稿では、埼玉県自動車解体業者2社のヒアリング調査記録を整理した。ここで、2社の事業戦略や経営管理の特徴について詳細に分析することはできないが、両社の競争力がメーカーやディーラーなど自動車産業動脈部企業との相互関係構築の上に成り立っていたということは明らかになった。また両社の事例からは、国内自動車リサイクル市場の成熟や新興国における廃車の大量発生といったようなリサイクル市場の変化に対応することが自動車解体業者の経営の課題であることを学ぶことができた。拙稿（2009）（2010）で収集・検討した事例とともに、自動車産業と地球環境、企業と社会の関係を分析するための貴重な素材である。

補 「全部再資源化」の位置付け

本稿では、主にM社、N社の事業の特徴と、その事業を支えるリサイクルシステム（特に廃車仕入れと販売）について記述した。ここでは、本稿本文で十分に触れることが出来なかった両社の「全部再資源化」（全部利用）への取り組みについて確認しておきたい。

これまでの筆者の調査によれば、多くの企業が全部利用に取り組んではいるものの、それは収益源としては成立しないため、あくまでも限定的な意味（例えば「環境に配慮した企業」とか「精緻な解体能力を持つ企業」というイメージを獲得するためなど）での取り組みであった。

全部利用への取り組み状況は、今回ヒアリングすることができた M 社、N 社もほぼ同じであった。M 社では、シュレッダー業者に廃車ガラを売った場合の売上高のほうが、メーカーから支払われる全部利用向け処理費用と鉄鋼メーカーから支払われるプレス料金の合計よりも高いことから、手間がかかる割には売上に結びつかない全部利用には積極的ではなかった。自動車メーカーとのつながりがあるから参加はしているものの、廃車ガラのうち全部利用に回すのは 2 割程度であり、それも廃車仕入れ量が多くスピードや効率を重視しなければならない場合は犠牲にすることになるという。

また N 社も、廃車ガラの 1 割しか全部利用に回していない。自動車リサイクル法施行当初は現在と正反対で、廃車ガラの 9 割を全部利用に回していたというが、採算が取れなかったことや業界内で取り組みが後退したこともあり、現在の比率に切り替えていったという。廃車ガラの 1 割とはいえ全部利用に組み続けている理由は、全部利用にはコンソーシアムを形成して取り組むため、一度コンソーシアムから離脱すると再び関係構築するのが難しいと考えているからだという。

こうして、自動車リサイクル法が提起した「全部再資源化」は、M 社、N 社においても、やはり低収益性を理由に取り組みが停滞していることが明らかになった。

参考文献

拙稿

- ① (2009)「自動車リサイクル企業の現状と課題—三重県下 3 社に対する訪問調査記録」、三重短期大学地域問題研究所『地研年報』(第 14 号)
- ② (2010)「自動車リサイクル企業の現状と課題 (2) —愛知県下 3 社に対する訪問調査記録」、三重短期大学地域問題研究所『地研年報』(第 15 号)
- ③ (2012)「日本における自動車リサイクルの実態と課題—自動車メーカーと解体業者の関係を中心に」、林正樹編著『現代企業の社会性—理論と実態—』中央大学出版部

- 1) 浅野宗克・坂本清編著 (2009)『環境新時代と循環型社会』学文社
- 2) 植田和弘 (1992)『廃棄物とリサイクルの経済学—大量廃棄社会は変えられるか』有斐閣
- 3) 外川健一 (2001)『自動車とリサイクル—自動車産業の静脈部に関する経済地理学的研究』日刊自動車新聞社
- 4) 竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004)『自動車リサイクル—静脈産業の現状と未来』東洋経済新報社
- 5) 中石斉孝 (2006)「自動車リサイクルについて」、『日本機械学会誌』Vol.109、No.1055
- 6) 日本 ELV リサイクル機構 (2009)『緊急アンケート調査まとめ—自動車リサイクル法の解体業界への影響』
- 7) 日本貿易振興機構 (2006)『ジェトロ産業レポート 自動車リサイクルビジネスの動向』

- 8) 濱島肇 (2000)「自動車解体業の活性化に関する研究」、中京大学経営学部『中京経営研究』第9巻第2号
- 9) 人見勝人 (2011)『生産システム工学 第5版』共立出版社
- 10) 丸山恵也 (2000)「日本の自動車産業と環境問題」、丸山恵也・小栗崇資・加茂紀子『日本のビッグ・インダストリー① 自動車』大月書店
- 11) 湊清之 (2008)「自動車リサイクル」、小林英夫他編著『環境対応 深化する自動車技術』日刊工業新聞社
- 12) 村松祐二 (2006)「自動車産業をめぐる新たな競争と規制—自動車リサイクル法制定の背景から」、上田慧・桜井徹編著『競争と規制の経営学』ミネルヴァ書房
- 13) 矢野経済研究所 (2008)『アジア産業基盤強化等事業 自動車リサイクル等調査』
- 14) 吉田文和 (2004)『循環型社会—持続可能な未来への経済学』中央公論新社

注

- 1) 2000年に制定された「循環型社会形成基本法」では、循環型社会を、①製品等が廃棄物となることの抑制、②循環資源が発生した場合における適正な循環的な利用の促進、および、③循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分の確保という手段・方法によって実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来るかぎり低減される社会、と定義付けている。このように循環型社会とは、循環それ自体ではなく、循環を通じた環境負荷の低減を目指すものである。吉田文和 (2004、4頁) を参照。
- 2) 人見勝人 (2011年、255-257頁) によれば、社会的適正生産とは「自然との調和の中で節度ある適正な利益の取得と永続可能な安定成長の途を模索し、社会厚生・公共福祉に寄与する適正な生産」のことである。そこでは、「有限な天然資源を枯渇させて、掛け替えのない地球を破局に導く過剰生産・過剰消費(浪費)・大量廃棄の物質文明を排し、有用で長持ちする製品を社会が最小限必要なだけ、秩序ある生産をし、節度ある消費に徹することが肝要である」という。
- 3) 本稿の研究視点は、人間による経済活動を人体の循環系にたとえ、生産や使用の段階を「動脈」系統、廃棄物の適正処理やリサイクルの段階を「静脈」系統とする植田和弘 (1992年、61-62頁) の方法論を基礎に、廃車リサイクルにとっての製造ネットワーク (完成車メーカー、部品メーカーなど) と廃車解体ネットワーク (自動車解体業者、シュレッダー業者など) の連携の重要性を提起する外川健一 (2001、324頁) の議論を参考にしている。
- 4) 日本の自動車リサイクルシステムの歴史や構造的特徴については、丸山恵也 (2000)、濱島肇 (2000)、外川健一 (2001)、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004)、吉田文和 (2004)、中石斉孝 (2006)、湊清之 (2008) 等を参照した。
- 5) 自動車リサイクル法の基本的内容やその制定の背景については、主に竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004)、中石斉孝 (2006)、村松祐二 (2006)、湊清之 (2008) 等を参照した。
- 6) この点については、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004)、とくに寺西俊一・

関耕平「自動車リサイクルの課題と展望」、貫真英・平岩幸宏「静脈産業と自動車解体業」を参照。

- 7) ヒアリング調査結果は、拙稿（2009）及び（2010）にて発表している。なお本稿では、拙論で取り上げた自動車リサイクル関連事業者6社のうち、解体業者4社（A社、B社、C社、X社）の事例を念頭において、その事業戦略及び経営管理の今日的な特徴を論じている。
- 8) 自動車解体業者の事業の中心が国内中古部品販売にシフトしていることは、いくつかの調査研究でも明らかにされている。たとえば、日本ELVリサイクル機構（2009）は2008年のアンケート調査に基づき、国内部品販売を強化した業者ほど収益増の傾向にあり、その逆は収益を減らしていることを指摘している。
- 9) 日本ELVリサイクル機構（2009、11頁）によれば、自動車リサイクル法施行後、自動車解体業者の間に「車両の仕入れが困難になった」、あるいは「部品取り出来る車両の入庫が減った」との声が広がっているという。
- 10) 国内全体で1,050億円といわれる中古部品市場の8割は在庫共有ネットワークを介して流通しているといわれる。矢野経済研究所（2008、32頁）
- 11) 今後の事業展開について、M社ではハイブリッドカーや電気自動車などのエコカーへの対応が課題となっている。それというのも、エコカーに多用されている電子部品技術はメーカーにおいて「ブラックボックス化」されているため、中古部品事業に影響を与えるからである。そのため同社は、自動車メーカー及び部品メーカーからの情報収集やメーカー勤務経験者の中途採用を通じた技術の吸収など、動脈部との連携を通じた問題解決が必要不可欠だとの認識をもっている。

また、海外事業展開も課題となっている。その点については2012年2月、同社が、国内大手商社および中国系リサイクル企業と合弁形態で、中国に自動車解体企業を設立することが発表された。いずれの事例も、自動車産業動脈部との関係構築を基盤としてリサイクル事業を進展させようとするところに特徴がある。
- 12) もちろんN社も、国内市場停滞に対する打開策を模索している。たとえば、国内部品販売の内容の変化、具体的には、近年の国内部品販売上位20部品を軽自動車用部品が占めていることから、軽自動車部品の重要性に注目している。また、再生資源販売については、電気自動車の普及に伴って増加するモーターやその周辺のレアメタル回収に注目している。

謝辞

お忙しいなかご対応いただきました各事業者の担当者の皆様には、ここに深く感謝申し上げます。なお、本調査ノートの記述内容に関する一切の責任は筆者にあることを明記しておきます。

2011 年度地域問題研究所活動記録

(2011 年 4 月～2012 年 3 月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 受入図書・雑誌
- 5 研究活動
- 6 研究員業績一覧 (2011 年 4 月～2012 年 3 月)

1 地域問題研究所概要

(1) 学則

第 10 章の 2 地域問題研究所

(地域問題研究所)

第 63 条の 2 本学に、地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 地域問題研究所規定

第 1 条 (名称)	の研究所は、三重短期大学学則第 65 条に基づき、三重短期大学付属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所（以下研究所という）と称する。
第 2 条 (目的)	研究所は、本学によって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。
第 3 条 (所員) 2	本学の専任教員は研究所の所員となる。 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。
第 4 条 (事業)	研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。 一 調査および研究 二 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流 三 研究会の開催及び研究成果の公表 四 その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業
第 5 条 (著作権)	研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。
第 6 条 (運営組織)	研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。
第 7 条 (研究所長) 2 3	研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。 所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
第 8 条 (総会) 2 3	基本事項は総会において審議・決定する。 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集する。総会は所員の過半数の出席により成立する。 本条第 1 項にいう基本事項とはつぎのものをいう。 一 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認 二 研究員の推薦 三 研究所長の推薦 四 その他研究所に関する重要事項
第 9 条 (運営委員会) 2 3 4	研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。 運営委員は、所長、両科選出の運営委員 2 名、研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。
第 10 条 (研究員)	研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また互選により研究所運営委員となることができる。

2	研究員は、所長が総会にはかつて、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第11条(特別研究員)	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかつて推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第12条(雑則)	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則 2	本規程は2008年4月1日から施行する。 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

(3)2011 年度研究所構成員

所長	梅澤 真樹子（生活科学科教授）
運営委員（法経科）	茂木 陽一（法経科教授）
運営委員（生活科学科）	前期：岩田 俊二（生活科学科教授）後期：南 有哲（生活科学科教授）
年報担当	茂木 陽一（法経科教授）
通信担当	島内 高太（法経科准教授）
会計担当	前期：岩田 俊二（生活科学科教授）後期：南 有哲（生活科学科教授）
H P 担当	雨宮 照雄（法経科教授）
交流集会担当	山川 和義（法経科准教授）
研究員	楠本 孝（法経科教授） 平尾 竜一（生活科学科准教授） 長友 薫輝（生活科学科准教授） 駒田 亜衣（生活科学科助教）
助手	田中 里佳

2 地域問題研究所活動日誌

2011 年 4 月 21 日	所員総会 第一演習室 13:50～ 今年度地研研究員について
5 月 19 日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:00～ 今年度各担当の確認、事業計画の確認、予算配分案の承認
7 月 21 日	所員総会 第一演習室 13:50～ 個人研究費予算配分の承認 運営委員会議 法経科共同研究室 13:30～ 各担当からの報告
8 月 6 日	地研セミナー アスト津「会議室3」 14:00～15:30 津の「まち」づくりの歴史と未来
8 月 15 日	地研通信 第103号発行 8頁 2011 年度地研研究員一覧／研究概要／運営体制 日系人雇用問題から日本のものづくりの課題を考える 島内 高太

9月30日	地研年報 第16号発行 127頁 新しい在留管理制度と「外国人住民」／楠本 孝 医療・健康をめぐる構造的認識と地域協働／長友 薫輝 漂流する地域福祉情報／平尾 竜一・加藤 あけみ・横溝 一浩 How had Engels Overcome the Theory of “Non-historic peoples”?／南有哲 近代の津における商業発展について／茂木 陽一 乳幼児の食事に対する母親の食意識・食行動について／梅澤 真樹子・駒田 亜衣・笹井 新子・浅井 優子・竹西 亜古 三重県の労働事情について／山川 和義
10月22日	地研セミナー アスト津「会議室3」 14:00～15:30 誰でも出来る国際貢献 ～フェアトレードのある暮らし～
11月5日	地研セミナー アスト津「会議室3」 14:00～15:30 メタボ健診(特定健診)からみる津市の健康課題
12月15日	地研通信 104号発行 8頁 雲出川流域ネットワーク活動による地域資源管理の試み 岩田 俊二 高齢者住宅の動向と計画課題 木下 誠一
2012年1月19日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:30～ 各担当からの報告、学外（所員外）研究者の研究員登録について
1月21日	第44回地域問題研究交流集会 アスト津「会議室1」 13:30～16:30 日本の非正規雇用の法政策の状況 山川 和義 韓国の非正規雇用の法政策の状況 文 普玄 ヨーロッパの非正規雇用の法政策 山川 和義
3月10日	地研セミナー アスト津「会議室3」 14:00～15:30 心理臨床からみるコミュニケーションの未来像
3月21日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:30～ 各担当からの報告、次年度研究員承認について、地研セミナーについて 第45回地域問題研究交流集会 第一演習室 14:20～ 雨宮 照雄 一括交付金の評価と展望 茂木 陽一 近代マビキ慣行の比較研究―茨城県と三重県― 山川 和義 日韓の非正規雇用法制の現状―特に有期雇用契約について 島内 高太 自動車リサイクル企業の発展方向性 岩田 俊二 農村地域における景観計画に関する基礎的研究 梅澤 真樹子 本学学生の食意識・食行動について
3月31日	地研通信 105/106 合併号発行 24頁 第44回地域問題研究交流集会報告

3 地域問題研究所刊行物

地研通信

号数	発行日	内容	頁数
103 号	2011.8.15	2011 年度地研研究員一覧／研究概要／運営体制 日系人雇用問題から日本のものづくりの課題を考える 島内 高太 受入図書一覧	8
104 号	2011.12.15	雲出川流域ネットワーク活動による地域資源管理の試み 岩田 俊二 高齢者住宅の動向と計画課題 木下 誠一	8
105/106 号	2012.3.31	第 44 回地域問題研究交流集会報告 受入図書一覧	2 4

地研年報

第 16 号 9.30 発行 127 頁

(論説)

新しい在留管理制度と「外国人住民」／楠本 孝

医療・健康をめぐる構造的認識と地域協働－アクション・リサーチから－／長友 薫輝

漂流する地域福祉情報－災害時の薬剤情報共有の探索的検討を通じて－／平尾 竜一・加藤 あけみ・横溝 一浩

How had Engels Overcome the Theory of “Non-historic peoples” ?／南 有哲

(研究ノート)

近代の津における商業発展について－伊勢商人の町から近代都市へ－／茂木 陽一

(調査)

乳幼児の食事に対する母親の食意識・食行動について－津市の乳幼児を持つ母親へのアンケート調査から－／梅澤 真樹子・駒田 亜衣・笹井 新子・浅井 優子・竹西 亜古

三重県の労働事情について－平成 22 年度三重の労働事情より－／山川 和義

2010 年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要／地域問題研究所活動日誌／地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌／研究活動／研究員業績一覧

4 受入図書・雑誌

(1) 収集図書点数(2011/4/1～2012/3/31) 106 点

(2) 受入雑誌一覧

部落解放研究

自治総研

地域社会

人権と部落問題

月刊介護保険

工場管理

労働法令通信

福祉新聞

地域政策

ほっと通信

学術センター通信

新都市

月刊イオ

エコジ

労政時報

労働と医学

地域問題研究

調査News

CURES

国際人流

判例 地方自治

人と国土

協同の発見

日経メディカル

広報津

三銀レポート

部落問題研究

週刊教育資料

日経ものづくり

AFF

総合社会福祉研究

月刊切り抜き保健

中小商工業研究
財政金融統計月報
自治研究
地域開発

教育展望
社会教育
人口問題研究
文部科学時報

教育
社会福祉研究
地方税
都市政策

厚生指標
住民と自治
地方財政
月刊福祉

5 研究活動

(1) 個別研究

研究員名	研究テーマ	研究概要
雨宮 照雄	自治体財政分析手法の開発	近年、財政健全化比率の算定・公表や財務諸表の作成を通じて、自治体財政に関する情報は充実してきている。また、総務省において決算カード、財政状況等一覧表、財政比較分析表などの財政情報の公開が進み、自治体財政の比較が容易になってきている。 しかしながら、発生主義と複式簿記に基づく財務諸表をどのように財政分析に活用するかについては、財政学サイドと会計学サイドでは異なった評価が下されており、共通の理解に達しているとは言いがたいのが現状である。 本研究では、従来、決算統計をベースに実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などの指標を用いて行われてきた自治体財政分析と財務諸表に基づく財政分析とを整理し、統一的な自治体財政分析手法を提示したい。
茂木 陽一	近代三重県域における人口動態の研究	一昨年まで継続していた近代三重県域におけるマビキ慣行の研究のまとめと、他地域における近代マビキ慣行の比較研究。
楠本 孝	新しい在留管理制度と「外国人住民」	2009年の法改正により外国人登録法が廃止され、外国人住民は住民基本台帳法の対象とされた。この法改正の問題点を検証する。
山川 和義	三重県における労働・雇用問題に関する政労使の取り組み	本研究では、三重県において労働・雇用問題に政労使が現にどのような取り組みをしているかについて分析し、今後の課題を提示するものである（対象は当該年度または昨年度の取り組みとする）。
島内 高太	自動車リサイクル企業の現状と課題	産業・企業の研究において、製品の生産にかかわる動脈部に加えて、リサイクルや適正処理を担う静脈部の企業研究が求められてきている。本研究では自動車産業の静脈部、とくに自動車リサイクルに焦点をあて、その市場特性と企業行動の特徴について考察する。
岩田 俊二	伊賀市農村集落の景観分析に関する研究（継続）	地元の人々へのアンケート結果、同じアンケートを三重短大生に対して行った結果、それらをふまえた景観形成指針についてまとめる。
梅澤 真樹子	若者の食意識と食生活状況調査	ライフスタイルの多様化、外食産業の規模拡大など食生活を取り巻く環境の変化に伴い、個人の食行動は大きく変化してきている。特にコンビニエンスストアやファストフード店の普及は、カロリーや脂質の過剰摂取、不規則な食事時間などの食行動上の問題を引き起こす要因になっている。このような変化の影響を受けやすい若者について、現在の食生活状況を知り、かれらの食意識を改善させる食育のありかたを検討するものである。
駒田 亜衣	津市における特定健診の受診率向上を目指した介入研究	これまで三重県津市の特定健診データから、性別、年代別等に分類した特徴を見出し、有効な保健指導のあり方の方策について津市保健センターと協議してきた。 しかし、特定健診の受診率が向上しなければ、津市全体の健康レベルを上げることは出来ない。そこで本研究では、津市の1地区を対象とし、受診率の向上を目指すことを目的とした介入研究を実施する。津市の1地区で無作為に抽出された受診対象者に対し、受診支援を郵送で行う。抽出されなかった受診対象者と比較して受診率が向上しているかを検証し、受診支援の効果を確認する。

平尾 竜一	持続可能な社会システム構築のための環境福祉学の基礎論的検討	人類をとりまく社会環境世界の急速な変化にともなう、人間の生活や心的風景に深刻な影響が及ぼされている一方、福祉や心理、教育などの人間形成や対人援助に関わる諸学問のいっそうの発展と同時に、人らしい生活を営むことを可能とする豊かな国際福祉社会への転換やそうした環境の創造を可能にする持続可能な社会システムの構築が期待されるところである。 こうした諸課題は、高度先端化する科学技術、医療技術の発展、持続可能な地球環境の保全のあり方などの進展というマクロ社会的なものを包含しつつ、社会システム全体の変化とともに、対人援助活動をふくめた意味での人間の社会行動についての総合的な研究の必要性を提起する。このような問題意識に基づき、産業界のみならず家庭内での廃棄物としてのパソコン（PC 端末）のリサイクルを中心に、地域経済の活性化や障害者の就労可能性の拡充をはたすと期待されて注目を集める、コミュニティビジネスの形態について調査検討するとともに、あるべき環境福祉のコンピテンシーの探求を行うものとする。
長友 薫輝	皆保険体制の持続可能性～国保再生に着目して～	自己負担が増えた上に失業や収入減に見舞われ、家計を守るために受診を控えざるを得ない状況となっている。結果的に重症化を招き、政府が掲げる医療費抑制策の意図にも反することになると考えられる。コスト面も含めて国保再生の道筋を探りながら皆保険体制の持続可能性を追求したい。

(2) 奨励研究

研究員名	研究テーマ	研究概要
山川 和義 文 普玄	労働法の問題にかんする日韓比較研究	本研究は、日本と韓国に共通する労働法の問題をとりあげ、当該問題に対応する法政策を比較することで、それぞれの問題の特徴を明確にし、その法的解決のための法政策を検討することを目的とする。対象となりうる問題としては、例えば非正規雇用、労働組合の活動にかんする法制度などがあげられるが、2011 年度は日韓の労働法制の特徴を整理しつつ、1 ないし 2 つの問題を取りあげる。本研究の成果として、日韓の法制度の特徴の整理や共通する問題への対応の比較検討により、日本における新たな問題解決の示唆が得られるものと考えられる。

6 研究員業績一覧(2011 年4月～2012 年 3 月)

雨宮 照雄

研究活動実績

論文（査読無）：「社会保障と税一体改革成案を読む」『地方自治みえ』（第 230 号 2011 年 8 月）

社会的活動実績

地域連携事業：「わあむ津と三重短大学生とのワークショップ」司会（2011 年 11 月 19 日）

その他の社会的活動：大学基準協会短期大学評価委員、大学基準協会短期大学評価財務分科会主査

茂木 陽

研究活動実績

著書（共著）：『伊勢市史第 4 巻近代』伊勢市、2012 年 3 月

その他著作：研究ノート「近代の津における商業発展について－伊勢商人の町から近代都市へ」、地研年報第 16 号、2011 年 9 月

その他報告：「近代マビキ慣行の比較研究－茨城県と三重県」、第 45 回研究交流集会、2012 年 3 月

助成研究（外部研究費、含科研費）：文化庁・三重県・松阪市「長谷川家文書調査」／科学研究費補助金基盤研究 B「伊勢商人長井家江戸来状群の整理・保存・公開と研究基盤創出に向けての史料学的研究」共同研究「長井家文書」（代表山田哲好）連携研究者

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：三重県史編纂専門委員／伊勢市史編纂専門部会委員／津市文化財審議会委員／松阪市長谷川家文書調査委員会委員

楠本 孝

研究活動実績

論文（査読無）：「在特会事件判決の意義と限界」日本民主法律家協会『法と民主主義』（464号）2011年12月／「外国人登録法史研究序説」三重短期大学法経学会『三重法経』（140号）2012年3月

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：津市青少年問題協議会委員／津市教育委員会「学校へ行こう in 津」就学ガイダンス実行委員会アドバイザー

学外の講演会・研修会講師：三重アカデミックセミナー講師「『外国人住民』とは何か」（2011年8月）

山川 和義

研究活動実績

著書（共著）：大内伸哉編著『労働法演習ノート25』（弘文堂、2011年11月）第4章、第12章、第15章担当

著書（教科書）：君塚正臣編著『法学部生のための選択科目ガイドブック』（ミネルヴァ書房、2011年4月）Ⅲ5 労働法担当

論文（査読無）：「年齢差別禁止の特徴と規制の方向性」日本労働法学会誌 117号（2011年5月）49頁／「今後の高齢者雇用対策についての建議とその法的問題」季刊労働法 236号（2012年3月）104頁

その他著作：「三重県の労働事情について—平成22年度「三重県の労働事情」より—」地研年報 16号（2011年9月）91頁／「もう少しお休みがほしいというのは贅沢か？」地方自治みえ 231号（2011年9月）1頁

その他報告：「日韓の非正規雇用法制の現状—特に有期雇用契約について」、第45回地研交流集会（学内）、2012年3月21日。

社会的活動実績

地域連携事業：「ワーキングプアについて法的に考える」地域問題研究交流集会報告 2012年1月21日

学外の学会・審議会・委員会：日本労働法学会企画委員／三重県福祉サービス運営適正化委員会委員／三重県福祉サービス運営監視委員会委員／三重県福祉サービス苦情解決委員会副委員長

学外の講演会・研修会講師：愛知県労働協会「労働法長期講座」賃金（2011年11月14日）／労働時間（2011年11月18日）担当／三重県社会保険労務士会業務研修会講演 2011年11月8日／「労働時間について」、三重県社会保険労務士会労働問題部会第4回研修会「賃金」2012年3月24日

島内 高太

研究活動実績

著書（共著）：「日本における自動車リサイクルの実態と課題」、林正樹編著『現代企業の社会性』中央大学出版部（第7章）、2012年3月。／「日本企業の生産・労働システム」、林正樹編著『現代日本企業の競争力』ミネルヴァ書房（第9章）、2011年6月。「米国における日系企業と日本的経営」（林正樹編著『現代日本企業の競争力』ミネルヴァ書房（第11章）、2011年6月。

論文（査読有）：「中核的技能者養成を支える企業内訓練校の教育体制」、『労務理論学会誌 第21号 若者の雇用と人材育成』晃洋書房、2012年1月。

論文（査読無）：「NUMMIにおける日本的経営システムの『再文脈化』」、中央大学商学研究会『商学論纂』（第53巻第5・6号）、2012年3月。

その他著作：（ノート）「日系人雇用問題から日本のものづくりの課題を考える」、三重短期大学地域問題研究所、『地研通信』（第103号）、2011年8月。／（事典）「トヨタ生産システムと『日本的経営』」、労務理論学会編『経営労務事典』晃洋書房、2011年、6月。

学会報告（口頭分）：「企業内訓練校における人材養成の現状と課題—日本自動車企業2社の比較分析を中心に—」、日本比較経営学会第36回大会自由論題（同志社大学）、2011年5月14日。／「企業内訓練校における人材養成の特徴と課題—中核的人材養成を促進する組織的メカニズムへの注目—」、労務理論学会第21回全国大会自由論題（中央大学）、2011年6月11日。

その他報告：「自動車リサイクル企業の発展方向性—動脈セクターと静脈セクターの関係性に注目して—」、第45回地研交流集会（学内）、2012年3月21日。

助成研究（外部研究費、含科研費）：科研費基盤研究（C）（一般）「企業の人的資源管理と大学の職業的レ

リバンスー地域労働市場に関する調査研究」研究分担者

社会的活動実績

地域連携事業：高大連携出前講義「『日本でいちばん大切にしたい会社』に学ぶ企業発展の条件」（三重県立津商業高等学校ビジネス科「総合実践」）、2011年9月6日、7日。

学外の学会・審議会・委員会：工業経営研究学会幹事および学会誌編集委員

岩田 俊二

研究活動実績

論文（査読有）：「雲出川流域ネットワーク活動による地域資源管理の試みー雲出川・山川海ネットークの活動ー」

助成研究（外部研究費、含科研費）：科研基盤研究C「農村計画の「計画力概念」に関する実証的研究」

社会的活動実績

地域連携事業：地研セミナー「津の「まち」づくりの歴史と未来」

学外の学会・審議会・委員会：日本建築学会農村計画委員会委員／日本建築学会農村計画委員会国土計画小委員会主査／日本建築学会論文集委員会委／村計画学会理事・評議員／農村計画学会査読委員会委員／農村計画学会学術交流委員会委員／三重県公共事業評価委員会委員／三重県公共事業等総合評価意見聴取会委員／津市建築審査会副会長／津市福祉有償運送協議会会長／四日市市開発審査会副会長

梅澤 真樹子

研究活動実績

著書（教科書）：新食品・栄養科学シリーズ「調理学」第2版第3刷（化学同人）

論文（査読無）：梅澤真樹子、吉田香：新調理システムの栄養学的有用性について、三重短期大学生活科学研究会紀要、第59号、pp 33-40、2011年3月／梅澤真樹子、駒田亜衣、笹井新子、浅井優子、竹西亜古：乳幼児の食事に対する母親の食意識・食行動について三重短期大学地域問題研究所、「地研年報」第16号、pp 79-90、2011年9月

社会的活動実績

地域連携事業：高大連携出前講義相可高校「バランスの良い食べ物の選び方」 2011年11月／三重大学との大門空き店舗を利用した連携事業／高大連携出前講義久居高校出前講座「栄養の大切さと栄養士の働き」 2012年2月

学外の学会・審議会・委員会：地域栄養管理ネットワーク委員／津市栄養士連絡会議委員

学外の講演会・研修会講師：三重県栄養士会研究発表会「乳幼児の食事に対する母親の食意識・食行動」2011年3月

平尾 竜一

研究活動実績

論文（査読無）：「漂流する地域福祉情報」加藤あけみ、横溝一浩 地研年報 2011年9月 p.45-p.49

その他著作：翻訳「アクションリサーチ」目黒輝美他フィリア出版 2012年3月（担当分 第5章、第8章）

社会的活動実績

地域連携事業：三重短大主催高山講座カラーコミュニケーション・わたしを変える色 伊藤明子氏（分担部分MCおよび補助） 9月（台風により延期、翌2012年2月開催）

学外の学会・審議会・委員会：津市社会福祉事業団評議員

学外の講演会・研修会講師：津市安濃仏教会 「こころの健康とコミュニケーション」 11月23日

その他の社会的活動：NPO法人静岡県島田市こころハートケアセンター賛助会員

長友 薫輝

研究活動実績

著書（共著）：「国保制度問題における自治体の課題」大阪自治体問題研究所編『大阪大都市圏の再生』自治体研究社、2011年

論文（査読無）：「医療・健康をめぐる構造的認識と地域協働へアクションリサーチから～」三重短期大学地域問題研究所『地研年報』No. 16、2011 年 9 月

その他著作：「地域医療再構築プロジェクト中間報告」『月刊 国民医療』No. 290、2011 年 11 月

共同研究（研究費助成のないもの）：国民医療研究所「地域医療再構築プロジェクト」

社会的活動実績

地域連携事業：津市政策研究・研修「過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくり」

学外の学会・審議会・委員会：津市介護保険事業等検討委員会、津市人権施策審議会、津市地域自立支援協議会、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会、松阪市福祉有償運送運営委員会、三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会、三重県新しい公共を考える津門卓会議委員、津市社会福祉協議会理事、津市NPOサポートセンター理事、国民医療研究所幹事、日本医療労働会館評議員、日本医療経済学会幹事、総合社会福祉研究所紀要編集委員

駒田 亜衣

研究活動実績

論文（査読無）：梅澤眞樹子、駒田亜衣、笹井新子、浅井優子、竹西亜古、乳幼児の食事に対する母親の食意識・食行動について—津市の乳幼児を持つ母親へのアンケート調査から—、三重短期大学地域問題研究所年報, 第 167 号, pp79-90. (2011.9)

その他著作：（辞典）「健康・栄養学用語辞典」編集代表：大森正英、中央法規、2011 年 2 月（執筆分担）

学会報告（口頭分）：駒田亜衣、短期大学生における 1 年間の実習後の「和風だし」官能評価の変化、第 58 回日本栄養改善学会要旨集 pp279、2011.9(広島市)／飯田津喜美、駒田亜衣、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、落合加代、別府由紀、青百合恵、山田真司、特定健診の連続受診者と単年受診者との健診結果の比較、第 70 回日本公衆衛生学会抄録集 pp209、2011.10(秋田市)／駒田亜衣、飯田津喜美、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、落合加代、別府由紀、青百合恵、山田真司、生活習慣の変化による特定健康診査への影響について、第 70 回日本公衆衛生学会抄録集 pp209、2011.10(秋田市)／中北なをみ、藤井久美子、梅林ひとみ、落合加代、別府由紀、青百合恵、山田真司、飯田津喜美、中井晴美、駒田亜衣、保健指導実施群と未実施群の検査値及び保健指導レベルの変化、第 70 回日本公衆衛生学会抄録集 pp209、2011.10(秋田市)

その他報告：（報告書）平成 20-21 年度特定健診結果 三重県・津市・伊勢市・亀山市の比較(2012.3)／（報告書）平成 23 年度三重県県民健康・栄養調査結果の概要(2012.3)

助成研究（外部研究費、含科研費）：[研究課題名]「健診三年連続受診者の糖尿病リスクと食生活習慣・過去の栄養状態との関連に関する研究」（代表者 駒田亜衣）、[研究費名]平成 23 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（若手研究(B)））、[研究期間]平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月、[配分機関]独立行政法人日本学術振興会／[研究課題名]「医療費削減に向けた食生活習慣調査の 4 郡比較から探る有効な保健指導の方策に関する研究」（代表者 駒田亜衣）、[研究費名]平成 22 年度中部科学技術センター学術奨励研究助成事業、[研究期間]平成 22 年 12 月～平成 23 年 3 月、[配分機関]財団法人中部科学技術センター／[受託研究]「三重県民健康・栄養調査事業に係る専門指導業務」（代表者 駒田亜衣）、[委託期間]平成 23 年 7 月～平成 24 年 3 月、[受託機関]三重県健康福祉部

社会的活動実績

地域連携事業：平成 23 年度 三重短期大学「政策研究・研修」（テーマ：国民健康保険特定健康診査結果の地域比較から探る有効な保健指導にあり方に関する共同研究）駒田亜衣（研究代表者）、飯田津喜美、中井晴美、梅澤眞樹子、落合加代、別府由紀、青百合恵、中北なをみ、藤本理恵

学外の学会・審議会・委員会：「ヘルシービーブルみえ・21」評価・策定ワーキンググループ委員

学外の講演会・研修会講師：三重短期大学地研セミナー研究成果報告「メタボ健診(特定健診)からみる津市の健康課題」、平成 23 年 11 月 5 日(アスト津)

執筆者紹介

岩田 俊二	本学生活科学科教授
中井 加代子	本学生活科学科助手
文 普玄	韓国教育開発院日本調査員・特別研究員
南 有哲	本学生活科学科教授
茂木 陽一	本学法経科教授
梅澤 眞樹子	本学生活科学科教授・所長
島内 高太	本学法経科准教授

地研年報 第17号

2012年 9 月30日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

梅澤 眞樹子

発行所 三重短期大学地域問題研究所

〒514-0112 三重県津市一身田中野157

T E L 059-232-2341

印刷所 筒井印刷有限会社

〒514-0104 三重県津市栗真小川町720-1

T E L 059-231-3300

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

No.17 2012

[Articles]

The Landscape Formation Code in the Rural Area of Iga-City

— Basic Study about the Landscape Planning in the Rural Area —

..... *Shunji IWATA and Kayoko NAKAI* (1)

The Changing Labor Market in Korea

— The State of Affairs of the Working-Poor and Laws&Policy —

..... *Moon Bohyun* (123)

[Notes]

On “Science of Living”

..... *Arisato MINAMI* (133)

On the Analysis Method of Modern Abortion Custom

..... *Youichi MOGI* (141)

[Research]

Study on the Eating Behavior and Awareness of College Students

..... *Makiko UMEZAWA* (159)

Report on the Management of Automobile Recycle Company in Saitama Prefecture

..... *Kota SHIMAUCHI* (177)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan